

全国児童福祉主管課長

・子育て応援特別手当関係課長会議

平成21年1月8日（木）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

# 目 次

I. 子育て応援特別手当について . . . . .	1
II. 今後の少子化対策等について [内閣府] . . . . .	(別冊)
III. 安心こども基金 (仮称) について . . . . .	29
○ 安心こども基金 (仮称) の概要 . . . . .	31
○ 平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金) について (案) . . . . .	38
IV. 妊婦健診の公費負担の拡充について . . . . .	51
○ 妊婦健康診査の現状について . . . . .	53
○ 妊婦健康診査臨時特例交付金 (仮称) の概要 . . . . .	54
○ 平成20年度妊婦健康診査臨時特例交付金 (妊婦健康診査支援基金) について (案) . . . . .	59
V. 21年度雇用均等・児童家庭局の予算案について . . . . .	69
VI. 緊急サポートネットワーク事業及びファミリー・サポート・センター事業について . . . . .	83
VII. 児童福祉法等の改正及び施行について . . . . .	89
○ 児童福祉法等の一部を改正する法律概要 . . . . .	91
○ 児童福祉法等の一部を改正する法律の主な内容 . . . . .	92
○ 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う 政令の改正について . . . . .	(別冊)
○ 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う 省令・告示の整備について . . . . .	99
○ 里親関係 . . . . .	135
○ 小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム) 及び児童自立 生活援助事業 (自立援助ホーム) の単価の考え方について . . . . .	228
○ 被措置児童等虐待について . . . . .	229
○ 児童福祉行政指導監査について . . . . .	271

VIII. 社会保障審議会少子化対策特別部会の検討の状況について . . .	297
○ 社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告(案) (概要) . . . . .	299
○ 次世代育成支援のための新たな制度体系の検討について . . .	320
○ 少子化対策特別部会及び保育事業者検討会の経過 . . . . .	321
○ 保育事業者検討会開催要綱及び名簿 . . . . .	322
○ 参考資料集 (抜粋) . . . . .	324
○ 社会保障審議会少子化対策特別部会における検討の 状況について . . . . .	345
IX. その他 . . . . .	347
○ 国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に 係る留意点等について . . . . .	349

# I . 子育て応援特別手当について



## 議題①子育て応援特別手当について

- この資料は、先日お送りした「たたき台」をもとに作成したものです。
- 内容については、今後の検討によって、変更がありうるものです。
- 今後、地方公共団体のご意見等を伺いながら、整理してまいります。

### 子育て応援特別手当 目次

資料 1	「子育て応援特別手当」の実施について（たたき台）	5
資料 2	「子育て応援特別手当」の支給について（概要）	9
資料 3	子育て応援特別手当の支給対象となる子について	10
資料 4	子育て応援特別手当の申請・支給事務フローイメージ	11
資料 5	子育て応援特別手当に係る資金の流れ（イメージ）	13
資料 6	申請書のイメージ	14
資料 7	子育て応援特別手当事業に係る予算積算の考え方	15
参考資料	定額給付金事務説明会 資料	19



## 「子育て応援特別手当」の実施について（たたき台）

※下線部は 12 月 5 日送付版からの変更点

## 〔趣旨〕

平成 20 年度の緊急措置として、幼児教育期（小学校就学前 3 年間）の第二子以降の子一人あたりにつき、3.6 万円の「子育て応援特別手当」を支給する。

## 1. 実施主体

市町村（特別区を含む。）とする。

## 2. 対象となる子の範囲

世帯に属する 3 歳以上 18 歳以下の子（平成 2 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日生まれまでの子。特別手当支給基礎児童）（兄弟姉妹に限らない。また、世帯が異なるものの、扶養している子等を含む。）が 2 人以上おり、かつ、就学前 3 学年、すなわち、平成 14 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までの間に生まれた子がいる場合であって、特別手当支給基礎児童のうち第 2 子以降の平成 14 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までの間の生まれの子であって、以下のいずれかの要件に該当する子を支給対象とする。

① 住民基本台帳に記録されていること

② 外国人登録原票に登録されている者のうち次に掲げる者に該当すること

・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者

・出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に定める在留資格を有して在留する者（出生等により在留資格を有することなく在留することができる者を含み、不法滞在者及び短期滞在の在留資格で在留する者を除く。）

### 3. 支給対象者

対象となる子の属する世帯の世帯主であって、以下のいずれかの要件に該当する者とする。

① 住民基本台帳に記録されていること

② 外国人登録原票に登録されている者のうち次に掲げる者に該当すること

・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

・出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める在留資格を有して在留する者（出生等により在留資格を有することなく在留することができる者を含み、不法滞在者及び短期滞在の在留資格で在留する者を除く。）

### 4. 支給の基準日

支給基準日（平成21年2月1日）時点における住民基本台帳上の住所地を基準として、当該市町村が支給を行う。

### 5. 所得が高い者の取扱い

所得の多寡に応じ、給付の差異を設けないことを基本とするが、各市町村の判断により、世帯主の所得が一定の基準額（基準額の下限は1,800万円）以上である場合について、当該世帯主に対し「子育て応援特別手当」（以下「特別手当」という。）を支給しないこととすることができることとする。

なお、市町村は、特別手当の支給に当たり、一定の考え方に基づき、受給の辞退を呼びかけることができる。

## <手続イメージ>

- ① 特別手当の支給申請時において、次に掲げる事項について同意を得た上で、支給決定。
  - (ア) 平成21年所得を確認するため、後日、世帯主の収入の状況等を把握するため、税情報を閲覧又は取得することがあり得ること
  - (イ) 世帯主に係る平成21年所得が市町村の定める基準額を超えた場合にあっては、特別手当を返還すること。
- ② 平成21年所得が確定した後、当該世帯主に係る平成21年所得について、税情報により確認し、当該所得が市町村の定める基準額を超えていた場合、特別手当の返還を請求する。

## 5. 支給額

3. 6万円を一時金として支給する。

## 6. 支給方法

原則として口座振り込みにより支給する（場合によっては、現金支給による支給も可）。

## 7. 支給事務フロー

### <事務イメージ>

- ① 市町村は、住民基本台帳のデータから、平成2年4月2日～平成17年4月1日生まれの子が2人以上おり、かつ、平成14年4月2日～平成17年4月1日生まれの子がいる世帯を抽出し、後者の子のうち、年齢順に2人目以降となる人数を抽出。
- ② 市町村は、特別手当の支給案内を実施。
- ③ 申請者は、支給対象となる子の氏名、性別、生年月日、住所を記載する。
- ④ 市町村は、申請書に記載された子の人数と台帳の子の人数との照合を行い、手当を支給する。

## 8. 支給開始日等

支給開始日は、市町村において決定する（可能な限り、年度内の支給開始を目指すものとする）。

申請期限については検討中 （申請受付開始日から3か月以内又は6か月以内）。

## 9. 事業形式

市町村の事業に対する補助事業として実施する。

## 10. 経費負担等

事業の実施に要する経費（給付費の総額及び給付に係る事務費）について、交付金を交付する （事務費について、人件費の本給及び備品購入費は対象外）。

事業費及び事務費については、市町村において、適当な方法で区分経理を行い、歳入歳出を処理する（経理が明確になれば、市町村において特別会計の設置等は必要ない）。

# 「子育て応援特別手当」の支給について(たたき台概要)

議題①子育て応援特別手当について  
資料2

平成20年度の緊急措置として、幼児教育期(小学校就学前3年間)の第二子以降の子一人あたりにつき、3.6万円の子育て応援特別手当を支給する。

(内容)

○支給対象となる子:平成20年度において小学校就学前3年間に属する子、すなわち、平成14年4月2日から平成17年4月1日までの間の生まれ(平成20年3月末において3~5歳の子)であって、第2子以降である児童(170万人程度)

※ 第2子以降の判定については、高校卒業(18歳)までの子を基礎とする。

※ 外国人については、外国人登録原票に登録されている者であって、正規在留者に限る(短期滞在の在留資格を除く)。

○支給額 :支給対象児童一人につき3.6万円

○支給先 :支給対象となる子の属する世帯の世帯主

(住民基本台帳、外国人登録原票の情報を活用)

○所得制限 :所得制限を設けるか否かは各市町村がそれぞれの実情に応じて判断。

所得制限を設ける場合の下限は、定額給付金と同様、1,800万円とし、所得制限の判定は、世帯主の個人所得により判定する(世帯所得の合算はしない)。

○支給手続 :各世帯主による申請に基づき支給する。

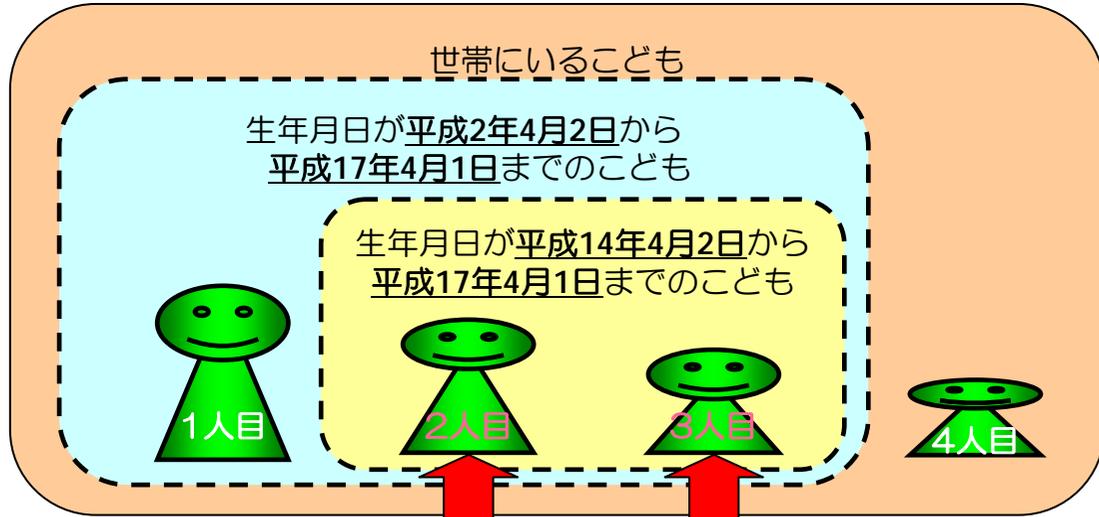
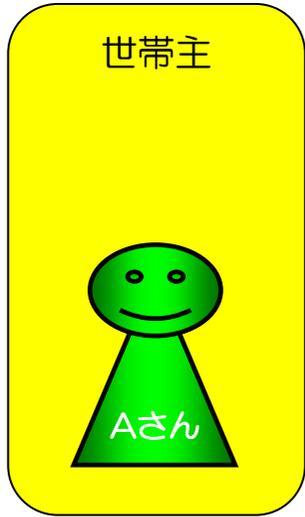
○予算額(案) :総額651億円(給付費616億円、事務費35億円)(全額国庫負担)

※ 平成20年度第二次補正予算案に計上

# 子育て応援特別手当（Aさん、Bさんの場合）

議題①子育て応援特別手当について  
資料3

Aさん  
世帯



手当の対象となるこども

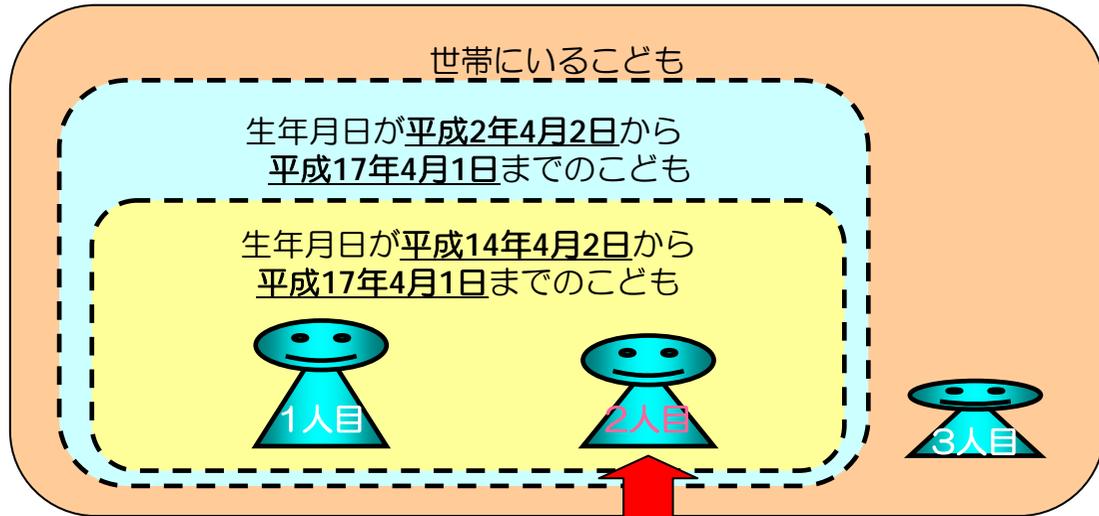
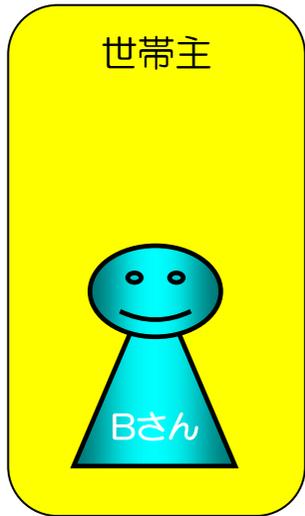
Aさんへの子育て応援特別手当

3.6万円×2人＝

7.2万円

-10-

Bさん  
世帯



手当の対象となるこども

Bさんへの子育て応援特別手当

3.6万円×1人＝

3.6万円

# 子育て応援特別手当の申請・支給事務フローイメージ

議題①子育て応援特別手当について  
資料4-1

市区町村

申請書等郵送  
広報誌、保育所・幼稚園等を通じ広報、申請書の備え付け

住民

申請書等受領

世帯主等が市町村に対して申請（郵送も可）

## 【申請に必要な書類】

### ①子育て応援特別手当支給申請書

- ・申請者の氏名等の記載
- ・世帯に属する子の氏名等の記載
- ・支給対象となる子の人数の記載
- ・振込先口座の記載及び口座通帳のコピー

### ②本人確認書類

- ・運転免許証、住基カード、パスポート、外国人登録証明書等

※ 代理申請の場合は医療保険被保険者証など世帯主との関係を証する書類)

(注) 所得制限を行う市町村においては、課税情報を閲覧等すること、所得制限基準額を超えた場合は子育て応援特別手当につき返還することについて同意を得る。

市区町村

## <支給要件の審査>

- ①本人確認、振込先口座の記載漏れのチェック
- ②受給者台帳との突き合わせ（又は受給者台帳への追記）

支給決定通知・振り込み通知

受給者台帳の  
チェック

口座振り込み

子育て応援特別手当支給完了

# 受付・審査事務 標準的な処理イメージ

平成21年1月8日現在版



① 本人確認(代理人の場合は委任状等を確認)



受付事務

② 申請書の記載事項等を確認し、対象児童数と受付簿の対象児童数を比較し、受付区分を記入

異なる場合



第1子が別居している場合

③ 申請書と台帳を比較、別居している第1子との関係を確認(保険証等)

同じであれば受付終了



受付終了



審査事務



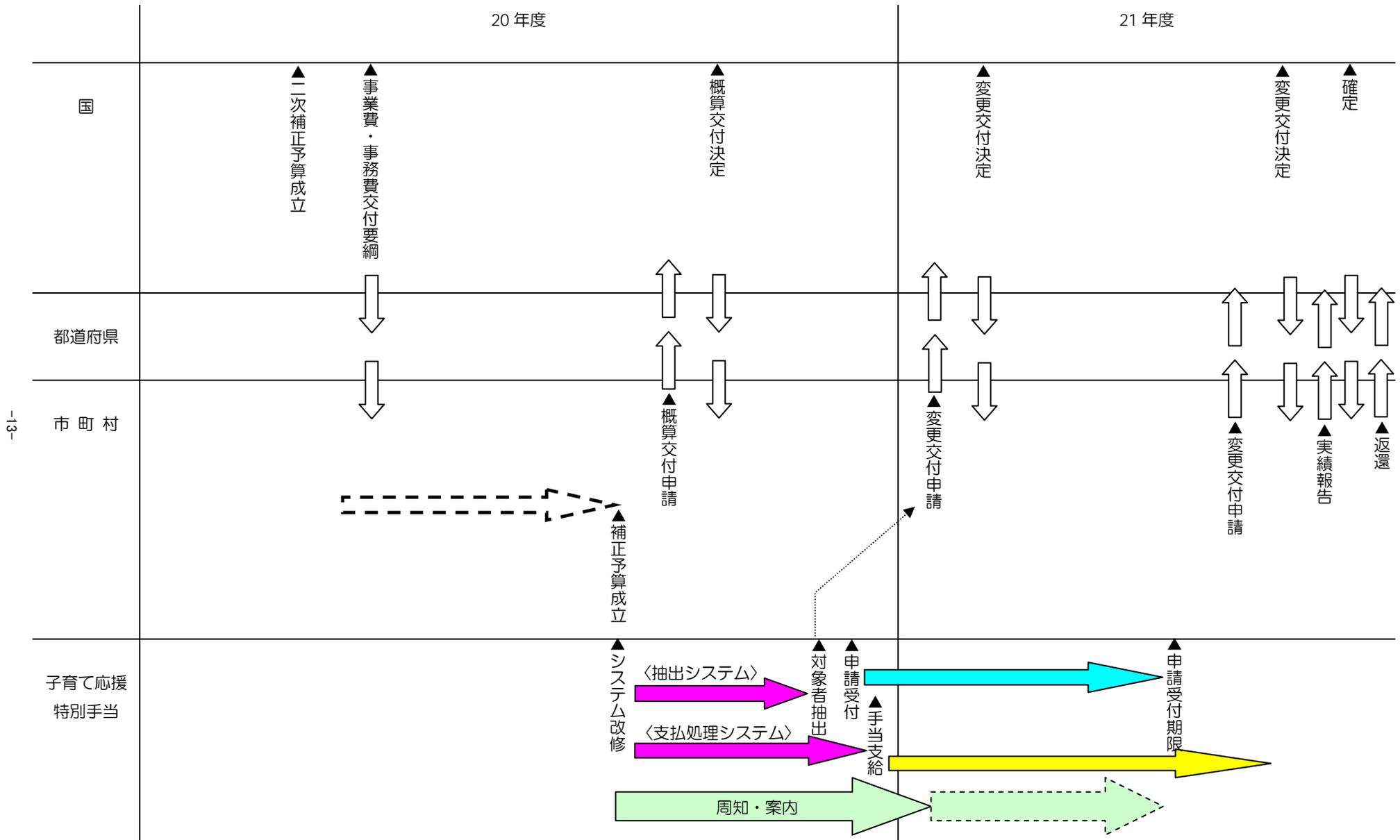
申請書の記載事項等と台帳内容を比較し、必要事項を台帳に記入(入力)



※ 今後、事務処理の詳細を検討することにより、変更がありうる。

## 20年度補正予算が成立した場合の 子育て応援特別手当に係る資金の流れ〈イメージ〉

議題①子育て応援特別手当について  
資料 5



# 子育て応援特別手当 申請書

## 【イメージ】

市区町村受付印

市区町村長 殿

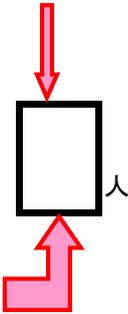
世帯主

(ふりがな) 氏 名		生 年 月 日	性別	住 所		
		明治 大正 昭和 平成	男・女	電話 ( )		
受取方法	金融機関名	支店名	分類	口座番号		口座名義(ふりがな)
1 金融機関(ゆう ちょ銀行を除く) 2 ゆうちょ銀行 3 窓 口	銀行 金庫 信組 信連 農協 漁協 信漁連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座			
		支店コード		記号(左詰めでお書きください。)		番号(右詰めでお書きください。)
ゆうちょ銀行を選択された場合には、 <b>貯金通帳の見開き左上</b> <b>キャッシュカードに記載された</b> <b>記号・番号</b> をお書きください						

太枠内の  
児童のうち  
生年月日  
が口の範囲  
内にある児  
童の数

世帯に属する児童(生年月日がイの範囲内にある児童について年齢の高い順にお書きください。)

	氏 名	続柄	生 年 月 日	同居・別居 の別	住所(世帯主と別居の場合にお書きください)
1人目			平成 . .	同・別	
2人目			平成 . .	同・別	
3人目			平成 . .	同・別	
4人目			平成 . .	同・別	
5人目			平成 . .	同・別	
6人目			平成 . .	同・別	



イ 平成2年4月2日生～平成17年4月1日生

ロ 平成14年4月2日生～平成17年4月1日生

- ① 子育て応援特別手当の受領等に関して、受給資格の有無及び所得状況等について公簿で確認することに同意します。
- ② 公簿等で確認ができない場合は、関係書類の提出を行います。
- ③ 同居の事実又は扶養、監護を行っているなど同居と同等と認められる事実がなかったことが判明した場合には、子育て応援特別手当の返還に応じます。
- ④ 当該申請に係る世帯主の所得が〇市子育て応援特別手当支給事業実施要綱第〇条に定める所得を超えていたことが判明した場合には子育て応援特別手当の返還に応じます。

上記の事項に同意の上、子育て応援特別手当を申請します。

平成 年 月 日

申請者氏名	Ⓜ
-------	---

\* 記名押印に代えて署名することができます。

代理人	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	性別	住 所
		明治 大正 昭和 平成	男・女	電話 ( )

上記の者を代理人と認め、子育て応援特別手当の申請を委任します。

平成 年 月 日

世帯主氏名	Ⓜ
-------	---

\* 記名押印に代えて署名することができます。

# 子育て応援特別手当事業に係る予算積算の考え方

議題①子育て応援特別手当について  
資料7

子育て応援特別手当について、市町村が補正予算に計上する場合の目安として、積算方法等を整理したもの。

## 【積算方法】

### 1. 支給対象見込児童数

支給対象見込児童数 (A)

19年度児童手当支給状況報告  
市町村支給対象児童数  
〇〇〇人

$$= \frac{\text{19年度児童手当支給状況報告  
市町村支給対象児童数  
〇〇〇人}}{1,180.8万人  
[11,808,091人]  
19年度児童手当支給状況報告  
全国支給対象児童数} \times$$

子育て応援特別手当  
全国支給対象見込児童数  
171.2万人  
[1,711,961人]

[安全率]  
1.2

\*児童手当の実績割合に、公務員分や所得制限分を勘案した安全率を乗じて算出。

### 2. 子育て応援特別手当給付費見込額

給付費見込額 (B)

支給対象見込児童数 (A)

$$= \text{支給対象見込児童数 (A)} \times$$

[手当単価]  
36,000円

### 3. 子育て応援特別手当事務費見込額

事務費見込額 (C)

給付費見込額 (B)

$$= \text{給付費見込額 (B)} \times$$

[事務費割合]  
5%

\*二次補正予算案に計上した事務費の割合をもとに算出。



子育て応援特別手当についての  
各地方自治体からのご照会は、  
下記までお願いします

電話 03-5253-1111（代表）  
内線 7943、7945

メールアドレス

[kosodateouen@mhlw.go.jp](mailto:kosodateouen@mhlw.go.jp)



定額給付金事務説明会

平成20年11月28日

平成20年11月28日(金)  
10:00～12:00  
全国都市会館 2階大ホールB

議 事 次 第

1. 開 会
2. 挨拶 総務省大臣官房総括審議官 岡崎 浩巳
3. 説 明 総務省定額給付金室長 満田 誉  
・「定額給付金事業の概要(たたき台)」
4. 質疑応答
5. 閉 会

# 資 料

- この資料は、地方公共団体から意見を伺うために、参考として作成した「たたき台」です。
- 内容の詳細については、今後、意見をお聞きしながら詰めてまいります。

## 定額給付金事業の概要 (たたき台)

### 1 施策の目的

景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うとともに、あわせて、住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資することを目的とする。

### 2 事業の実施主体と経費の負担

- 実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ）とする。
- 事業の実施に要する経費（給付費の総額及び給付に係る事務費）について、国が補助を行う（10/10）。  
（ただし、事務費について、人件費の本給及び備品購入費は対象外）

### 3 給付対象者及び受給権者

- 給付対象者は、基準日において、以下の①②の要件のいずれかに該当する者とする。
- 受給権者は、その者の属する世帯の世帯主とする。
- 基準日は、全国で统一的に定める。（平成21年1月1日又は平成21年2月1日で検討中）

①住民基本台帳に記録されている者

②外国人登録原票に登録されている者のうち、一定の者

（対象とする外国人の具体的な範囲）

・具体的な対象の範囲は、今後さらに検討を行うが、概ねの考え方(案)は次のとおり。

- ・対象と考えられる者……永住外国人(特別永住者、永住者)、身分又は地位に基づき在留する外国人(日本人の配偶者等、定住者など)
- ・詳細な検討が必要な者…就労目的又は非就労目的で在留する外国人
- ・対象外と考えられる者…観光客等の短期滞在者、不法滞在者

<検討課題>

- 上記の対象の範囲の詰め（特に、「詳細な検討が必要な者」）

○所得の高い者の取扱いについては、所得を基準とする給付の差異を設けないことを基本とする（基本型）。

なお、所得が一定の基準額（基準額の下限は1800万円）以上の世帯構成者（世帯主及び世帯員をいう。以下同じ。）がいる場合について、希望する市町村は、当該世帯構成者に係る給付額を給付しないとすることができることとし、その場合の一般的な手続きは以下のとおりとする。

- ①給付の申請時に、次のことについて承諾を得た上で、給付を実施
  - (a)平成21年所得を確認するために、今後、世帯構成者の税情報を取得することがあること。
  - (b)確定した平成21年所得(世帯構成者ごと)が基準額以上となった場合、当該者に係る給付額を返還すること。
- ②平成21年の所得が確定した後(22年5月頃)、世帯構成者の平成21年所得について、税情報により確認
- ③②で平成21年所得が基準額以上であった世帯構成者について、当該世帯構成者分の給付金の返還を請求
  - ※1 ここでいう所得とは、収入から必要経費(給与所得者の場合には、給与所得控除後)を控除した後の金額とする。
  - ※2 返還された給付金については、返還に関連する事務費の一部に充てることができる。

○給付に当たり、市町村は、一定の考え方により、受給の辞退を呼びかけることができる。

### 4 給付額

○世帯構成者1人につき1万2千円(ただし、基準日において65歳以上の者及び18歳以下の者については、一人につき2万円)として算出される額

<検討課題>

- 課税や、生活保護の受給者資格の判定等における取扱い

### 5 定額給付金の申請及び給付

定額給付金の申請及び給付に係る事務の流れは、原則として以下のⅠ、Ⅱ、Ⅲの方式の組合せにより行うこととする。

なお、実施に当たっては、市町村窓口における事務負担軽減の観点から、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの順番で開始することを基本とし、特に、Ⅲの窓口現金受領方式については、多額の現金を市町村窓口において取り扱うことに伴う危険を避けるため、Ⅰ又はⅡによる振込みでの給付が困難な場合に限ることが望ましい。

### 【Ⅰ 郵送申請方式】

- ①市町村が、定額給付金の申請書を受給権者あて郵送
- ②受給権者は、申請書に振込先口座もあわせて記入の上、市町村に郵送
- ③市町村が、送付された申請書の内容を確認し、給付を決定  
(必要に応じ、受給権者に交付決定及び振込予定日を通知)
- ④市町村が、指定された口座に給付金を振込

#### <検討課題>

- 本人及び口座の確認の方法  
(例1) 申請書の送付に当たって、本人確認書類及び預金通帳等の写しの提出を求めることにより確認  
(例2) 振込先口座を、水道料等の引落としや児童手当等の払込みで使用している口座に限定し、関係部局における情報と照合することにより確認  
※例2は、申請書提出にあわせて本人の同意を得ることが前提
- 交付決定、振込予定日の通知を行う場合の簡略な方法(Ⅱも同様)

### 【Ⅱ 窓口申請方式】

- ①市町村が、定額給付金の申請書を受給権者あて郵送
- ②受給権者は、給付金の申請及び振込先口座届出を内容とする申請書を、市町村窓口に出向いて提出し、定額給付金の給付を申請。市町村窓口においては、写真付きの公的身分証明書(住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート、外国人登録証明書等)等により本人確認を実施した後申請書等を受理  
(必要に応じ、受給権者に交付決定及び振込予定日を通知)
- ③市町村が、指定された口座に給付金を振込

### 【Ⅲ 窓口現金受領方式】

- ①市町村が、定額給付金の申請書を受給権者あて郵送
- ②受給権者は、申請書を市町村窓口に出向いて提出し、定額給付金の給付を申請。市町村窓口においては、写真付きの公的身分証明書(住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート、外国人登録証明書等)等により本人確認を実施した後申請書等を受理
- ③市町村が、本人確認の上、給付を決定
- ④市町村が、窓口において現金により給付

#### <検討課題>

- 郵送又は窓口申請のいずれも困難な者への対応
- 基準日から申請開始日までに転出した者の取扱い  
(参考) 地域振興券の場合、転出時に未受領であることの証明書を転出元の団体が交付した上で、当該証明書に基づき転入先団体において受領
- 永住外国人(特別永住者、永住者)以外の外国人を給付対象者とする場合の申請方式の取扱い

### 6 給付開始日

- 給付開始日は、市町村において決定する。(年度内の給付開始を目指すものとする。)
- 定額給付金の申請期限は、当該市町村における給付申請受付開始日から3か月以内又は6か月以内(検討中)とする。

### 7 市町村における経理処理

- 事業費及び事務費については、市町村において、適当な方法で区分経理を行い、歳入歳出を処理する。
- 事業費については、事業終了後、実際に給付した給付額(上記3により給付の辞退があった場合、これを含まない。)に基づき、国費の精算を行う。

(未定稿)

### 定額給付金の給付までの市町村事務フロー (イメージ)

#### 第1期 定額給付金給付リストの作成

- 市町村の住民基本台帳システム及び外国人登録システムの改修を実施。
- 「定額給付金給付リスト」の作成。

(イメージ)

氏名	続柄等	住所	年齢	給付金額
千代田太郎	世帯主	千代田区霞が関2-1-2	38	12,000円
千代田花子	妻	千代田区霞が関2-1-2	38	12,000円
千代田尚子	子	千代田区霞が関2-1-2	2	20,000円
千代田太郎世帯計		千代田区霞が関2-1-2		44,000円

#### 第2期 各世帯主へ申請書等を郵送し、申請書等を受理

- 「定額給付金リスト」を元に申請書(請求書)、口座届出書等(以下「申請書等」という。)を世帯主に郵送。
- 申請書等を市町村に世帯主が提出。
- 世帯主の本人確認を実施後、申請書等を受理し「定額給付金リスト」で消し込み。

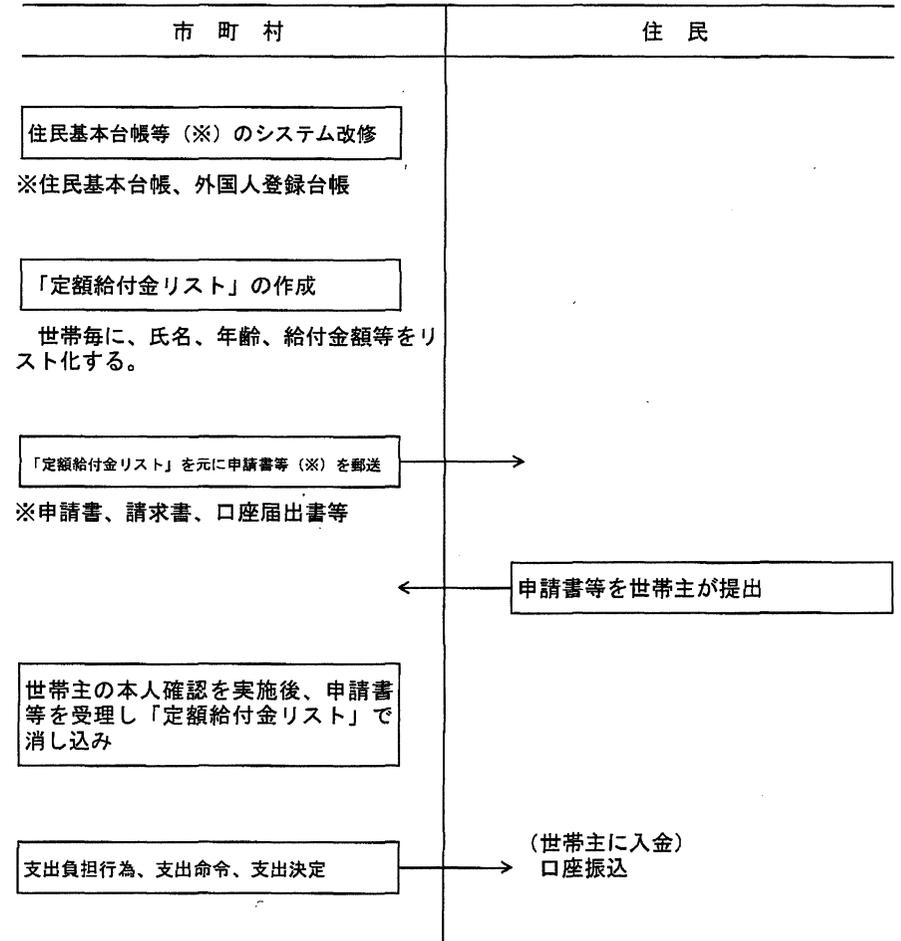
#### 第3期 会計手続き

- 申請書等を元に支出負担行為、支出命令、支出決定。
- 世帯主口座に入金。

(注) 1 現段階のイメージであり、今後、変更があり得る。  
 2 所得の高い方についても制限をせずに給付を行うことを前提に作成。

(未定稿)

### 定額給付金の給付までの市町村事務フロー図 (イメージ)



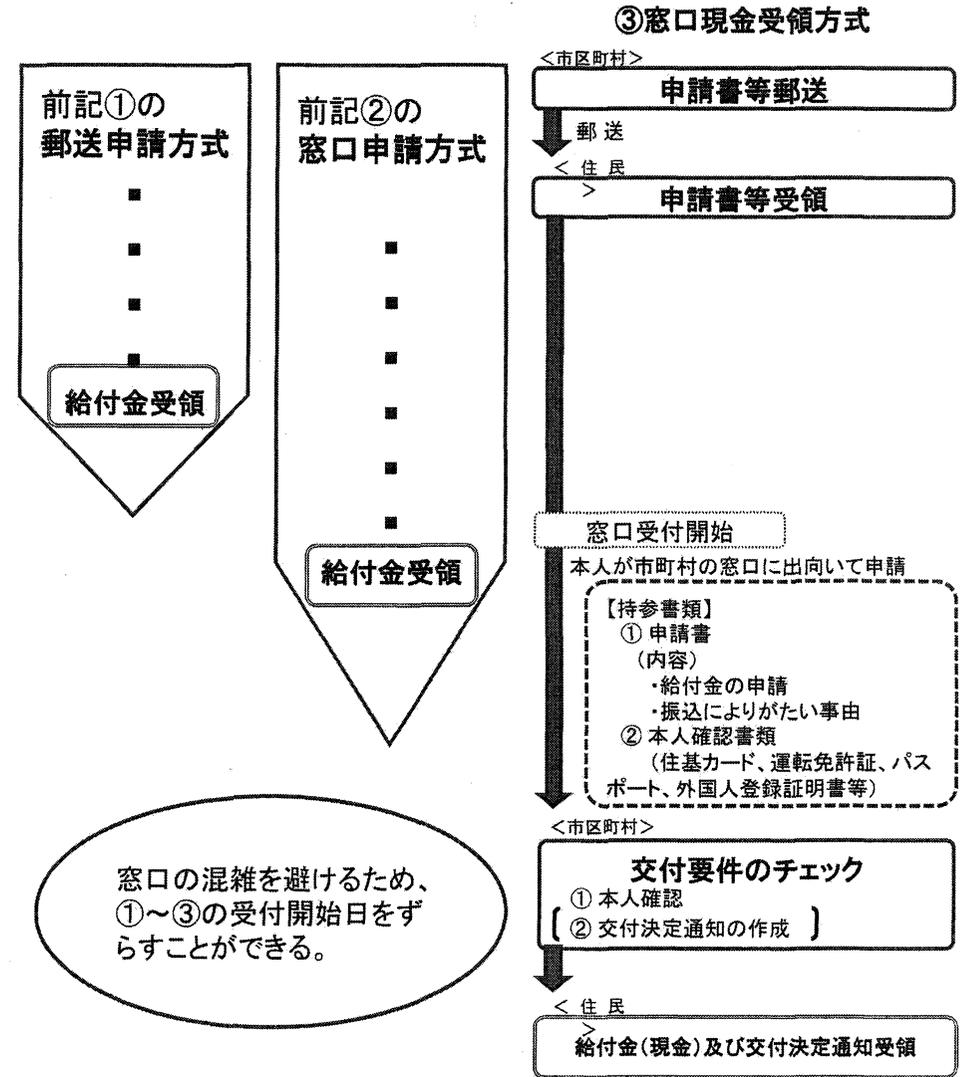
(注) 1 現段階のイメージであり、今後、変更があり得る。  
 2 所得の高い方についても制限をせずに給付を行うことを前提に作成。

## 定額給付金の申請・給付事務フロー(案)



## 定額給付金の申請・給付事務フロー(案) つづき

### ○ 3つの手法の順次開始方式



事務連絡  
平成20年11月21日

各都道府県定額給付金担当課 } 御中  
各指定都市定額給付金担当課 }

総務省自治行政局定額給付金室

定額給付金の給付をよそおった振り込め詐欺等の  
犯罪防止広報のお願いについて

現在、総務省においては、「定額給付金の給付をよそおった振り込め詐欺等の犯罪防止」のため、当省ホームページ及び広報誌において広報を行っております。

つきましては、貴団体におかれましてもこうした趣旨を御理解いただき、広報誌等既存の広報媒体の活用等による広報に御協力ください。

都道府県におかれましては管内の市区町村に対してもこの趣旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

なお、当省ホームページへのリンクはフリーとなっております。また、別添1の資料（総務省広報誌2008年12月号背表紙）についても、出典を明らかにしていただければ使用していただいて結構ですので、適宜ご活用ください。

また、本日付で警察庁生活安全局生活安全企画課より別添2の通達が発出されていますので、警察当局とも十分に連携を図るよう、お願いいたします。

お問合せ先  
総務省定額給付金室 広報事務担当  
TEL: 03-5253-5111 伊藤補佐 (内6524)  
藪井主査 (内6677)



# 定額給付金の給付を よそおった 「振り込め詐欺」や 「個人情報の詐取」に ご注意ください。

総務省

今般、与党において決定された「定額給付金」については、住民の皆様へのご連絡や給付を行う段階ではありません。具体的な給付の方法などが決まり次第、速やかに広報いたします。

## このため、「定額給付金」に関して、

- 市区町村や総務省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることは、絶対ありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市区町村や総務省などが、「定額給付金」の給付のために、手数料などの振込を求めることは絶対ありません。
- 現時点で、市区町村や総務省などが住民の皆様の世界構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対ありません。

●ご自宅や職場などに市区町村や総務省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談電話（#9110））にご連絡ください。



警視庁生活安全部長 殿  
各道府県警察の長

原議保存期間1年未満  
(平成21年12月31日まで)

警察庁丁生企発第478号  
平成20年11月21日  
警察庁生活安全局生活安全企画課長

定額給付金の給付をかたった振り込み詐欺等に関する広報啓発について  
みだしの件については、本日、総務省から別添の事務連絡により、都道府県や市町村  
に対して協力要請がなされたところである。

各都道府県警察にあつては、当面、下記について、幅広く各種媒体、機会を活用して、  
管内住民に対して広報啓発を行われたい。

なお、これら広報啓発活動の実施に当たっては、都道府県及び市町村等と密接に連携  
すること。

記

- 定額給付金については、現在、申請手続きを含め、給付手続きは始まっていないこと。
- 総務省や市町村が、定額給付金の給付のために生年月日や家族構成、口座番号等を電話や手紙等で照会することはないこと。
- 定額給付金の給付等をかたった不審な電話があつた場合には、最寄りの警察署や市町村等へ連絡すること。
- 手続きが始まつた場合には、総務省及び市町村等から広報がなされる予定であること。

【本件担当】

警察庁生活安全局生活安全企画課

藤森警部

警電：800-3053

P-WAN：P0800003GW@p-wan.npa

## 住民登録は正しく行われていますか？

○住民登録は、氏名、生年月日、性別、住所、世帯主との続柄などが記録され、国民健康保険、国民年金、児童手当など各種行政サービスの基礎となっています。

○お住まいの市区町村で、行政サービスを確実に受けられるようにするために、引っ越しなどにより住所を移した方は、速やかに住民登録の届出を行って下さい。

○また、現住所で住民登録をしていない方や登録が抹消されたままの方は、正しい住民登録が必要となります。

○家庭内暴力等の被害者の方は、お申出によって、新たな住所地でも住民基本台帳の閲覧等を制限できます。

○詳しくは、お住まいの市区町村に、御相談下さい。

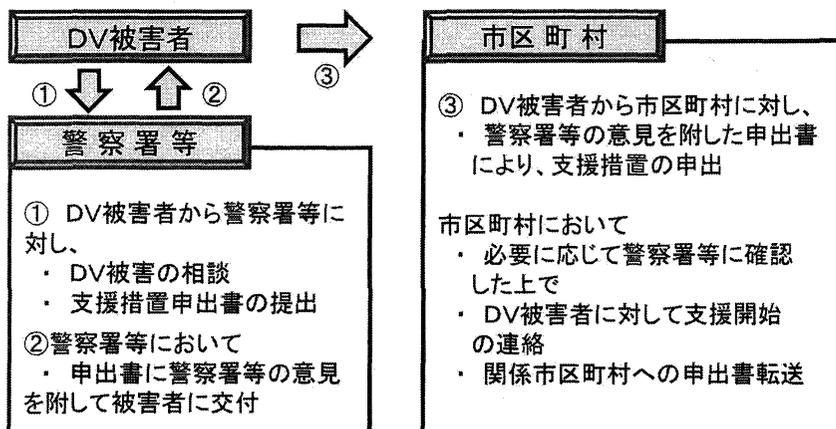
家庭内暴力(DV)の被害者の方を保護するため、  
住民基本台帳の閲覧等は制限できます。

○DV被害者の方については、警察署等に相談を行った上で、お住まいの市区町村に対して支援措置の実施を申し出ることにより、加害者である配偶者等による住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写しの交付等について、制限を設けることとしています。

○転出先で住民登録を行ったとしても、市区町村に支援措置の実施を申し出ることにより、転出先の住所等が加害者である配偶者等に明らかになることはありません。

○支援措置を受けるための手続の流れは、以下のようになりますが、詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。

支援措置を受けるための手続の流れ(例)



※ 警察署等：警察、配偶者暴力相談支援センター等  
※ 事前に警察署等への相談を行っている場合は、①・②は不要

## Ⅱ．今後の少子化対策等について （内閣府）

（別冊）



### Ⅲ. 安心こども基金（仮称）について



## 安心こども基金（仮称）の概要

（平成20年度第2次補正予算案）

100,000百万円

（厚労省：95,867百万円、文科省：4,133百万円）

### 1. 趣 旨

都道府県に基金を造成し、「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う。

### 2. 事業概要

国から交付された交付金を財源に、各都道府県において基金を造成し、平成20年度～平成22年度までの間、次の事業を実施する。

事業名	概要	
保育所等整備事業	①保育所等緊急整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集中重点期間として、平成22年度末までに保育所の緊急整備の前倒し実施を可能とする。その際、待機児童が多く財政力が乏しい市町村の保育所の新設等において、追加的財政措置を行う。</li> <li>・都市部を中心として、賃貸物件による保育所本園・分園の設置を促進するため、賃借料等の補助を実施する。</li> </ul>
	②放課後児童クラブ設置促進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を放課後児童クラブとして使用するために必要な建物改修、倉庫設備の設置を行うための経費の補助を実施する。</li> </ul>
	③認定こども園整備等事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼保連携型、幼稚園型、保育所型の施設整備、幼稚園型、保育所型の事業費補助を実施する。（認定こども園整備事業、認定こども園事業費）</li> </ul>
家庭的保育改修等事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育（保育ママ）事業を推進するため、その実施場所にかかる改修費用等の補助を実施する。（家庭的保育改修事業・家庭的保育者研修）</li> </ul>	
保育の質の向上のための研修事業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育の質の向上のために全国の保育士を対象に研修を実施する。</li> </ul>	

### 3. 配分方法等

#### （1）配分方法

児童数や待機児童数等により、各都道府県の配分額を算定し配分する。

#### （2）都道府県から市町村への配分方法

市町村に対する配分については、地域の実情に応じて各都道府県が管内市町村と協議を行い各々決定する。

# 安心こども基金(仮称)事業一覧

項目	事業内容	補助率			
		国	県	市	法人
1. 保育所等整備事業	(1) 保育所等緊急整備事業 ア. 保育所緊急整備事業 保育所(公立を除く)の施設整備費の補助を実施する。また、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置を行う。	1 / 2	-	1 / 4	1 / 4
	イ. 賃貸物件による保育所整備事業 都市部を中心として、賃貸物件による保育所本園・分園の設置を促進するため、賃借料、改修費等の補助を実施する。 ※公立保育所を除く	1 / 2	-	1 / 4	1 / 4
	ウ. 子育て支援のための拠点施設整備事業 子育て支援のための拠点施設の施設整備費の補助を実施する。	1 / 2	-	1 / 2	-
2. 家庭的保育改修等事業	(2) 放課後児童クラブ設置促進事業 小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を、放課後児童クラブを実施するために必要な建物改修、倉庫設備の設置のための経費の補助を実施する。	1 / 3	1 / 3	1 / 3	1 / 3
	(3) 認定こども園整備等事業 ア. 認定こども園整備事業 認定こども園の施設整備費の補助を実施する。 ※ 学校法人及び社会福祉法人等が対象	1 / 2	-	1 / 4	1 / 4
	イ. 認定こども園事業費 認定こども園の事業費の補助を実施する。 ※ 学校法人及び社会福祉法人等が対象	1 / 2	1 / 4	1 / 4	-
3. 保育の質の向上のための研修事業等	(1) 家庭的保育改修事業 家庭的保育事業の実施場所に係る改修費の補助を実施する。	1 / 2	-	1 / 2	-
	(2) 家庭的保育者研修事業 家庭的保育者の研修を実施するための費用の補助を実施する。	1 / 2	1 / 4	1 / 2	-

## 〇〇（都道府）県安心こども基金条例（参考例）

### （設置の目的）

第一条 （待機児童の解消を目指し、）保育所の計画的な整備等を実施するとともに、認定こども園等の新たな保育需要に対応するなど、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うため、〇〇（都道府）県安心こども基金（以下「基金」という。）を設置する。

### （基金の額）

第二条 基金の額は、〇〇（都道府）県が交付を受ける子育て支援対策臨時特例交付金の額とする。（注）

（注）その他以下のような案も考えられる。

案1 基金の額は、△△円とする。

案2 基金の額は、予算で定める額とする。

案3 基金の額は、予算で定める額の範囲内で都道府県知事が定める額とする。

### （管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### （運用益の処理）

第四条 基金の運用から生じる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

### （繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### （処分）

第六条 基金は、〇〇（都道府）県又は市町村が行う保育所等整備事業、家庭的保育改修等事業、保育の質の向上のための研修事業等その他事業の円滑な運用を図るための事務の財源に充てる限り、これを処分することができる。

### （委任）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

#### （施行期日）

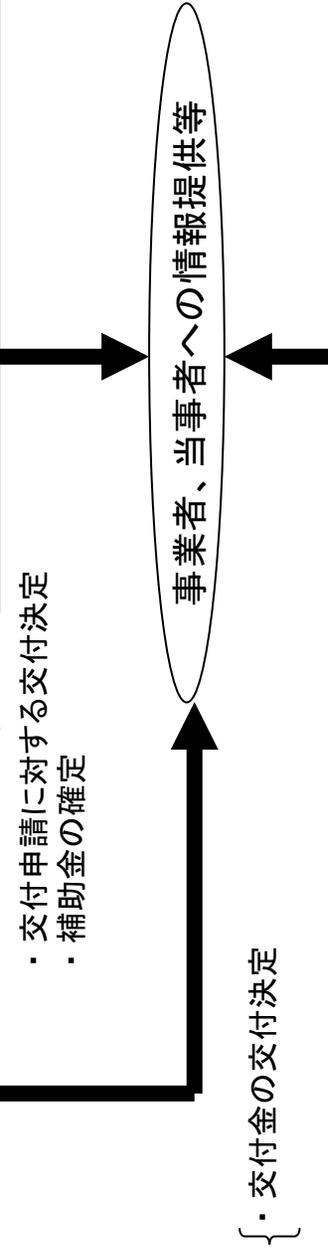
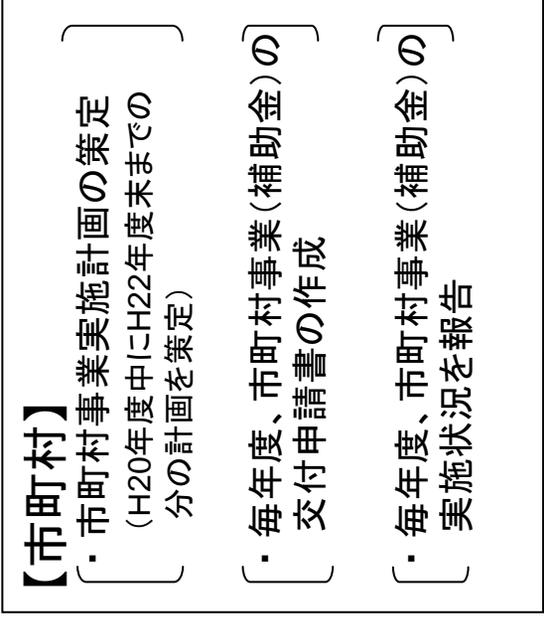
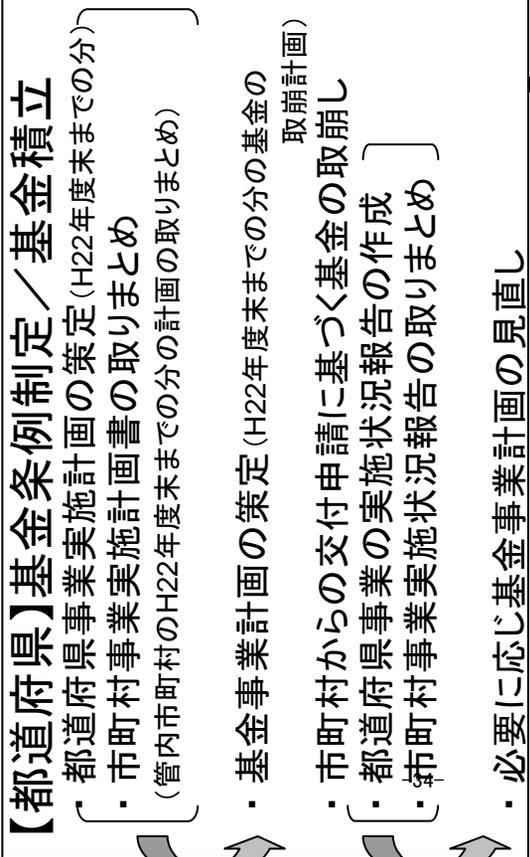
1 この条例は、公布の日から施行する。

#### （この条例の失効）

2 この条例は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

# 安心こども基金(仮称)の実施に係る事務の流れ(案)

(予算項目:子育て支援対策臨時特例交付金)



**【厚生労働省】**

- 交付金の骨格作成、事業の実施方法(事業メニュー)の提示、基金条例(参考例)の提示、
- 交付金交付要綱の作成・提示、基金の運営要領の作成・提示、
- 交付金に関するQ&Aの作成、その他事業実施に係る照会等への対応
- 実施状況報告の受理・内容確認 等

# 都道府県及び市町村が策定する事業実施計画

- ※1 都道府県及び市町村は、平成20年度内に事業実施計画を策定  
 ※2 市町村は策定した事業実施計画を平成20年度内に都道府県に対して報告

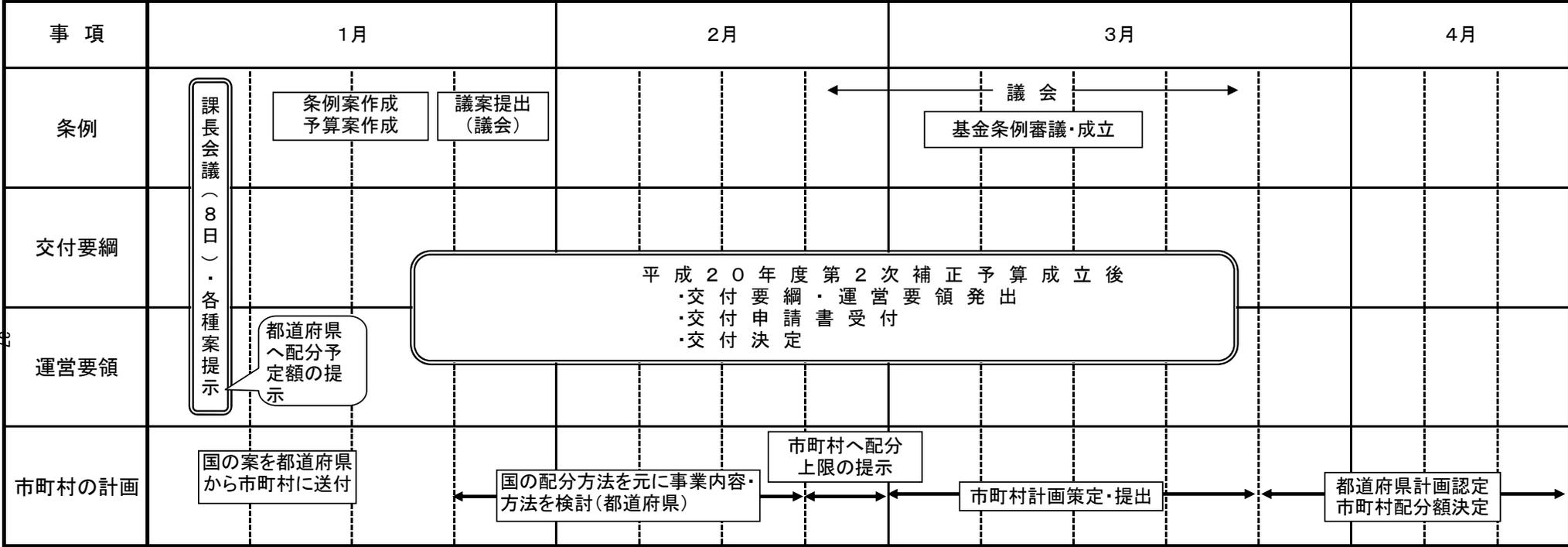
事業名	20年度	21年度	22年度	計
1. 保育所等整備事業				
(1) 保育所等緊急整備事業				
ア. 保育所緊急整備事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
イ. 賃貸物件による保育所整備事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
ウ. 子育て支援のための拠点施設整備事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
(2) 放課後児童クラブ設置促進事業				
(3) 認定こども園整備等事業				
ア. 認定こども園整備事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
イ. 認定こども園事業費	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
2. 家庭的保育改修等事業				
(1) 家庭的保育改修事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
(2) 家庭的保育者研修事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
3. 保育の質の向上のための研修事業等	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
4. その他(都道府県事務費)	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
計	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円

# 都道府県が策定する基金事業計画

- ※1 都道府県は、都道府県の事業実施計画及び管内市町村から報告された市町村事業実施計画に基づき、平成20年度中に基金事業計画を策定
- ※2 都道府県は、前年度の実施状況報告及び当該年度の交付申請等を勘案し、必要に応じて基金事業計画を変更

事業名	20年度	21年度	22年度	計
(都道府県事業分)	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
(市町村事業分)	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
計	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円

## 安心子ども基金（仮称）のスケジュール（1月～3月）＜イメージ＞



(案)

20文科第 号  
厚生労働省発雇児第 号  
平成20年00月00日

各 都道府県知事 殿

文部科学事務次官

厚生労働事務次官

平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）について

標記の交付金の交付については、別紙「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成21年 月 日から適用することとされたので通知する。

## (案)

別 紙

### 平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱

（通則）

- 1 子育て支援対策臨時特例交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup><sub>労働省</sub>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この交付金は、都道府県に基金を造成し、「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応、及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

（交付対象事業）

- 3 この交付金は、平成21年 月 日20文科初第 号・雇児発第 号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知の別紙「安心こども基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づいて、都道府県が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。

（交付額の算定方法）

- 4 この交付金の交付額は、次の（1）から（5）により算定された額の合計額とする。
  - （1）保育所等整備事業分（認定こども園整備等事業（文部科学省関係）を除く）  
保育所等整備事業分（認定こども園整備等事業（文部科学省関係）を除く）にかかる交付額は、次のアからオにより算定された額の合計額と運営要領に定める別添の1の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。  
ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$\text{ア} \quad 544 \text{ 億円} \quad \times \quad \frac{\text{当該都道府県の平成17年国勢調査報告における0～5歳の児童と6歳の半分の和}}{\text{全都道府県の平成17年国勢調査報告における0～5歳の児童と6歳の半分の和}}$$

$$\text{イ} \quad 136 \text{ 億円} \quad \times \quad \frac{\text{当該都道府県の平成20年4月1日現在における待機児童数}}{\text{全都道府県の平成20年4月1日現在における待機児童数}}$$

$$\text{ウ} \quad 50 \text{ 億円} \quad \times \quad \frac{\text{当該都道府県の平成17年国勢調査報告における18歳以下の児童数}}{\text{全都道府県の平成17年国勢調査報告における18歳以下の児童数}}$$

$$\text{工} \quad 10,436 \text{ 百万円} \quad \times \quad \frac{\text{当該都道府県の平成19年4月1日現在における認定こども園設置見込み数}}{\text{全都道府県の平成19年4月1日現在における認定こども園設置見込み数}}$$

オ 厚生労働大臣が必要と認めた額

(2) 認定こども園整備等事業（文部科学省関係）分

認定こども園整備等事業（文部科学省関係）にかかる交付額は、次により算定された額の合計額（ただし、4,000万円を下回る場合は4,000万円）と運営要領に定める別添の1の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$3,737,887 \text{ 千円} \quad \times \quad \frac{\text{当該都道府県の平成19年4月1日現在における認定こども園設置見込み数}}{\text{全都道府県の平成19年4月1日現在における認定こども園設置見込み数}}$$

(3) 家庭的保育改修等事業分

家庭的保育改修等事業にかかる交付額は、次のア及びイにより算定された額の合計額と運営要領に定める別添の1の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$\text{ア} \quad 48 \text{ 億円} \quad \times \quad \frac{\text{当該都道府県の平成19年10月1日現在における登録保育士数}}{\text{全都道府県の平成19年10月1日現在における登録保育士数}}$$

$$\text{イ} \quad 2 \text{ 億円} \quad \times \quad \frac{\text{当該都道府県の平成19年度家庭的保育者数}}{\text{全都道府県の平成19年度家庭的保育者数}} \\ \text{(地方単独事業については平成20年4月1日現在数)}$$

(4) 保育の質の向上のための研修事業等分

保育の質の向上のための研修事業等にかかる交付額は、次により算定された額の合計額と運営要領に定める別添の1の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$50 \text{ 億円} \quad \times \quad \frac{\text{当該都道府県の平成19年10月1日現在における登録保育士数}}{\text{全都道府県の平成19年10月1日現在における登録保育士数}}$$

(5) その他事業（都道府県事務費）分

その他事業（都道府県事務費）にかかる交付額は、厚生労働大臣が必要と認めた額と運営要領に定める別添の1の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付金の概算払)

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに文部科学大臣及び厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。

(5) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(6) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。

(7) 都道府県は、毎年度基金事業に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施報告書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

(8) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を文部科学大臣及び厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。

(9) 基金の解散後においても、助成事業者からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

(申請手続)

7 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に關係書類を添えて、平成21年 月 日までに文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(実績報告)

8 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに（6の（2）に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は平成21年4月10日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

- 9 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 10 特別の事情により4、7及び8に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式1)

第 号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 〇〇 〇〇  
殿  
厚生労働大臣 〇〇 〇〇

都道府県知事 〇〇 〇〇 印

平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)  
の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費所要額調書(別紙1)
- 3 基金造成事業計画書(別紙2)
- 4 添付書類
  - (1) 歳入歳出予算(見込)書抄本
  - (2) その他参考となる書類

## 基金造成経費所要額調書

区分	基金造成に要する 経費の支出予定額 (A) 円	寄付金その他 の収入額 (B) 円	差引額 (A-B) (C) 円	算出された 合計額 (D) 円	交付金所要額 (CとDを比較して 少ない方の額) 円
(1) 保育所等整備事業 (認定こども園整備等事業 (文部科学省関係を除く))					
(2) 認定こども園整備等事業 (文部科学省関係)					
(3) 家庭的保育改修等事業					
(4) 保育の質の向上のための 研修事業等分					
(5) その他事業 (都道府県事務費)					
合 計					

## 基金造成事業計画書

基金の保有区分	保管予定額	備 考
	(円)	
合計額		

- (注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。  
2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式2)

第 号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 〇〇 〇〇  
殿  
厚生労働大臣 〇〇 〇〇

都道府県知事 〇〇 〇〇 印

平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)  
の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付精算額 金 円
- 2 基金造成経費精算書(別紙1)
- 3 基金造成事業実施状況調書(別紙2)
- 4 添付書類
  - (1) 条例
  - (2) 歳入歳出決算(見込)書抄本
  - (3) その他参考となる書類

## 別紙 1

## 基金造成経費精算書

区分	基金造成に要 する経費の実 支出額 (A) 円	寄付金その他 の収入額 (B) 円	差引額 (A-B) (C) 円	算出された合 計額 (D) 円	交付所要額 (CとDを比 較して少ない 方の額) (E) 円	交付決定額 (F) 円	交付金受入額 (G) 円	差引過(△) 不足額 (G-E) 円
(1) 保育所等整備事業 (認定こども園整備等事業 (文部科学省関係を除く))								
(2) 認定こども園整備等事業 (文部科学省関係)								
(3) 家庭的保育改修等事業								
(4) 保育の質の向上のための 研修事業等分								
(5) その他事業 (都道府県事務費)								
合 計								

## 基金造成事業実施状況調書

基金の 保有区分	造成年月日	保管額	年利率	備 考
		円		
合計額				

(別紙様式3)

平成20年度 子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)調書

平成20年度 文部科学省・厚生労働省所管

(都道府県名)

国			都道府県							備考
歳出予算科目	交付決定額 円	歳入			歳出					
		科目	予算現額 円	収入済額 円	科目	予算現額 円	うち 交付金相当額 円	支出済額 円	うち 交付金相当額 円	
(項) 初等中等教育等振興費										
(目) 子育て支援対策 臨時特例交付金										
(項) 保育所運営費										
(目) 子育て支援対策 臨時特例交付金										

(記入要領)

- 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目(交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで)を記載すること。
- 「都道府県」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。



## IV. 妊婦健診の公費負担の拡充について



# 妊婦健康診査の現状について

## 根 拠

母子保健法第13条(抄)

市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

※受診することが望ましい健診回数(平成8年11月20日付け児発第934号局長通知)

- ① 妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで :4週間に1回
  - ② 妊娠24週(第7月)より妊娠35週(第9月末)まで :2週間に1回
  - ③ 妊娠36週(第10月)以降分娩まで :1週間に1回
- (※ これに沿って受診した場合、受診回数は14回程度と考えられる)

## 健診費用の公費負担の経緯

- ①昭和44年度～ 都道府県が委託した医療機関において、低所得世帯の妊婦を対象に、公費(国1/3、県2/3)による健康診査(妊娠前期及び後期各1回)を開始。
- ②昭和49年度～ すべての妊婦について、妊娠前期及び後期各1回、都道府県が委託した医療機関において健康診査を実施。  
(国庫負担率1/3、県2/3)
- ③平成 9年度～ 実施主体が都道府県から市町村へ。
- ④平成10年度～ 妊婦健康診査費用(2回)を一般財源化(地方交付税措置)。
- ⑤平成19年度～ 地方交付税措置による公費負担回数の拡充(2回→5回)

## 公費負担の現状

- ・ 公費負担回数の全国平均 5.5回 (平成20年4月) [平成19年8月時点 2.8回]
- ・ 妊婦健診の受診勧奨に向けた取組の推進や経済的負担を軽減するための更なる公費負担の充実が図られるよう、自治体に促しているところ。

(案)

## 妊婦健康診査臨時特例交付金（仮称）の概要

### 1 目的

近年、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦もみられ、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦健康診査の重要性、必要性が一層高まっているところである。

このため、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査に必要な経費を交付することにより、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする。

### 2 交付金の規模

平成20年度二次補正予算（案）額 790億円

### 3 交付金の交付先

交付金は都道府県に対し、その申請に基づいて交付する。

なお、交付金は補助金等適正化法の適用の対象とする。

### 4 交付金事業の実施

交付金は、平成20年度中に都道府県に基金を造成することとし、この基金を活用して、平成22年度末まで支出することができるものとする。

なお、平成22年度末に残余財産が生じた場合は、国庫に納付する。

※ 基金を造成する場合は、各都道府県において年度内に基金にかかる条例等の制定を行う。

### 5 交付対象事業

母子保健法第13条に基づき、市町村が委託する病院・診療所又は助産所において実施する妊婦の健康診査について、交付の対象とする（別紙参照）。

## 6 交付額

別に定める算定方法に基づき、各都道府県に配分する。各都道府県は、管内市町村から妊婦健診に係る実施計画を審査の上、その費用に対して交付する。

## 7 補助率

国 1 / 2、市町村 1 / 2

※ 市町村には、地方交付税が措置される予定

## 妊婦健康診査臨時特例交付金(仮称)の配分方法について

1 予算額 790億円(予定)

### 2 予算額の配分

- (1) 国は、都道府県に対し、平成18年度の妊娠届数を基礎として交付金を配分する。
- (2) 都道府県は、管内市町村の妊婦健診の実施計画に基づき、市町村が設定する実施回数及び妊婦1人当たりの費用をもとに受診者数に応じて交付する。

### 3 算定方法

#### (1) 国から都道府県

(9回分の単価)

@ 63,000円 × 18年度妊娠届出数(都道府県ごとに)  
※額の変更があり得る。

× 2年2月分 × 1/2 = 交付額

#### (2) 都道府県から市町村

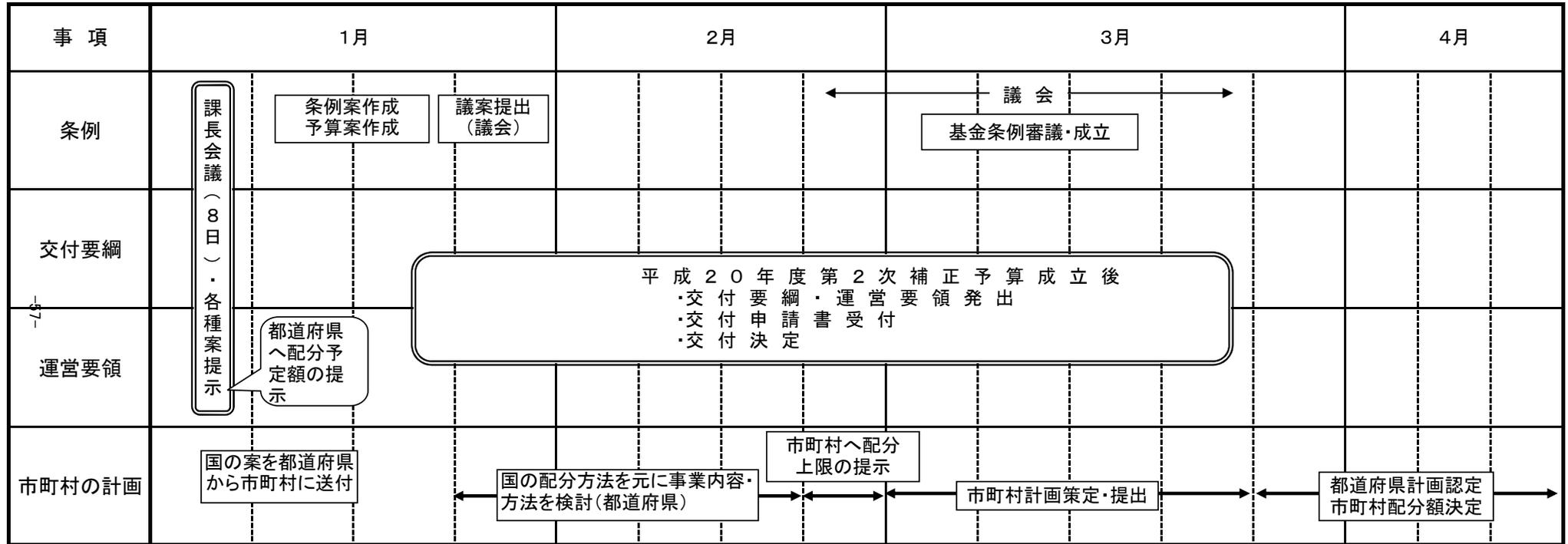
(市町村が設定する回数分の単価)

@ ○○○円 × 受診者数(市町村ごとに)

× 必要月数 × 1/2 = 交付額

※ 実際の交付額は、別に定める交付要綱により算定される額

## 妊婦健康診査支援基金（仮称）のスケジュール（1月～3月）＜イメージ＞



(案)

## 〇〇（都道府）県妊婦健康診査支援基金条例（参考例）

（設置の目的）

第一条 市町村が実施する妊婦健康診査事業の円滑な推進を図るため、〇〇（都道府）県妊婦健康診査支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第二条 基金の額は、〇〇（都道府）県が交付を受ける妊婦健康診査臨時特例交付金の額とする。（注）

（注）その他以下のような案も考えられる。

案1 基金の額は、△△円とする。

案2 基金の額は、予算で定める額とする。

案3 基金の額は、予算で定める額の範囲内で都道府県知事が定める額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金のその他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益の処理）

第四条 基金の運用から生じる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第六条 基金は、〇〇（都道府）県又は市町村が妊婦健康診査事業を実施するための事業及び本事業の円滑な運用を図るためための財源に充てる限り、これを処分することができる。

（委任）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

(案)

厚生労働省発雇児第 号  
平成 年 月 日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官

平成20年度妊婦健康診査臨時特例交付金（妊婦健康診査支援基金）について

標記の交付金の交付については、別紙「平成20年度妊婦健康診査臨時特例交付金（妊婦健康診査支援基金）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成21年 月 日から適用することとされたので通知する。

(案)

別 紙

平成20年度妊婦健康診査臨時特例交付金（妊婦健康診査支援基金）交付要綱

(通則)

- 1 妊婦健康診査臨時特例交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup><sub>労働省</sub>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、妊婦健康診査を通して、妊婦の健康管理の充実及び妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図るため、都道府県に設置する基金の造成に必要な経費を交付することにより、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする。

(交付対象事業)

- 3 この交付金は、平成〇〇年〇月〇日 発児第〇〇〇号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「妊婦健康診査臨時特例基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づいて、都道府県が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この交付金の交付額は、次の（1）及び（2）により算定された額の合計額（ただし、円未満は切捨てるものとする。）と運営要領に定める別添の1の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- (1) 妊婦健康診査事業 63,000円（予定）×18年度の妊娠届出数
- (2) 厚生労働大臣が必要と認めた額

(交付金の概算払)

- 5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

- 6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
  - (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

い。

- (3) 事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
- (5) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (6) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
- (7) 都道府県は、毎年度基金事業に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- (8) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
- (9) 基金の解散後においても、助成事業者からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

（申請手続）

- 7 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、平成〇〇〇〇年〇月〇日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（実績報告）

- 8 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに（6の（2）に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は平成〇〇年〇月〇日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

（交付金の返還）

- 9 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

- 10 特別の事情により4、7及び8に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式 1)

第 号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成20年度妊婦健康診査臨時特例交付金（妊婦健康診査支援基金）  
の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費所要額調書（別紙1）
- 3 基金造成事業計画書（別紙2）
- 4 添付書類
  - (1) 歳入歳出予算（見込）書抄本
  - (2) その他参考となる書類

別紙 1

基金造成経費所要額調書

区分	基金造成に要する 経費の支出予定額 (A) 円	寄付金その他の収 入額 (B) 円	差引額 (A - B) (C) 円	算出された 合計額 (D) 円	交付金所要額 (CとDを比較して少 ない方の額) 円
妊婦健康診査事業					
合 計					

別紙 2

基金造成事業計画書

基金の保有区分	保管予定額	備 考
	(円)	
合計額		

- (注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。  
 2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式 2)

第 号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成 20 年度妊婦健康診査臨時特例交付金（妊婦健康診査支援基金）  
の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- |   |                    |   |   |
|---|--------------------|---|---|
| 1 | 交付精算額              | 金 | 円 |
| 2 | 基金造成経費精算書（別紙 1）    |   |   |
| 3 | 基金造成事業実施状況調書（別紙 2） |   |   |
| 4 | 添付書類               |   |   |
|   | (1) 条例             |   |   |
|   | (2) 歳入歳出決算（見込）書抄本  |   |   |
|   | (3) その他参考となる書類     |   |   |

別紙 1

基金造成経費精算書

区分	基金造成に要する経費の実支出額 (A) 円	寄付金その他の収入額 (B) 円	差引額 (A-B) (C) 円	算出された合計額 (D) 円	交付所要額 (CとDを比較して少ない方の額) (E) 円	交付決定額 (F) 円	交付金受入額 (G) 円	差引交付額 (F-E) 円
妊婦健康診査事業								
合 計								

## 別紙 2

## 基金造成事業実施状況調書

基金の 保有区分	造成年月日	保管額	年利率	備 考
		円		
合計額				

(別紙様式3)

平成20年度妊婦健康診査臨時特例交付金(妊婦健康診査支援基金) 調書

平成20年度 厚生労働省所管

国			都道府県								備考		
歳出予算科目	交付決定額	交付率	歳入				歳出						
			科目	予算額	収済額	入額	科目	予算額	うち交付相当額	支済額		うち交付相当額	
(項) 母子保健衛生 対策費													
(目) 妊婦健康診査 臨時特例交付金													

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目(交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで)を記載すること。
- 2 「都道府県」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

## V. 21年度雇用均等・児童家庭局の 予算案について



# 平成21年度 雇用均等・児童家庭局 予 算 案 の 概 要

## 人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進、 仕事と生活の調和と公正かつ多様な働き方の実現

我が国においては、少子化や人口減少が進んでおり、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題となっている。

このため、「子ども・子育て応援プラン」（平成16年12月）、「新しい少子化対策について」（平成18年6月）に基づく施策の着実な推進を図るとともに、平成19年12月に決定された「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を受け、「新待機児童ゼロ作戦」（集中重点期間平成20～22年度）、「5つの安心プラン」の一つである「未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会」等を踏まえた少子化対策を総合的に推進する。

また、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現に向け、育児・介護休業制度の拡充や企業の取組に対する支援など、育児・介護期における仕事と家庭の両立支援対策を推進する。

さらに、男女雇用機会均等の更なる推進やパートタイム労働者の均衡待遇確保などにより、公正かつ多様な働き方の実現を図る。

### 《主要事項》

#### 人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進

##### ◇ 地域における次世代育成支援対策の推進

- 1 地域の子育て支援の推進
- 2 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実
- 3 母子家庭等自立支援対策の推進
- 4 母子保健医療の充実
- 5 出産等に係る経済的負担の軽減

##### ◇ 仕事と家庭の両立の支援

仕事と家庭の両立支援

#### 安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

- 1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進
- 2 パートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進
- 3 テレワークの普及促進

## ○予算案額の状況

	20年度予算額	21年度予算案額	伸び率
<b>局 合 計</b>	9,627億円	9,815億円	2.0%
<b>一般会計</b>	9,038億円	9,105億円	0.7%
<b>特別会計</b>	589億円	711億円	20.5%
<b>年金特別会計</b>			
<b>児童手当勘定</b>	458億円	560億円	
<b>うち児童育成事業費</b>	458億円	560億円	22.4%
<b>労働保険特別会計</b>	132億円	151億円	13.8%
<b>労災勘定</b>	8億円	8億円	△5.2%
<b>雇用勘定</b>	124億円	143億円	15.1%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

# 人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進

## ◇ 地域における次世代育成支援対策の推進

### 1 地域の子育て支援の推進

《686,825百万円→687,738百万円》

(1) すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実 55,122百万円

○地域の特性や創意工夫を生かした子育て支援事業の充実 38,800百万円  
(次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金))

様々な子育て支援事業について、「子ども・子育て応援プラン」に掲げた目標の達成に向けた着実な推進を図るとともに、地域力を活用した子育て支援に従事する者の養成、ファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児の預かり等への対応のためのモデル事業の実施等、地域の子育て支援の推進を図る。

#### 【対象となる主な事業】

##### ・次世代育成支援の人材養成事業（新規）

地域の様々な次世代育成支援の取組を把握し、親の子育てを支援するコーディネーターの養成及び地域子育て支援拠点事業や一時預かりなど地域で行われる子育て支援事業に参画する者を養成する。

##### ・ファミリー・サポート・センター事業（拡充）

子育て中の労働者や主婦等を会員として、地域における育児の相互援助活動を行うとともに、新たに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズへの対応のためのモデル事業を行う。

##### ・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

##### ・養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や指導助言等を行う。

##### ・子育て短期支援事業

親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において児童を一時的に預かるショートステイ、トワイライトステイを実施する。

##### ・延長保育促進事業

民間保育所において、11時間の開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」の機能強化を図るため、コーディネーターの研修やネットワーク構成員の専門性強化を図るための取組を支援する。

○地域における子育て支援拠点の拡充

10,193百万円

地域における子育て支援拠点について、身近な場所への設置を促進するとともに、多様な子育て支援活動の実施や関係機関とのネットワーク化を図り、子育て家庭へのきめ細かな支援を行う機能の拡充を図る。

○一時預かり事業の拡充

197百万円

実施主体を多様な運営主体に拡大し、多様な場における地域密着の一時預かりを推進する。

○中・高校生と乳幼児のふれあう機会の推進

122百万円

すべての市町村において、中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会が確保されるよう、児童館等を活用した取組を推進する。

(2)新待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実

356,864百万円

○待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大

347,465百万円

・民間保育所運営費

待機児童解消を目指し、民間保育所における受入れ児童数の増を図るとともに、第3子目以降の保育料を無料とする。

また、保育所の経営の安定化を図るために定員区分の細分化を行うこととする。

○多様な保育サービスの提供

55,111百万円

家庭的保育事業(保育ママ)や一時預かり事業の拡充、地域の保育資源(事業所内保育施設等)の活用など保育サービスの提供手段の多様化を図る。また、延長保育、病児・病後児保育、休日保育など保護者の多様なニーズに応じた保育サービスを提供する。

(参考)

平成20年度第2次補正予算案において、子どもを安心して育てることができるよう「新待機児童ゼロ作戦」の前倒し実施を図り、平成22年度までの集中重点期間において15万人分の保育所や認定こども園の整備を推進することなどを目的として都道府県に「安心こども基金(仮称)」を創設する。  
【1,000億円(文部科学省分を含む。)】

### (3) 総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進

23, 453百万円

放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。

また、放課後児童クラブについては、「新待機児童ゼロ作戦」や「5つの安心プラン」を踏まえ、ソフト面及びハード面での支援措置を図る。

### (4) 児童手当国庫負担金

252, 300百万円

## 2 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

《84, 871百万円→92, 624百万円》

### (1) 虐待を受けた子ども等への支援の強化

87, 720百万円

#### ○地域における体制整備

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や養育支援訪問事業の全国展開及び「子どもを守る地域ネットワーク」（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図る。（次世代育成支援対策交付金（38, 800百万円）の内数）

#### ○児童相談所の機能強化

児童相談所における家族再統合のための保護者指導や一時保護所における教員等の配置を促進するなど児童相談所の機能強化を図る。

#### ○社会的養護体制の拡充

82, 221百万円

##### ・ 家庭的養護の推進及び入所している子どもへの支援の充実

家庭的な環境における養護を一層推進するため、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の推進、里親支援体制の充実や児童養護施設等における小規模ケアの推進を行うとともに、幼稚園費の創設、教育費の拡充や乳児院における被虐待児個別対応職員の配置など入所している子どもへの支援の充実を図る。

##### ・ 施設退所児童等への支援の充実

施設を退所した子ども等の就業・生活支援を充実するため、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を推進するほか、相談支援及び意見交換・情報交換等の自助グループ活動支援を行う地域生活・自立支援事業（モデル事業）を引き続き実施する。

#### ○ 社会的養護体制等の推進のための施設整備

5, 033百万円

（次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金））

児童養護施設の小規模化や一時保護施設の環境改善等の整備を推進する。

## (2) 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対策等の推進

4, 904百万円

婦人相談所が配偶者からの暴力被害者を一時保護委託するための経費の充実を図るとともに、婦人保護施設における同伴児童のケアの充実を図るほか、人身取引被害者や外国人の配偶者からの暴力被害者支援のための通訳者を養成するなど支援体制の充実を図る。

## 3 母子家庭等自立支援対策の推進

《170, 627百万円→174, 306百万円》

### (1) 母子家庭等の総合的な自立支援の推進

7, 804百万円

#### ○自立のための就業支援等の推進

2, 744百万円

母子家庭の母の就業支援等を推進するため、看護師等の資格取得を支援する高等技能訓練促進費等事業や母子自立支援プログラム策定事業の推進など支援措置の充実を図る。

(参考)

平成20年度第2次補正予算案において、高等技能訓練促進費の支給期間の延長を行う。 【1.3億円】

修業期間の最後の1/3の期間(上限12か月)

→ 修業期間の後半1/2の期間(上限18か月)

#### ○養育費確保策の推進

68百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

### (2) 自立を促進するための経済的支援

166, 502百万円

母子家庭や寡婦の自立を促進するため、児童扶養手当の支給や、技能取得等に必要資金の貸付を行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

## 4 母子保健医療の充実

《18, 434百万円→19, 301百万円》

### (1) 不妊治療への支援等

4, 620百万円

#### ○不妊治療等への支援

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成するなどの支援を行う。

(母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金)46億円の内数)

### ○妊産婦ケアセンター(仮称)への支援(新規)

産前産後における妊産婦の適切なサポートを行うため、入院を要しない程度の体調不良(うつ病など)の妊産婦を対象に宿泊型のサービス(母体ケア、乳児ケア等)を提供する。

(母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金)46億円の内数)

### (2)小児の慢性疾患等への支援

14,386百万円

小児期における小児がんなどの特定な疾患の治療の確立と普及を図るため、小児慢性特定疾患治療研究事業を行う。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

### (3)周産期医療体制の充実

医政局に一括計上

## 5 出産等に係る経済的負担の軽減

(参考)

平成20年度第2次補正予算案において、妊婦が健診の費用の心配をせず、必要な回数(14回程度)を受けられるように、現在、地方財政措置されていない9回分について、平成22年度までの間、必要な財源を確保し、市町村における妊婦健診の公費負担の拡充を図る。 【790億円】

(参考)

平成20年度第2次補正予算案において、平成20年度の緊急措置として、幼児教育期(小学校就学前3年間)の第二子以降の子一人あたりにつき、3.6万円の子育て応援特別手当を支給する。 【651億円】

## ◇ 仕事と家庭の両立の支援

### 仕事と家庭の両立支援

《7,864百万円→9,984百万円》

### (1)育児・介護休業制度の拡充

4,560百万円

育児・介護休業法の見直しを検討し、育児期の短時間勤務や男性の育児休業取得促進など、継続就労しながら育児・介護ができる環境を整備する。また、期間雇用者の育児休業の取得促進のための事業を実施する。

(参考)

平成20年度補正予算案において、育児休業・短時間勤務制度の利用を促進するため、育児休業取得者又は短時間勤務制度の利用者が初めて出た場合に、1人目及び2人目について支給対象としている中小企業事業主に対する助成金の支給対象範囲を5人目まで拡大するとともに、2人目以降の支給額を増額（育児休業：60万円→80万円等）する。

また、労働者が利用した育児サービス費用を負担する中小企業事業主に対する助成金について、助成率・助成限度額を引き上げる（助成率：2分の1→4分の3、限度額：30万円→40万円（1人当たり）、360万円→480万円（1事業主当たり））。 **【制度要求】**

## (2) 事業所内保育施設に対する支援の充実と地域開放 4,603百万円

事業所内保育施設を設置、運営する事業主に対する助成措置について、助成期間を延長（5年→10年）するとともに従業員以外の地域の利用者への地域開放を進めることにより、事業所内保育施設の設置促進を図る。

## (3) 中小企業における次世代育成支援対策の推進 784百万円

次世代育成支援対策推進センターにおいて、中小企業における行動計画の策定、届出を促進するため、講習会、巡回指導を実施する等、相談援助機能を強化する。

# 安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

## 1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進

《919百万円→853百万円》

### (1) 職場における男女雇用機会均等の推進 499百万円

男女雇用機会均等法の履行確保のため、厳正的確な指導を行うとともに、迅速な紛争解決の援助を実施する。

### (2) ポジティブ・アクションの取組の推進 329百万円

男女雇用機会均等法の履行確保とともに、男女労働者の格差の解消をめざした企業の積極的かつ自主的な取組（ポジティブ・アクション）を進めるため、その周知と取組のノウハウを提供する。

### (3) 起業準備段階及び起業後間もない時期の女性に対する起業支援

25百万円

起業に向け取り組む女性に対する情報技術を用いて行う学習（eラーニングサービス）の提供や、起業が軌道にのった先輩起業家が女性起業家に助言を行うメンター紹介サービス事業の実施等により起業を支援する。

## 2 パートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進

《1, 393百万円→1, 690百万円》

パートタイム労働法における均衡待遇の確保と正社員転換を推進するため、専門家の配置等による相談、援助等事業主支援を実施する。また、短時間正社員制度について、業界ごとの導入モデルの開発、普及等により、その導入促進、定着を図る。

さらに、短時間労働者に対する正社員との均衡待遇等を考慮した制度を導入する中小企業に対して助成（60万円等）する。

## 3 テレワークの普及促進

《74百万円→64百万円》

在宅での就業形態による発注者とのトラブル等に対する相談援助等を実施する。

# 平成20年度厚生労働省第2次補正予算(案) (雇用均等・児童家庭局所管分)

## ○介護従事者の処遇改善と人材確保等

1.3億円

### 母子家庭の母の介護福祉士・看護師等の資格取得支援

1.3億円

母子家庭の母の自立促進のために、介護福祉士・看護師等の資格取得を支援する高等技能訓練促進費の支給期間の延長を行う。

〔 修業期間の最後の1/3の期間（上限12か月）  
→ 修業期間の後半1/2の期間（上限18か月） 〕

## ○出産・子育て支援の拡充

2,441億円

### 1 子育て支援サービスの緊急整備

1,000億円

子どもを安心して育てることができるよう「新待機児童ゼロ作戦」の前倒し実施を図り、平成22年度までの集中重点期間において15万人分の保育所や認定こども園の整備を推進することなどを目的として都道府県に「安心こども基金（仮称）」を創設する。（文部科学省分を含む。）

### 2 子育て応援特別手当の支給

651億円

平成20年度の緊急措置として、幼児教育期（小学校就学前3年間）の第二子以降の子一人あたりにつき、3.6万円の子育て応援特別手当を支給する。

### 3 安心・安全な出産の確保(妊婦健診公費負担の拡充)

790億円

妊婦が健診の費用の心配をせず、必要な回数（14回程度）を受けられるように平成22年度までの間、地方財政措置されていない9回分について、市町村における妊婦健診の公費負担の拡充を図る。

### 4 中小企業の子育て支援促進

制度要求

育児休業・短時間勤務制度の取得を促進するため、育児休業取得者又は短時間勤務制度の利用者が初めて出た場合に、1人目及び2人目について支給対象としている中小企業事業主に対する助成金の支給対象範囲を5人目まで拡大するとともに、2人目以降の支給額を増額（育児休業：60万円→80万円等）する。

また、労働者が利用した育児サービス費用を負担するための中小企業事業主に対する助成金について、助成率・助成限度額を引き上げる（助成率：2分の1→4分の3、限度額：30万円→40万円（1人当たり）、360万円→480万円（1事業主当たり））。（制度要求）

# 少子化対策の総合的推進

## 【少子化社会対策関連予算（厚生労働省分）】

21年度予算案額 1兆3,922億円（20年度予算額 1兆3,452億円）

### 【施策の方向性】

我が国においては、少子化や人口減少が進んでおり、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題となっている。

このため、「子ども・子育て応援プラン」等に基づく施策の着実な推進を図るとともに、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を受け、「新待機児童ゼロ作戦」、「5つの安心プラン」の一つである「未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会」等を踏まえた少子化対策を総合的に推進する。

## 1. 地域の子育て支援の推進

6,877億円

- すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実 551億円
  - ・地域の特性や創意工夫を生かした子育て支援事業の充実、次世代育成支援のための人材養成(新規)、ファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児、緊急時の預かり等多様なニーズへの対応(拡充)、地域の子育て支援拠点の拡充、地域に密着した一時預かりの推進
- 新待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実 3,569億円
  - ・待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大、第3子目以降の保育料の無料化、家庭的保育事業の拡充などの多様な保育サービスの提供
- 総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進 235億円
  - ・「放課後子どもプラン」の着実な推進
  - ・放課後児童クラブに対するソフト面及びハード面での支援
- 児童手当国庫負担金 2,523億円

## 2. 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

926億円

- 虐待を受けた子ども等への支援の強化 877億円
  - ・子どもを守る地域ネットワークや児童相談所の機能強化、社会的養護体制の拡充

## 3. 母子家庭等自立支援対策の推進

1,743億円

- 母子家庭等の総合的な自立支援の推進 78億円
  - ・自立のための就業支援や養育費確保策等の推進
- 自立を促進するための経済的支援 1,665億円

## 4. 母子保健医療の充実

193億円

- 不妊治療への支援等 46億円
  - ・不妊治療に要する費用の一部助成等の支援
  - ・妊産婦ケアセンター(仮称)への支援(新規)
- 小児の慢性疾患等への支援 144億円
  - ・小児期における小児がんなどの特定な疾患の治療の確立と普及等

## 5. 出産等に係る経済的負担の軽減

79億円

・安心して出産できるようにするため、出産育児一時金の充実等により、妊産婦の経済的負担を軽減する。

## 6. 仕事と家庭の両立の支援

100億円

・育児・介護休業制度の拡充や事業所内保育施設に対する支援の充実と地域開放等

## 7. 安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備 26億円

・女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進やパートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進<sup>81</sup>



## VI. 緊急サポートネットワーク事業及びファミリー・サポート・センター事業について



## ファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児預かり等の実施について

### 1 趣旨

地域における病児・病後児の預かり、宿泊を伴う預かり、早朝・夜間の緊急時の預かり等（以下「病児・病後児の預かり等」という。）を促進するため、ファミリー・サポート・センター事業において病児・病後児の預かり等を行うモデル事業を実施し、「緊急サポートネットワーク事業」は廃止することとした。

しかしながら、ファミリー・サポート・センター事業において病児・病後児預かり等を来年度から実施することが困難な地域においては、事業が地域へと円滑に移行されるよう、暫定措置として、国の委託事業（「病児・緊急預かり対応基盤整備事業」）を実施することとする。（別紙参照）

病児・病後児の預かり等については、今後、地域において実施していくという方針の下、国の事業として暫定的に実施する「病児・緊急預かり対応基盤整備事業（仮称）」の委託先団体とも連携のうえ、各市町村における事業の実施について積極的な検討をお願いしたい。

### 2 病児・緊急対応強化モデル事業（案）

（ファミリー・サポート・センター事業の機能強化）

【次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）】

#### （1）事業内容等

ファミリー・サポート・センター等において、次の体制を整備し、病児・病後児の預かり等を実施した場合にポイントを配分する。（具体的な要件等については別途連絡する予定。）

なお、ファミリー・サポート・センターを設置していない市町村が、「病児・緊急対応強化モデル事業」のみを実施する場合においてもポイント配分の対象とする。

#### ① 医療機関との連携

事業の実施に関して、保健医療面での指導・助言を随時受けられるよう、医療アドバイザー（仮称）の選定や緊急時に子ども

もを受け入れてもらう医療機関をあらかじめ選定するなど、地域の医療機関との連携体制を整備する。

② 提供会員への講習の充実

病児・病後児の預かり等に対応するため、提供会員に対して一定の項目、時間等を満たした講習会を実施する。

③ コーディネート体制の強化

病児・病後児の預かり等、早朝・夜間等にも依頼の受付が必要である場合に対応できるよう、従来の受付時間外の対応ができるように体制を整備する。

(例)・センター開所時間の延長

- ・携帯電話による時間外対応
- ・転送電話による時間外対応 等

(2) 交付方法

上記(1)の①～③の取組を全て行った場合にポイント配分する。  
なお、病児・病後児の預かりの延利用人数(年間見込)が一定数を超える場合は、別途ポイントを加算する。

※1 従来のファミリー・サポート・センター事業のポイントについては変更の予定なし。

※2 ファミリー・サポート・センター事業は、近隣の市町村との合同実施も可能。

### 3 参考

病児・緊急預かり対応基盤整備事業(仮称)(案)

【国の委託事業】※平成22年度までの時限実施

(1) 事業内容等

将来のファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児の預かりや緊急時の預かりの実施を目指し、各地域においてサービス提供者の育成・ニーズの把握及び病児・緊急預かり等を行うなど、病児・緊急預かりを地域において円滑に実施するための基盤整備を国の委託事業として暫定的に行う。

① ニーズの把握

病児・緊急預かり等のニーズ及びサービス提供者の把握などを行う。

- ② 周知・広報  
病児・緊急預かり等を実施する趣旨・必要性を自治体、企業、市民に周知し事業の拡大を図る。
- ③ 関係機関との連携強化  
病児・緊急預かり等を実施するに当たって連携が必要な医療機関、病児保育施設等との連携を図り、事業の円滑な実施のための情報交換、検討を行う。
- ④ サービス提供者の確保及び研修  
看護師、保育士等の有資格者や深夜宿泊等の変則的な時間において対応が可能な者を確保し、必要な知識、技術を付与する研修を実施する。
- ⑤ 病児・緊急預かり等の実施  
病児・緊急預かり等の援助を行いたい者と、援助を受けたい者の間の連絡調整等を行う。

(2) 委託先 民間団体（企画競争により選定）

(3) その他

ファミリー・サポート・センター事業との調整については別途連絡する予定。

# ファミリー・サポート・センター事業及び緊急サポートネットワーク事業の再編について

現 行

## ファミリー・サポート・センター事業

【次世代育成支援対策交付金】  
20年度予算額 375億円の内数

実施主体:市町村

<活動内容>  
・子どもの預かり・送迎(健康な子どもを想定)

## 緊急サポートネットワーク事業

【委託事業】実施主体:国  
20年度予算額 541,576千円

<活動内容>  
・病児・病後児の預かり及び送迎等

廃止

平成21年度予算案

## ファミリー・サポート・センター事業

【次世代育成支援対策交付金】  
21年度予算案 388億円の内数

実施主体:市町村

<活動内容>  
・子どもの預かり・送迎

## 病児・緊急対応強化モデル事業

・病児・病後児の預かり及び送迎等

## 病児・緊急預かり対応基盤整備事業(仮称)

【委託事業】実施主体:国  
21年度予算案 383,600千円

病児・病後児の預かり等を地域で円滑に実施する移行措置として、地域のサービス提供者の育成、ニーズ把握及び病児・病後児の預かり及び送迎等に取り組む。

※ 平成22年度までの時限措置

## Ⅶ. 児童福祉法等の改正及び施行について



「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等を踏まえ、家庭的保育事業等の新たな子育て支援サービスの創設、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、仕事と生活の両立支援のための一般事業主行動計画の策定の促進など、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための所要の改正を行う。

## 【主な内容】

## I 地域における次世代育成支援対策の推進

## ①新たな子育て支援サービスの創設（児童福祉法等の一部改正）

- 一定の質を確保しつつ、多様な主体による保育サービスの普及促進とすべての家庭における子育て支援の拡充を図るため、新たに家庭的保育事業（保育ママ）、すべての子どもを対象とした一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、養育支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業を法律上創設し、市町村におけるサービスの実施の促進等を図る。

## ②困難な状況にある子どもや家族に対する支援の強化（児童福祉法等の一部改正）

- 里親制度を社会的養護の受皿として拡充するため、養子縁組を前提としない里親（養育里親）を制度化し、一定の研修を要件とするなど里親制度を見直す。
- 家庭的な環境における子どもの養育を推進するため、虐待を受けた子ども等を養育者の住居において養育する事業（ファミリーホーム）を創設。
- 児童養護施設等の内部における虐待対策の強化のため、虐待を発見した者の通告義務等を設けるほか、地域における児童虐待対策の強化を行う。

## ③地域における子育て支援サービスの基盤整備（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

- 働き方の見直しも踏まえた中長期的な子育て支援サービスの基盤整備を図るため、市町村の行動計画策定に当たり参酌すべき保育サービスの量等に関する標準を国において定める等の見直しを行う。

## II 職場における次世代育成支援対策の推進

## 仕事と家庭の両立支援の促進（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

- 仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけの対象範囲を従業員 301 人以上企業から従業員 101 人以上企業に拡大する。
- 一般事業主行動計画の公表・従業員への周知を計画の策定・届出義務のある企業に義務づける。

## （施行期日）

- 原則として平成 21 年 4 月 1 日。（I の③の行動計画策定指針の見直し等は公布の日から起算して 6 ヶ月を超えない範囲で政令で定める日、家庭的保育事業（保育ママ）の制度化等は平成 22 年 4 月 1 日、II の一般事業主行動計画の対象範囲の拡大は平成 23 年 4 月 1 日）

# 児童福祉法等の一部を改正する法律の主な内容

## 趣旨

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等を踏まえ、子育て支援に関する事業の制度上の位置付けの明確化、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、一般事業主行動計画の策定の促進など、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための所要の改正を行う。

## 1 児童福祉法の一部改正①(子育て支援事業等を法律上位置付けることによる質の確保された事業の普及促進)

### (1) 子育て支援事業を法律上位置付け (平成21年4月施行)

○ 以下の事業について、法律上位置付けるとともに、省令で必要な基準等を設け、都道府県知事への届出・指導監督等にかからしめることとする。

① 乳児家庭全戸訪問事業(※いわゆる生後4か月までの全戸訪問事業)

② 養育支援訪問事業(※いわゆる育児支援家庭訪問事業)

③ 地域子育て支援拠点事業

④ 一時預かり事業

○ また、市町村は、これら①～④の事業が着実に実施されるよう必要な措置の実施に努めるものとする。

※ 上記の改正に併せて社会福祉法を改正し、上記事業及び2(2)の小規模住居型児童養育事業について、第2種社会福祉事業とすることにより、必要な社会福祉法の事業開始・指導監督規定や、消費税等の非課税措置の対象とする。

### (2) 家庭的保育事業を法律上位置付け (平成22年4月施行)

○ 保育に欠ける乳幼児を、家庭的保育者(市町村長が行う研修を修了した保育士その他の省令で定める者であって、これらの乳幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるもの)の居宅等において保育する事業について、法律上位置付けるとともに、省令で必要な基準等を設ける。

○ 市町村の保育の実施責任に関する規定に、保育所における保育を補完するものとして家庭的保育事業を位置付ける。

○ 市町村は、事前に都道府県知事に届け出て家庭的保育事業を行うことができるものとし、都道府県による指導監督等にかからしめることとする。

## 2 児童福祉法の改正②(困難な状況にある子どもや家庭に対する支援の強化)

### (1) 里親制度の改正 (平成21年4月施行)

- 養子縁組を前提とした里親と養育里親を区別し、養育里親の要件について一定の研修を修めることとする等里親制度を見直す。
- 都道府県の業務として、里親に対する相談等の支援を行うことを明確化し、当該業務を一定の要件を満たすものに委託できることとする。

### (2) 小規模住居型児童養育事業の創設 (平成21年4月施行)

- 要保護児童の委託先として、養育者の住居で要保護児童を養育する事業(ファミリーホーム)を創設し、養育者の要件等事業に関する要件を定めるほか、都道府県の監督等必要な規定を設ける。

### (3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化 (平成21年4月施行)

- 要保護児童対策地域協議会の協議対象を、養育支援が特に必要である児童やその保護者、妊婦に拡大するほか、要保護児童対策調整機関に、一定の要件を満たす者を置く努力義務を課す。

### (4) 年長児の自立支援策の見直し (平成21年4月施行)

- 児童自立生活援助事業について、対象者の利用の申込みに応じて提供することとともに、義務教育終了後の児童のほか、20歳未満の者を支援の対象として追加する等の見直しを行う。

### (5) 施設内虐待の防止 (平成21年4月施行)

- 児童養護施設等における虐待を発見した者の通告義務、通告があった場合の都道府県や都道府県児童福祉審議会等が講ずべき措置等施設内虐待の防止のための規定を設ける。

### (6) その他 (平成21年4月(提供体制の計画的整備は平成22年4月)施行)

- 児童相談所における保護者指導を児童家庭支援センター以外の一定の要件を満たす者にも委託できることとする。
- 児童家庭支援センターについて、児童福祉施設への附置要件の廃止等を行う。
- 都道府県における里親や児童養護施設等の提供体制の計画的な整備について、必要な措置を講じる。

### 3 次世代育成支援対策推進法の一部改正①（地域における取組の促進）

#### (1) 国による参酌標準の提示（公布から起算して6月以内に施行）

- 国は、市町村行動計画において、保育の実施の事業、放課後児童健全育成事業等に関する事項(量)を定めるに際して参考とすべき標準(参酌標準)を定めるものとする。

#### (2) 地域行動計画の策定等に対する労使の参画（公布から起算して6月以内施行）

- 市町村及び都道府県は、行動計画を策定・変更しようとするときは、住民の意見を反映させるほか、労使を参画させるよう努めるものとする。

#### (3) 地域行動計画の定期的な評価・見直し（平成22年4月施行）

- 市町村及び都道府県は、定期的に行動計画に基づく措置の実施状況等を評価し、計画の変更等の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 4 次世代育成支援対策推進法の一部改正②（一般事業主による取組の促進）

#### (1) 一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象の拡大（平成23年4月施行）

- 中小事業主のうち一定規模以上(100人超)の事業主について、行動計画を策定・届け出なければならないものとする。

#### (2) 一般事業主行動計画の公表・周知（平成21年4月施行）

- 行動計画の策定・届出義務のある事業主について、行動計画の公表及び従業員への周知を義務づけるとともに、行動計画の策定・届出が努力義務の事業主についても、同様の努力義務を設ける。

### 5 次世代育成支援対策推進法の一部改正③（特定事業主による取組の促進）

- 特定事業主行動計画(国、地方公共団体の長等が所属職員のために策定する次世代育成支援対策に関する計画)について、職員への周知を義務づけるとともに、行動計画に基づく措置の実施状況を公表しなければならないものとする。(平成21年4月施行)

# 子育て支援事業の定義規定のイメージ

## 1 乳児家庭全戸訪問事業

市町村内における原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、①子育てに関する情報の提供、②乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、③養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業

## 2 養育支援訪問事業

厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した①保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者、②保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者、③出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、これらの者の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業

## 3 地域子育て支援拠点事業

厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

## 4 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

## 5 家庭的保育事業

保育に欠ける乳児又は幼児について、家庭的保育者(市町村長が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であって、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。)の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業

# 子育て支援事業の事業開始・指導監督の仕組みのイメージ

1 社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業の事業開始・指導監督の仕組み（乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業・地域子育て支援拠点事業）

～事業開始時～

事業の開始

都道府県知事へ事業開始の届出（※事後）

（事業開始から1ヶ月以内）

～事業開始後の指導監督～

都道府県知事は、必要と認める事項の報告徴収、検査が可能

都道府県知事は、

- ・事業者が報告徴収・検査に応じない場合
- ・サービス利用者の処遇について不当な行為をした場合等は、事業の制限・停止を命ずることが可能。

2 児童福祉法に基づく一時預かり事業・家庭的保育事業の事業開始・指導監督の仕組み

～事業開始時～

都道府県知事へ事業開始の届出（※事前）

事業の開始

～事業開始後の指導監督～

都道府県知事は、必要と認める事項の報告徴収、立入検査が可能

都道府県知事は、事業が基準に適合しない場合は、必要な措置を命ずることが可能。

+

- 都道府県知事は、
- ・事業者が命令・処分に違反した場合
  - ・サービス利用者の処遇について不当な行為をした場合等は、事業の制限・停止を命ずることが可能。

※ このほか、第2種社会福祉事業として位置付けた事業（乳児家庭全戸訪問事業・養育支援家訪問事業・地域子育て支援拠点事業・一時預かり事業）については、①寄付金の募集に際しての許可制度、②サービス利用者に対する情報提供努力義務、③利用申込み時の契約内容等の説明の努力義務、④自己評価等の質の向上の努力義務、⑤誇大広告の禁止等の社会福祉法の規定のほか、⑥消費税等の非課税措置の対象となる。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行  
に伴う政令の改正について

(別冊)



# 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う 省令・告示の整備について

## I 趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うもの。

## II 改正概要

### (1) 児童自立生活援助事業関係（平成21年4月1日施行）

【児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）の一部改正】

#### 児童福祉法

**第33条の6** 都道府県は、その区域内における義務教育終了児童等の自立を図るため必要がある場合において、その義務教育終了児童等から申込みがあつたときは、自ら又は児童自立生活援助事業を行う者（都道府県を除く。次項において同じ。）に委託して、その義務教育終了児童等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、義務教育終了児童等が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、その他の適切な援助を行わなければならない。

②～⑤ （略）

#### <内容>

○ 都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下「(1) 児童自立生活援助事業関係」において同じ。（※））は、改正法による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第33条の6第1項の規定に基づき、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行うときは、義務教育終了児童等が自立した生活を送ることができるよう、当該児童等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切にこれを行うものとする。

（※）指定都市及び児童相談所設置市が処理する事務の範囲は政令事項。

○ 事業の実施のための人員・設備・運営等に関する事項について以下の1～4のとおりとする。

#### 1 事業の基本方針について

（基本方針）

○ 児童自立生活援助事業者は、義務教育終了児童等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、共同で生活する住居において、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行うものとする。また、退居した場合においても、必要に応じて継続的に相談その他の援助を行うものとする。

（入居した者を平等に取り扱う原則）

- 児童自立生活援助事業者は、利用者（入居者及び入居者であった者をいう。以下同じ。）の国籍、信条、社会的身分又は入居に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

- 児童自立生活援助事業に従事する職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に規定する虐待等を行ってはならない。
- 児童自立生活援助事業者は、利用者の権利擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

## 2 人員について

- 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助事業を行う住居（以下「児童自立生活援助事業所」という。）ごとに、指導員（主として児童自立生活援助に携わる者）及び管理者を置かなければならない。ただし、管理者は指導員が兼ねることができる。
- 指導員は、次のとおり配置する。
  - ・入居者の数が6までは、3人以上。ただし、指導員が2人以上である場合には、補助員（指導員を補助する者）をもってその他の指導員に代えることができる。
  - ・入居者の数が6を超えるときは、3に、入居者が6を超えて3又はその端数を超すごとに1を加えて得た人数以上。ただし、指導員の人数が、得た人数から1を減じた人数以上である場合には、補助員をもってその他の指導員に代えることができる。
- 指導員は、児童の自立支援に熱意を有し、①～④のいずれか及び⑤に該当する者をもって充てられるものとする。補助員は、⑤に該当する者とする。
  - ①児童指導員の資格を有する者
  - ②保育士の資格を有する者
  - ③児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者
  - ④上記に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者
  - ⑤法第34条の15第1項各号に該当しない者

## 3 設備について

- 児童自立生活援助事業所は、入居者の日常生活に支障がないよう、必要な設備を有し、職員が入居者に対して適切に児童自立生活援助を行うことができる形態とする。
- 入居者の居室を設け、その面積は、1人あたり3.3平米以上とすること、1居室あたりおおむね2人までとすること、また、男子と女子は別室にすることとする。
- 食堂等入居者が相互交流することができる場所を有することとする。
- 保健衛生及び安全について配慮されたものでなければならないこととする。

## 4 運営について

### ① 相談・援助等

- 児童自立生活援助事業者は、利用者に対し、就労への取組姿勢や職場の対人関係等就労に関する相談に応じるなどの支援を行うとともに、職場開拓を行い、

安定した職業に就かせるための支援を行うものとする。

- 児童自立生活援助事業者は、利用者に対し、対人関係、健康管理、金銭管理、余暇活用及び食事等の家事に関する事その他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な相談・指導・援助を行うものとする。
  - 児童自立生活援助事業者は、入居者の退所に際しては、適切な援助を行うとともに、福祉サービスを行う者や職場等関係者との連携に努め、入居者であった者に対する相談を行うものとする。
  - 児童自立生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴等の把握に努めるものとする。
- ② 衛生管理等
- 児童自立生活援助事業者は、入居者の使用する居室、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
  - 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助事業所において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ③ 食事
- 児童自立生活援助事業者は、入居者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入居者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
  - 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入居者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- ④ 秘密保持等
- 児童自立生活援助事業に従事する職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
  - 児童自立生活援助事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- ⑤ 記録の整備等
- 児童自立生活援助事業所には、職員、財産、収支及び入居者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。
- ⑥ 苦情への対応等
- 児童自立生活援助事業者は、その行った児童自立生活援助に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
  - 児童自立生活援助事業者は、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって、職員以外の者を関与させなければならない。
  - 児童自立生活援助事業者は、自らその行う児童自立生活援助の質の評価を行うほか、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- ⑦ 都道府県知事の調査
- 児童自立生活援助事業者は、都道府県知事からの求めに応じ、入居者の状況

について、定期的に都道府県知事の調査を受けなければならないものとする。

⑧ 利用者負担

- 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助の実施に要する費用のうち、食事の提供に要する費用及び居住に要する費用その他の日常生活で通常必要になるもので入居者に負担させることが適当と認められる費用については、入居者に負担させることができるものとする。
- 入居者に負担させることができる額は、運営規程に定めた額以下とし、あらかじめ入居者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該額は、入居者の経済状況等に十分配慮した額としなければならない。

⑨ 金銭管理

- 児童自立生活援助事業者は、入居者の金銭管理を行う場合には、あらかじめ、運営規程に金銭管理の方法、記録の方法を定めておかななければならない。
- 児童自立生活援助事業者は、入居者が金銭管理を希望する場合には、あらかじめ定めた方法等を入居者に説明し、同意を得なければならない。
- 児童自立生活援助事業者は、金銭管理の記録について月に1回以上、入居者に知らせなければならない。

⑩ 支援体制の確保

- 児童自立生活援助事業者は、緊急時の対応等を含め、利用者の状況に応じた適切な児童自立生活援助を行うことができるよう、児童相談所、児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所、就労先、警察その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

⑪ 管理者の責務

- 児童自立生活援助事業所の管理者は、児童自立生活援助事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。
- 児童自立生活援助事業所の管理者は、児童自立生活援助事業所の職員にこの省令で定める規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

⑫ 運営規程

- 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業運営の重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

イ 事業の目的及び運営の方針

ロ 職員の職種、員数及び職務の内容

ハ 入居定員

ニ 児童自立生活援助の内容

ホ 入居者から受領する費用の種類及びその額

ヘ 金銭管理を行う場合には、その方法、記録の方法及び入居者への提示方法

ト 緊急時等における対応方法

チ 非常災害対策

リ 利用者の権利擁護、虐待の防止等を図るために必要な事項

ヌ 外部評価の実施状況等児童自立生活援助の質の向上のために図る措置の内容

ル その他運営に関する重要事項

⑬ 勤務体制の確保

- 児童自立生活援助事業者は、利用者に対し、適切な児童自立生活援助を提供できるよう、児童自立生活援助事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 児童自立生活援助事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- ⑭ 定員の遵守
  - 児童自立生活援助事業所の入居定員は、5人以上20人以下とする。
  - 児童自立生活援助事業者は、入居定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- ⑮ 非常災害対策
  - 児童自立生活援助事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練を行うように努めなければならない。

## 児童福祉法

### 第33条の6 (略)

- ② 前項に規定する義務教育終了児童等であつて児童自立生活援助の実施を希望するものは、厚生労働省令の定めるところにより、入居を希望する同項に規定する住居その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を都道府県に提出しなければならない。この場合において、児童自立生活援助事業を行う者は、厚生労働省令の定めるところにより、当該義務教育終了児童等の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。

### <内容>

- 児童自立生活援助の実施を希望する者が提出する申込書には、以下の事項を記載するものとする。
  - ・ 児童自立生活援助の実施を希望する者の氏名、居住地、生年月日及び職業
  - ・ 児童自立生活援助の実施を希望する理由
  - ・ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 申込書は、児童自立生活援助の実施を希望する者が居住する都道府県に提出する。
- 申込書には法第56条第2項の規定による徴収する額の決定のために必要な事項に関する書類を添えるものとする。
- 法第33条の6第2項の規定により申込書の提出を代行する児童自立生活援助事業者は、都道府県との連携を努めるとともに、依頼を受けたときは、速やかに、都道府県に当該申込書を提出しなければならない。
- 都道府県は、児童自立生活援助を実施する必要があると認めた者に対しては、申込がない場合であっても、児童自立生活援助の実施の申込を勧奨しなければならない。

## 児童福祉法

### 第33条の6 (略)

- ⑤ 都道府県は、義務教育終了児童等の第一項に規定する住居の選択及び児童自立生活援助事業の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における児童自立生活援助事業を行う者、当該事業の運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

#### <内容>

- 都道府県は、義務教育終了児童等その他関係者が当該情報を自由に利用できる方法により、以下の事項に関し、情報提供を行うものとする。
- ① 児童自立生活援助事業者の名称、位置に関する事項
  - ② 児童自立生活援助事業所の設備の状況に関する事項
  - ③ 次に掲げる児童自立生活援助事業の運営の状況に関する事項
    - イ 児童自立生活援助事業所の入居定員、入居状況及び職員の状況
    - ロ 児童自立生活援助の実施及び利用者に対する生活の支援の方針
    - ハ その他児童自立生活援助の実施に関する事項
  - ④ 運営規程
  - ⑤ 法第56第2項の規定により徴収する額に関する事項
  - ⑥ 食事の提供に要する費用等入居者が負担することとなる額に関する事項
  - ⑦ 入居手続に関する事項
  - ⑧ その他都道府県知事が必要と認める事項

## 児童福祉法

第34条の3 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行うことができる。

②・③ (略)

#### <内容>

- 児童自立生活援助事業者が事業を開始する際の届出事項として、運営規程を追加する。また、職員の定数及び職務の内容、事業を行おうとする区域、入所定員については、削除する。

(参考) 現在の届出事項

- ・ 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- ・ 条例、定款その他の基本約款
- ・ 職員の定数及び職務の内容
- ・ 主な職員の氏名及び経歴
- ・ 事業を行おうとする区域
- ・ 当該事業の用に供する施設の名称、所在地及び入所定員
- ・ 事業開始の予定年月日

【社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）の一部改正】

＜内容＞

社会福祉法施行規則第16条においては、社会福祉事業についての福祉サービスを利用するための契約成立時の書面の交付義務を免除する対象を規定しており、児童自立生活援助事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業についても同条の規定に追加し、書面交付義務の対象から除外することとする。

(2) 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業関係（平成21年4月1日施行）  
【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童福祉法

第6条の2（略）

②・③（略）

- ④ この法律で、乳児家庭全戸訪問事業とは、一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内における原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいう。
- ⑤ この法律で、養育支援訪問事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（第八項に規定する要保護児童に該当するものを除く。以下「要支援児童」という。）若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）（以下「要支援児童等」という。）に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業をいう。

① 乳児家庭全戸訪問事業関係（法第6条の2第4項関係）

<内容>

法第6条の2第4項に規定する乳児家庭全戸訪問事業は、原則として生後4か月に至るまでの乳児のいる家庭について、市町村長（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関を含む。）が当該事業の適切な実施を図るために行う研修を受講した者をして訪問させることにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいう。

② 養育支援訪問事業関係（法第6条の2第5項関係）

<内容>

法第6条の2第5項に規定する養育支援訪問事業は、要支援児童等に対する支援の状況を把握しつつ、必要に応じて関係者との連絡調整を行う者の総括の下に、保育士、保健師、助産師、看護師その他の養育に関する相談及び指導についての専門的知識及び経験を有する者であって、市町村長（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関を含む。）が当該事業の適切な実施を図るために行う研修を受講した者をして、要支援児童等の居宅において、これらの相談及び指導を行わせることを基本として行う事業をいう。

## 児童福祉法

### 第21条の10の2 (略)

② (略)

③ 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

④ (略)

#### <内容>

法第21条の10の2第3項の厚生労働省令で定める者は、次の一及び二に掲げる場合の区分に応じて、それぞれイ及びロに定める者とする。

- 一 乳児家庭全戸訪問事業の事務の委託を行う場合 次のいずれにも該当する者
  - イ 委託に係る事務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する人員を十分に有していること
  - ロ 職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること
- 二 養育支援訪問事業の事務の委託を行う場合 次のいずれにも該当する者
  - イ 一のイ及びロに該当する者であること
  - ロ 要支援児童等の状況等に応じて、支援の目標及び当該目標を達成するための具体的な支援の内容を決定することができる体制を確保していること

#### 【社会福祉法施行規則の一部改正】

##### <内容>

社会福祉法施行規則第16条においては、社会福祉事業についての福祉サービスを利用するための契約成立時の書面の交付義務を免除する対象を規定しており、児童自立生活援助事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業についても同条の規定に追加し、書面交付義務の対象から除外することとする。

### (3) 地域子育て支援拠点事業関係（平成21年4月1日施行）

【児童福祉法施行規則の一部改正】

#### 児童福祉法

#### 第6条の2（略）

②～⑤（略）

⑥ この法律で、地域子育て支援拠点事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

⑦・⑧（略）

#### <内容>

法第6条の2第6項に規定する地域子育て支援拠点事業は、次に掲げる基準に従い、地域の乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、当該場所において、適当な設備を備える等により、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業（市町村（特別区を含む。以下同じ。）又はその委託等を受けた者が行うものに限る。）をいう。

- ① おおむね10組の乳児又は幼児及びその保護者が一度に利用することが差し支えない程度の十分な広さを有すること。ただし、保育所その他の施設であつて、児童の養育及び保育に関する専門的な支援を行うものは、この限りでない。
- ② 原則として、1日に3時間以上、かつ、1週間に3日以上開設すること。
- ③ 子育て支援に関して意欲のある者であつて、子育てに関する知識と経験を有するものを配置すること。

【社会福祉法施行規則の一部改正】

#### <内容>

社会福祉法施行規則第16条においては、社会福祉事業についての福祉サービスを利用するための契約成立時の書面の交付義務を免除する対象を規定しており、児童自立生活援助事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業についても同条の規定に追加し、書面交付義務の対象から除外することとする。

(4) 一時預かり事業関係（平成21年4月1日施行）

【児童福祉法施行規則の改正】

児童福祉法

第6条の2（略）

②～⑥（略）

⑦ この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

<内容>

法第6条の2第7項に規定する一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業（特定の乳幼児のみを対象とするものを除く。）をいう。

児童福祉法

第34条の11 市町村、社会福祉法人その他の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、一時預かり事業を行うことができる。

② 市町村、社会福祉法人その他の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

③ 市町村、社会福祉法人その他の者は、一時預かり事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

<内容>

○ 市町村、社会福祉法人等が一時預かり事業を行う場合には、当該事業を開始するに当たり、あらかじめ、以下の事項を都道府県知事（指定都市、中核市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下「(4) 一時預かり事業関係」において同じ。（※））に届け出ることとする。

① 事業の種類及び内容

② 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）

③ 条例、定款及び職務の内容

④ 職員の定数及び職務の内容

⑤ 主な職員の氏名及び経歴

⑥ 事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にとっては、当該市町村の名称を含む。）

⑦ 事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員

- ⑧ 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- ⑨ 事業開始の予定年月日
- 一時預かり事業の届出を行おうとする者は、都道府県知事に収支予算書及び事業計画書を提出しなければならないこととする。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りではない。
- 市町村、社会福祉法人等が一時預かり事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、以下の事項を都道府県知事に届け出るものとする。
  - ① 廃止又は休止しようとする年月日
  - ② 廃止又は休止の理由
  - ③ 現に便宜を受けている乳幼児に対する措置
  - ④ 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

(※) 指定都市、中核市及び児童相談所設置市が処理する事務の範囲は政令事項。

#### 児童福祉法

第34条の12 一時預かり事業を行う者は、その事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

#### <内容>

- 一時預かり事業の実施のための人員、設備等に関する事項については、以下のとおりとする。
  - 1 設備について
    - ① 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。）を設けること。
    - ② 食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合も含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。
  - 2 運営について
    - ① 児童福祉施設最低基準第33条第2項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う保育士を配置すること。ただし、当該保育士の数は2名を下ることはできないこと。
    - ② 児童福祉施設最低基準第35条の規定に準じ、事業を実施すること。
  - 3 利用者負担について
    - ① 利用料の額については、当該事業の実施に要する費用を勘案し、かつ、当該事業の対象とする乳幼児の保護者の家計に与える影響を考慮して定めること。
- 認可外保育施設については、法第59条の2において都道府県知事に対して届け出

ることとされている一方で、「1日に保育する乳幼児の数が5人以下」の場合については、児童福祉法施行規則第49条の2により届出対象外施設とされており、当該人数要件に含めない乳幼児数として、一時預かり事業を保育所以外で行う場合を新たに加える。

(5) 小規模住居型児童養育事業関係（平成21年4月1日施行）

【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童福祉法

第6条の2（略）

②～⑦（略）

- ⑧ この法律で、小規模住居型児童養育事業とは、第27条第1項第3号の措置に係る児童について、厚生労働省令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）の養育に関し相当の経験を有する者その他厚生労働省令で定める者（次条第1項に規定する里親を除く。）の住居において養育を行う事業をいう。

<内容>

1 事業の実施のための人員・設備・運営等に関する事項を以下のとおり定める。

(1) 事業基本方針について

(基本方針)

- 小規模住居型児童養育事業は、養育者の住居において、複数の児童によるかわりを活かしつつ、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、委託児童の自立を支援することを目的として行われなければならない。

(委託児童を平等に取り扱う原則)

- 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童の国籍、信条、社会的身分又は入居に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

- 小規模住居型養育事業に従事する養育者及び補助者（家事援助等により養育者を補助する者）（以下「養育者等」という。）は、法第33条の10各号に規定する虐待を行ってはならない。
- 小規模住居型児童養育事業に従事する養育者は、委託児童に対し法第47条第2項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
- 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童の権利擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その養育者等に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(2) 人員について

- 小規模住居型児童養育事業者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居（以下「小規模住居型児童養育事業所」という。）ごとに3人以上の養育者を置かなければならない。ただし、養育者が1人以上である場合には、補助者をもってその他の養育者に代えることができる。補助者は、2の⑤に該当する者とする。
- 1人以上の養育者が当該住居に生活の本拠をおき、専任の養育者でなければならないものとし、うち1人を小規模住居型児童養育事業所の管理者とするものとする。

(3) 設備について

- 小規模住居型児童養育事業所は、委託児童の日常生活に支障がないよう、必要な設備を有し、養育者等が委託児童に対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態とする。
- 食堂等委託児童が相互交流することができる場所を有するほか、小規模住居型児童養育事業所の設備の全てが、委託児童の適切な養育に資するものであることとする。
- 風呂、洗面所、便所、子どもの居室を有すること、年齢に応じ男子と女子の居室を別にすることとする。
- 保健衛生及び安全について配慮されたものでなければならない。

(4) 運営について

① 教育

- 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童に対し、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく義務教育のほか、必要な教育を受けさせるよう努めなければならない。

② 衛生管理等

- 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童の使用する居室、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 小規模住居型児童養育事業者は、小規模住居型児童養育事業所において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

③ 食事

- 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、委託児童の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。
- 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について、栄養並びに委託児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

④ 自立支援計画の遵守

- 小規模住居型児童養育事業者は、児童相談所長があらかじめ当該小規模住居型児童養育事業者並びにその養育する委託児童及びその保護者の意見を聴いて当該委託児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該委託児童を養育しなければならない。

⑤ 秘密保持等

- 小規模住居型児童養育事業の養育者等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た委託児童（委託を解除された児童を含む。次項において同じ。）又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 小規模住居型児童養育事業者は、養育者等であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た委託児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

⑥ 記録の整備等

- 小規模住居型児童養育事業所には、養育者等、財産、収支及び委託児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。
- ⑦ 苦情への対応等
  - 小規模住居型児童養育事業者は、その行った養育に関する委託児童等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
  - 小規模住居型児童養育事業者は、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって、養育者等以外の者を関与させなければならない。
  - 小規模住居型養育事業は、自らその行う養育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- ⑧ 都道府県知事の調査
  - 小規模住居型児童養育事業者は、都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下「(5)小規模住居型児童養育事業関係」において同じ。（※））からの求めに応じて、委託児童の状況について、定期的に都道府県知事の調査を受けなければならない。
  - （※）指定都市及び児童相談所設置市が処理する事務の範囲は政令事項。
- ⑨ 支援体制の確保
  - 小規模住居型児童養育事業者は、緊急時の対応などを含め、委託児童の状況に応じた適切な養育を行うことができるよう、児童の通学する学校、児童相談所、児童福祉施設、児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所、警察その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。
- ⑩ 管理者の責務
  - 小規模住居型児童養育事業所の管理者は、養育者等並びに業務の管理及びその他の管理を一元的に行わなければならない。
  - 小規模住居型児童養育事業所の管理者は、養育者等にこの省令で定める規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
- ⑪ 運営規程
  - 小規模住居型児童養育事業者は、小規模住居型児童養育事業所ごとに、次に掲げる事業運営の重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。
    - イ 事業の目的及び運営の方針
    - ロ 養育者等の職種、員数及び職務の内容
    - ハ 入居定員
    - ニ 養育の内容
    - ホ 緊急時等における対応方法
    - ヘ 非常災害対策
    - ト 委託児童の権利擁護、虐待の防止等を行うために必要な事項
    - チ 外部評価の実施状況等養育の質の向上のために図る措置の内容
    - リ その他運営に関する重要事項
- ⑫ 勤務体制の確保
  - 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童に対し、適切な養育を実施できる

よう、小規模住居型児童養育事業所ごとに、養育者等の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 小規模住居型児童養育事業者は、養育者等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

⑬ 定員の遵守

- 小規模住居型児童養育事業所の入居定員は、5人又は6人とする。
- 小規模住居型児童養育事業者は、入居定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

⑭ 非常災害対策

- 小規模住居型児童養育事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練を行うように努めなければならない。

2 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育に関し相当の経験を有する者その他厚生労働省令で定める者は、以下の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者とする。

- ① 養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育の経験を有する者
- ② 養育里親として5年以上登録し、かつ、通算して5人以上の委託児童の養育の経験を有する者
- ③ 3年以上児童福祉事業に従事した者
- ④ 上記に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者
- ⑤ 児童福祉法第34条の15第1項各号に該当しない者

(※) ただし、①②については、施行日前における里親としての経験を含むものとする。

児童福祉法

第34条の3 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行うことができる。

②・③ (略)

<内容>

- 小規模住居型児童養育事業者が事業を開始する際の届出事項、事業を休廃止する場合の届出事項は、児童自立生活援助事業と同様の事項とする。(以下のとおり)

<参考>届出事項

(事業開始の際の届出事項)

- 事業を開始する際には、以下の事項を届出する。
  - ・ 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
  - ・ 条例、定款その他の基本約款
  - ・ 運営規程
  - ・ 主な職員の氏名及び経歴

- ・ 当該事業の用に供する施設の名称
- ・ 事業開始の予定年月日
- 届出の際には、収支予算書及び事業計画書を定収しなければならない。ただし、インターネットで都道府県知事が閲覧できる場合には、この限りではない。

(休廃止の際の届出事項)

- 休止又は廃止しようとする場合には、以下の事項を届出する。
  - ・ 廃止又は休止しようとする年月日
  - ・ 廃止又は休止の理由
  - ・ 現に便宜を受け又は入居している者に対する措置
  - ・ 休止しようとする場合にあっては、休止の期間

(6) 里親関係（平成21年4月1日施行）

A 里親の認定登録等について

- 里親の認定登録等を児童福祉法施行規則に規定することに伴い、里親の認定等に関する省令は廃止する。

【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童福祉法

第6条の3 この法律で、里親とは、養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であつて、養子縁組によつて養親となることを希望するものその他のこれに類する者として厚生労働省令で定めるもののうち、都道府県知事が第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう。

② (略)

<内容>

- 里親が養育する要保護児童の人数は4人以下とする。
- 養子縁組によつて養親となることを希望するものその他のこれに類する者として厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。
  - ①養子縁組によつて養親となることを希望する者
  - ②要保護児童の三親等以内の親族であつて、要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明又は拘禁等の状態となつたことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童を養育することを希望する者

児童福祉法

第6条の3 (略)

② この法律で、養育里親とは、前項に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者であつて、第三十四条の十四に規定する養育里親名簿に登録されたものをいう。

<内容>

- 厚生労働省令で定めるところにより行う研修（養育里親研修）は、厚生労働省大臣の定める基準（告示。別紙1参照）を満たす課程により行うこととする。
- 厚生労働省令で定める要件（養育里親の要件）を満たす者は、経済的に困窮していない者であつて、養育里親研修を修了したものとする。

## 児童福祉法施行令

第35条 この政令で定めるもののほか、福祉の保障に関し必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。

(専門里親について必要な要件などを定める。)

### <内容>

1 専門里親とは、2に掲げる要件に該当する養育里親であって、次の①から③までのいずれかに該当する要保護児童のうち、都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下「(6) 里親関係」において同じ。(※)）がその養育に関し特に支援が必要と認めた者を養育するものとして養育里親名簿に登録されたものをいう。

① 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第二条に規定する児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童

② 非行等の問題を有する児童

③ 身体障害、知的障害又は精神障害がある児童

(※) 指定都市及び児童相談所設置市が処理する事務の範囲は政令事項。

2 専門里親は、以下の①から③までの要件に該当する者とする。

① 以下のイからハまでのいずれかに該当すること。

イ 養育里親として三年以上の要保護児童の養育の経験を有する者。

ロ 三年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めた者。

ハ 都道府県知事がイ又はロに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者。

② 専門里親研修（専門里親となることを希望する者が必要な知識及び経験を修得するために受けるべき研修であって、厚生労働大臣が定めるもの（告示。別紙2参照）の課程を修了していること。

③ 委託児童の養育に専念できること。

(※) ただし、①イについては、施行日前における里親としての経験を含むものとする。

## 児童福祉法

第34条の14 都道府県知事は、第27条第1項第3号の規定により児童を委託するため、厚生労働省令で定めるところにより、養育里親名簿を作成しておかなければならない。

第34条の16 この法律に定めるもののほか、養育里親名簿の登録のための手続その他養育里親に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

### <内容>

1 養育里親名簿の登録事項は以下のとおりとする。

① 登録番号及び登録年月日

② 住所、氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態

③ 同居人の氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態

- ④ 養育里親研修を修了した年月日
- ⑤ 一年以内の期間を定めて要保護児童の委託をされることを希望する場合にはその旨
- ⑥ 専門里親の場合にはその旨
- ⑦ その他都道府県知事が必要と認める事項

## 2 養育里親登録希望者の申請書類等

- 養育里親希望者が提出する申請書に記載する事項は、以下のとおりとする。
  - ① 住所、氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態
  - ② 同居人の氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態
  - ③ 養育里親研修を修了した年月日又は修了する見込みの年月日
  - ④ 養育里親になることを希望する理由
  - ⑤ 一年以内の期間を定めて要保護児童の委託をされることを希望する場合にはその旨
  - ⑥ 従前に里親（施行日前における里親を含む。）であったことがある者はその旨及び当該登録等が他の都道府県におけるものであった場合には当該都道府県名
  - ⑦ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
  - ① 申請者及びその同居人の履歴書
  - ② 申請者の居住する家屋の平面図
  - ③ 養育里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類
  - ④ 法34条の15に規定する養育里親の欠格事由に該当しないことを証する書類
  - ⑤ その他都道府県知事が必要と認める書類

## 3 養育里親のうち、専門里親となることを希望する者の提出する申請書類

- 専門里親を希望する者が提出する申請書に記載する事項は、2に掲げる事項のほか、
  - ① 専門里親の要件の①のイからハまでのいずれかの要件に該当する事実
  - ② 専門里親研修を修了した年月日又は修了する見込みの年月日
  - ③ 専門里親の要件の②の要件に該当する事実
- 専門里親となることを希望する者の申請書は、養育里親登録希望者が申請書に添付する書類の他に、次に掲げる書類を添えなければならない。
  - ① 専門里親の要件の①のイからハのいずれかの要件に該当することを証する書類
  - ② 専門里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類

## 4 申請書の受理及び登録の決定

- 都道府県知事は、申請書を受理したときは、養育里親の要件（専門里親については、専門里親の要件）に該当することその他要保護児童を委託する者として適当と認めるものであることを調査して、速やかに、養育里親名簿に登録し、又はしないこと（専門里親については、専門里親として登録すること又はしないこと）の決定を行わなければならない。
- 都道府県知事は、決定を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該養育里親希望者

に通知しなければならない。

## 5 変更等の届出

- 養育里親が次の①から④までに規定する場合のいずれかに該当することとなったときには、①から④までに規定する者は、その日（①の場合にあっては、その事実を知った日）から三十日以内に、その旨を養育里親登録をしている都道府県知事又は当該各号に規定する者の住所地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。
  - ① 死亡した場合 その相続人
  - ② 法第34条の15第1号に該当するに至った場合 その後見人又は保佐人
  - ③ 法第34条の15第2号から第4号までに該当するに至った場合 本人
  - ④ 「経済的に困窮していない者であって、養育里親研修を修了したもの」とする要件に該当しなくなった場合 本人
- 養育里親は、養育里親名簿に記載されている事項について変更が生じたときは、遅滞なく、これを都道府県知事に届け出なければならない。

## 6 登録の消除等

- 都道府県知事は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には、養育里親名簿の登録を消除しなければならない。
  - ① 本人から登録の消除の申し出があった場合
  - ② 5により、5の①から④までに規定する場合のいずれかに該当する旨の届出があった場合
  - ③ 5による届出がなくて5の①から④までに規定する場合のいずれかに該当する事実が判明した場合
  - ④ 不正の手段により養育里親名簿への登録を受けた場合
- 都道府県知事は、次の①②のいずれかに該当する場合には、養育里親名簿の登録を消除することができる。
  - ① 養育里親が法第45条第2項又は第48条の規定に違反した場合
  - ② 養育里親が法第46条第1項の規定により報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合
- 都道府県知事は、専門里親として登録を受けていた者が専門里親の要件に該当しなくなったときは、専門里親である旨の記載を消除しなければならない。

## 7 養育里親名簿の有効期間等

- 養育里親名簿の登録の有効期間（以下「有効期間」という。）は、5年とする。ただし、専門里親としての登録の有効期間については、2年とする。
- 養育里親名簿の登録は、養育里親の申請により更新し、登録の更新を受けようとする者は、都道府県知事が厚生労働大臣が定める基準（告示。別紙3参照）に従い行う研修（以下「更新研修」という。）を受けなければならない。
- 養育里親名簿の登録の更新の申請が行われた場合に、有効期間の満了の日までに都道府県知事が更新研修を実施しないとき又は実施しているが全ての課程が修了していないときは、従前の登録は、有効期間の満了後も都道府県知事が研修を実施し、

その研修が修了するまでの間は、なおその効力を有する。研修の修了により、登録の更新がされたときは、更新後の登録の有効期間は、更新前の登録の本来の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

8 養子縁組によって養親となることを希望する者等に関する認定等について

- 要保護児童について、養子縁組によって養親となることを希望する者等に係る認定等については、養育里親の認定等に準じて、都道府県知事が行うものとする。

9 経過措置

- 施行日（平成21年4月1日）までの間に、養子縁組によって養親となることを希望する里親となることを希望する旨を記載した申請書を都道府県知事に提出した者については、施行日以降、養育里親とみなす規定は適用しないものとする。

【里親が行う養育に関する最低基準（平成14年厚生労働省令第116号）の一部改正】

児童福祉法施行令

第35条 この政令で定めるもののほか、福祉の保障に関し必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。

（里親制度の見直し、小規模住居型児童養育事業の創設等に伴い、規定の見直しを行う。）

<内容>

1 職業指導里親及び短期里親の廃止

職業指導里親及び短期里親の廃止に伴い、関係規定を削除する。

2 里親支援機関の創設に伴う改正

里親支援機関の創設に伴い、関係規定を整備する。

3 里親が同時に養育する委託人数に関する改正

- 里親が同時に養育する委託児童及び委託児童以外の児童の人数の合計は6人を超えることができないとされていたところ、小規模住居型児童養育事業の創設に伴い、委託児童については、4人までに改正する（委託児童及び委託児童以外の児童の人数の合計については従来通り）。

- 専門里親が同時に養育する委託児童の人数は、2人を超えることができないこととしていたところ、次の①から③までのいずれかに該当する委託児童について、2人までとし、その他の児童も含めて同時に委託できる人数は、4人までとする。

① 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第二条に規定する児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童

② 非行等の問題を有する児童

③ 身体障害、知的障害又は精神障害がある児童

- 施行日（平成21年4月1日）において現に委託児童を養育している里親は、現に養育している委託児童については、4人を超える委託児童を養育することができる。

## B 里親支援機関について

### 【児童福祉法施行規則の一部改正】

#### 児童福祉法

第11条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一・二 (略)

イ～ホ (略)

へ 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。

②・③ (略)

④ 都道府県知事は、第一項第二号へに掲げる業務に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

⑤ (略)

#### <内容>

○ 法第11条第4項に規定する厚生労働省令で定める者（里親支援機関）は、同条第1項第2号へに掲げる業務を適切に行うことができる者とする。

(7) 要保護児童対策地域協議会関係（平成21年4月1日施行）

【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童福祉法

第25条の2（略）

②～⑤（略）

⑥ 要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものを置くように努めなければならない。

<内容>

要保護児童対策調整機関は、法第25条の2第6項の規定に基づき、児童福祉司たる資格を有する者又はこれに準ずる者として次のいずれかに該当する者を置くように努めなければならない。

- 一 保健師
- 二 助産師
- 三 看護師
- 四 保育士
- 五 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者
- 六 児童福祉施設最低基準第21条第3項に規定する児童指導員

(8) 児童相談所長又は都道府県の保護者指導関係（平成21年4月1日施行）

【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童福祉法

第26条 児童相談所長は、第二十五条の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 （略）

二 児童又はその保護者を児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは都道府県以外の障害者自立支援法第五条第十七項に規定する相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の六において「相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに指導を委託すること。

三～七 （略）

2 （略）

第27条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 （略）

二 児童又はその保護者を児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う相談支援事業に係る職員に指導させ、又は当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に指導を委託すること。

三・四 （略）

②～⑥ （略）

<内容>

法第26条第1項第2号の厚生労働省令で定めるものは、次のいずれにも該当する者とする。

- 一 委託に係る業務を適切かつ確実に行うことができると認められる法人であること
- 二 委託に係る指導に従事する者として、次のいずれかに該当する者を有していること
  - ア 法第13条第2項各号のいずれかに該当する者
  - イ 法第12条の3第2項第2号に該当する者
  - ウ 児童相談所長又は都道府県知事がア又はイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

（注）二は、児童福祉司、児童心理司相当の専門性を有する者を定める趣旨である。

(9) 被措置児童等虐待関係（平成21年4月1日施行）

【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童福祉法

第33条の15（略）

- ② 都道府県知事は、前条第一項又は第二項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない。
- ③・④（略）

<内容>

- 都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下「(9) 被措置児童等虐待関係」において同じ。(※)）が都道府県児童福祉審議会（指定都市の設置する児童福祉審議会及び児童相談所設置市の設置する児童福祉審議会を含む。(※)）へ報告する事項は、次のとおりとする。
- ① 通告・届出等がなされた施設等の名称、所在地、種別
  - ② 被措置児童等虐待を受けた又は受けたと思われる児童の性別、年齢及びその他の心身の状況
  - ③ 被措置児童等虐待の種別、内容及び発生要因
  - ④ 被措置児童等虐待を行った施設職員等の氏名、生年月日及び職種
  - ⑤ 都道府県が行った対応
  - ⑥ 被措置児童等虐待が行われた施設等において改善措置が行われている場合にはその内容
- (※) 指定都市及び児童相談所設置市並びに指定都市の設置する児童福祉審議会及び児童相談所設置市の設置する児童福祉審議会の処理する事務の範囲は政令事項。

児童福祉法

第33条の16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

<内容>

- 都道府県が公表する事項は、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置のほか、次のとおりとする。
- ① 被措置児童等虐待があつた施設等の種別
  - ② 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種

(10) 児童家庭支援センター関係（平成21年4月1日施行）

【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童家庭支援センターについて、児童福祉施設への附置要件を削除したことに伴う改正を行う。

<内容>

- 児童家庭支援センターは乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に附置することとされていたところ、附置要件が削除されたことに伴い、当該規定を削除する。

(11) 市町村行動計画及び都道府県行動計画関係

(平成21年3月1日施行、平成21年4月1日施行)

【次世代育成支援対策推進法施行規則(平成15年厚生労働省令第122号)の一部改正】

次世代育成支援対策推進法

第7条 (略)

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

一・二 (略)

三 次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条第二項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準

四 (略)

3～5 (略)

<内容>

改正法による改正後の次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。)第7条第2項第3号において規定する市町村行動計画を定めるに当たって参酌すべき標準を示す主務省令で定める次世代育成支援対策は、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業等とする。

(12) 一般事業主行動計画関係（平成21年4月1日、平成23年4月1日施行）  
【次世代育成支援対策推進法施行規則の一部改正】

次世代育成支援対策推進法

第12条（略）

2 （略）

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

4 （略）

5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。

6 （略）

<内容>

一般事業主（次世代法第12条第1項に規定する事業主をいう。以下同じ。）が、一般事業主行動計画（次世代法第12条第1項に規定する一般事業主行動計画をいう。以下同じ。）を策定し、又は変更したときの公表の方法について、インターネットの利用その他の適切な方法によるものとする。

次世代育成支援対策推進法

第12条の2 前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

2 前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 （略）

<内容>

一般事業主が、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときの周知の方法については、

- ・ 事業所の見やすい場所への掲示又は備え付け
- ・ 書面による労働者への交付
- ・ 電子メールを利用した労働者への送信

その他の適切な方法によるものとする。

## 次世代育成支援対策推進法

第13条 厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

### <内容>

- 次世代法第13条に規定する認定基準
  - ① 次世代法第13条に規定する認定基準について、一般事業主行動計画の公表及び労働者への周知を適切に行っていることを追加すること。
  - ② 一般事業主行動計画の計画期間において、男性労働者で育児休業等をしたものがない中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。）については、当該計画期間の開始前3年以内に男性労働者で育児休業等を取得した者が1人以上いれば足りるとする現行の基準のほか、
    - (ア) 当該計画期間において、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に対する子の看護休暇を取得した男性労働者がいること
    - (イ) 当該計画期間において、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に対する短時間勤務の制度の措置を講じており、当該措置を利用した男性労働者がいることを認定基準として追加すること。
- その他
  - ① 都道府県労働局長への権限委任  
一般事業主行動計画の公表及び労働者への周知が義務付けられている一般事業主がこれを行わない場合の厚生労働大臣の勧告について、厚生労働大臣から都道府県労働局長に権限を委任するとともに、これらの権限は厚生労働大臣が自ら行うことを妨げないこととすること。
  - ② 届出様式及び認定様式  
届出様式及び認定様式について、一般事業主行動計画の公表及び労働者への周知の義務化、認定基準の見直し等を踏まえ所要の見直しを行うこと。
  - ③ 平成23年4月1日から、一般事業主行動計画の策定等が義務となる一般事業主の範囲が常時雇用する労働者の数が300人以下から100人以下に拡大することを踏まえた所要の規定の整備を行うこと。

(13) その他(平成21年3月1日、平成21年4月1日施行)

【児童福祉法施行規則の一部改正】

<内容>

省令上に規定していた子育て支援事業を法律上に位置づけたことに伴い、児童福祉法施行規則第19条について、所要の規定の整備を行う。

(14) その他所要の規定の整備を行うこと

(別紙1) 告示案

○ 養育里親研修について

- 1 養育里親研修は、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。(※))又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行う研修であって、次の要件を満たすものとする。
  - ① 別表の科目の欄に掲げるすべての科目について実施するものであること。
  - ② 講義、演習及び実習の方法により行うものであること。
- 2 1の規定にかかわらず、児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において現に児童を処遇する職員として勤務している者その他児童の処遇に関する十分な知識及び経験を有すると認められる者及びこの告示の施行の日において既に里親登録されており、一定の委託経験のある者に対しては、相当と認められる範囲で、1に定める科目の一部を免除することができる。
- 3 専門里親研修を修了した者は、1に定める研修を修了したものとみなす。
- 4 平成16年4月1日から施行日(平成21年4月1日)までの間に、都道府県が実施した研修その他都道府県知事が適当と認めた研修であって、養育里親研修の一部又は全部の課程と同様の課程であると都道府県知事が認めるものについては、養育里親研修の一部又は全部の課程とみなすことができる。

別表

科 目
児童福祉論(講義)
養護原理(講義)
里親養育論(講義)
発達心理学(講義)
小児医学(講義)
里親養育援助技術(講義)
里親養育演習(講義・演習)
養育実習(実習)

注

養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において行うものとする。

(※) 指定都市及び児童相談所設置市が処理する事務の範囲は政令事項。

(別紙2) 告示案

○ 専門里親研修について

- 1 専門里親研修は、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。(※))又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行う研修であって、次の要件を満たすものとする。
  - ① 別表の科目の欄に掲げるすべての科目について実施するものであること。
  - ② 講義、演習及び実習の方法により行うものであること。
- 2 1の規定にかかわらず、児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において現に児童を処遇する職員として勤務している者その他児童の処遇に関する十分な知識及び経験を有すると認められる者に対しては、相当と認められる範囲で、1に定める科目の一部を免除することができる

別表

区分	科目
養育の本質、目的及び対象の理解に関する科目	社会福祉概論(講義) 児童福祉論(講義) 地域福祉論(講義) 養護原理(講義) 里親養育論(講義) 発達臨床心理学(講義) 医学(児童精神医学を含む。)(講義) 社会福祉援助技術論(講義)
養育の内容及び方法の理解に関する科目	児童虐待援助論(講義・演習) 思春期問題援助論(講義・演習) 家族援助論(講義・演習) 障害福祉援助論(講義・演習) 専門里親演習(講義・演習)
養育実習	養育実習(実習)

注

- 1 養育の本質、目的及び対象の理解に関する科目に関する講義は、通信の方法によって行うことができる。この場合においては、添削指導又は面接指導を適切な方法により行わなければならない。
- 2 養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において行うものとする。

(※) 指定都市及び児童相談所設置市が処理する事務の範囲は政令事項。

(別紙3) 告示案

○ 更新研修について

- 1 更新研修のうち養育里親に係るものは、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。(※)）又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行う研修であって、次の要件を満たすものとする。
  - ① 別表一の科目の欄に掲げるすべての科目について実施するものであること。
  - ② 講義、演習及び実習の方法により行うものであること。
- 2 1の規定にかかわらず、現に委託児童の養育を行っていることその他要保護児童の養育に関し経験がある者として都道府県知事が相当と認めるものに対しては、相当と認められる範囲で、1に定める科目のうち、養育実習（実習）を免除することができる。
- 3 更新研修のうち養育里親に係るものは、都道府県又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行う研修であって、次の要件を満たすものとする。
  - ① 別表二の科目の欄に掲げるすべての科目について実施するものであること。
  - ② 講義、演習及び実習の方法により行うものであること。
- 4 更新研修のうち専門里親に係る更新研修を修了した者は、養育里親に係る更新研修を修了したものとみなす。

別表一（養育里親）

児童福祉制度論（講義） 発達心理学（講義） 里親養育演習（講義・演習） 養育実習（実習）
---

別表二（専門里親）

児童福祉制度論 専門里親演習（講義・演習）
--------------------------

注

養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において行うものとする。

(※) 指定都市及び児童相談所設置市が処理する事務の範囲は政令事項。



○ 里親関係

( 1 ) 里親制度の見直しについて

# 里親の区分・要件等について

- ※ 平成20年3月14日全国家庭福祉施策担当係長会議資料としてお示したものに加筆・修正したもの
- ※ ここで示す案については、ここに記載されている事項のうち、省令・告示で定める事項はパブリックコメントで示す事項と同内容であり、今後変更はあり得るものである。

# 里親の区分

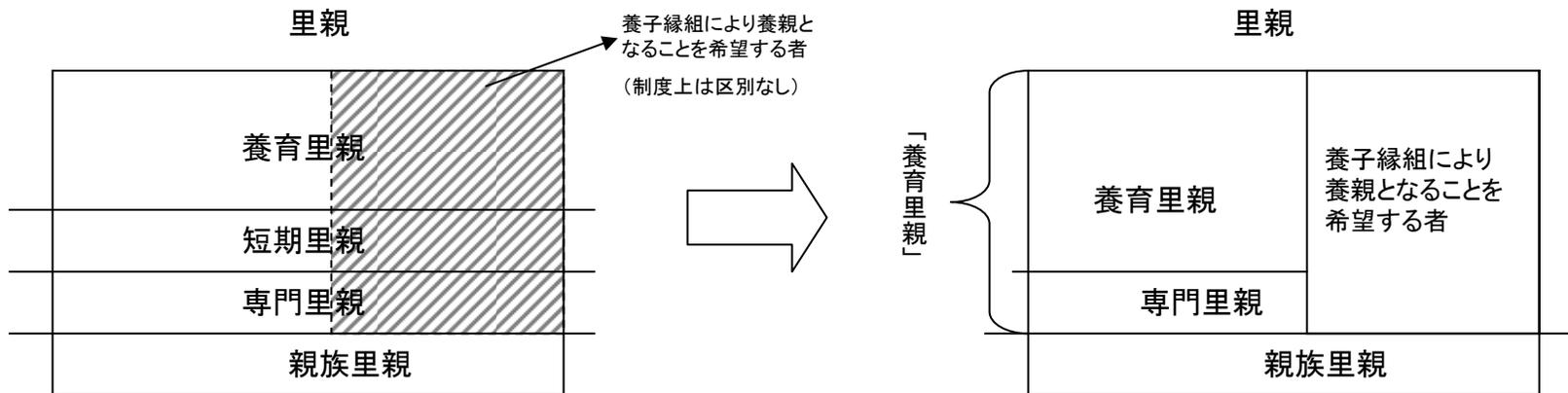
## 改正後の「里親」の区分

- 養育里親(養育里親の中で専門里親を区分) → 養育里親名簿に登録
- 養子縁組によって養親となることを希望する里親、親族里親 → 養育里親名簿とは異なる名簿に登録

- ・ 従来の「里親」と改正後の「里親」で範囲が異なるのではなく、新たな区分ができたもの。
- ・ 可能であれば養子縁組によって養親となることも希望するが、養子縁組が可能ではない要保護児童についても、その養育を行ってもよいと考えている里親については、基本的に養育里親として登録することを勧め、その旨を養育里親名簿等に記載するか、養子縁組によって養親となることを希望する者の名簿にも併せて記載する等の対応をとる。

## 短期里親等の取り扱いについて

- 短期里親については、区分をなくし、養育里親の中に入れる。
- 養育里親が短期(1年以内)の委託を希望する場合は、登録の際や短期を希望することになった際に都道府県に伝えておき、これに応じたマッチングを行うことにする。
- 職業里親については、実績等を勘案し、廃止する。
- 現在、職業里親として登録している里親については、里親の希望等をふまえ、養育里親等へ移行する。



## 養育里親

# 里親の要件等

### 認定要件

次の①から③のいずれにも該当する者

① 養育里親研修を修了したこと

※ 里親としての委託経験や児童養護施設等の職員としての経験など一定の要件を満たす場合は研修の一部を免除することができる。

※ 施行日前5年間(平成16年4月1日以降)に、都道府県が実施した研修その他都道府県知事が適当と認めた研修であって、養育里親研修の一部又は全部の課程と同様の課程であると都道府県知事が認めるものについては、養育里親研修の一部又は全部の課程とみなすことができる。

② 養育里親になることを希望する者及びその同居人が欠格事由に該当しないこと

③ 経済的に困窮していないこと

### 欠格事由

① 成年被後見人又は被保佐人

② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

③ この法律及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)その他国民の福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

※ 上記以外の法律(案)

**社会福祉法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法**

④ 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行つた者その他児童の養育に関し著しく不適当な行為をした者

- ・ 欠格事由等の確認については、本人に欠格事由に該当していない旨を申し出る書類の提出を依頼する等により適宜確認する。
- ・ 養育に関し著しく不適当な行為を行っているか否かなどについては、上記のほか、従来通り家庭訪問等により把握。
- ・ なお、次ページに記載するように、申請の際に、過去里親であった者については、その旨を把握するようにし、他の都道府県から照会等があった場合については、適宜協力して対応するものとする。

### 更新期間

- 養育里親名簿の登録の有効期間は5年とする。(5年を経過する日までに、更新研修の申請はしているが未だ研修が行われていないとき又は研修が行われているが、研修の課程の全部が修了していないときについては、当該研修が修了するまで有効期間を延長する。)

※ 現に要保護児童の養育を行っていることその他要保護児童の養育に関し経験がある者として都道府県知事が認めたものについては、更新研修の一部(実習)を免除することができる。

- 更新研修を受講した後、欠格事由に該当していないことを改めて確認の上、養育里親名簿に登録する。

## 養育里親を申請する際に申請書に記載する事項

- ① 住所、氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態
- ② 同居する者の氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態
- ③ 養育里親研修を修了した年月日又は修了する見込みの年月日
- ④ 養育里親になることを希望する理由
- ⑤ 1年以内の期間を定めて要保護児童の委託をされることを希望する場合にはその旨
- ⑥ 従前に里親(施行日前における里親も含む。)であったことがある者についてはその旨及び当該登録等が他の都道府県におけるものであった場合にはその都道府県名
- ⑦ その他都道府県において必要と認める事項

※ すでに里親として登録している者であって、都道府県においてすでに把握している事項については省略可能

※ 可能である場合には養子縁組も希望するが、養育里親として子どもを受託することも希望する者については、その旨を適宜都道府県において把握する。

## 申請書に添付することが必要な書類等

- ① 申請者及び同居者の履歴書
- ② 申請者の居住する家屋の平面図
- ③ 養育里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類
- ④ 申請者及びその同居者が欠格事由に該当しないことを証明する書類等(誓約書等を含む。)
- ⑤ その他都道府県において必要と認めるもの

※ すでに里親として登録している者であって、都道府県においてすでに把握している事項については省略可能

## 養育里親名簿に登録する事項

- ① 登録番号及び登録年月日
- ② 住所、氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態
- ③ 同居人の氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態
- ④ 養育里親研修修了年月日(直近のもの)
- ⑤ 1年以内の期間を定めて要保護児童を委託されることを基部雄する場合にはその旨
- ⑥ 専門里親である場合にはその旨
- ⑦ その他都道府県において必要と認める事項

※ 可能である場合には養子縁組も希望するが、養育里親として子どもを受託することも希望する者については、その旨を適宜養育里親名簿などに記載するか養子縁組によって養親となることを希望する者を記載する名簿にも記載するか等により対応

※ 登録事項について変更があった場合には、養育里親は都道府県に届け出ることとし、変更をその都道府県において名簿に記載。

## 変更等の届出

- 養育里親が次の①から④のいずれかの場合に該当することとなったときは、それぞれに定める者は、その日(①については、その事実を知った日)から30日以内に、その旨を当該登録をしている都道府県知事又は当該各号に定める者の住所地を管轄する都道府県知事に届出なければならない。
  - ① 死亡した場合 相続人
  - ② 成年被後見人又は被保佐人となった場合 その後見人又は保佐人
  - ③ 欠格事由②～④に該当した場合 本人
  - ④ 「経済的に困窮していない者であって、養育里親研修を修了したもの」とする要件に該当しなくなった場合 本人
- 養育里親は、養育里親名簿に登録している事項に変更が生じたときは、遅滞なく、これを都道府県知事に届け出なければならない。

## 養育里親の取消要件

- 都道府県知事は次のいずれかの場合に該当するときは、養育里親名簿の登録を削除しなければならない。
  - ① 養育里親から取消の申出があった場合
  - ② 届出事項①の届出があった場合
  - ③ 届出はないが、届出事項①に規定する場合のいずれかに該当する事実が判明した場合
  - ④ 不正の手段により養育里親名簿への登録を受けた場合
- 都道府県知事は、次のいずれかに該当する場合には、養育里親名簿の登録を削除することができる。
  - ① 法第45条第2項又は第48条の規定に違反した場合
  - ② 法第46条第1項の規定により報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

## 委託児童の人数の限度

- 養育里親が同時に養育する委託児童は4人(委託児童及び当該委託児童以外の児童の人数の合計は6人)を超えることができない。  
※ ただし、施行日において現に委託児童を養育している養育里親は、現に養育している児童については、4人を超える委託児童を養育することができる。

# 専門里親

## 認定要件

養育里親であるもののうち、次の①から③のいずれにも該当する者

①次に掲げる要件のいずれかに該当すること

ア 養育里親として3年以上委託児童の養育の経験を有する者

(施行日において里親である者については、改正前の里親として委託された期間を含む。)

イ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたもの

ウ その他都道府県知事がア又はイと同等以上の能力を有すると認めた者

② 専門里親研修の課程を修了している※こと

③ 委託児童の養育に専念できること

※ 養育里親(欠格事由に該当していないこと、経済的に困窮していないこと)としての要件は満たされていることが前提。

※ 上記①イ、ウに掲げる者のうち、養育里親研修を受けていないものについては、専門里親研修を修了したことをもって、養育里親研修を修了したもののみなす。

## 更新期間

○ 専門里親の登録の有効期間は2年とする。(2年を経過する際に、更新研修の申請はしているが未だ研修が行われていないとき又は行われているが、全ての課程が修了していないときについては、当該研修が修了するまで有効期間を延長する。)

※ 専門里親の更新研修を受講した者は、これをもって養育里親の更新研修を受講した者とみなす。

○ 更新研修を受講した後、欠格事由に該当していないことを改めて確認して、養育里親名簿に専門里親として登録する。

## 欠格事由・申請・登録等

・ 欠格事由については養育里親と同様のものであり、養育里親と同様の方法で確認等を行う。

・ 申請書については、養育里親の申請事項として必要な事項に加え、上記認定要件のうち①のアからウのいずれかに該当すること、専門里親研修を修了した年月日(修了する見込みの年月日)を記載しなければならない。

・ 申請時の添付書類については、養育里親の申請に必要な添付書類のほか、上記認定要件のうち①のアからウのいずれかに該当することを証する書類、専門里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類を申請書に添付すること。

・ 都道府県は、養育里親名簿に専門里親である旨を記載すること。

※ 専門里親に必要な要件に該当しなくなった場合には、専門里親である旨の記載を削除する必要があること。

## 専門里親の対象児童

○ 次の①から③のいずれかに該当する要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めた者

① 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童

② 非行等の問題を有する児童

③ 身体障害、知的障害又は精神障害がある児童

## 委託可能人数

○ 専門里親の対象児童については、2人まで。

○ 委託児童全体の人数については、養育里親と同様

※ 養育里親が同時に養育する委託児童は4人(委託児童及び当該委託児童以外の児童の人数の合計は6人)を超えることができない。

※ ただし、施行日において現に委託児童を養育している養育里親は、現に養育している児童については、4人を超える委託児童を養育することができる。

## 委託児童を養育する期間の限度

○ 専門里親の対象児童の養育は、当該養育を開始した日から起算して2年を超えることができない。ただし、都道府県知事が当該委託児童、その保護者及び児童相談所長からの意見を勘案して必要と認めるときは当該機関を更新することができる。

## 養子縁組によって養親となることを希望する里親

### 認定要件

- 要保護児童について養子縁組によって養親となることを希望する者であること。
- その他の要件等については、養育里親の認定等に準じて都道府県知事が判断すること。  
(例) 養育里親の欠格事由に該当するなど要保護児童の委託をするために適切と認められないと都道府県が判断した者は除く等

### 申請・登録等

- ・ 養育里親に準じて申請・登録等を行う。
- ・ 里親として適切か否かについては養育里親と同様の方法で確認等を行う。
- ・ その他必要に応じて研修等を行う。

-13-

## 親族里親

- 当該要保護児童の3親等以内の親族であること
- 要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明又は拘禁等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待されないこと
- その他要件等については、養育里親の認定等に準じて都道府県知事が判断すること。  
(例) 養育里親の欠格事由に該当するなど要保護児童の委託をするために適切と認められないと都道府県が判断した者は除く等

### 申請等

- ・ 里親として適切か否かについては養育里親と同様の方法で確認等を行う。
- ・ その他必要に応じて研修等を行う。

# 里親登録等の事務の流れ

# 新たな制度における認定の大まかな流れ(案)

短期里親は養育里親へ吸収、  
専門里親は基本的にそのまま  
新制度の専門里親とみなす

一定の受託経験、児童福祉に  
関わる業務について相当の経  
験を有する者等については、研  
修の一部を免除

5年経過後には更新研修を  
受講する必要がある

里親希望者※※

-145-

選択

養育里親を希望する者

研修受講

家庭訪問※  
欠格事由非該当確認

都道府県児童福祉審議会  
への諮問※

養育里親名簿へ記載  
(5年有効)

マッチング・里親委託

措置解除

養子縁組によって養親とな  
ることを希望する者

家庭訪問※

必要に応じて適宜研修  
実施

都道府県児童福祉審議会  
への諮問※

都道府県の名簿へ登録

マッチング・里親委託

養子縁組

里親支援機関等による支援

研修は義務化されないが、  
必要に応じて実施

※ 新制度移行時に既に里親登録されている者については、省略可

※※ すでに里親登録されている者も含む

通知事項(例)

- ・養育里親と養子縁組里親を選択する必要がある。事務の都合上、いったん、21年3月中に、いずれを選択するか、まだ選択しないか申し出てほしいこと
- ・今回決めない場合には、平成22年3月中に決める必要があること。(養育里親を希望する場合は、研修の都合上、22年〇月(研修申込期限)までに決める必要があること)
- ・養育里親を選択する場合には、研修を受講する必要がある、直近の研修は21年〇月〇日(研修を実施する日時)に実施されるので、希望する方は同封の申込書で申し込むこと  
(一部又は全部を免除される場合もあるので、都道府県に相談すること)
- ・不明な点があれば都道府県に相談すること

都道府県等における事務

# 既登録者に関する事務

- 既登録者なので、基礎研修は必要ない(認定前研修のみ)
- そのほか、すでに自治体で実施済の研修等が認定前研修の要件を満たしている場合やすでに子どもを受託している里親の場合については、研修の一部又は全部を免除することが可能。

- 既登録者については、基本的にすでに家庭訪問や都道府県児童福祉審議会などの手続きは済んでいるはずなので、再度行う必要はない。ただし、都道府県において必要と判断すれば適宜実施する。
- 欠格事由については、誓約書提出を依頼すること等により対応。  
(他に証明書类等確認方法があればそれによってもよい)

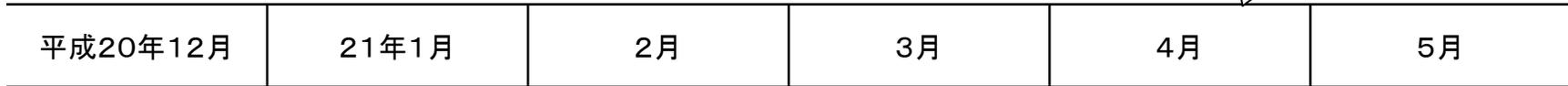
- 施行(21年4月)時点で選択できていない既登録者については、引き続き、次回の研修実施時を通知するとともに、平成22年3月までに研修を終える必要がある旨を通知する。
- すでに子どもを受託している里親のうち、選択していない里親については、特に早めを受講した方が里親手当が増額することを知らせる

制度変更に関する  
通知送付

(※) 養育里親研修実施

研修修了証

載 養育里親登録名簿記



里親が行うこと

養育里親希望者の申出及び研修申込み

請 養育里親登録申

(新)養育里親  
(5年間)

- 養育里親を選択する場合には、その旨の申出及び研修の申込みを行う。
- 養子縁組を前提とする里親を選択する場合には、21年3月中にその旨を申出。

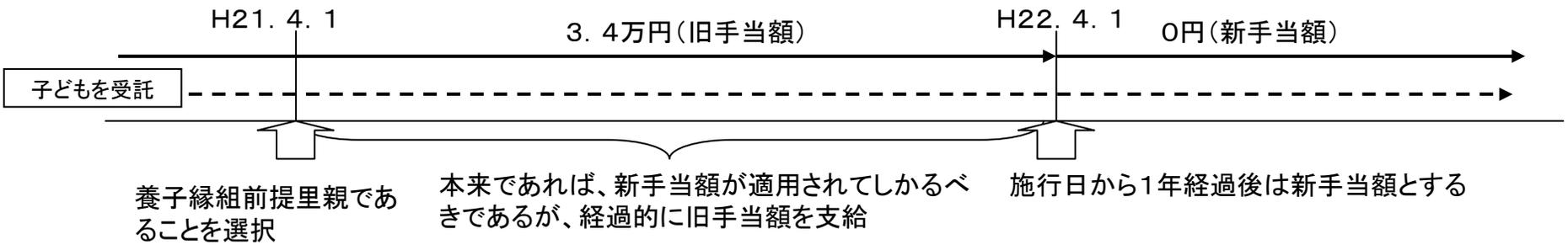
養子縁組によって養親となることを希望する者であることの申し出

養子縁組によって養親となることを希望する者として登録

# 里親手当の取扱い等について

# 里親の認定登録に関する手当の取扱い(施行日に子どもを受託している場合)

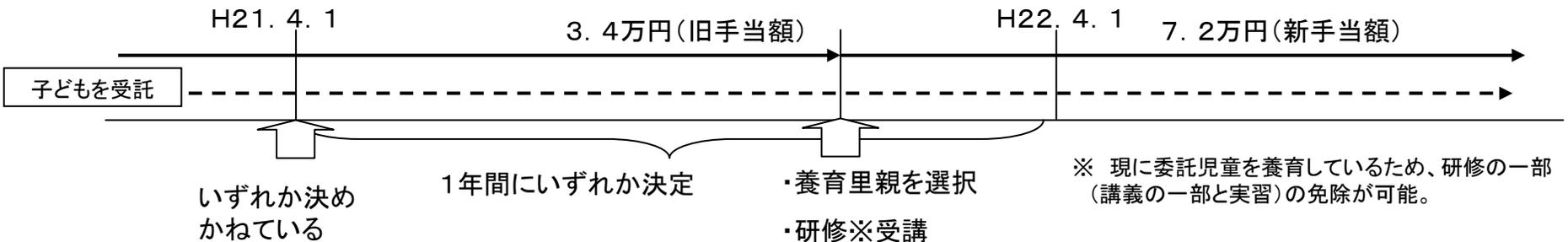
## ① 施行日に現に子どもを受託しており、施行日前に養子縁組を前提としている旨を申し出た場合



・施行日までに申し出があった場合には、養育里親名簿には氏名等を記載せず、養子縁組によって養親となることを希望する里親を記載する名簿などを都道府県において作成し、これに氏名等を記載する。

・施行日においてすでに子どもを委託されている里親については、養子縁組によって養親となることを希望することを申し出た場合であっても、手当については、施行日から1年間は暫定的に3.4万円を支給する(委託解除された場合を除く。)

## ② 施行日に現に子どもを受託しているが施行日までに養子縁組を前提とするか、養育里親となるか申し出ない場合



・施行日までにいずれも申し出がない場合には、養育里親とみなされる。

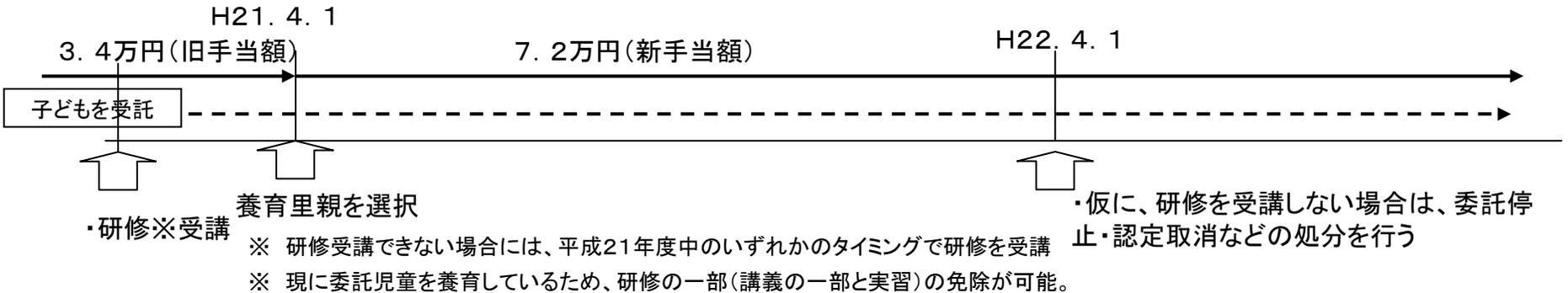
・平成22年3月31日までの間に、養育里親研修を受講するか、養子縁組によって養親となることを希望することを申し出るか、いずれかを選択してもらう。

※ 研修を受講するまでの間は旧里親手当とする。

・平成22年3月31日までにいずれも行わない場合には、養育里親登録を取り消す。

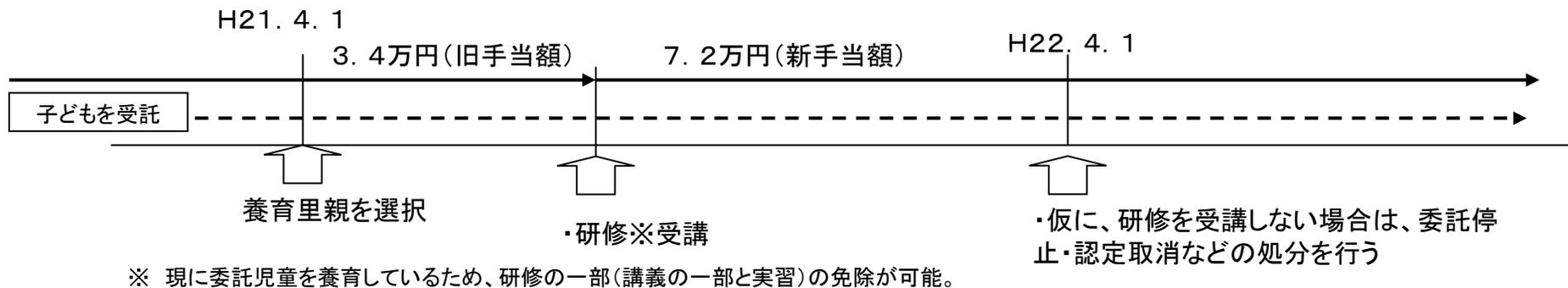
# 里親の認定登録に関する手当の取扱い(施行日に子どもを受託している場合)

## ③ 施行日に現に子どもを受託しており、施行日前に養育里親となることを申し出た場合(施行日前に研修を受けた場合)



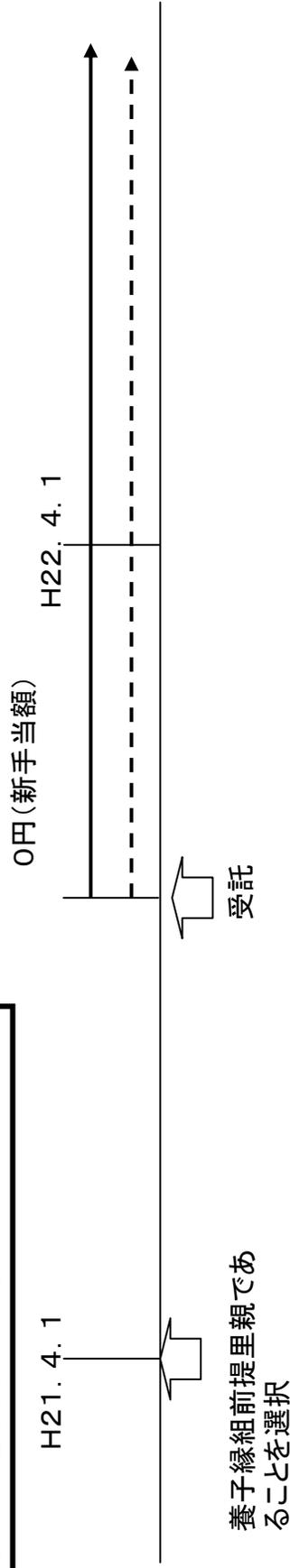
- ・施行日までに養育里親を希望する申し出があった場合には、養育里親とみなして養育里親名簿に氏名等を記載し、施行日から新里親手当を支給する。
- ・原則として施行日(平成21年4月1日)までの間に、養育里親研修を受講する。(やむを得ない事情がある場合については、平成22年3月31日までに研修を受講する。)
- ・平成22年3月31日までに研修を受講しない場合には、委託停止、登録取消などを行う。

## ④ 施行日に現に子どもを受託しており、施行日前に養育里親となることを申し出たが、事情により施行日後に研修を受けた場合

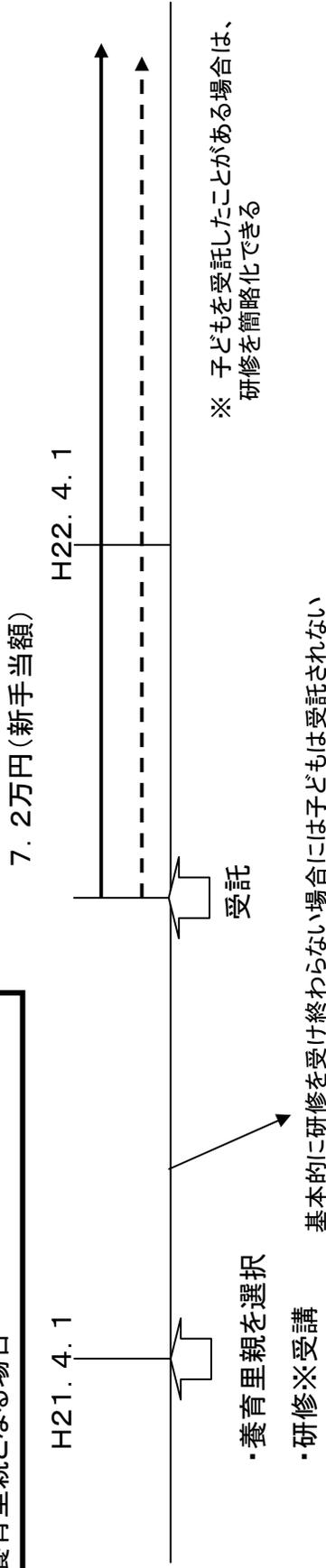


# 里親の認定登録に関する経過措置（施行日に未受託の場合）

## ⑤ 養子縁組を前提とする場合



## ⑥ 養育里親となる場合



・施行日までに養子縁組によって養親となることを希望する旨の申し出があった場合には、養育里親名簿へ登録しない。

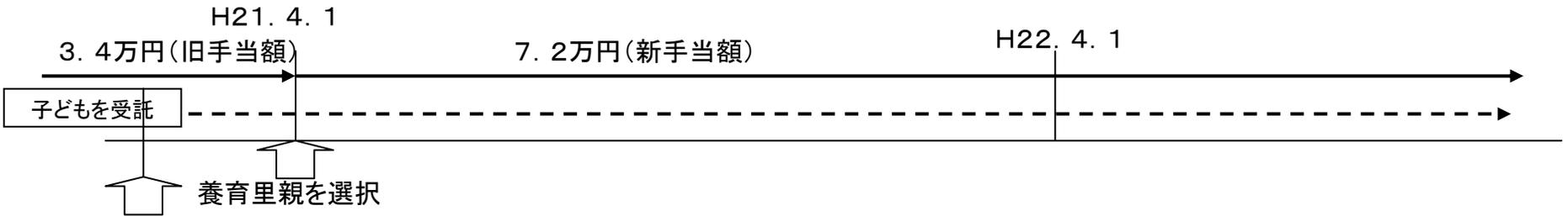
・施行日までに養育里親を希望する旨の申し出があった場合には、平成22年3月31日までに養育里親研修を受講する（施行日まで受講してもよい。）

・養子縁組を前提とする場合も養育里親となる場合も施行日までに申し出ない場合については、いったん、養育里親とみなす。その上で、平成22年3月31日までに養子縁組によって養親となることを希望することを申し出るか、養育里親研修を受講するかする。いずれも選択しない場合は、平成22年3月31日に名簿から取り消す。

（養子縁組によって養親となることを希望する旨の申し出があった場合には、その時点で養育里親としての登録を取り消す。）

# 里親の認定登録に関する経過措置(施行日に子どもを5人以上受託している場合)

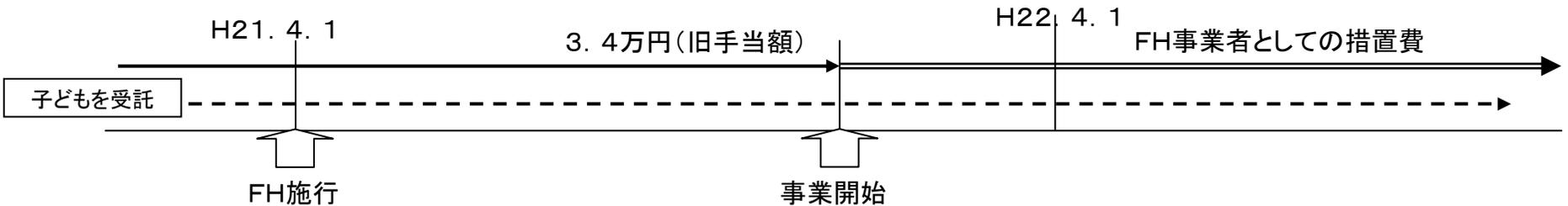
## ⑦ 施行日に現に5人以上子どもを受託しており、養育里親となる場合



- ・研修※受講 ※ 研修受講できない場合には、平成21年度中のいずれかのタイミングで研修を受講
- ※ 現に委託児童を養育しているため、研修の一部(講義の一部と実習)の免除が可能。

- ・施行日までに養育里親を希望する申し出があった場合には、養育里親として養育里親名簿に氏名等を記載し、施行日から新里親手当を支給する。(申し出がない場合には、②に準じて対応する。)この際、現に受託している子どもを受託している間は受託人数が5人以上でよい。ただし、新たな子どもを受託する場合には、5人以上は受託できない。
- ・原則として施行日(平成21年4月1日)までの間に、養育里親研修を受講する。(やむを得ない事情がある場合については、平成22年3月31日までに研修を受講する。)
- ・平成22年3月31日までに研修を受講しない場合には、委託停止、登録取消などを行う。

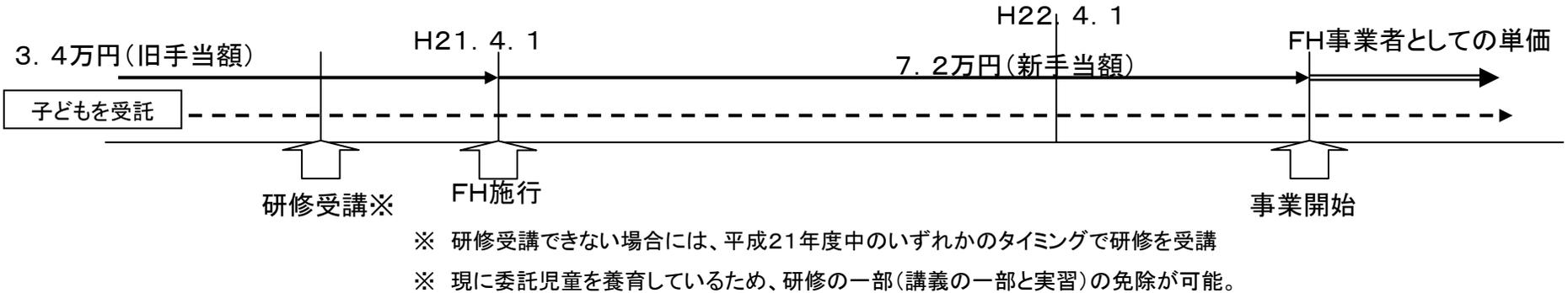
## ⑧ 施行日に現に子どもを5人以上受託しており、22年4月1日までにファミリーホーム事業を実施する場合



- ・施行日にいったん、養育里親とみなされる。(養育里親研修を受講していなければ旧手当額を支給。)現に受託している子どもを受託している間は5人以上受託できる。
- ・1年以内にファミリーホーム事業を開始すれば、研修は受講しなくてよい。ファミリーホーム開始後は新たな子どもを受託する場合であっても、5人以上の子どもを受託できる。

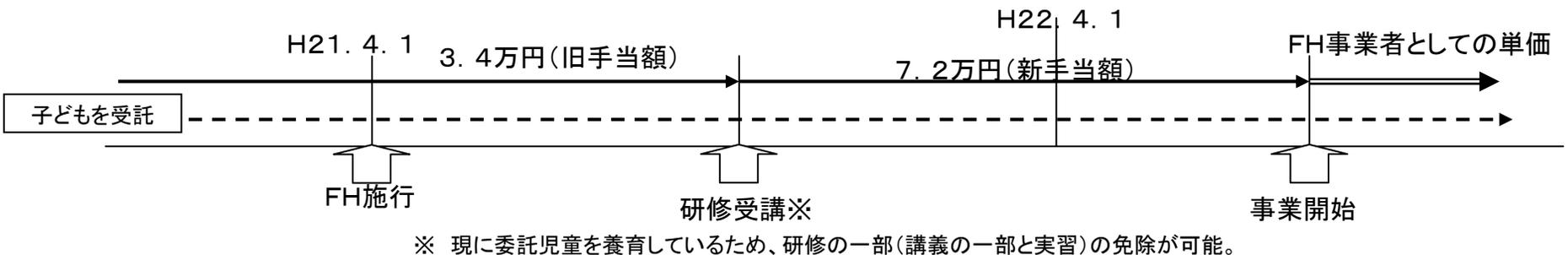
# 里親の認定登録に関する経過措置(施行日に子どもを5人以上受託している場合)

## ⑨ 施行日に現に子どもを5人以上受託し、施行日前に研修を受講し、22年4月1日以降にファミリーホーム事業を実施する場合



- ・施行日までに養育里親を希望する申し出があった場合には、養育里親として養育里親名簿に氏名等を記載し、施行日から新里親手当を支給する。(申し出がない場合には、②に準じて対応する。)この際、現に受託している子どもを受託している間は受託人数が5人以上でよい。ただし、新たな子どもを受託する場合には、5人以上は受託できない。
- ・原則として施行日(平成21年4月1日)までの間に、養育里親研修を受講する。(やむを得ない事情がある場合については、平成22年3月31日までに研修を受講する。)
- (22年4月1日までにFHを開始できない場合は、22年4月1日までに養育里親研修を受講し、いったん、養育里親となることが必要)
- ・平成22年3月31日までに研修を受講しない場合には、委託停止、登録取消などを行う。

## ⑩ 施行日に現に子どもを5人以上受託し、施行日後に研修を受講し、22年4月1日以降にファミリーホーム事業を実施する場合



## 里親制度の運営について（改正通知（案）） 新旧対照表

新	旧
<p>第1 里親制度の趣旨 略</p> <p>第2 里親制度の運営</p> <p>1 里親制度は、都道府県知事（指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）、児童相談所長、福祉事務所長、児童委員及び児童福祉施設の長が児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）及び「<u>里親が行う養育に関する最低基準</u>」（平成14年厚生労働省令第116号。以下「<u>最低基準</u>」という。）のほか、本通知により、それぞれ運営し、関与するものであること。</p> <p>2 略</p> <p>3 児童相談所長は、福祉事務所長、児童委員、児童福祉施設の長、市区町村、学校等をはじめ、<u>里親支援機関</u>、里親会その他の民間団体と緊密に連絡を保ち、里親制度が円滑に実施されるように努めること。</p> <p>4 児童福祉施設の長は、里親とパートナーとして相互に連携をとり、協働して児童の健全育成を図るよう、里親制度の積極的な運用に努めること。特に、児童福祉施設に配置されている家庭支援専門相談員等は、<u>児童相談所や里親支援機関等と連携し、里親への支援等に努めること。</u></p> <p>第3 里親の認定等</p> <p>1 里親認定等の共通事項 (1)～(2) 略</p> <p>(3) <u>児童相談所長は、児童福祉法第34条の15の欠格事由については、里親希望者に本人又はその同居人が欠格事由に該当しない旨を申し出る書類の提出を依頼すること、市町村の犯罪証明書の提出を依頼すること等により適宜確認すること。</u></p> <p>(4) <u>都道府県知事は、里親の認定を行うに当たっては、里親希望者の申出があった後速やかに必要な研修を実施し、認定の適否につき都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）児童福祉審議会（児童福祉法第</u></p>	<p>第1 里親制度の趣旨 里親制度は、家庭での養育に欠ける児童等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など児童の健全な育成を図るものであること。</p> <p>第2 里親制度の運営</p> <p>1 里親制度は、都道府県知事（指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）、児童相談所長、福祉事務所長、児童委員及び児童福祉施設の長が児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）、<u>「里親の認定等に関する省令（平成14年厚生労働省令第115号。以下「省令」という。）及び「里親が行う養育に関する最低基準」（平成14年厚生労働省令第116号。以下「最低基準」という。）</u>のほか、本通知により、それぞれ運営し、関与するものであること。</p> <p>2 児童福祉法第32条の規定により都道府県知事から児童を里親に委託する権限の委任を受けた児童相談所長は、必要と思われる事項につき、都道府県知事に報告すること。</p> <p>3 児童相談所長は、福祉事務所長、児童委員、児童福祉施設の長、市区町村、学校等をはじめ、里親会その他の民間団体と緊密に連絡を保ち、里親制度が円滑に実施されるように努めること。</p> <p>4 児童福祉施設の長は、里親とパートナーとして相互に連携をとり、協働して児童の健全育成を図るよう、里親制度の積極的な運用に努めること。特に、児童福祉施設に配置されている家庭支援専門相談員等は、<u>里親への支援等に努めること。</u></p> <p>第3 里親の認定等</p> <p>1 里親認定等の共通事項 (1) 里親の認定を受けようとする者（以下「<u>里親希望者</u>」という。）は、居住地の都道府県知事に対し、書面で、その旨を申し出なければならないこと。 なお、この書面には、省令に規定する事項を記載させるほか、必要に応じて、健康状態を調査するための健康診断書、経済状態を確認させるための書類を提出させること。</p> <p>(2) 児童相談所長は、申出があった場合には、直ちに児童福祉司等を里親希望者の家庭に派遣し、又は福祉事務所長若しくは児童委員に調査委嘱を行う等の措置を採り、その適否について十分な調査を行った上、その適否を明らかにする書類を申出書に添付して、都道府県知事に送付すること。</p> <p>(3) 都道府県知事は、里親の認定を行うに当たっては、里親希望者の申出があった後速やかに認定の適否につき都道府県児童福祉審議会（児童福祉法第8条第1項ただし書に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会とす</p>

8条第1項ただし書に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会とする。以下同じ。)の意見を聴くこと。

なお、知識、経験を有する等児童を適切に養育できると認められる者については、必ずしも配偶者がいなくても、里親として認定して差し支えないこと。

(5) 略

(6) 略

(7) 都道府県知事は、更新の登録又は再認定を行う場合には、児童相談所長に当該里親の里親継続の意思や家庭状況等を調査させた上、次の点に留意して行うこと。

ア 里親継続の意思がある者で、必要な研修を修了し、かつ家庭調査の結果、省令に規定する要件に著しい変動のないものについては、更新の登録又は再認定を行い、都道府県児童福祉審議会には、その旨の報告をすれば足りること。

なお、資格要件に著しい変動があるなどにより、更新の登録又は再認定が不相当であると認める者については、都道府県児童福祉審議会の意見を聴いて、その可否を決定しなければならないこと。

イ 更新の登録又は再認定の場合の申請書の提出等の取扱いは、事務処理の簡素化等の観点から、各都道府県の実情に応じた運用を図られたいこと。

ウ 専門里親の認定及び登録を受けている場合、専門里親としての更新の登録又は再認定を行うときは専門里親の要件等について調査し、専門里親認定を辞退し、養育里親となる場合には養育里親としての資格要件等の調査を行う必要があること。

## 2 養育里親の認定等

(1) 都道府県知事は、認定後速やかに省令に規定する事項を養育里親名簿に登録すること。

(2) 都道府県知事は、登録の際に養育里親（専門里親含む。以下同じ）の希望（委託期間、子どもの年齢、将来的に養子縁組によって養親となることを希望する里親となることも考えている等）について把握すること。

(3) 都道府県知事は、専門里親となる者については養育里親名簿にその旨を記載すること。

## 3 養子縁組によって養親となることを希望する里親の認定等

(1) 児童相談所長は、養子縁組によって養親となることを希望する者に対しては、申請時に里親制度や養子縁組制度の仕組みや委託状況等を説明すること。

(2) 都道府県知事は、認定後速やかに養育里親に準じ、必要となる事項を名簿に登録すること。

(3) 都道府県知事は、登録の際に養子縁組によって養親となることを希望する里親の希望（子どもの性別、年齢、養育里親となることも考えている等）について把握すること。

## 4 親族里親の認定等

(1) 略

(2) 親族里親の申請については、児童相談所において児童の委託が適当と認められた場合について、申請書の提出を求めること。

る。以下同じ。)の意見を聴くこと。

なお、知識、経験を有する等児童を適切に養育できると認められる者については、必ずしも配偶者がいなくても、里親として認定して差し支えないこと。

(4) 1人の里親希望者について、異なった種類の里親を重複して認定しても差し支えないこと。

(5) 里親が、里親認定を辞退する場合は、児童相談所長を経て、都道府県知事に、遅滞なく、その理由を付して届け出なければならないこと。

(6) 都道府県知事は、更新の登録又は再認定を行う場合には、児童相談所長に当該里親の里親継続の意思や家庭状況等を調査させた上、次の点に留意して行うこと。

ア 里親継続の意思がある者で、家庭調査の結果、省令に規定する資格要件に著しい変動のないものについては、更新の登録又は再認定を行い、都道府県児童福祉審議会には、その旨の報告をすれば足りること。

なお、資格要件に著しい変動があるなどにより、更新の登録又は再認定が不相当であると認める者については、都道府県児童福祉審議会の意見を聴いて、その可否を決定しなければならないこと。

イ 更新の登録又は再認定の場合の申請書の提出等の取扱いは、事務処理の簡素化等の観点から、各都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）の実情に応じた運用を図られたいこと。

ウ 2種類以上の里親の認定及び登録を受けている場合であって、それらについて更新の登録又は再認定を行うときは、それぞれの里親について資格要件等の調査を行う必要があること。

## 2 養育里親の認定等

養育里親の要件としては、「心身ともに健全であること」が要求されるが（省令第5条第1号）、この「心身ともに健全である」とは、児童の養育に必要な「健全」さであり、障害や疾病を有していても、児童の養育に差し支えなければ、この要件を満たすこと。

## 3 親族里親の認定等

(1) 親族里親は、委託児童との間に3親等以内の親族関係が存在することが必要であるが、この事実、戸籍謄本によって確認されたいこと。

(2) 親族里親については、児童の委託が解除されたときには、その認定を取り消すこと。この場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴く必要はない

(3) 児童の委託が解除されたときには、その認定を取り消すこと。この場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴く必要はないこと。

#### 4 削除

#### 第4 里親への委託等

##### 1 委託等の共通事項

##### (1) 都道府県知事の役割

ア 都道府県知事は、児童福祉法第27条第1項第3号の措置又は措置の変更をしようとするときは、児童相談所長、児童福祉施設の長、里親支援機関、児童又はその保護者の意見を十分聴き、里親制度の活用を図るように努めること。

イ 都道府県知事は、里親に児童を委託する場合、里親と委託する児童との適合等が極めて重要なので、里親支援機関等と連携し、児童のアセスメン

こと。

#### 4 職業指導里親認定等

(1) 職業指導里親認定を受けようとする者（以下「職業指導里親認定希望者」という。）は、居住地の都道府県知事に対し、書面で、その旨を申し出なければならぬこと。

なお、この書面には、省令に規定する事項を記載させるほか、必要に応じて、職業指導（省令第5条第2項に規定する職業指導をいう。以下同じ。）の内容や職場の環境を調査するための書類を提出させること。

(2) 児童相談所長は、申出があった場合には、1(2)の調査の中で又は直ちに児童福祉司等を職業指導里親認定希望者の家庭に派遣し、又は福祉事務所長若しくは児童委員に調査委嘱を行う等の措置を採り、その適否について十分な調査を行った上、その適否を明らかにする書類を申出書に添付して、都道府県知事に送付すること。

(3) 都道府県知事は、職業指導里親認定を行うに当たっては、職業指導里親認定希望者の申出があった後速やかに認定の適否につき都道府県児童福祉審議会の意見を聴くこと。

(4) 職業指導里親認定及びその登録は、里親としての認定（里親認定）及びその登録がなされることを前提とするものであること。

また、里親希望者が職業指導里親認定を受けることも希望している場合に、里親としての認定（里親認定）は認めつつ、職業指導に関する認定（職業指導里親認定）は認めないという取扱いも可能であること。同様に、里親認定及びその登録は維持しつつ、職業指導里親認定及びその登録のみ取り消すという取扱いも可能であること。

(5) 1人の里親が2種類以上の里親の認定及び登録を受けている場合、職業指導里親認定及びその登録もそれぞれの種類の里親ごとに受ける必要があるが、2つ以上の職業指導里親認定及びその登録をするときは、重複する調査を省略するなど、事務処理を簡素化して差し支えないこと。

(6) 1(6)の規定は、職業指導里親認定について都道府県知事が更新の登録又は再認定を行う場合に準用すること。

なお、里親認定の登録と職業指導里親認定の登録が同時になされた場合については、5年（専門里親の場合には2年）ごとに両者の更新の登録を行うこと。

他方、里親認定の登録の後に職業指導里親認定の登録がなされた場合については、職業指導里親認定の登録をする際に里親認定の登録の適否についても併せて審査することとなるから、職業指導里親認定の登録をした日から5年（専門里親の場合には2年）ごとに両者の更新の登録をすればよいこと。

#### 第4 里親への委託等

##### 1 委託等の共通事項

##### (1) 都道府県知事の役割

ア 都道府県知事は、児童福祉法第27条第1項第3号の措置又は措置の変更をしようとするときは、児童相談所長、児童福祉施設の長、児童又はその保護者の意見を十分聴き、里親制度の活用を図るように努めること。

イ 都道府県知事は、里親に児童を委託する場合、里親と委託する児童との適合等が極めて重要なので、児童のアセスメントや里親と児童の調整を十

トや里親と児童の調整を十分にした上で、当該児童に最も適合する里親に委託するように努めること。特に、その児童がこれまで育んできた人的関係や育った環境などの連続性を大切にし、可能な限り、その連続性が保障できる里親に委託するよう努めること。

ウ 都道府県知事は、里親養育における不調は委託児童に心理的な傷を与える危険があるので、里親支援機関等、地域の関係機関などと連携を図り、支援体制を確立してから委託すること。

エ 都道府県知事は、虚弱な児童、疾病の児童等を里親に委託する場合には、知識、経験を有する等それらの児童を適切に養育できると認められる里親に委託すること。

オ～キ 略

ク 都道府県知事は、現に児童を養育している里親に更に他の児童の養育を委託する場合には、指導担当者等の意見を聴いて、児童を委託すること。

特に、里親が同時に養育する委託児童及び委託児童以外の児童の人数の合計が4人を超える場合や、すでに専門里親として委託児童を養育している場合は、里親や児童の状態を十分把握し、里親への養育の負担が大きくなるらないよう慎重に行うこと。

ケ～コ 略

(2) 児童相談所長の役割

ア～ウ 略

分にした上で、当該児童に最も適合する里親に委託するように努めること。特に、その児童がこれまで育んできた人的関係や育った環境などの連続性を大切にし、可能な限り、その連続性が保障できる里親に委託するよう努めること。

ウ 都道府県知事は、里親養育における不調は委託児童に心理的な傷を与える危険があるので、地域の関係機関などと連携を図り、支援体制を確立してから委託すること。

エ 虚弱な児童、身体障害の児童、知的障害の児童等を里親に委託する場合には、知識、経験を有する等それらの児童を適切に養育できると認められる里親に委託すること。

オ 都道府県知事は、児童を里親に委託する場合、児童福祉法施行令第30条の規定に基づき、児童福祉司等の中から1人を指名して当該里親の指導をさせるとともに、必要に応じて、児童福祉法第27条第1項第2号の規定に基づき、児童委員に、児童福祉司等と協力して、当該里親の指導をさせること。

カ 都道府県知事は、児童を里親に委託する場合、里親に対し、養育上必要な事項及び指導を担当する児童福祉司、児童委員等（以下「指導担当者」という。）の名前を記載した書類を、児童相談所を経て交付すること。

キ 都道府県知事は、里親に委託されている児童の保護がより適切に行われると認められる場合には、児童に通所施設の指導訓練を受けさせることができること。

ク 都道府県知事は、現に児童を養育している里親に更に他の児童の養育を委託する場合には、指導担当者等の意見を聴いて、児童を委託すること。

ケ 都道府県知事は、児童が兄弟姉妹である等必要と認められる場合には、同時の措置によって、1の里親に対して2人以上の児童を委託して差し支えないこと。

コ 里親に委託された児童について、家庭復帰、養子縁組若しくは社会的自立等により里親委託が必要でなくなった場合又は里親委託を継続し難い事由が発生した場合、都道府県知事は、児童相談所長の意見を聴いて、里親委託を解除すること。この場合、児童福祉の観点から、慎重に審査の上で行うこと。

(2) 児童相談所長の役割

ア 児童相談所長は、児童福祉法等の規定により通告若しくは送致された児童又は相談のあった児童につき、必要な調査、判定を行った結果、その児童を里親に委託することが適当であると認めた場合、これを都道府県知事に報告すること。

イ 児童相談所長は、絶えず児童福祉施設と密接な連絡をとり、その実情に精通するとともに、当該施設において入所保護を受けている児童のうち里親委託を適当とする児童がいた場合には、その児童につき必要な調査、判定を行い、措置を行った都道府県知事に報告すること。

ウ 里親に児童（特に乳児又は幼児）を委託する場合には、児童相談所長は、保護者に対し、母子健康手帳を里親に渡すよう指導すること。また、児童又は児童の保護者が母子健康手帳の交付を受けていない場合は、里親に対し、交付を受けるよう指導すること。

2 養子縁組によって養親となることを希望する里親への委託

- (1) 都道府県知事は、養子縁組によって養親となることを希望する里親に児童を委託する際には、当該里親と永続的な関係性を築くことが当該委託児童にとって最善の利益となるように配慮すること。
- (2) 都道府県知事は、養子縁組が成立した者に対しても、必要に応じて里親支援機関等により相談等の支援を行うこと。

3 親族里親への委託 略

4 養育里親への短期委託

- (1) 養育里親に短期間委託する場合には、児童の生活環境の変化を最小限に抑える観点から、児童相談所長に必要な調査をさせた上、できるだけ当該児童の保護者の居住地の近くに居住する養育里親に委託することが望ましいこと。
- (2) 短期間の委託を行う場合、緊急を要するケースが予想されるので、児童委員、社会福祉主事等から児童相談所長への電話連絡等による仮委託として処理するなど、弾力的な運用に配慮すること。  
なお、この仮委託を行った場合には、児童相談所長は、仮委託後速やかに児童の状況、保護者の状況等を調査し、養育里親への正式な委託の措置に切り替えること。
- (3) 削除

(3) 略

- (4) 家庭的生活を体験することが望ましい児童福祉施設入所児童等に対し、夏休みや週末を利用して養育里親への養育委託を行う等、積極的な運用を図りたいこと。

なお、この場合の費用の負担については、当該児童福祉施設の長が児童相

2 養育里親への委託

養子縁組を希望する養育里親に対して児童を委託する際には、当該養育里親と永続的な関係性を築くことが当該委託児童にとって最善の利益となるように配慮すること。

3 親族里親への委託

- (1) 親族里親は、両親等児童を現に監護している者が死亡や行方不明、拘禁等により当該児童を監護することが不可能であり、親族へその養育を委託しなければ、当該児童を児童福祉施設に入所させて保護しなければならない場合において、当該児童を施設へ入所させるよりも家庭的な環境の中で養育することが児童の福祉の観点から適当な場合があることにかんがみ、民法上の扶養義務の有無にかかわらず、3親等以内の親族である者に当該児童の養育を委託する制度であること。
- (2) したがって、親族里親への委託を検討するに当たっては、このような親族里親制度の趣旨を十分に考慮した上で行われたいこと。  
具体的には、  
ア 親族里親への委託は、児童の両親が死亡、行方不明、拘禁等により物理的に当該児童の養育が不可能な場合を原則とし、児童の実親が現に存在している場合には、実親による養育の可能性を十分に検討し、真にやむを得ない場合にのみ、親族里親への委託を行うこと。  
イ 里親希望者と3親等以内の親族関係にある児童については、当該里親希望者に対して親族里親として委託すること。

4 短期里親への委託

- (1) 短期里親に委託する場合には、児童の生活環境の変化を最小限に抑える観点から、児童相談所長に必要な調査をさせた上、できるだけ当該児童の保護者の居住地の近くに居住する短期里親に委託することが望ましいこと。
- (2) 短期里親に児童を委託する場合、緊急を要するケースが予想されるので、児童委員、社会福祉主事等から児童相談所長への電話連絡等による仮委託として処理するなど、弾力的な運用に配慮すること。  
なお、この仮委託を行った場合には、児童相談所長は、仮委託後速やかに児童の状況、保護者の状況等を調査し、短期里親への正式な委託の措置に切り替えること。
- (3) 短期里親への委託の期間は、1年を超えることができないこと。  
都道府県知事は、必要があると認めるときは、委託児童や委託児童の保護者、児童相談所長の意見を聴いて、1年を超えて委託を継続することができるが、この継続期間が相当程度長期化するような場合には、短期里親への委託では十分ではない様々な事情が存在すると考えられるので、都道府県児童福祉審議会の意見を聴いた上、養育里親への委託の措置に変更されたいこと。
- (4) 委託の措置理由が消滅したと考えられる時期には、児童福祉司に保護者等を訪問させるなどして実情の把握をさせるなど、委託の解除等措置の円滑な実施に努めること。
- (5) 家庭的生活を体験することが望ましい児童福祉施設入所児童を預かる場合のように、夏休みや週末を利用して、短期間の委託を断続的に受ける里親も短期里親に含まれるので、積極的な運用を図りたいこと。  
なお、この場合の費用の負担については、当該児童福祉施設の長が児童相

談所を介して当該養育里親に協議されたい。

- 5 専門里親への委託
- (1) 専門里親へ委託することが適当な児童の判断は、当該児童が虐待等の行為により受けた心身への有害な影響、非行等の問題及び障害の程度等を見極め、児童相談所が慎重に行うこと。（以下、削除）
  - (2) 専門里親の委託児童は、様々な行動上の問題を起こす場合があることが予想される。このような場合、児童相談所は、関係機関の協力を得て、委託児童と専門里親との間を十分に調整した上で委託を行い、その後のフォローアップに努めること。
  - (3) 削除
- (3) 専門里親対象児童について、2人目の児童を委託する場合には、1人目の児童が十分安定し2人目の児童の委託について納得しているか、又は1人目の児童について家庭復帰のための準備や調整が本格的にはじまった時期が望ましいこと。
- 6 削除

第5 里親が行う児童の養育

- 1 略
- 2 都道府県知事は、委託児童に対して適切な社会的な養育を行うため、必要に応じて、児童相談所、里親支援機関、里親、児童委員、児童福祉施設、福祉事務所などによる養育チームを編成し、会議を開催するなど、児童の養育について協議し、里親の行う児童の養育の向上を図ること。  
（以下、削除）
- 3 児童相談所長は、自立支援計画を里親に提示するに当たっては、里親に対し、委託児童の養育において当該里親が果たすべき役割について説明しなければならない。
- 4～6 略

談所を介して当該短期里親に協議されたい。

- 5 専門里親への委託
- (1) 専門里親へ委託することが適当な児童の判断については、当該児童が虐待等の行為により受けた心身への有害な影響の程度等を見極め、児童相談所が慎重に行うこと。なお、心身への有害な影響の程度が大きい児童については、専門里親に委託することは適切ではないこと。
  - (2) 委託児童は、心身に有害な影響を受けたことが原因で、様々な行動上の問題を起こす場合がある。このような場合、児童相談所は、関係機関の協力を得て、委託児童と専門里親との間を十分に調整した上で委託を行い、その後のフォローアップに努めること。
  - (3) 児童が健全に発達するために必要となる愛着関係などの関係性を形成していく観点から、専門里親に委託する児童は、幼児などできるだけ年齢の低い児童が望ましいこと。
  - (4) 専門里親に2人目の児童を委託する場合には、1人目の児童が十分安定し2人目の児童の委託について納得しているか、又は1人目の児童について家庭復帰のための準備や調整が本格的にはじまった時期が望ましいこと。
- 6 里親が行う職業指導
- 里親が職業指導を行う場合には、都道府県知事は、次の点に留意すること。
- ア 都道府県知事は、あらかじめ、委託児童の同意を得ること（最低基準第20条第2項）。その際には、進学等の他の選択肢や、指導を行う職業、職業指導の条件等について、児童に詳細に告げなければならないこと。
- イ 都道府県知事は、あらかじめ、1年以内の期間を定めるものとし、事前に目標を設定し計画的な指導を心がけるなど、当該期間内に職業指導の目的が達成されるように努めること（最低基準第20条第3項本文）。
- ただし、都道府県知事が当該委託児童、その保護者及び児童相談所長からの意見を勘案して必要と認めるときは、あらかじめ当該児童の同意を得て期間を更新し、職業指導を継続することができ、その後も同様であること（最低基準第20条第3項ただし書）。
- ウ 都道府県知事は、児童に対し適切な職業指導がなされるよう、指導の内容や職場環境等に関し、個々の事例ごとにあらかじめ、里親が職業指導を行うに当たって遵守すべき条件を定めること。
- エ 都道府県知事は、当該児童が最も希望する職種についてその児童に最も適合する里親を選定するように努めること。

第5 里親が行う児童の養育

- 1 里親が行う児童の養育は、児童福祉法等の規定に基づき、誠実に行うこと。
- 2 都道府県知事は、委託児童に対して適切な社会的な養育を行うため、必要に応じて、児童相談所、里親、児童委員、児童福祉施設、福祉事務所などによる養育チームを編成し、会議を開催するなど、児童の養育について協議し、里親の行う児童の養育の向上を図ること。  
また、里親が職業指導を行う場合には、職業指導終了後の就職支援等において、公共職業安定所等との連携協力にも努めること。
- 3 児童相談所長は、養育計画を里親に提示するに当たっては、里親に対し、委託児童の養育において当該里親が果たすべき役割について説明しなければならない。
- 4 里親は、児童に対して、実親のこと等適切な情報提供を適切な時期に行うこと。その際は、児童相談所と十分な連携を図ること。

- 7 里親は、児童の養育に関して問題が生じ又は生じるおそれがある場合及び児童の養育についての疑問や悩みは、1人で抱え込まず、速やかに指導担当者に連絡するとともに、児童相談所等の公的機関又は里親支援機関等の民間団体に相談を行い、児童が健全に育成されるよう努めること。
- 8 養育里親、養子縁組によって養親となることを希望する里親及び親族里親は、児童の養育に関する記録をつけること。  
(以下、削除)

#### 第6 里親等への指導

- 1 都道府県知事は、里親に対し、指導担当者を定期的に訪問させるなどにより、児童の養育について必要な指導を行うこと。  
(以下、削除)
- 2～4 略
- 5 児童相談所長は、連絡先の教示など児童が児童相談所や児童福祉審議会等に相談しやすい体制の整備に努めること。
- 6 都道府県知事は、指導担当者に定期的に児童の保護者と連絡させるなど、児童の家庭復帰が円滑に行われるよう努めること。

#### 第7 里親への支援

- 1 里親が行う児童の養育は、個人的な養育ではなく社会的な養育であるので、都道府県知事は、児童の養育のすべてを里親に委ねてしまうのではなく、社会資源を利用しながら、里親に対して相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行わなければならないこと。また、この業務の全部又は一部を、里親支援機関等へ委託することもできること。
- 2 都道府県知事は、里親支援機関等と連携し、里親からの相談に対応できる体制の整備に努め、里親から相談や支援を求められた場合、その他必要に応じ速やかに適切な対応を図ること。
- 3～4 略

- 5 里親は、児童の養育について研修や助言を受け、又は自己評価を行うなどにより養育の質の向上に努めること。
- 6 里親は、児童と保護者との通信、面会、一時帰宅等については、児童相談所と協議の上、児童の最善の利益にかなう方法で行うこと。
- 7 里親は、児童の養育に関して問題が生じ又は生じるおそれがある場合及び児童の養育についての疑問や悩みは、1人で抱え込まず、速やかに指導担当者に連絡するとともに、児童相談所等の公的機関又は民間団体に相談を行い、児童が健全に育成されるよう努めること。
- 8 養育里親、親族里親及び短期里親は、児童の養育について、適宜記録をつけること。  
専門里親は、要約的な記録をつけ、必要な場合には、叙述的な記録をつけること。

#### 第6 里親等への指導

- 1 都道府県知事は、里親に対し、指導担当者を定期的に訪問させるなどにより、児童の養育について必要な指導を行うこと。  
特に、里親が職業指導を行う場合は、児童の労働力の搾取とならないように、より頻繁に訪問するなど、厳正な指導監督を行うこと。
- 2 児童相談所長は、里親への指導に関して、指導担当者に必要な助言を行うこと。
- 3 指導担当者は、訪問等により里親に対し指導した事項を児童相談所長に報告し、必要があれば、都道府県知事に報告すること。
- 4 指導担当者は、児童の養育に関して必要な指導を行ったにもかかわらず、里親がこの指導に従わない場合は、児童相談所長を経て、都道府県知事に意見を添えて報告すること。
- 5 児童相談所長は、連絡先の教示など児童が児童相談所に相談しやすい体制の整備に努めること。
- 6 都道府県知事は、指導担当者に定期的に児童の保護者と連絡させるなど、児童の家庭復帰が円滑に行われるよう努めること。

#### 第7 里親への支援

- 1 里親が行う児童の養育は、個人的な養育ではなく、社会的な養育であるので、都道府県知事や児童相談所長は、児童の養育のすべてを里親に委ねてしまうのではなく、必要な社会資源を利用しながら、里親が行う養育を支援すること。
- 2 都道府県知事は、里親からの相談に対応できる体制の整備に努め、里親から相談や支援を求められた場合、速やかに適切な対応を図ること。
- 3 都道府県知事は、里親から都道府県知事による再委託の措置（一時的な休息のための援助の措置）の申出があった場合、又は里親の精神的・肉体的疲労度等から都道府県知事による再委託の措置（一時的な休息のための援助の措置）を必要と判断した場合には、児童の養育に配慮し、速やかに適切な対応を図ること。
- 4 都道府県知事による再委託の措置（一時的な休息のための援助の措置）を受けようとする里親は、この措置により児童が心理的に傷つかないように、この措置により児童が委託される里親や児童福祉施設との間で、良好な関係を築くよう努めること。

第8 里親への研修

- 1 養育里親の研修については「児童福祉法施行規則第〇〇〇〇の厚生労働省が定める研修」（平成〇〇年厚生労働省告示第〇号）において研修科目等について規定したところであるが、養育里親研修の詳細及び他の里親への研修については、別途通知で定めること。
- 2 専門里親の研修については「児童福祉法施行規則〇〇〇〇の厚生労働大臣が定める研修」（平成〇〇年厚生労働省告示第〇号）において研修科目等について規定したところであるが、専門里親研修の詳細及び他の里親への研修については、別途通知で定めること。
- 3 養子縁組によって養親となることを希望する里親及び親族里親の研修については、必要に応じ養育里親の研修を活用する等により適宜行うこと。

第9 被措置児童等虐待への対応

- 1 里親又はその同居人による委託児童への虐待は、児童福祉法に規定する被措置児童等虐待に関する施策の対象となること。
- 2 都道府県知事は、別途示すガイドライン等を踏まえ、被措置児童等虐待の発生予防や早期発見等、適切に対応すること。

第10 里親制度の普及

- 1 都道府県知事は、自ら又は児童相談所長、里親支援機関、福祉事務所長、児童委員、民間団体等を通じて、里親希望者及びNPO等の里親制度支援者に対し情報提供、広報活動を行うことはもちろん、民間団体等と協力して広報等の活動を積極的に行うことにより、里親希望者や里親制度支援者の開発に積極的に努めるとともに、里親制度に対する一般の理解と協力を高めるように努めること。
- 2 略

第11 都道府県間の連絡 略

第8 里親への研修

里親への研修については、専門里親の研修については「里親の認定等に関する省令第19条第2号の厚生労働大臣が定める研修」（平成14年厚生労働省告示第290号）において研修科目等について規定したところであるが、専門里親研修の詳細及び他の里親への研修については、別途通知で定めること。

第9 里親制度の普及

- 1 都道府県知事は、自ら又は児童相談所長、福祉事務所長、児童委員、民間団体等を通じて、里親希望者及びNPO等の里親制度支援者に対し情報提供、広報活動を行うことはもちろん、民間団体等と協力して広報等の活動を積極的に行うことにより、里親希望者や里親制度支援者の開発に積極的に努めるとともに、里親制度に対する一般の理解と協力を高めるように努めること。
- 2 都道府県知事は、児童を養育し難い保護者や児童の養育を希望する者が、児童相談所等に相談に来るよう啓発に努めること。

第10 都道府県間の連絡

- 1 都道府県知事は、他の都道府県に居住する里親に児童を委託しようとする場合には、当該他の都道府県知事に、当該児童に関する必要な書類を送付して、その児童に適合する里親のあつせんを依頼すること。  
依頼を受けた都道府県知事は、適当な里親を選定し、その里親に関する必要な書類を依頼した都道府県知事に送付し、里親にその旨を通知すること。  
書類の送付を受けた都道府県知事は、適当と認める場合には、その書類に基づいて、里親への児童の委託を行うこと。
- 2 都道府県知事は、都道府県内に居住する里親に委託する適当な児童がない場合には、里親に関する必要な書類を他の都道府県知事に送付することが望ましい。この場合、里親にその旨を通知すること。  
書類の送付を受けた都道府県知事が、その里親に対し児童を委託しようとする場合は、その書類に基づいてこれを行うこと。
- 3 都道府県知事は、児童を委託した里親が当該都道府県内に居住していない者である場合又は他の都道府県に住所の移転を行った場合には、関係書類を送付して、当該里親の居住地の都道府県知事にその指導を依頼するとともに、当該里親にその旨を告げること。この場合、当該里親は、居住地の都道府県知事の指導監督に服するものとし、各種の申出又は届出は、居住地の都道府県知事に行うこと。

第 1 2 費用 略

- 4 1 から 3 の場合には、委託元の都道府県の児童相談所長と委託先の都道府県の児童相談所長の双方が連絡を密にし、児童の養育に支障のないよう留意すること。
- 5 1 から 3 の場合には、委託元の都道府県の児童相談所長は、委託された児童の保護者に、当該児童の養育の状況を報告すること。
- 6 指導を依頼された都道府県知事が里親委託の措置に影響を及ぼすと認める事実を知った場合には、直ちに、児童を委託した都道府県知事にその旨を連絡すること。

第 1 1 費用

児童福祉法第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により児童を里親に委託した場合の措置に要する費用については、平成 1 1 年 4 月 3 0 日厚生省発児第 8 6 号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」によること。

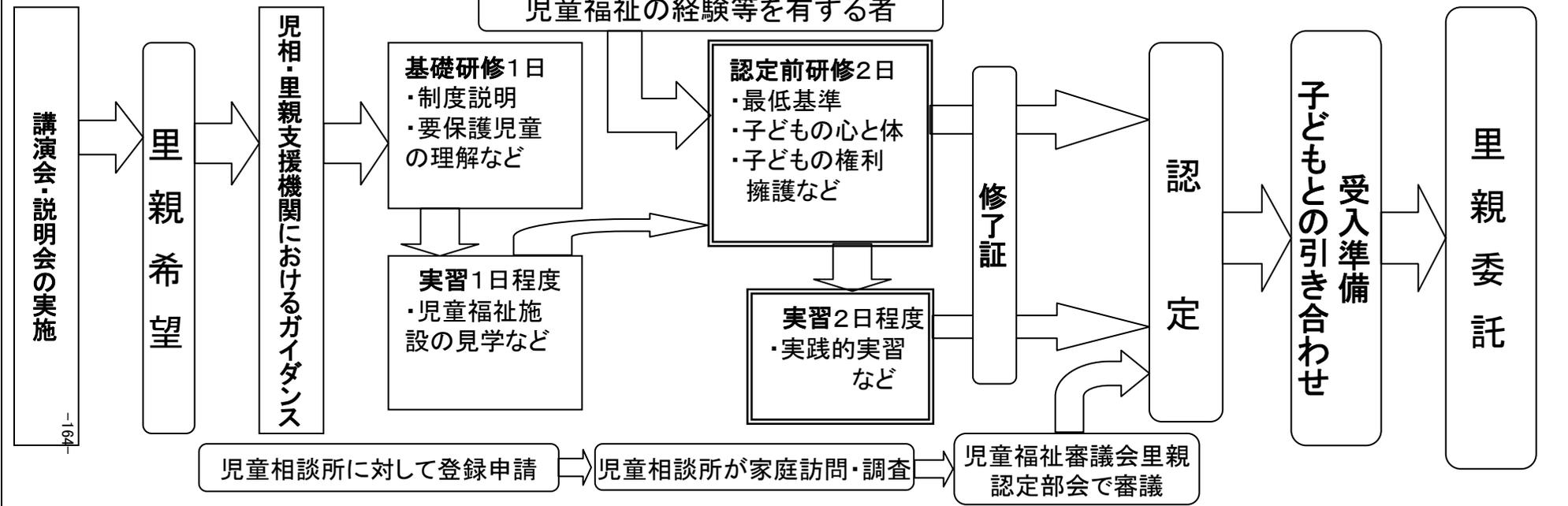
## (2) 里親の研修について

# 里親の研修について

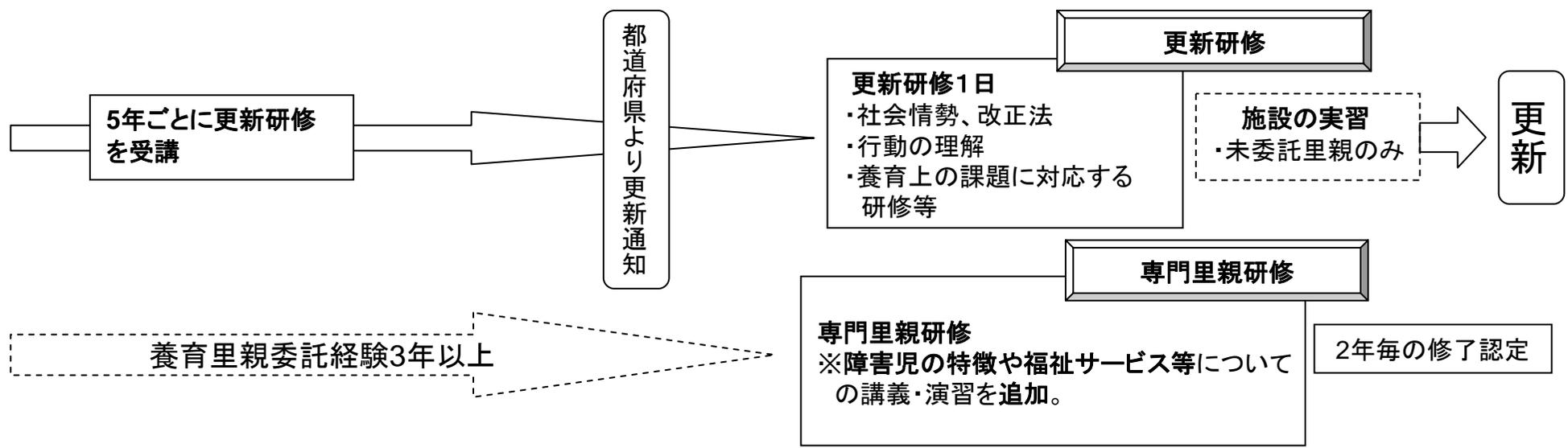
※ 平成20年8月5日全国児童福祉主管課長会議資料としてお示したものに加筆・修正したもの

# 養育里親の研修と認定の流れ

## 認定までの研修

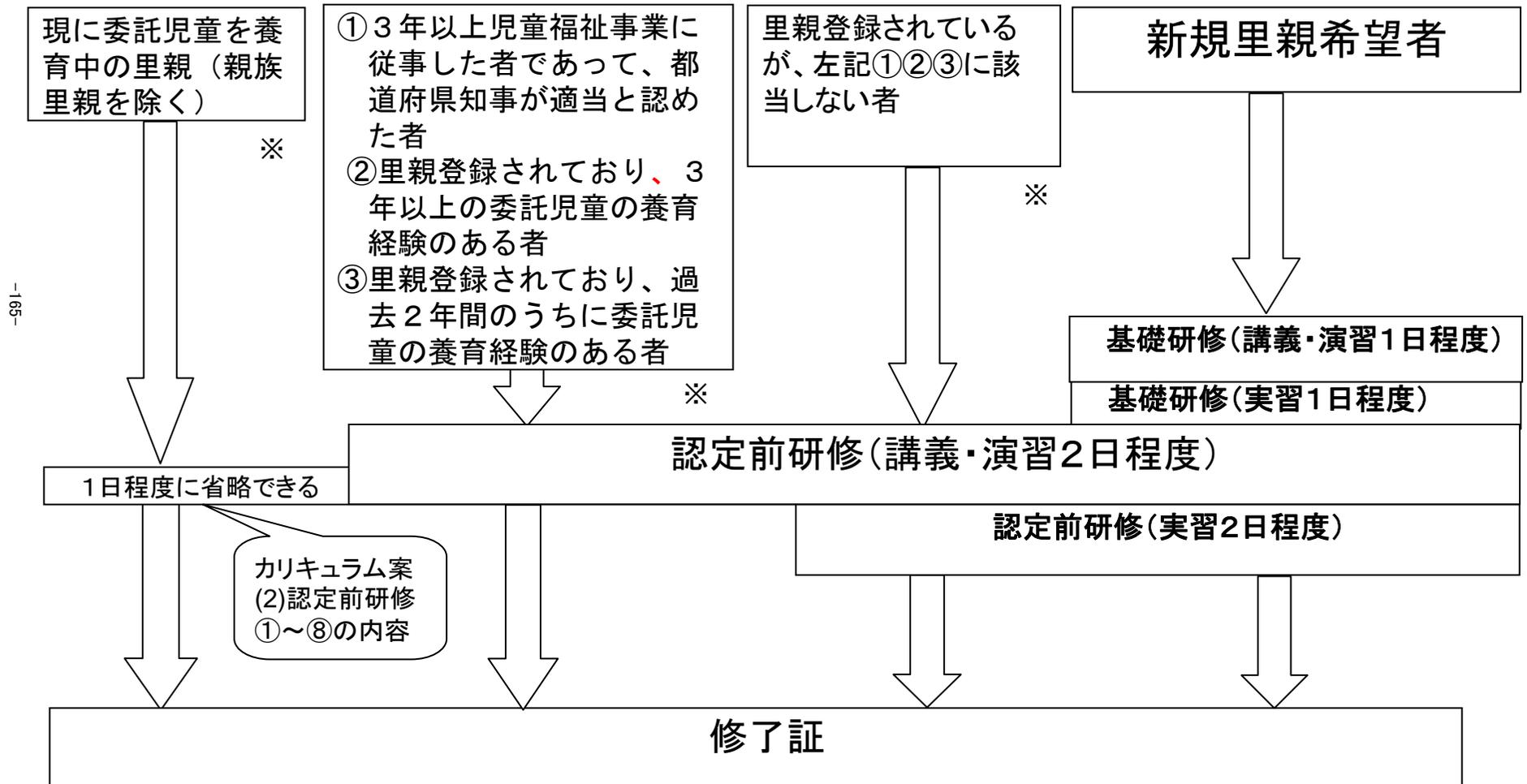


## 更新研修



# 研修の一部免除のイメージ

児童の福祉に関する事業の従事経験等により受講する研修内容に区分をもうける



※直近5年間に都道府県が行う研修、その他都道府県が適当と認めた研修を受講しており、その研修内容が当該認定前研修に相当すると認められる場合には研修の一部又は全部を免除できる。

# 里親研修カリキュラム(例)

## (1) 基礎研修 ～ 養育里親を希望する者を対象とした基礎研修

- 目的 ①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する  
②今日の要保護児童とその状況を理解する（虐待、障害、実親がいる等）  
③里親にもとめられるものを共有する（グループ討議）
- 実施機関 都道府県（法人、NPO等に委託可）
- 期間 1日＋実習1日程度
- 内容 ①里親制度の基礎Ⅰ  
②保護を要する子どもの理解について（ex保護を要する子どもの現状、児童虐待問題）  
③地域における子育て支援サービス（ex地域における子育て相談・各種支援サービス等）  
④先輩里親の体験談・グループ討議（ex里親希望の動機、里親にもとめられるもの）  
⑤実習（児童福祉施設の見学を主体にしたもの）

## (2) 認定前研修 ～ ・基礎研修を受講し、里親について概要を理解した上で、本研修を受講する ・本研修を修了、養育里親として認定される

- 目的 社会的養護の担い手である里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につける
- 実施機関 都道府県（法人、NPO等に委託可）
- 期間 2日＋実習2日程度
- 内容 ①里親制度の基礎Ⅱ（里親が行う養育に関する最低基準）  
②里親養育の基本（マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等）  
③子どもの心（子どもの発達と委託後の適応）  
④子どもの身体（乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養）  
⑤関係機関との連携（児童相談所、学校、医療機関）  
⑥里親養育上の様々な課題  
⑦児童の権利擁護と事故防止  
⑧里親会活動  
⑨先輩里親の体験談・グループ討議  
⑩実習（児童福祉施設、里親）

## (3) 更新研修（登録または更新後5年目の養育里親。登録有効期間内に受講し登録更新する）

- 目的 養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。
- 実施機関 都道府県（法人、NPO等に委託可）
- 期間 1日程度
- 内容 ①社会情勢、改正法など（ex子どもをとりまく最新情勢、児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正）  
②児童の発達と心理・行動上の理解など（ex子どもの心理や行動についての理解）  
③養育上の課題に対応する研修（ex受講者のニーズに考慮した養育上の課題や対応上の留意点）  
④意見交換（ex受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換）  
なお、未委託の里親の場合は施設実習（1日）が必要

## ◇里親研修(カリキュラム案～例)

### (1) 基礎研修カリキュラム (養育里親を希望する者を対象とした基礎研修)

- 目 的 ①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する  
 ②今日の要保護児童とその状況を理解する(虐待、障害、実親がいる等)  
 ③里親にもとめられるものを共有する(グループ討議)

実施機関 都道府県(法人、NPO等に委託可)

対 象 養育里親となることを希望する者

期 間 1日+実習1日程度

内 容

- |   |              |
|---|--------------|
| ①里親制度の基礎Ⅰ                                   | 60分(里親養育論)   |
| ②保護を要する子どもの理解について(ex 保護を要する子どもの現状、児童虐待問題)   | 60分(養護原理)    |
| ③地域における子育て支援サービスについて(ex 地域における相談・各種支援サービス等) | 60分(児童福祉論)   |
| ④先輩里親の体験談・グループ討議(ex 里親希望の動機、里親にもとめられるもの)    | 120分(里親養育演習) |
| ⑤実習(児童福祉施設の見学を主体にしたもの)                      | 1日間(養育実習)    |

### (2) 認定前研修カリキュラム (基礎研修を受講し、里親について大枠を理解した上で、本研修を受講する。本研修を修了し、養育里親として認定される)

目 的 社会的養護の担い手である養育里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につける。

実施機関 都道府県(法人、NPO等に委託可)

対 象 養育里親になることを希望する者で基礎研修を受講した又は免除された者

期 間 2日+実習2日程度

内 容

- |                                    |                      |            |
|------------------------------------|----------------------|------------|
| ①里親制度の基礎Ⅱ(里親が行う養育に関する最低基準)         | } 90~120分<br>(里親養育論) |            |
| ②里親養育の基本(マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等) |                      |            |
| ③子どもの心(子どもの発達と委託後の適応)              |                      | 60分(発達心理学) |
| ④子どもの身体(乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養)          |                      | 60分(小児医学)  |

⑤関係機関との連携（児相、学校、医療機関）	}	150～180分 （里親養育援助技術）
⑥里親養育上の様々な課題（実親との関わり、真実告知、ルーツ探し等）		
⑦子どもの権利擁護と事故防止		
⑧里親会活動		60分（里親養育演習）
⑨先輩里親の体験談・グループ討議（ex 養育に関するノウハウ）		120分（里親養育演習）
⑩実習（児童福祉施設、児童を委託している里親）2日間程度 実習プログラムとしてi～vを実施		
i 施設長の説明（今日の施設入所児の動向、里親への期待など）		45分
ii 家庭支援専門相談員（その施設に入所している子どもの状況、委託についての流れ、委託直後の子どもの様子、連絡の取り方など）		45分
iii 保育士、児童指導員または心理士（子どもとかかわるうえで留意していること）		45分
iv 栄養士（食育について、子どもの食事について乳児院—授乳、離乳食、幼児食 児童養護施設—幼児食と子どもの食事）		45分
v Q & A		60分
上記 i～v は朝、子どもとかかわる前、夕方、帰る前などに実施		

(3) 更新研修カリキュラム（登録又は更新後5年目の養育里親。登録有効期間内に受講し更新する）

目 的	養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。
実施機関	都道府県（法人、NPO等に委託可）
対 象	更新前の養育里親
期 間	1日程度
内 容	

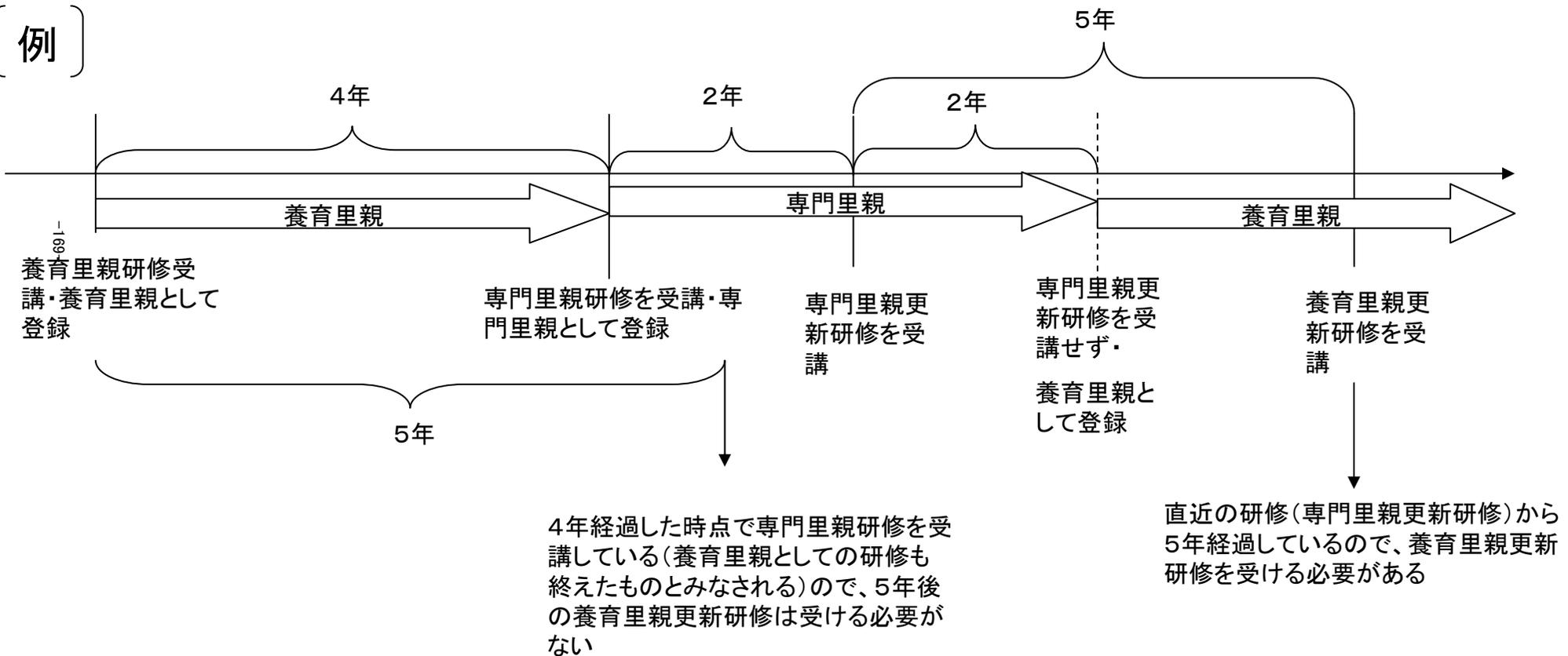
- |  |              |
|--|--------------|
| ①社会情勢、改正法など（ex 児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正等）   | 60分（児童福祉制度論） |
| ②子どもの発達と心理・行動上の理解など（ex 子どもの心理や行動についての理解） | 60分（発達心理学）   |
| ③養育上の課題に対応する研修（ex 養育上の課題や対応上の留意点）        | 60分（里親養育演習）  |
| ④意見交換（ex 受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換）     | 120分（里親養育演習） |

※なお、未委託の里親の場合は施設実習(1日)が必要

# 専門里親としての登録と研修との関係について

いったん専門里親として登録したあと、養育里親に戻った場合の更新研修の期間等について

〔例〕



## 養育里親研修制度の運営について（案）

### 第1 養育里親研修の実施主体

養育里親研修は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が行うこと。なお、都道府県は、他の都道府県、社会福祉法人その他適当と認める者に研修の実施を委託することができる。

### 第2 養育里親研修

#### 1 趣旨

養育里親研修は、家庭養育の必要な児童を受け入れる里親として必要な基礎的知識や技術の修得を行うとともに、その資質の向上を図ることを目的とする。

#### 2 種類

養育里親研修は、要保護児童の養育希望者を対象とした「基礎研修」、「認定前研修」と、養育里親の登録更新時に実施する「更新研修」であること。

#### 3 研修対象者

- (1) 基礎研修 要保護児童を養育することを希望している者
- (2) 認定前研修 要保護児童を養育することを希望している者で、基礎研修を受講又は免除された者
- (3) 更新研修 登録更新を希望する者

#### 4 研修の実施方法

##### (1) 研修の受付及び承認

養育里親になることを希望する者（以下「養育里親希望者」という。）は都道府県に受講申込書を提出しなければならないこと。

##### (2) 研修の方法

- ア 研修は、講義、演習及び実習により行うこと。
- イ 研修科目は、告示の別表に掲げるものであること。
- ウ 養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設で行うこと。

##### (3) 研修科目の免除

- ア 現に養育里親登録されている者であって、イからオに該当しない者（児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）附則第3条により養育里親とみなされない者を含む）については、基礎研修を免除できること。
- イ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める基準に従い都道府県知事（指定都市にあつては、市長とし、児童相談所設置市に

あつては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)が適当と認めたものについては、基礎研修を免除することができるほか、認定前研修のうち実習を免除できること。

「児童福祉事業に従事した者」の具体例としては、下記の資格等を有して児童の福祉に関する事業に従事した者であること。

(ア) 福祉関係

児童自立支援専門員、児童生活支援員、児童指導員、保育士、児童福祉司、社会福祉士、精神保健福祉士、児童心理司

(イ) 保健・医療関係

医師、保健師、助産師、看護師

(ウ) 教育関係

教員

(エ) 司法・矯正関係

家庭裁判所調査官、少年院教官

ウ 都道府県知事がイと同等以上の能力を有すると認定した者については、基礎研修を免除できるほか、認定前研修のうち実習を免除できること。

エ 現に養育里親登録されており、3年以上の委託児童の養育経験又は過去2年間のうちに委託児童の養育経験がある者については、基礎研修を免除できるほか、認定前研修のうち実習を免除できること。

オ 現に養育里親登録されており、委託児童を養育中の里親については、基礎研修を免除できるほか、認定前研修のうち実習の講義及び演習の一部及び実習を免除できること。

カ 平成16年4月1日から施行日(平成21年4月1日)までの間に、都道府県が実施した研修その他都道府県知事が適当と認めた研修であつて、基礎研修・認定前研修の一部又は全部の課程と同様の課程を有する研修を修了したと都道府県知事が認める者については、基礎研修・認定前研修の一部又は全部を免除できること。

キ 委託児童を養育中の里親又は、その他要保護児童の養育に関し経験があるとして都道府県知事が認める者については、更新研修のうち実習を免除できること。

(4) 研修期間

ア 基礎研修については概ね2日間とすること。

イ 認定前研修については概ね4日間とすること。

ウ 更新研修については概ね1日間とすること。

(5) 養育実習

都道府県は、養育実習先の選定について、受講者と協議し、養育実習先と調

整を行うこと。

## 5 修了認定

### (1) 修了認定

都道府県は、養育里親研修の課程を修了した者に対して、修了認定を行うこと。

### (2) 修了証書の交付

都道府県は、養育親研修の課程を修了した者に対して、修了証書を交付すること。

なお、養育里親研修の実施を他の機関に委託している場合には、委託先が行う評価に基づいて修了認定を行い、修了証書を交付すること。

### (3) 修了証書交付の記録

都道府県は、修了証書を交付したときは、その旨を適当な方法により記録しておくこと。

### (4) 修了証書の有効期間

修了証書の有効期間は、交付された日から2年間とすること。

### (5) その他

基礎研修、認定前研修の全部を免除された者については、修了の事実を都道府県が適切に記録管理すること等ができる場合には、修了証書交付等の事務を適宜省略することができる。

## 専門里親研修制度の運営について（改正通知（案））新旧対照表

新	旧
<p>第1 専門里親研修の実施主体 略</p> <p>第2 専門里親研修</p> <p>1 趣旨 略</p> <p>2 種類 専門里親研修は、新規認定時の研修（以下「認定研修」という。）と、専門里親の登録更新時に実施する「<u>更新研修</u>」であること。</p> <p>3 認定研修</p> <p>(1) 研修対象者 児童福祉法施行規則第〇〇条第〇号に該当する者であること。 具体的には、下記のいずれかに該当する者であること。 ア 養育里親として3年以上の委託児童の養育の経験を有するものであること。 イ 略</p> <p>(ア) 福祉関係 児童自立支援専門員、<u>児童生活支援員</u>、児童指導員、保育士、児童福祉司、社会福祉士、精神保健福祉士、<u>児童心理司</u></p> <p>(イ)～(エ) 略</p> <p>ウ 都道府県知事がア、イと同等以上の能力を有すると認定した者であること。</p> <p>(2) 研修の実施方法 ア 研修の受付及び承認 略 (ア)～(イ) 略</p>	<p>第1 専門里親研修の実施主体 専門里親研修は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が行うこと。なお、都道府県は、他の都道府県、社会福祉法人その他適当と認める者に研修の実施を委託することができること。</p> <p>第2 専門里親研修</p> <p>1 趣旨 専門里親研修は、被虐待児等家庭養育の必要な児童を受け入れる専門里親として必要な基礎的知識や技術の修得など、専門里親の養成を行うとともに、その資質の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 種類 専門里親研修は、新規認定時の研修（以下「認定研修」という。）と、専門里親の登録更新時に実施する「<u>継続研修</u>」であること。</p> <p>3 認定研修</p> <p>(1) 研修対象者 <u>里親の認定等に関する省令第19条第1号</u>に該当する者であること。 具体的には、下記のいずれかに該当する者であること。 ア <u>養育里親名簿に登録されている者であって、養育里親として3年以上の委託児童の養育の経験を有するものであること。</u> イ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事（指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が適当と認めたものであること。 「児童福祉事業に従事した者」の具体例としては、下記の資格等を有して児童の福祉に関する事業に従事した者であること。</p> <p>(ア) 福祉関係 児童自立支援専門員、児童指導員、保育士、児童福祉司、社会福祉士、精神保健福祉士、心理判定員</p> <p>(イ) 保健・医療関係 医師、保健師、助産師、看護師</p> <p>(ウ) 教育関係 教員</p> <p>(エ) 司法・矯正関係 家庭裁判所調査官、少年院教官</p> <p>ウ 都道府県知事がア、イと同等以上の能力を有すると認定した者であること。</p> <p>(2) 研修の実施方法 ア 研修の受付及び承認 (ア) 専門里親になることを希望する者（以下「専門里親希望者」という。）は、都道府県に以下の書類を提出しなければならないこと。 ・ 受講申込書</p>

イ 研修の方法

(ア)～(イ) 略

(ウ) 告示の別表の区分の欄に掲げるもののうち、養育の本質、目的及び対象の理解に関する科目に関する講義は、通信教育で行うこと。

(エ) 養育の内容及び方法の理解に関する講義は、スクーリングで行うこと。

(オ) 養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設で行うこと。

ウ 研修科目の免除

略

エ 研修期間

(ア)～(イ) 略

(ウ) 養育の内容及び方法の理解に関する科目については、スクーリングの期間は概ね3日間とすること。

(エ) 略

オ 養育実習

略

カ 受講期間の延長

略

4 更新研修

(1) 略

(2) 実施方法

都道府県は、養育技術の向上等を目的として更新研修を実施すること。

(3) 研修期間

概ね2日間とすること。

5 修了認定

・ (1)のアからウのいずれかに該当することを証明する書類

(イ) 都道府県は、受講の申込みをした専門里親希望者について書類審査を行い、その受講の可否について、結果を専門里親希望者に通知しなければならないこと。

なお、研修を他に委託している都道府県にあっては、受講者リストを作成し、委託先に連絡しなければならないこと。

イ 研修の方法

(ア) 認定研修は、講義、演習及び実習により行うこと。

(イ) 研修科目は、告示の別表に掲げるものであること。

(ウ) 告示の別表の区分の欄に掲げるもののうち、養育の本質・目的及び対象の理解に関する科目に関する講義は、通信教育で行うこと。

(エ) 養育の内容及び方法の理解に関する科目に関する講義は、スクーリングで行うこと。

(オ) 養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設で行うこと。

ウ 研修科目の免除

児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において現に児童を処遇する職員として勤務している者又は離職してから3年以内の者、その他被虐待児の処遇に関し十分な知識及び経験を有し都道府県知事が適当と認めた者については、養育実習を免除できること。

エ 研修期間

(ア) 研修期間は、原則として、概ね3か月以上とすること。

(イ) 養育の本質・目的及び対象の理解に関する科目については、1か月間に履修できる科目は3科目までとすること。

(ウ) 養育の内容及び方法の理解に関する科目については、スクーリングの期間は、概ね3日間とすること。

(エ) 養育実習科目の実習期間は、のべ7日間とし、宿泊研修を1回は実施しなければならないこと。

オ 養育実習

都道府県は、養育実習先の選定について、受講者と協議し、養育実習先と調整を行うこと。

カ 受講期間の延長

受講年度で全課程を修了できなかった者については、次年度に限り、受講期間を延長して、未修了科目を受講することができること。

4 継続研修

(1) 対象者

専門里親の認定及び登録を受けている者

(2) 実施方法

都道府県は、養育技術の向上等を目的として継続研修を実施すること。

5 修了認定

略

6 その他

研修対象者のうち、3（1）イ又はウに該当する者であって、養育里親の登録研修を受講していない者については、専門里親研修を修了したことをもって養育里親研修を修了したものとみなす。

- (1) 修了認定  
都道府県は、専門里親研修の課程を修了した者に対して、修了認定を行うこと。
- (2) 修了証書の交付  
都道府県は、専門里親研修の課程を修了した者に対して、修了証書を交付すること。  
なお、専門里親研修の実施を他の機関に委託している場合には、委託先が行う評価に基づいて修了認定を行い、修了証書を交付すること。
- (3) 修了証書交付の記録  
都道府県は、修了証書を交付したときは、その旨を適当な方法により記録しておくこと。
- (4) 修了証書の有効期間  
修了証書の有効期間は、交付された日から2年間とすること。

# 養育里親研修テキスト

○このテキストは、都道府県、政令都市、児童相談所設置市や里親支援機関が養育里親研修を実施する際に、里親研修カリキュラム(例)に沿った研修内容のポイントや進め方、講師の選定について参考にしていただくために作成したものです。

○今後も、内容については適宜更新を行います。

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

## 基礎研修カリキュラム

- |                      |          |
|----------------------|----------|
| ①里親制度の基礎 I           | (里親養育論)  |
| ②保護を要する子どもの理解について    | (養護原理)   |
| ③地域における子育て支援サービスについて | (児童福祉論)  |
| ④先輩里親の体験談・グループ討議     | (里親養育演習) |
| ⑤実習                  | (養育実習)   |

# ①里親制度の基礎 I

## 研修のポイント

- ↓社会的養護～施設養護と家庭的養護
- ↓里親希望から登録までの流れ
- ↓里親の種類
- ↓里親の要件等

講師の例: 児童相談所職員、里親支援機関職員

## 社会的養護とは？

- 「社会的養護」とは、家庭において適切な養育を受けることができない子どもに対し、公的責任の下で養育や保護を行うことです。
- 社会的養護には、「施設養護」と「家庭的養護」があります。

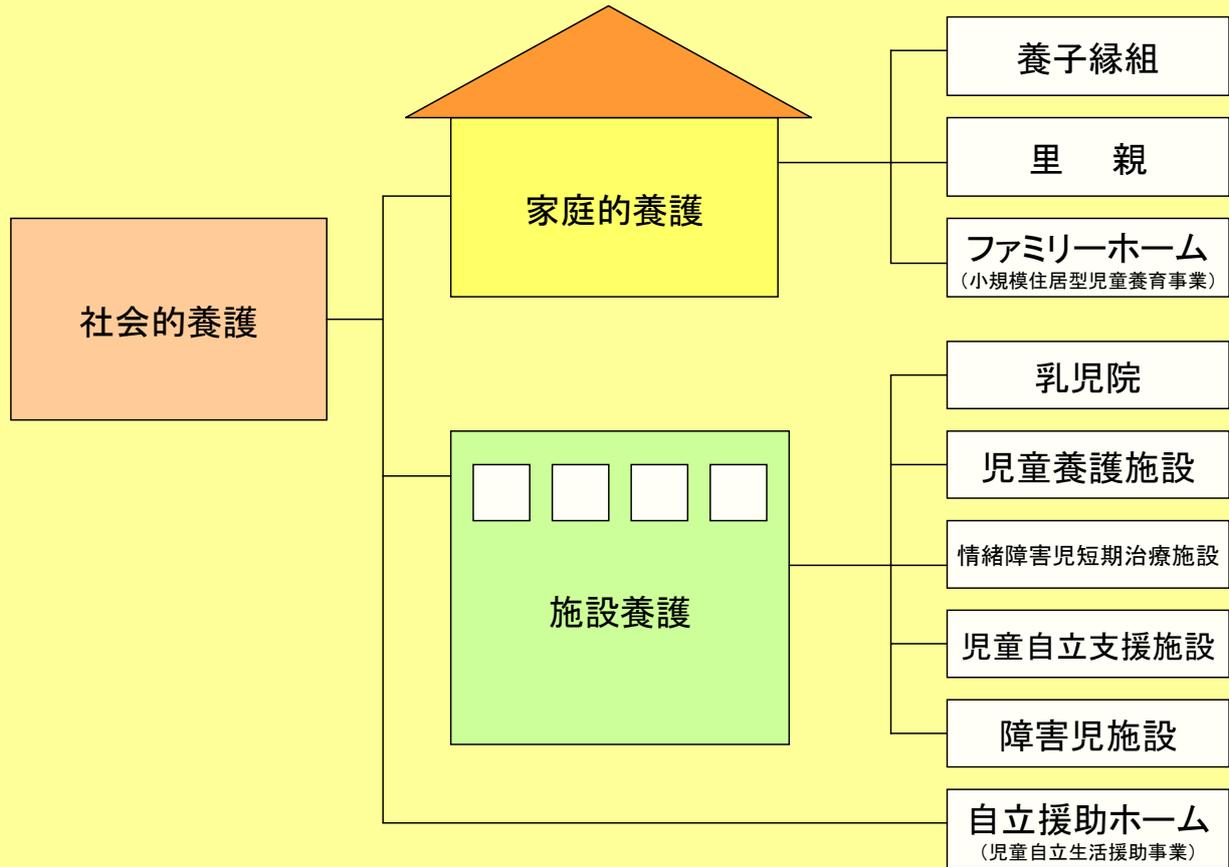
## 施設養護とは？

- 「施設養護」とは、児童福祉施設における養育をいいます。
- 児童相談所が「入所措置」を行います。  
(児童福祉法第27条第1項第3号)
- 社会的養護を担う児童福祉施設には、「乳児院」、「児童養護施設」、「情緒障害児短期治療施設」、「児童自立支援施設」、「障害児施設」があります。
- 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)  
～施設を退所した児童または義務教育卒業後の自立支援が必要な児童について、対象者の申し込みに応じて提供を行います。  
※対象年齢:義務教育終了後、20歳未満

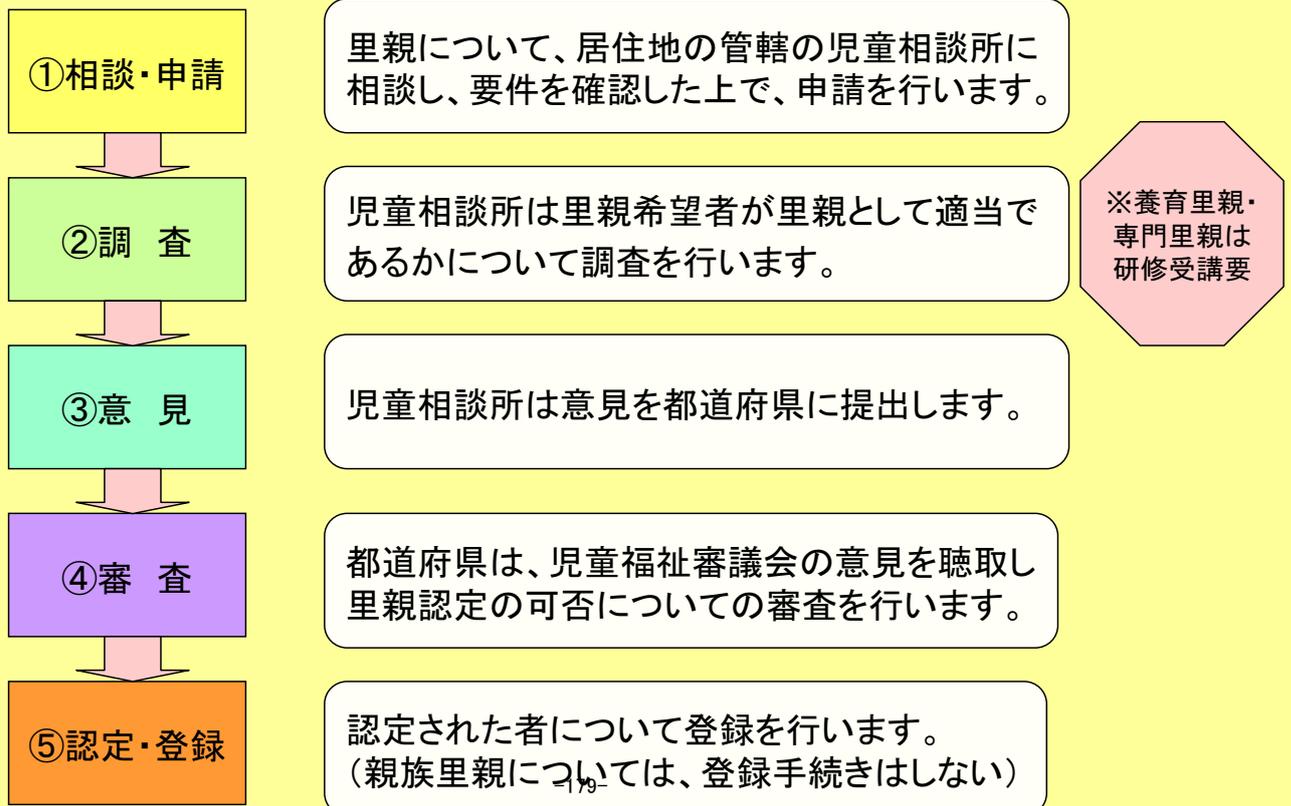
## 家庭的養護とは？

- 「家庭的養護」とは、家庭や家庭に近い形態における養育をいいます。
- 家庭的養護には、養子縁組によるものと、「里親」、「ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)」があります。
- 「里親」や「ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)」についても、施設養護と同様、児童相談所が「委託措置」を行います(児童福祉法第27条第1項第3号)。

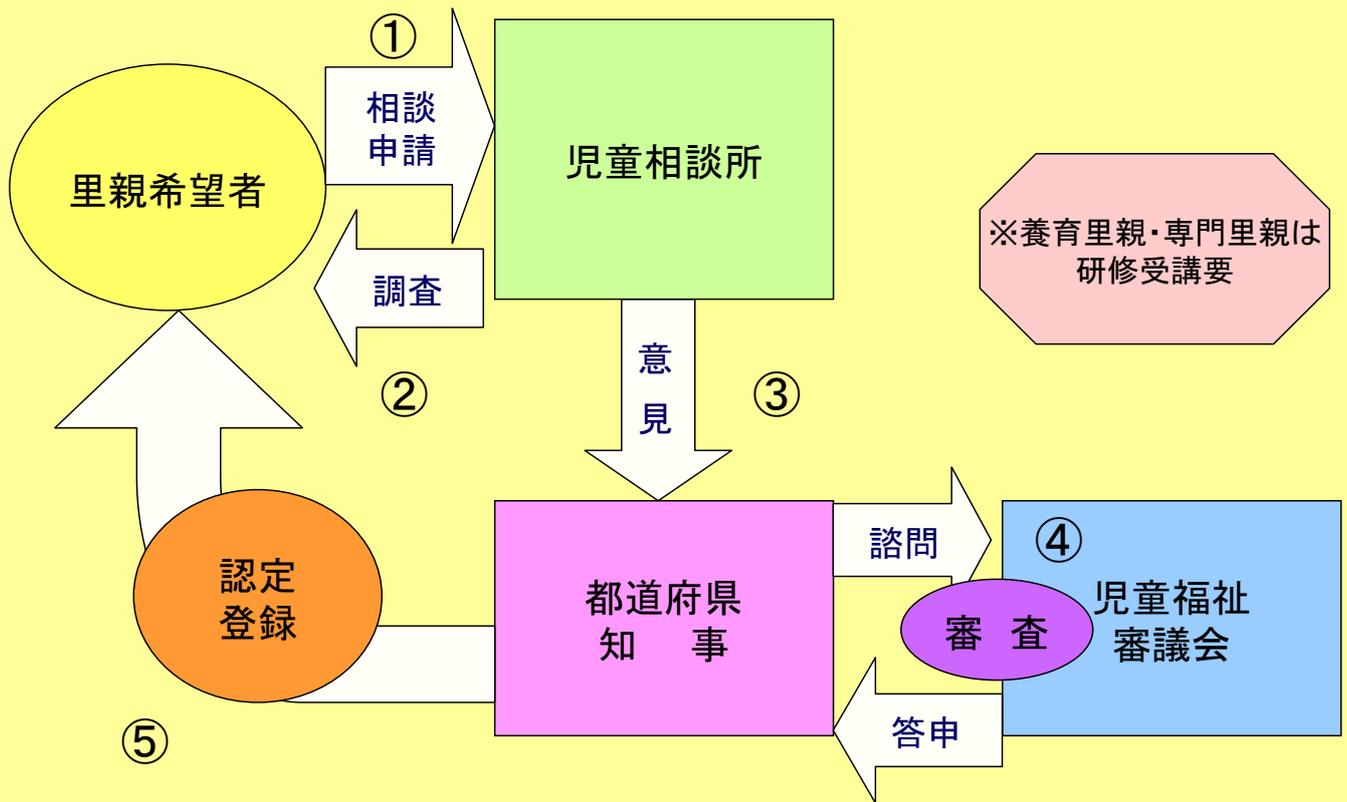
# 社会的養護体系(イメージ図)



## 里親希望から登録までの流れ



# 里親希望から登録までの流れ



## 里親の種類

法律上の規定	養育里親			
里親の種類	養子縁組を希望する者	親族里親	養育里親	専門里親
対象児童	要保護児童（保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童）	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親と三親等以内の親族であること ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと	要保護児童（保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童）	次に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童

# 里親の要件等

養育里親	専門里親	養子縁組によって養親となることを希望する里親
<p>○以下の①から③までのいずれにも該当すること</p> <p>①研修※を受講していること</p> <p>②養育里親を希望する者及びその同居人が欠格事由に該当しないこと</p> <p>③経済的に困窮していないこと</p>	<p>○以下の①か⑤までのいずれにも該当すること</p> <p>①次のアからウに掲げる要件のいずれかに該当すること</p> <p>ア 養育里親として3年以上委託児童の養育の経験を有するものであること</p> <p>イ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が認めたものであること</p> <p>ウ その他都道府県知事がア又はイと同等以上の能力を有すると認定した者であること</p> <p>②専門里親となることを希望する者及びその同居者が養育里親の欠格事由に該当しないこと</p> <p>③専門里親研修※を受講していること</p> <p>④経済的に困窮していないこと</p> <p>⑤委託児童の養育に専念できること</p>	<p>養子縁組によって養親となることを希望する者であること</p> <p>ただし、養育里親の欠格事由に該当するなど要保護児童の委託をするために適切と認められないと都道府県が判断したものを除く</p>
<p>登録の有効期間:5年 更新研修の受講要</p>	<p>登録の有効期間:2年 更新研修の受講要</p>	

※研修については免除規定あり

## ②保護を要する子どもの理解について

### 研修のポイント

- ✚保護を要する子どもの現状
- ✚児童虐待問題

講師の例:児童相談所職員、里親支援機関職員

# 保護を要する子どもの現状

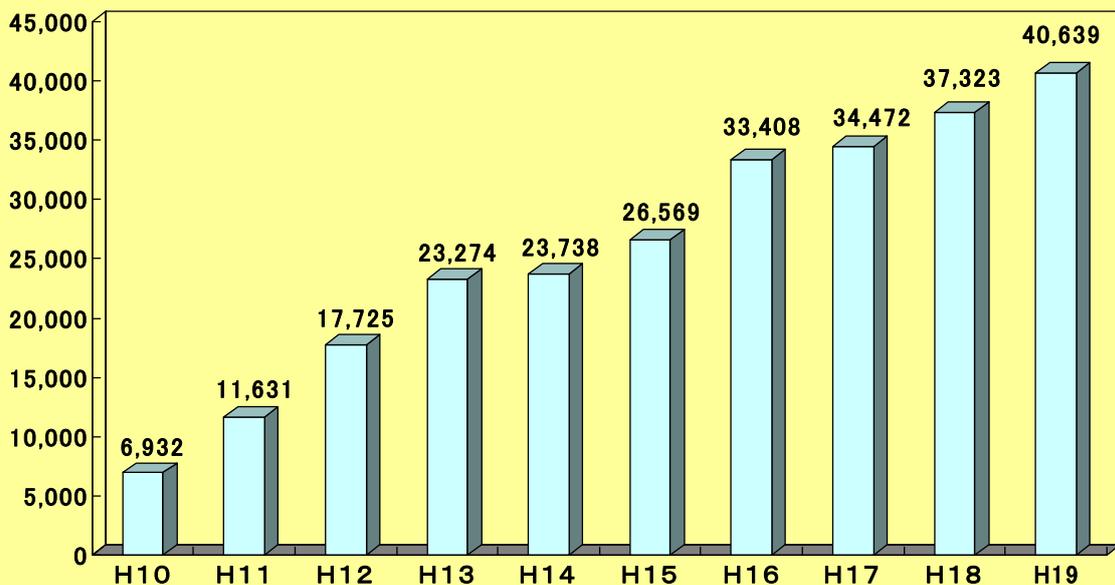
- 児童相談所における養護相談の状況(平成19年度福祉行政報告例より)

養護理由 対 応	家 出	死 亡	離 婚	傷 病	家 庭 環 境		そ の 他	計	%
					虐 待	そ の 他			
児童福祉施設に入所	192	109	131	1,265	3,913	2,373	1,068	9,051	10.8%
里 親 委 託	42	42	21	147	345	344	238	1,179	1.4%
面 接 指 導	758	210	887	5,346	33,628	16,929	8,101	65,859	78.9%
そ の 他	83	42	85	405	3,424	1,614	1,763	7,416	8.9%
計	1,075	403	1,124	7,163	41,310	21,260	11,170	83,505	
%	1.3%	0.5%	1.3%	8.6%	49.5%	25.6%	13.4%		

- 養護相談の理由の全体の割合のうち家庭環境の虐待が約半数、家庭環境のその他が約4分の1
- 養護相談が行われたうち、施設入所となる割合は10.8%、里親委託は1.4%

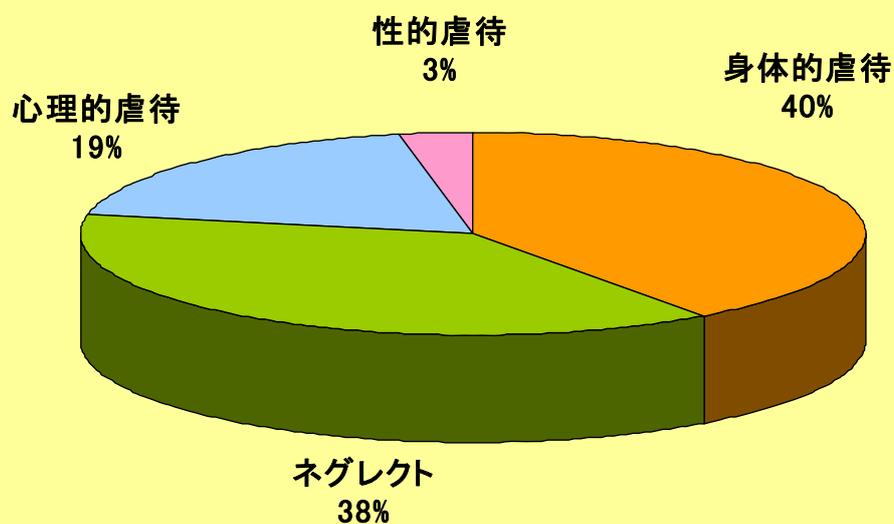
## 児童虐待問題

- 児童相談所における虐待相談対応件数(福祉行政報告例より)



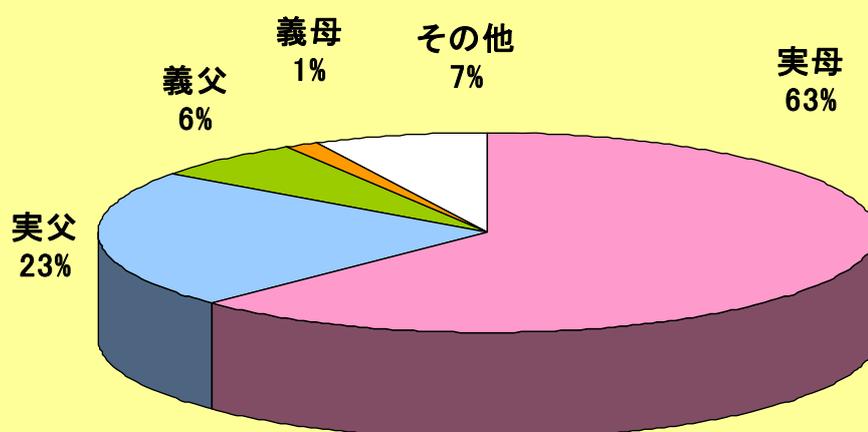
- 虐待相談対応件数は増加の一途をたどり、平成19年度については、4万件を越えています。

## (虐待相談対応件数のうち) 虐待の種類割合



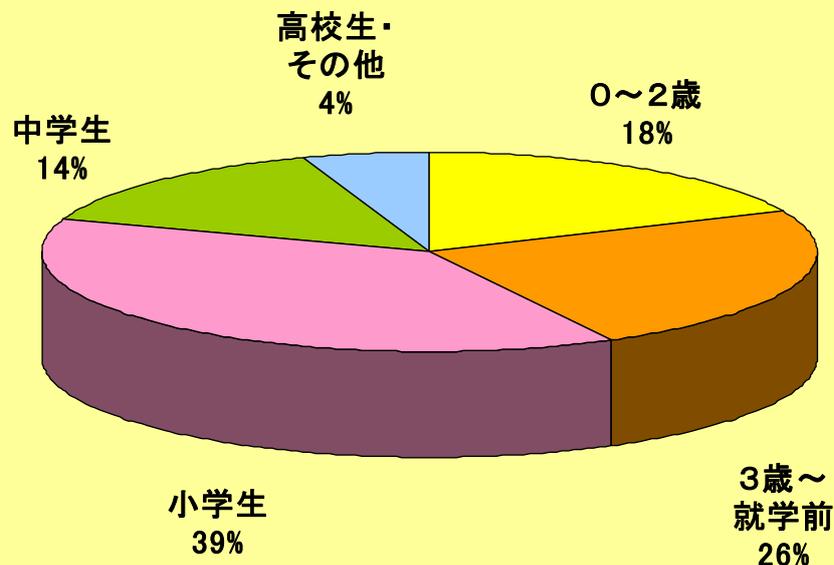
平成19年度福祉行政報告例より

## (虐待相談対応件数のうち) 虐待者について



平成19年度福祉行政報告例より

## (虐待相談対応件数のうち) 被虐待児童の年齢構成



平成19年度福祉行政報告例より

## 児童虐待が及ぼす子どもへの影響

- 身体的暴力による生命の危険、外傷による障害等
- ネグレクトによる栄養や刺激の不足による発育不良や発達の遅れ
- 虐待を受ける体験によりトラウマ(心的外傷)を抱えることから、様々な行動上の問題や精神症状等の出現
- 安定した愛着関係を形成できないことによる対人関係の持ちにくさ
- 虐待に加え、受容・評価されないことによる自尊心の欠如(低い自己評価)

## ③地域における子育て支援サービス

### 研修のポイント

■地域における子育て相談・各種支援サービス等

講師の例：児童相談所職員、里親支援機関職員  
市町村職員

## 地域における子育て支援サービス(1)

- 市町村における児童家庭相談  
平成17年度より、住民により身近な市町村において、児童家庭相談及び児童虐待通告の受理を行うことが児童福祉法上位置づけられ、相談・支援や通告の受理を行っています。
- 市町村における母子保健相談援助（保健センター等）  
子どもの健康や発達についての地域における相談窓口で、保健師等の保健指導や必要に応じ医療機関への紹介を行います。また、乳幼児健康診査や、予防接種も実施しています。
- 障害福祉サービス  
都道府県において身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健手帳の発行、市町村において各種在宅サービスの相談・申請を行っています。
- 民生委員・児童委員  
地域の子どもや妊産婦の健康状態、生活状態を把握し、相談を受けるとともに、必要な支援を受けられるように関係機関との連絡調整を行なっています。

## 地域における子育て支援サービス(2)

### ■ 地域子育て支援拠点事業

- ①ひろば型 常設のひろばを開設し、子育て家庭の親と子どもが気軽に集い、相互に交流を図る場を提供するもの
- ②センター型 子育て全般に関する専門的な支援拠点
- ③児童館型 児童館、児童センターで親子の交流やつどいの場を提供するもの

### ■ ファミリー・サポート・センター事業

市町村がファミリー・サポート・センター(地域において子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織)を設立して、その会員による相互援助活動に対する支援を行うもの

### ■ 子育て短期支援事業

#### ①短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者が疾病、疲労・育児不安等の身体・精神的な事由、出産・看護等家庭養育上の事由、冠婚葬祭等の社会的な事由、経済的問題等で緊急一時的に母子保護を必要とする場合に、原則7日以内で保護を行うもの

#### ②夜間養護(トワイライト)事業

保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難な場合に児童福祉施設等で保護し、生活指導や食事の提供等を行うもの

## 地域における子育て支援サービス(3)

### ■ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、子どもの健やかな育成を図るもの

### ■ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保するもの

## ④先輩里親の体験談・グループ討議

### 研修のポイント

#### グループディスカッションの流れ(例)

講師の例: 児童相談所職員、里親支援機関職員  
里親

## グループディスカッションの流れ(例)

- ① 主催者(事務局又はコーディネーター)より研修の目的と流れについて説明
- ② 先輩里親の体験談(里親志望動機、受託の経緯、体験)
- ③ グループディスカッション
  - ※ 参加者の人数により、話しやすい人数にグループ分けを行います。
  - ※ 事務局スタッフ、里親、児童相談所職員、里親支援機関職員等がグループでの進行を行います。
  - 1) 参加者自己紹介(里親志望動機、どんな里親になりたいか等も含めて)
  - 2) 参加者から先輩里親への質問(体験談について、不安なこと、気になっていること)
  - ・テーマを設定し、ディスカッション
    - ※テーマ例:「社会的養護における里親に求められる役割」
    - 「子どもを迎えるにあたっての心構え」
    - 「子どもとの愛着関係について」
    - 「委託後によくみられる子どもの行動と対応方法について」
    - など
- ④ まとめ
  - 主催者(事務局又はコーディネーター)よりディスカッションで話し合われた内容について要約し、里親に必要な知識やノウハウについてのポイントを説明します。

## ⑤実習

### 研修のポイント

✦実習の内容(施設見学を中心に)

講師の例:児童福祉施設職員

## 実習の内容(施設見学を中心に)

(実習の流れの例)

- 施設職員による施設の概要説明
- 施設見学
  - ※ 動きやすい服装で参加しましょう。
  - ※ 見学中心ですが、可能であれば、おやつの時間など、子どもたちと交流ができる時間を確保するなどの工夫を行います。

# 認定前研修カリキュラム

- |                  |            |
|------------------|------------|
| ①里親制度の基礎Ⅱ        | (里親養育論)    |
| ②里親養育の基本         | (里親養育論)    |
| ③子どもの心           | (発達心理学)    |
| ④子どもの身体          | (小児医学)     |
| ⑤関係機関との連携        | (里親養育援助技術) |
| ⑥里親養育上の様々な課題     | (里親養育援助技術) |
| ⑦子どもの権利擁護と事故防止   | (里親養育援助技術) |
| ⑧里親会活動           | (里親養育援助技術) |
| ⑨先輩里親の体験談・グループ討議 | (里親養育演習)   |
| ⑩実習              | (養育実習)     |

## ①里親制度の基礎Ⅱ

### 研修のポイント

↓里親が行う養育に関する最低基準

講師の例: 児童相談所職員、里親支援機関職員

# 里親が行う養育に関する最低基準(1)

- ・ 第1条 この省令の趣旨
- ・ 第2条 最低基準の向上
- ・ 第3条 最低基準と里親
- ・ 第4条 養育の一般原則
- ・ 第5条 児童を平等に養育する原則
- ・ 第6条 虐待等の禁止
- ・ 第6条の2 懲戒に係る権限の濫用禁止
- ・ 第7条 教育
- ・ 第8条 健康管理等
- ・ 第9条 衛生管理
- ・ 第10条 自立支援計画の遵守

※省令本文を配布の上説明のこと

# 里親が行う養育に関する最低基準(2)

- ・ 第11条 秘密保持
- ・ 第12条 記録の整備
- ・ 第13条 苦情等への対応
- ・ 第14条 都道府県知事への報告
- ・ 第15条 関係機関との連携
- ・ 第16条 養育する委託児童の年齢
- ・ 第17条 養育する委託児童の人数の限度
- ・ 第18条 委託児童を養育する機関の限度
- ・ 第19条 再委託の制限
- ・ 第20条 家庭環境の調整への協力

※平成21年4月1日以降の改正を踏まえたもの 現時点の案

## ②里親養育の基本

### 研修のポイント

- ✚ 受託から措置解除までの流れ(マッチング・交流・受託・解除・措置変更・一時保護)
- ✚ 里親委託に伴う諸手続、制度利用等(住民票異動・転入学・保険証・レスパイトケア等)

講師の例: 児童相談所職員、里親支援機関職員

## 受託から措置解除までの流れ(1)

### ✚ 受託までの流れ

①マッチング	<ul style="list-style-type: none"><li>・児童相談所が里親委託が適当であると判断した子どもについて、子どもの状態や背景、年齢、必要な委託期間等を考慮し、子どもにとって適切な里親との組み合わせを検討します。</li><li>・里親については、年齢、受託経験、実子・受託児童の有無、実子・受託児童の性別、年齢等、家族状況等を考慮します。</li></ul>
②委託についての打診(依頼)	<ul style="list-style-type: none"><li>・児童相談所は、子どもにとって適切であると判断した里親に、委託について打診(依頼)し、意向の確認をします。</li></ul>
③面会(初回)	<ul style="list-style-type: none"><li>・子どもとの面会を行い、里親と子どもがお互いに関係が持てるかどうかについての確認をします。</li></ul>
④受託についての意志決定	<ul style="list-style-type: none"><li>・受託するかどうかについて、里親自身の意志に加え、家族の同意、体調や家庭内の状況を踏まえ、決定します。</li></ul>
⑤交流(面会、外出、外泊)	<ul style="list-style-type: none"><li>・受託に向けて、子どもとの関係づくりを行うために、施設等での「面会」→施設等からの「外出」→里親宅への「外泊」と関係の状況に応じ段階的に交流をすすめていきます。</li></ul>
⑥正式に受託	<ul style="list-style-type: none"><li>・交流を通じ、里親、子ども両方の意向や関係の状況から判断し、児童相談所の正式な里親委託決定にもとづき、受託します。</li></ul>

# 受託から措置解除までの流れ(2)

## ✚ 受託後の流れ

一時保護	里親委託中に何らかの理由で急に養育ができなくなった場合等に、児童相談所の判断により「一時保護」を行うことがあります。 (理由) 里親の家庭の事情、子どもの家庭の事情、子どもの状態の悪化、養育困難、里親による不適切な養育があった場合など
委託解除	様々な理由により里親家庭で養育ができなくなった場合や、子どもが家庭に引き取られたり、就職等で自立する場合、養子縁組が成立した場合、児童相談所が里親や子ども、子どもの保護者の意見を聴取した上で委託解除についての判断を行います。
措置変更	委託解除後も引き続き、社会的養護における養育を継続して行う必要がある場合には、児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、障害児施設等)や他の里親に再度入所又は委託することを措置変更といいます。

# 里親委託に伴う諸手続・制度利用等(1)

## ✚ 児童相談所からの書類

里親委託(措置)決定通知書	児童相談所が児童福祉法第27条第1項第3号にもとづく措置を決定したことについての書類 ※受託について公的に証明する文書にもなります。
母子健康手帳	出生前後の状況や、発達や乳幼児健康診査の状況、予防接種等の記録
保険証・受診券	・保護者の保険証がある場合は、遠隔地被扶養者証と受診券(自己負担分公費負担) ・保護者の保険証がない場合は、受診券のみ(全額公費負担)
転出証明書	前住所地の役所が発行する証明書 ※転入手続要
教科書給与証明書・在学証明書	義務教育年齢の児童の場合、在籍していた学校で転出時に発行するもの ※学校の転入手続の際必要
自立支援計画	里親委託の目的や委託期間、養育上の留意点等
児童記録の抜粋、要約	子どもの養育に必要な情報(生育歴、子どもの状態、保護者の状況等)についての児童記録の抜粋や要約
その他	子どもにより、外国人登録証明書、障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳)

## 里親委託に伴う諸手続・制度利用等(2)

### ✦ 必要な手続き

住民票の転入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前住所地の役所が発行した「転出証明書」が必要</li> <li>・子どもの住民票続柄欄の記載については、「縁故者」とします。(14日以内)</li> </ul>
学校等の転入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の転入手続きをすると、役所から「学校指定通知書」が発行されます。</li> <li>・在籍していた学校が転出時に発行した教科書給与証明書と在学証明書を、指定された学校に提出</li> <li>※幼稚園や高等学校、専門学校の手続きについても、所定の手続きが必要</li> </ul>
外国人登録住所変更届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが外国人登録を行った役所に住所変更の届出を行います。(14日以内) ※児童相談所や保護者が手続き</li> </ul>
障害者手帳住所変更届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親の居住地の役所の障害福祉担当窓口に住所変更の届出を行います。</li> </ul>
扶養控除申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親に委託されている子どもは、所得税法上の扶養親族とされ、扶養控除の対象になるため、住所地を管轄する税務署で申告手続きを行います。</li> </ul>

## 里親委託に伴う諸手続・制度利用等(3)

### ✦ 利用できる制度

レスパイトケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託児童を養育している里親家庭が一時的な休息のための援助を必要とする場合に、乳児院、児童養護施設等又は他の里親が委託している子どもの養育を行います(年7日以内)。</li> <li>・児童相談所(都道府県)または里親支援機関に申し込みを行います。</li> </ul>
パスポートの申請	<p>里親の署名で委託されている子どものパスポート申請が可能</p> <p>【通常の必要書類以下の書類を提出】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①里親登録証(原本を提示し、写しを提出)</li> <li>②里親委託(措置)決定通知書(原本を提示し、写しを提出)</li> <li>③事情説明書(海外渡航の目的)</li> </ol>
保育所の利用	<p>里親の就労等により、里親に委託されている子どもが保育に欠けることとなった場合に、子どもの最善の利益の観点から、子どもがその里親に委託を継続することが適切と認められる場合には、保育所の利用が可能です。 ※児童相談所とよく相談してください。</p> <p>(費用徴収(保育所の保育料)は免除)</p>
障害児通園施設の利用	<p>子どもの障害により、知的障害児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設において専門的な療育・訓練を受けることが必要な場合は、通所指導の訓練を受けることが可能です。</p> <p>※児童相談所とよく相談してください。</p> <p>(費用徴収は免除)<sup>193-</sup></p>

## ③子どもの心

### 研修のポイント

- ↓子どもの心理発達(情緒面・愛着関係)
- ↓委託児童によくみられる行動特徴と対応上の留意点(ためし行動、退行、分離不安等)
- ↓特別な配慮を要する子どもへのケア(知的障害、発達障害、被虐待児童)

講師の例: 児童相談所職員、里親支援機関職員  
児童精神科医、臨床心理士

## 子どもの心理発達

- 乳児期
  - ・特定の養育者との関係の中で、愛着関係や基本的信頼感を形成する重要な時期  
(エリクソンの発達理論、ボウルビィのアタッチメント(愛着)理論 など)
- 幼児期
  - ・自我の芽生え
  - ・反抗期
  - ・他の子どもへの興味
- 学童期
  - ・集団への適応
  - ・勤勉性の獲得
- 思春期～青年期
  - ・第二性徴
  - ・異性への関心
  - ・情緒の混乱、危機
  - ・自立への準備

# 委託児童によくみられる行動と対応上の留意点

## ■ 仮性適応

・委託直後、急激な環境の変化による緊張や不安のため、表面的に環境に適応しようとする事により、一見「お利口さん」のような印象を受けますが、無理をしているため続かず、様々な行動化を示します。

## ■ 試し行動

・里親が本当に自分をどこまで受け入れてくれるのかを試す行動、いわゆる「試し行動」が出現します。これは、本来、子どもが親との間で築く基本的信頼関係を、新しい養育者との間で愛情を取り戻し、新たに基本的信頼関係を築くために必要な行動になります。

・里親はできるだけ子どもの行動を受け入れるとともに、子どもとの関係ができてくるのを見ながら、少しずつ適切な行動について伝えるようにしましょう。

・この時期は、里親にとって試練の時期になります。子どもの育ってきた環境によっては、かなりひどい行動化になることがあります。抱え込まずに、児童相談所や里親支援機関、先輩の里親さんに相談しながら対応しましょう。

(試し行動の例)

○過食    ○里親から離れない(分離不安)    ○里親を困らせる行動  
○怒りの爆発    ○赤ちゃん返り

# 特別な配慮を要する子どもへのケア(1)

## ■ 知的障害について

・知的障害とは、知的な能力の遅れで、児童相談所における心理検査(知能検査等)により、「知的障害」と診断されたものです。

・委託当初より、知的障害が判明している場合や、子どもが成長する中で「知的障害」があるのではないかという疑いがあり、心理検査を実施したところ、「知的障害」が判明する場合があります。

・子どもによって、知的障害の程度や能力の傾向は様々です。子どもの成長に応じ、定期的に児童相談所で心理検査を受け、能力の伸びや得意なところと苦手なところなどについて理解し、日常的な生活場面での留意点、学習面での留意点を把握しておくことが重要です。

・子どもの能力や状態等に応じて特別支援学級や、特別支援学校の利用についても、児童相談所や学校とよく相談しましょう。

## ■ 療育手帳について

・子どもの障害の程度に応じた福祉サービスを受けるための手帳です。お住まいの市町村の福祉事務所で申請し、児童相談所で検査を受けます。既に実親が手帳取得の手続きをしている場合もありますが、里親委託後に知的障害が判明し、新たに取得が必要な場合については、実親から申請手続きをするのか、里親が申請手続きをするのかについては、児童相談所に相談の上決めましょう。

# 特別な配慮を要する子どもへのケア(2)①

## ■ 発達障害について

### ○発達障害の定義 ～ 発達障害者支援法第2条

この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

## ■ 発達障害児への対応について

・発達障害による特有の発達状況や行動の特徴に加え、個々の子どもによって、発達の状態は様々です。子どもの成長に応じ、定期的に児童相談所で心理検査を受け、能力の伸びや得意なところと苦手なところなどについて理解し、日常的な生活場面での留意点、学習面での留意点を把握しておくことが重要です。

・子どもの能力や状態等に応じて特別支援学級や、特別支援学校の利用についても、児童相談所や学校とよく相談しましょう。

・発達障害そのものによる一次的な障害のために、周囲への適応がうまくできないことから、情緒的な問題や行動上の問題に至ること(二次障害)があります。このような場合は、児童相談所に早めに相談しましょう。

(例)

・学習障害のため、学力不振になり、不登校になってしまう

・広汎性発達障害の特徴である対人関係がうまくいかないことから、被害的に受け止めることにより、精神的に不安定になる

# 特別な配慮を要する子どもへのケア(2)②

## ■ 学習障害とは？(LD: learning disabilities)

学習障害とは、基本的には全般的な知的能力に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因になるものではない。

出典: 学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査協力者会議(1999)「学習障害児に対する指導について(報告)」

## ■ 注意欠陥多動性障害とは？(ADHD: attention deficit /hyperactivity disorder)

ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

出典: 特別支援教育の在り方に関する調査研究法協力者会議(2003)「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」

## ■ 高機能自閉症とは？

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

出典: 特別支援教育の在り方に関する調査研究法協力者会議(2003)「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」

# 特別な配慮を要する子どもへのケア(3)

## ■ 虐待を受けた子どもへのケア

### ○子どもの背景についての理解

子どもの家族関係や虐待経験など、子どもの背景についてよく理解することが、子どもの状態や行動の理解につながります。

### ○安心感を与える

まず、里親家庭が安全で守られているという安心感を与えることが重要です。

### ○基本的信頼関係の構築

特定の養育者との間で愛着関係を形成し、基本的信頼関係を構築することが子どもの健全な育成を図る上で非常に重要です。

### ○自己評価を高める

虐待行為や否定される体験により、自己評価が低くなっているため、ほめる、大切な存在であることを伝えるなどにより、自己評価を高めることが重要です。

### ○里親自身の心の状態を安定させる

虐待を受けたことによる影響から、様々な問題行動や里親の負担になる言動がみられるため、心の状態を安定させることが重要です。

### ○児童相談所や里親支援機関等への相談や専門的なケアの検討

子どもへの対応について、児童相談所や里親支援機関への相談を行い、助言を求めたり、その中で必要に応じ心理ケアなどの専門的なケアも考慮することが必要です。

## ④子どもの身体

### 研修のポイント

- ↓子どもの健康管理
- ↓子どもの栄養管理(食育)
- ↓乳幼児健診、予防接種など

講師の例: 児童相談所職員、里親支援機関職員  
児童福祉施設職員、小児科医、  
保健師、看護師、栄養士

# 子どもの健康管理

- 受託前に子どもの健康状態について、児童相談所より、出生時の状況や基礎疾患の有無、既往症、予防接種の状況等についてよく確認しておきましょう。
- 自宅から近いところに、気軽に相談できる「かかりつけ医」を持つようにしましょう。
- 子どもは急に症状が変化しやすく、病状の予測がつきにくいことも多いため、日頃からかかりつけ医との関係を十分作っておくと同時に、夜間・休日に受診が可能な医療機関を確認しておくことも重要です。
- 年齢に応じた栄養、水分の補給、保温（衣類の調節、室温の管理、寝具の調整）、運動等について配慮しましょう。
- 病気になる前の予防を心がけましょう（規則正しい生活リズム、栄養のバランスのとれた食事、手洗い・うがいの励行、歯磨き、予防接種など）
- 手術など治療方針によっては実親の承諾が必要な場合もありますので、児童相談所と十分連携することが必要です。

## 子どもの栄養管理～食育(1)

- 食を通じた子どもの健全育成（いわゆる「食育」）のねらい及び目標
  - (1)「食育」のねらい

現在をいきいきと生き、かつ生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本としての食を営む力を育てるとともに、それを支援する環境づくりを進めること。
  - (2)食を通じた子どもの健全育成の目標
    - 食事のリズムがもてる
    - 食事を味わって食べる
    - 一緒に食べたい人がいる
    - 食事づくりや準備に関わる
    - 食生活や健康に主体的に関わる
- 食を通じた子どもの健全育成からみた発育・発達過程に関わる特徴
  - (1)心と身体の健康
  - (2)人との関わり
  - (3)食のスキル
  - (4)食の文化と環境

# 子どもの栄養管理～食育(2)

## ■ 発育・発達過程に応じて育てたい“食べる力“

- (1)授乳期・離乳期－安心と安らぎの中で食べる意欲の基礎づくり－
  - 安心と安らぎの中で母乳(ミルク)を飲む心地よさを味わう
  - いろいろな食べ物を見て、触って、味わって、自分で進んで食べようとする
- (2)幼児期－食べる意欲を大切に、食の体験を広げよう－
  - おなかがすくリズムがもてる
  - 食べたいもの、好きなものが増える
  - 家族や仲間と一緒に食べる楽しさを味わう
  - 栽培、収穫、調理を通して、食べ物に触れはじめる
  - 食べ物や身体のことを話題にする
- (3)学童期－食の体験を深め、食の世界を広げよう－
  - 1日3回の食事や間食のリズムがもてる
  - 食事のバランスや適量がわかる
  - 家族や仲間と一緒に食事づくりや準備を楽しむ
  - 自然と食べ物との関わり、地域と食べ物との関わりに関心をもつ
  - 自分の食生活を振り返り、評価し、改善できる
- (4)思春期－自分らしい食生活を実現し、健やかな食文化の担い手になろう－
  - 食べたい食事のイメージを描き、それを実現できる
  - 一緒に食べる人を気遣い、楽しく食べることができる
  - 食料の生産・流通から食卓までのプロセスがわかる
  - 自分の身体の成長や体調の変化を知り、自分の身体を大切にできる
  - 食に関わる活動を計画したり、積極的に参加したりすることができる

※「食を通じた子どもの健全育成(－いわゆる「食育」の視点から－)のあり方に関する検討会」報告書 より抜粋

## 乳幼児健康診査

■ 乳幼児健康診査は、市町村が乳幼児に対し行う健康診査であり、発達や健康状態を把握するために非常に重要であり、必ず受診しましょう。

※市町村により実施時期や内容については異なる場合あり

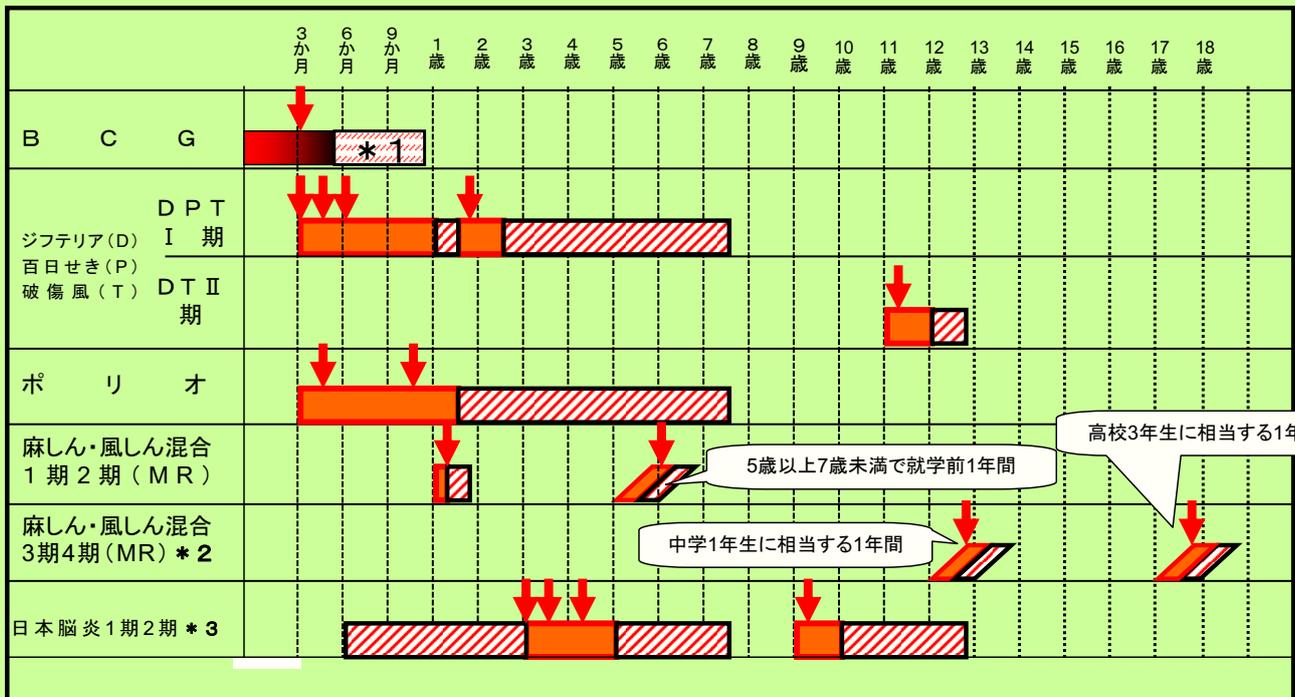
	主な目的	内 容
3～4か月健診	発育の確認、首のすわりなどの発達の確認、育児支援	問診、身体計測、医師診察、栄養相談、育児全般についての相談 など
乳児後期健診 (9か月～1歳)	発育の確認、お座りなどの発達を確認、育児支援	問診、身体計測、医師診察、歯の手入れ等について、離乳食等栄養について、育児全般についての相談 など
1歳半健診	発育の確認、ひとり歩きなどの運動面やことばの発達などについて確認、育児支援	問診、身体計測、医師診察、歯科(診察・指導・フッ素塗布)、栄養相談、育児全般についての相談、ことばの相談 など
3歳児健診	発育の確認、運動面やことばの発達などについての確認、育児支援	問診、身体計測、尿検査、医師診察、歯科(診察・指導・フッ素塗布)、栄養相談、育児全般についての相談、ことばの相談 など

# 予防接種

- 予防接種を受けることについての実親の承諾について、児童相談所によく確認しましょう。
- 感染症予防のために、予防接種は効果が高いため、できるだけ予防接種を受けるようにしましょう。
- 接種方法や接種日程については、市町村の保健センター等に確認しましょう。
- 持病があったり、体調や体質で気になることがあれば、接種前にかかりつけ医又は接種医に相談しましょう。
- 体調の良い時期に受けましょう。
- 接種の際には、母子健康手帳を持参しましょう。再発行が必要な場合には、最寄りの市町村に相談しましょう。

(参考) 予防接種法に基づく予防接種の種類と時期

平成20年12月現在



↓ 接種    ■ 接種が定められている年齢    ▨ 標準的な接種年齢

- \* 1: 予防接種法に基づく接種にはなりませんが、やむを得ない事業を有する場合のみ、任意接種で接種を認めている市町村もあります。
- \* 2: 麻しん・風しん混合(MR)3期及び4期の実施期間は、平成20~24年度です。
- \* 3: 2005年5月30日以降、接種の積極的勧奨を差し控えています。対象年齢の子どもは、同意書を記載することで、予防接種法に基づく接種として接種することができます。

※接種の方法や接種日程は、市町村保健センター等に確認しましょう。

## ⑤関係機関との連携

### 研修のポイント

- ✚児童相談所の役割と連携
- ✚里親支援機関の役割と連携
- ✚学校、幼稚園等との関係
- ✚保健・医療機関との連携
- ✚児童福祉施設との連携

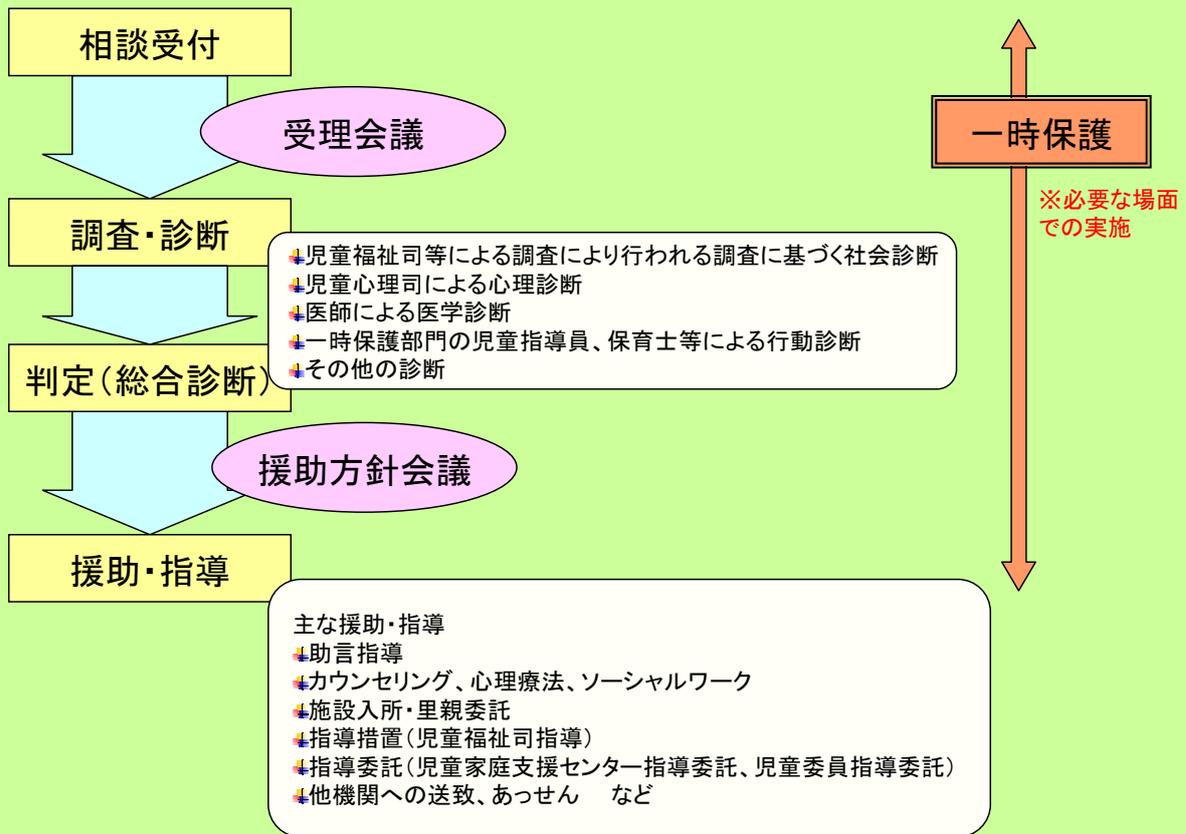
講師の例: 児童相談所職員、里親支援機関職員

## 児童相談所の役割と連携(1)

- 児童相談所とは
  - ・児童福祉法第12条の規定に基づき都道府県及び指定都市に設置が義務づけられている児童福祉の専門機関
  - ※中核市は任意設置
- 児童相談所における相談内容
  - ・養護相談 ~ 保護者の家出、離婚、入院等家庭での養育が困難あるいは虐待、親権を喪失した等の子どもに関する相談
  - ・保健相談 ~ 子どもの疾患に関する相談
  - ・障害相談 ~ 子どもの障害に関する相談(肢体不自由、視聴覚障害、言語発達障害等、重症心身障害、知的障害、自閉症)
  - ・非行相談 ~ 家出、暴力、窃盗、傷害など非行に関する相談
  - ・育成相談 ~ 性格行動、不登校、適性、育児・しつけに関する相談
  - ・その他の相談 ~ 上のいずれにも該当しない相談  
里親希望に関する相談も含まれる
- 児童相談所のスタッフ  
児童福祉司、児童心理司、医師、保健師、児童指導員、保育士 など

# 児童相談所の役割と連携(2)

## ■ 児童相談所の役割と機能(流れ)



# 児童相談所の役割と連携(3)

## ■ 児童相談所における里親支援例

- ・対象となる子どもの特定→マッチング→交流時の支援→委託決定
- ・自立支援計画の策定
- ・養育に関する相談
  - 【相談後、必要に応じて】
  - ・子どもの診断(心理診断、医学診断)
  - ・子どもの指導・治療(心理治療)
  - ・緊急な場合の一時保護、措置変更
- ・実親への指導・連絡調整

## ■ 児童相談所との連携

- ・日常的に里親や子どもの状態についての情報共有が不可欠
- ・実親への対応方法については、十分相談しておく
- ・緊急時の対応連絡手段や、レスパイトなどについて普段から相談しておく

# 里親支援機関の役割と連携

## ■ 里親支援機関の役割

里親支援機関は、都道府県や児童相談所設置市からの委託を受け、里親制度についての広報啓発や育成、里親への支援を行う機関です。

(具体的な活動内容)

- ・里親の開拓(里親制度の広報啓発、キャンペーン、講演会など)
- ・里親への研修(認定前研修、更新研修)
- ・マッチング
- ・里親家庭への訪問指導、養育相談
- ・里親同士の交流促進(里親サロンなど)
- ・レスパイト・ケアの調整

## ■ 里親支援機関への相談、利用

児童相談所に利用可能な里親支援機関やその所在地や連絡先等を確認し、相談や上記のような様々なサービスを利用することができます。

# 学校・幼稚園等との連携

## ■ 子どもについての情報の共有と日常的な連携の重要性

～子どもが学校や幼稚園等でうまく適応するために、適切に配慮をしてもらう必要があり、必要に応じ情報を共有し、日常的にも連絡を取り合うなどの連携が必要です。また、状況に応じ児童相談所も一緒に協議することも必要です。

【協議をしておくべき内容】

- ・里親制度についての理解を求めるとの説明
- ・子どもの状態について(生い立ち、健康状態、発達、問題行動、配慮を要する事項等)
- ・実親との関係について(面会通信の制限を行っている場合、保護者に子どもの住所を秘匿している場合、保護者との交流がある場合の留意点など)
- ・学校での呼び名(実名にするのか、里親の氏にするのか)
- ・里親の呼び方(お父さんお母さん、おじさんおばさん など)
- ・学習面での必要な配慮
- ・友人関係での必要な配慮
- ・行事への参加について(里親の参加、実親の参加など)

## ■ 緊急時の対応

～学校で子どもが問題行動を起こす、不慮の事故にあう、面会通信の制限をしている保護者が突然訪ねてくるなど緊急時に連絡を取り合う状況を想定し、緊急時の連絡方法や対応方法について日頃から確認しておく必要があります。

# 保健・医療機関との連携

- 保健機関との連携(保健センター・保健所)
  - ・子どもの健康や発達についての地域における相談窓口で、保健師等の保健指導や必要に応じ医療機関への紹介を行う機関
  - ・乳幼児健診や予防接種についての相談
- 医療機関との連携
  - ・自宅から近いところに、気軽に相談できる「かかりつけ医」を持つようにしましょう
  - ・子どもは急に症状が変化しやすく、病状の予測がつきにくいことも多いため、日頃からかかりつけ医との関係を十分作っておくと同時に、夜間・休日に受診が可能な医療機関を確認しておくことも重要です。
  - ・子どもに持病があったり、服薬や通院等継続的な医療ケアが必要な場合には、委託の際に児童相談所や、子どもの入所している施設から子どもの状態を確認した上で、必要に応じ、以前から治療を受けている医療機関からの里親の住所地に近い医療機関に紹介をしてもらうなど(紹介状の発行)も検討します。
  - ・主治医とは、子どもの日常的な状況についての情報交換を十分とるように努め、急な病状の変化があった場合の対応についてもあらかじめ話し合っておくことが必要です。

# 児童福祉施設との連携

- 児童福祉施設と里親の連携
  - ・受託前に子どもが児童福祉施設に入所していた場合は、マッチングや交流の時期から児童福祉施設と十分に連携することが必要です。
  - ・子どもの発達状態、発育、体質、食べ物の嗜好や衣類や遊具の好み、ぐずったときにあやすこつなど、子どもを養育する上での情報について十分聞いておくことが必要です。
  - ・保護者の面会や外泊等の交流がある場合には、保護者対応の留意点も聞いておくことが重要です。
  - ・子どもを受託した後も、児童福祉施設は退所後の児童のアフターケアの役割も位置づけられており、養育上の相談も行うことができます。
  - ・レスパイトのために、子どもを一時的に児童福祉施設を利用することも可能なため、児童相談所や里親支援機関と相談の上、子どもについての情報を伝えるなど十分な連携が必要です。

## ⑥里親養育上の様々な課題

### 研修のポイント

- ↓実親とのかかわりにおける留意点
- ↓真実告知
- ↓ルーツ探し
- ↓性の問題

講師の例: 児童相談所職員、里親支援機関職員  
児童福祉施設職員、里親

## 実親との関わりにおける留意点

- 子どもの家庭背景は様々で、虐待の状況から実親に委託先を秘匿しているものから、一定期間の養育の後には家庭復帰するものもあり、個々の事例に応じた対応が求められます。
- 子どもの状況に応じた児童相談所の方針に従い、
  - ・実親の対応は児童相談所のみで行い、里親は行わない事例
  - ・実親の面会や通信の制限を行っている事例
  - ・家族再統合に向けて実親の面会や外泊を行い、親子関係づくりを支援する事例など、事例に応じ、里親としてどのように関わるべきなのかについて、確認しておくことが必要です。
- 子どもの成長にとって、実親との関係づくりは不可欠であり、里親は、実親と子ども両方に支援が可能なことから、重要な役割を担っています。
- ただし、実親との間で、トラブルが生じることもあるため、その際はトラブルが大きくなる前に、児童相談所に早めに相談することが必要です。

# 真実告知

- 委託時の子どもの年齢が高い場合など、既に里親に委託されることを子どもが理解している場合は別ですが、ものごとがついていない時期に委託された場合は、適切な時期に、里親が育ての親であることを伝えること「真実告知」が必要です。
- 時期については、できるだけ小さいうちから、子どもの理解度に応じ段階的に行う必要があります。その際、
  - ・里親と子どもの関係が安定していること
  - ・子ども自身の状態が安定していることが条件になります。
- 伝え方については、実親がやむをえない事情があつて育てることができなくなったが、里親が子どもを育てることを心から望んで子どもが里親家庭に来ることになったこと、里親にとって子どもが大切な存在であることを伝えることが重要です。
- 家庭の事情や、実親の状況についての伝え方については、今後の方針や実親との関係に関わることのため、児童相談所とよく相談しておく必要があります。

# ルーツ探し

- 里親委託されている子どもは、一般家庭で育ってきた子どもと違い、自分の生い立ちや家族についての情報が乏しいことが多く、どのようにして自分が生まれ、どこで育ってきたのか、実の親は今どこにいるのかなどの自分のルーツを知りたいという気持ちを強く持つことが、個人差はありますが、しばしば見られます。
- 子ども自身が自分が存在する意味を考えたり、自分の置かれた状況を受け入れるために大切なプロセスのため、子どもの気持ちを十分聞いた上で、どのように対応すべきかを考えることが重要です。
- 子ども自身の生い立ちや家族の状況が、聞くに耐えない悲惨な状況であることも実際にはあることから、誰からどのように伝えるのがいいかについては、児童相談所とよく相談しましょう。
- 子どもによっては、全く音信不通となっている親に会いに行くことを希望するようなこともあります。会うことによって子どもが傷ついてしまうようなことも考えられるため、子どもの状態や年齢等も考慮し、児童相談所と、子どもにとってどう支援するのがいいかについて十分相談し、子どもともよく話をした上で、対応の方法について決定しましょう。

# 性の問題

- 男の子では小学校高学年位、女の子では、小学校4年生前後から、いわゆる第二性徴が出現し、体つきが変わり、初潮や精通現象が見られるようになります。
- 学校でも、性教育は行われていますが、年齢や身体の変化に応じ、日常の中で同性の里親から処置の方法について教えることが必要です。
- 最近の状況として、テレビや雑誌、インターネットなどにおいて性的な情報が氾濫しており、性的な興味・関心が高くなり、性体験が低年齢化する傾向にあります。
- また、性的虐待を受けた子どもにおいては、日常生活の中で年齢にあわない性的な言動や、逆に異性との接触を極端に嫌がるなどの特徴が見られることがあります。ただでさえ、子ども自身が性の問題と向き合っていくことは大変なことの上に、こういった性的虐待の様々な影響を受け、性的な問題以外にも精神的に不安定になるなどの影響が見られることもあるため、対応については児童相談所とよく相談し、専門的なケアを受けることが必要な場合もあります。

## ⑦子どもの権利擁護と事故防止

### 研修のポイント

- ✚ 子どもの権利(子どもの権利条約・児童憲章等)
- ✚ 社会的養護における権利擁護
- ✚ 被措置児童等虐待
- ✚ 事故防止への配慮

講師の例: 児童相談所職員、里親支援機関職員  
児童福祉施設職員、里親

# 子どもの権利(1)

- 「子どもは権利の主体者」  
子どもは社会の一員として尊重される権利の主体者
- 児童憲章の制定(1951(昭和26)年)  
子どもの福祉を考える上での基本的理念
- 児童の権利に関する条約の制定(1989(平成元)年)  
日本政府は、158番目の締約国として、1994(平成6)年に批准

## 子どもの権利(2)～児童憲章

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

一、すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。

二、すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。

三、すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。

四、すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。

五、すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。

六、すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。

七、すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。

八、すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。

九、すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。

十、すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。

十一、すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。

十二、すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

## 子どもの権利(3)～児童の権利に関する条約①

- |      |                           |      |                     |
|------|---------------------------|------|---------------------|
| 第1条  | 子どもの定義                    | 第13条 | 表現の自由               |
| 第2条  | 差別の禁止                     | 第14条 | 思想、良心及び宗教の自由        |
| 第3条  | 最善の利益                     | 第15条 | 結社及び集会の自由           |
| 第4条  | 国の責任                      | 第16条 | プライバシーの保護           |
| 第5条  | 親等の保護者の指導                 | 第17条 | 多様な情報の利用            |
| 第6条  | 生命の権利                     | 第18条 | 親の責任                |
| 第7条  | 名前と国籍を持つ権利・父母に<br>養育される権利 | 第19条 | 虐待・放置などからの保護        |
| 第8条  | 身元の保証                     | 第20条 | 家庭環境を奪われた子ども<br>の保護 |
| 第9条  | 親との分離禁止                   | 第21条 | 養子縁組                |
| 第10条 | 家族との再会                    | 第22条 | 難民の子ども              |
| 第11条 | 子どもの不法な国外移送禁止             | 第23条 | 障害のある子どもの権利         |
| 第12条 | 意見を表明する権利                 | 第24条 | 健康と保健サービス           |

## 子どもの権利(4)～児童の権利に関する条約②

- |      |                     |          |                     |
|------|---------------------|----------|---------------------|
| 第25条 | 子どもの処遇の定期的審査        | 第36条     | あらゆる形態の不利益からの<br>保護 |
| 第26条 | 社会保障                | 第37条     | 拷問や自由を奪うことの禁止       |
| 第27条 | 生活水準                | 第38条     | 武力抗争からの保護           |
| 第28条 | 教育の権利               | 第39条     | 心身の回復及び社会復帰         |
| 第29条 | 教育の目的               | 第40条     | 少年司法                |
| 第30条 | 少数民族又は先住民の子ども       | 第41条     | 既存の権利の確保            |
| 第31条 | 余暇、遊び及び文化的生活の<br>権利 | 第42条     | 条約の広報               |
| 第32条 | 不当、有害な労働からの保護       | 第43条～44条 | 子どもの権利委員会           |
| 第33条 | 薬物の濫用からの保護          | 第46条～54条 | 条約の手続き              |
| 第34条 | 不法な性的行為からの保護        |          |                     |
| 第35条 | 誘拐、売買、取引の防止         |          |                     |

# 社会的養護における権利擁護

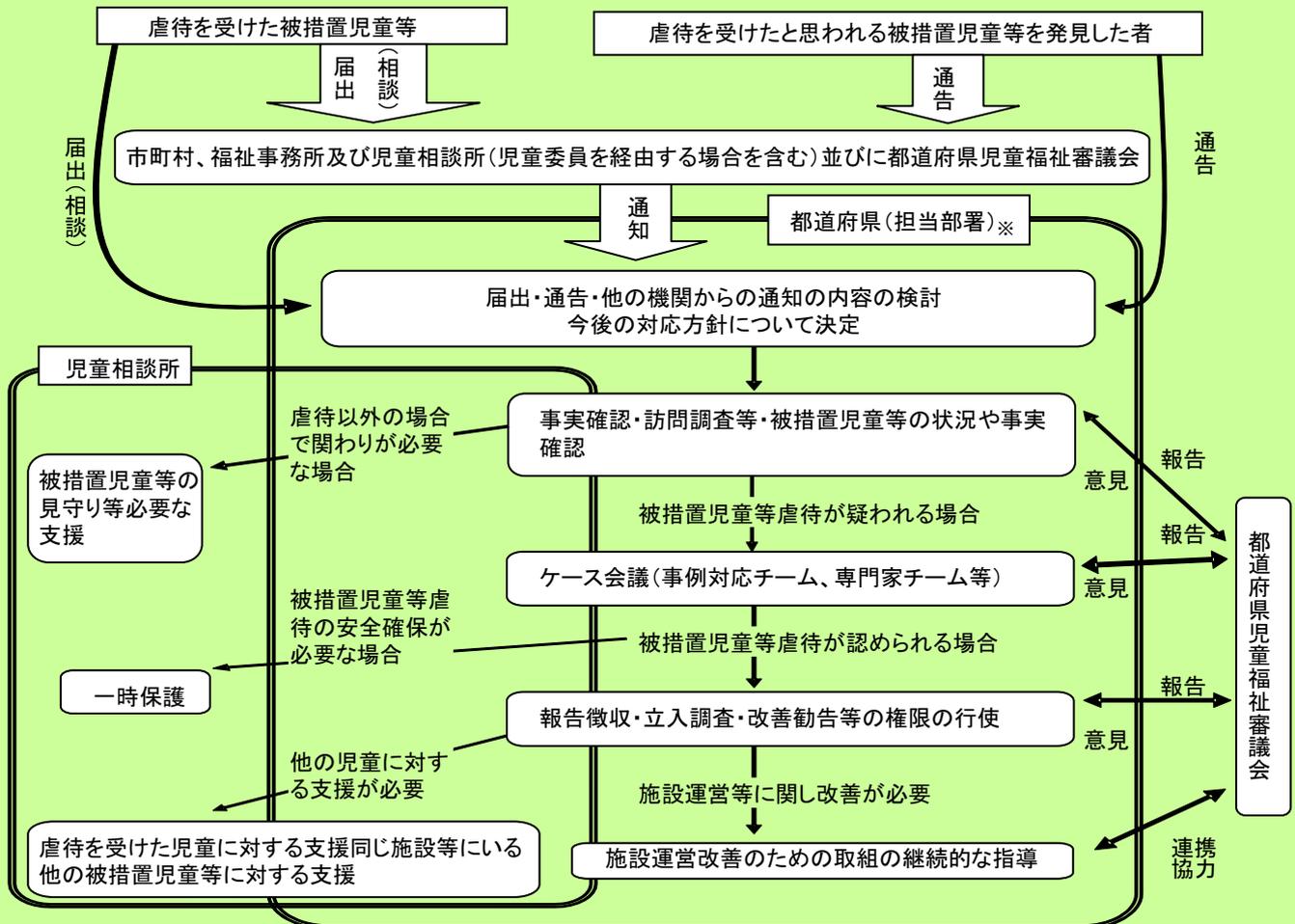
## ■ 里親養育における権利擁護のためのポイント

- 児童相談所が策定した子どもの自立支援計画に添って、子どもの状態や背景を考慮した計画的な養育を行うこと
- 養育について、児童相談所や里親支援機関に相談を行い、必要に応じ専門的なケアを受けるなど里親が問題を抱え込まないようにする
- 研修を受けることにより、必要な養育技術を身に付け、里親としての資質を向上させる
- 子どもにとって、家庭が暖かい雰囲気、安心できる場になっていること
- 子どもの意見を尊重し、自由に意見を言える雰囲気になっていること
- 体罰や、言葉による暴力、差別的な扱いなどを行わない

## 被措置児童等虐待

- 社会的養護にある子どもたちへのケアを行う者からの虐待について、児童福祉法上明確化したものであり、施設職員に加え、里親についても対象になります。
- 被措置児童等虐待の定義
  - ・身体的虐待 ～ 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
  - ・性的虐待 ～ 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること
  - ・ネグレクト ～ 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による暴力やわいせつ行為、著しい心理的外傷を与える行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること
  - ・心理的虐待 ～ 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 外部へ知らせる仕組みと通告者の不利益取扱の禁止
  - ・被措置児童等虐待を受けた子どもによる都道府県、都道府県児童福祉審議会への届出
  - ・発見した場合の職員等の都道府県、都道府県児童福祉審議会への通告義務、通告した職員等に対する施設による不利益取扱の禁止
- 都道府県の講じるべき措置の明確化
  - ・届出、通告があった施設等に他あいする立入調査、質問、勧告、指導、業務停止等の処分
  - ・子どもの保護等
- 検証・報告等
  - ・被措置児童等虐待に関する検証・調査研究、都道府県による被措置児童等虐待の状況等に関する公表

## 被措置児童等に対する虐待への対応の流れ(イメージ)



\* 各都道府県において担当の主担当となる担当部署を定めておくことが必要

## 被措置児童等虐待ガイドラインのポイント①

○ 本「ガイドライン」は、被措置児童等に対する虐待の防止のための取組を進め、また的確な対応を図るため、都道府県における対応の参考に、作成したものである。

○ 今後、各都道府県においては、本素案を参考としつつ、被措置児童等虐待防止のため適切な体制整備を図るとともに、各都道府県における関係者(児童相談所、施設等、市町村等)と共通認識を作るための取組や対応方針作りを進めることが必要である。

## 被措置児童等虐待ガイドラインのポイント②

### I 被措置児童等虐待の防止に向けた基本的視点

#### ○被措置児童に対する虐待への対応の流れ(イメージ)

1. 被措置児童虐待防止の趣旨
2. 基本的な視点
3. 留意点

### II 被措置児童等虐待に対する対応

1. 被措置児童等虐待とは(定義)
2. 児童虐待防止法との関係
3. 早期発見のための取組と通告・届出に関する体制
4. 初期対応
5. 被措置児童等の状況の把握及び事実確認
6. 被措置児童等に対する支援
7. 施設等への指導等
8. 都道府県児童福祉審議会の体制・対応
9. 被措置児童等虐待の状況の公表
10. 被措置児童等虐待の予防等

### III 参考資料(通告受理票、取組例)

## 事故防止への配慮

- 子どもの死亡原因のうち、不慮の事故による割合が高い。
- 日常的に配慮することで事故を防止することが可能。

	起きやすい事故	事故を防ぐポイント
新 生 児	・誤って上から物を落とす	・寝ている赤ちゃんの上に、物が落ちないようにする
1 歳 まで	・ベッドなどからの転落 ・やけど ・たばこなどの誤飲 ・うつぶせ寝、やわらかい布団等での窒息 ・浴槽、洗濯機等でおぼれる	・ベッドの柵の確認 ・ストーブ等に柵を付ける ・部屋の整頓 ・うつぶせ寝をさせない、堅い寝具にする ・入浴後、浴槽のお湯を抜いておく
1 歳 以 降	・誤飲(薬品、洗剤、化粧品等) ・転落、転倒 ・やけど ・浴槽、水遊びなどでおぼれる ・交通事故	・手が届くところに危険な物を置かない ・ベランダ、窓際の配慮 ・熱いものに触れないよう配慮 ・水遊びする際は、大人が付き添う ・手をつないで歩くなど飛び出しの防止

## ⑧里親会活動

### 研修のポイント

- ↓里親会活動の意義
- ↓全国里親会

講師の例：里親（里親会）

## 里親会活動の意義

- 地域により異なりますが、都道府県や児童相談所単位で、資質向上のための研修、里親の相互交流、情報交換、広報・啓発等を目的とした里親会活動が行われています。
- 里親会活動の具体例
  - ①研修会の開催
  - ②機関誌の発行
  - ③里親制度についての広報・啓発（シンポジウムの開催、啓発リーフレットの作成など）
  - ④交流会の開催（里親サロンなど）
  - ⑤レクレーションの実施（キャンプ、クリスマス会、お餅つき大会など）

# 全国里親会

- 全国里親会とは、児童福祉法の精神にのっとり、里親に委託されている児童及び里親に委託することが適当と思われる児童の福祉の増進を図るため、里親制度に関する調査研究、里親希望者の開発、里親及び里親に委託されている児童の相談指導等を行い、もって里親制度の普及発展に寄与することを目的として設立された財団法人です。
- 全国里親会の活動内容
  - ・里親制度に関する調査研究
  - ・里親の育成及び里親制度の普及啓発  
～全国里親大会の開催、全国八地区別里親研修会の開催、里親促進事業の実施
  - ・里親相互の連絡協調  
～機関誌「里親だより」の発行
  - ・関係機関団体との連絡調整  
～全国社会福祉協議会や児童の福祉に関する活動をしているNPO法人との情報交換、交流
  - ・里親に委託されている児童等の相談指導  
～全国里子会への支援
  - ・その他法人の目的を達成するために必要な事業  
～里親賠償責任保険の実施

## ⑨先輩里親の体験談・グループ討議

### 研修のポイント

#### ✦グループディスカッションの流れ(例)

講師の例：児童相談所職員、里親支援機関職員  
里親

# グループディスカッションの流れ(例)

- ① 主催者(事務局又はコーディネーター)より研修の目的と流れについて説明します。
- ② 先輩里親の体験談(委託前後に苦慮したこと等について)
- ③ グループディスカッション
  - ※ 参加者の人数により、話しやすい人数にグループ分けを行います。
  - ※ 事務局スタッフ、里親、児童相談所職員、里親支援機関職員等がグループでの進行を行います。
  - 1)参加者自己紹介(里親志望動機、どんな里親になりたいか等も含めて)
  - 2)参加者から先輩里親への質問(体験談について)
    - ・体験談や委託前後によくみられる状況について、ディスカッション
    - ※例:「受託の決断について」  
「交流の際の留意点」  
「里子を迎えるにあたって家族で相談しておくこと」  
「里子を迎えるにあたって準備しておくこと」  
など
- ④ まとめ
  - 主催者(事務局又はコーディネーター)よりディスカッションで話し合われた内容について要約し、里親に必要な知識やノウハウについてのポイントを説明します。

## ⑩実習

### 研修のポイント

#### ✦実習の内容(実習プログラム)

講師の例:児童福祉施設職員

# 実習の内容

## ■ 実習プログラム(例)

### ● 1日目

9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時
① 研修の流れ 要保護児童 の状況 里親に期待 すること (施設長)	② 入所児童の 状況 委託の流れ 委託後の施 設との連携 (家庭支援 専門員)	③ 子どもとの関 わりにおける 留意点 (児童指導員、 保育士、心理 士)	昼食	④ 食育につい て (栄養士)	実習 (できるだけ子どもとふれあう) ・おやつ ・入浴(乳児院) ・宿題 ・遊び ・夕食				

### ● 2日目

9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時
実習 (できるだけ子どもとふれあう) ・入浴(乳児院) ・宿題 ・遊び ・昼食 ・おやつ								⑤実習のまとめ Q&A	

※児童養護施設や情緒障害児短期治療施設の場合は、2日目は土曜、休日、祝日に行くなど  
実習を効率的に実施できるように工夫する

## 登録更新研修

- |                     |            |
|---------------------|------------|
| ①社会情勢、改正法など         | (児童福祉制度論)  |
| ②子どもの発達と心理・行動上の理解など | (発達心理学)    |
| ③養育上の課題に対応する研修      | (里親養育援助技術) |
| ④意見交換               | (里親養育演習)   |

## ①社会情勢、改正法など

### 研修のポイント

- ↓子どもをとりまく最新情勢
- ↓児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正

講師の例：児童相談所職員、里親支援機関職員

## ②子どもの発達と心理・行動上の理解など

### 研修のポイント

- ↓子どもの心理や行動についての理解（講義・演習）

講師の例：児童相談所職員、里親支援機関職員  
児童精神科医、臨床心理士

## ③養育上の課題に関する研修

### 研修のポイント

- ✦受講者のニーズを考慮した養育上の課題や対応上の留意点についての講義・演習

講師の例: 児童相談所職員、里親支援機関職員  
里親、児童精神科医、臨床心理士

## ④意見交換

### 研修のポイント

- ✦受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換

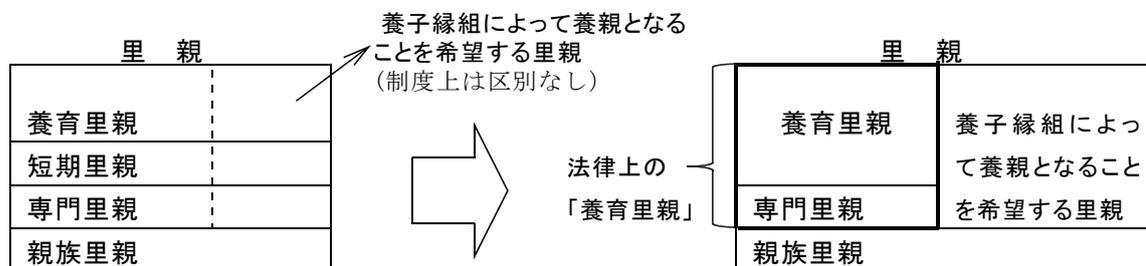
講師の例: 児童相談所職員、里親支援機関職員  
里親

### (3) 里親制度の拡充・見直しに関するQ&A

#### 1. 里親の分類・要件等

Q 1 今回の見直しにより里親の種類はどのように変わるのか。

A 従来の里親について、養子縁組によって養親となることを希望する里親と養育里親を区別し、さらに養育里親については、養育里親と専門里親に区分する。また、従来の短期里親は養育里親の中に含まれるものとする。したがって、里親の種類は、養子縁組を前提としない養育里親・専門里親・従来の短期里親をあわせた「養育里親」、さらに「養子縁組によって養親となることを希望する里親」、「親族里親」となる。



Q 2 養育里親と養子縁組によって養親となることを希望する里親を分け、養育里親に研修を義務付けたのはどのような理由からか。

A 従来の里親制度については、

- ・「社会的養護として子どもを養育する里親」と「養子縁組を前提とした里親」が制度上区別されておらず、里親＝養子縁組であるという誤解も存在すること
- ・養育里親の研修に関する基準がなく、自治体間でばらつきが大きいなどその改善・充実を図る必要があること

などの指摘を受けていたところ。

このため、今般の見直しにより養育里親と養子縁組によって養親となることを希望する里親を区別し、養育里親について研修を義務付けたものである。

Q 3 短期里親は廃止となるのか。

A 従来の短期里親については、省令上、区別をなくすが、養育里親として認定・登録していただき、短期間の委託を希望する養育里親については、名簿等にその旨を記載する等により把握し、委託の際には短期間の委託をすることにより弾力的に対応していただきたい。

Q 4 職業指導里親は廃止となるのか。里親が職業指導を行うことは禁止されるのか。

A 従来の職業指導里親は、実績等を勘案し、廃止することとした。しかしながら里親が就労へ向けた心構え等について支援を行うことは、子どもの自立支援の一つとして重要なことであり、児童相談所において策定する自立支援計画の中に盛り込み、計画的かつ適切に実施されるよう留意していただきたい。

Q 5 養育里親から養子縁組を希望する里親に移行する場合、どの時点から移行した（手当額なし）とすればよいか。

A 単に里親が養子縁組を希望しているという時点ではなく、養子縁組に関し、委託されている子どもの実親の同意が得られた等により、具体的に養子縁組に向けた手続き等を開始する時点とする。

Q 6 養育里親が委託児童に対し、数年経過してから養子縁組を希望することは可能か。

A 子どもや実親の状況により、必ずしも委託当初に養子縁組の方向が確定しないケースもあることから、養育里親に委託されている子どもや里親の意識の変化等により、途中から養子縁組を希望することは可能である。その場合は里親からその旨を都道府県に申し出る旨、周知していただきたい。

Q 7 専門里親の委託対象に障害のある子どもが加えられたが、少しでも障害があれば、専門里親に委託しなければならないのか。

A 専門里親については、従来の「児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童」、「非行等の問題を有する児童」と同様に、「身体障害、知的障害又は精神障害がある児童」について、詳細に基準を示しているものではない。

障害の程度のみで一律に判断するのではなく、子どもの生活能力や、専門里親を含め各里親が持つ養育技術や特徴等を踏まえ、都道府県（児童相談所）において適切に判断の上、委託先を決定していただきたい。

## 2. 里親の要件、欠格事由について

Q 8 里親の年齢要件はあるのか。

A 里親が持つ養育技術や特徴等は様々であることから、国において里親の認定・登録に際し、一律に年齢により制限をかけることはない。なお、年齢要件を規定

している都道府県もあると聞いており、適切な養育が実施できるよう、各都道府県において適切に判断していただきたい。

Q 9 養育里親の欠格事由に「本人又はその同居人が成年被後見人又は被補佐人」とあるが、同居する里親の両親が成年被後見人又は被補佐人となった場合には、子どもを委託中であっても里親登録を直ちに抹消しなければならないのか。

A 当該欠格事由の規定は、子どもの福祉の観点から、養育里親が委託されている子どもの養育にできる限り専念できることを想定しているものである。したがって、受託中の場合については、子どもの福祉に鑑み、経過的に委託を継続することが子どもにとって最善の利益であると考えられる場合には、弾力的な対応をとることが望ましい。

Q 10 犯罪歴等についてどのような方法で確認するのか。

A 欠格事由等の確認については、本人に欠格事由に該当していない旨を申し出る書類の提出等を依頼する等により適宜確認することとし、犯罪歴については必要に応じて市町村の身分証明を本人に提出してもらう等により確認していただきたい。

### 3. 養育里親研修について

Q 11 養育里親研修は夫婦で受講しなければいけないのか。

A 養育里親研修を受講した者が養育里親として登録される。子どもへの支援の観点から、夫婦で受けることが望ましいが、研修を受けていなければ同居人として取り扱われる。  
したがって、必ずしも夫婦で受講しなければならないものではない。

Q 12 養子縁組を希望する里親や親族里親についても認定前研修は必要ではないか。

A 今般の里親制度の見直しにおいては、養子縁組によって養親となることを希望する里親及び親族里親の研修について義務化はしていないが、これらの里親についても必要に応じて、養育里親研修を活用する等により、研修を受講していただいて差し支えない。

Q 13 研修を免除する規定に、「里親登録されており、過去2年間に養育経験のある者」とあるが、短期委託やレスパイトケアの委託経験であっても養育経験と見なしてよいのか。

A 短期委託やレスパイトケア等の委託経験については、一律に回数を定めるものではないが、実習を免除するに十分な養育経験を有しているか否かという観点で判断していただきたい。

Q 14 研修を免除する規定に、「現に里親登録されており、委託児童を養育中の里親」とあるが、いつの時点での養育としているのか。

A 施行日（平成21年4月1日）現在をいう。

Q 15 養育里親の更新研修は子どもが委託されていれば、研修の全部を免除できるのか。

A 更新研修については、養育実習の免除は可能であるが、制度の変化や、子どもの養育に関する新たな知識等の修得が必要となることから、講義を含めた全部を免除できるものではない。

Q 16 県において独自に研修の科目や日程の追加等を行ってもよいのか。

A 今般の見直しにより義務付けられた研修以外の研修についても、自治体の判断で必要に応じて研修科目や日数の追加等を行っていただいて差し支えない。

Q 17 通知にある養育実習の対象施設として児童相談所があるが、一時保護所の実習ということでよいのか。

A 一時保護所において行う養育実習である。

Q 18 研修日程や実習について、「概ね〇日間」とは、1日何時間ぐらいを指しているのか。

A 詳細な規定はないが、告示において規定した内容を踏まえ、これまで当省が告示した各研修の「カリキュラム案～例」を参考に実施していただきたい。

#### 4. 里親手当について

Q 19 養子縁組によって養親となることを希望する里親に対する手当額を廃止することは、養子制度、家庭的養護の推進に反するものではないか（養子縁組を軽視するものではないか）。

A 今回の見直しによって、手当の支給については、私法上の養親となる者と養子となる者との相性を見極める期間であること等を考慮し、見直しを行うが、

- ・要保護児童の委託先として生活費、教育費等の費用は従前同様支給されること
- ・里親支援機関等により里親支援の対象として、相談・援助等の支援を受けることを可能とすること

としたところであり、社会的養護におけるその位置付けが後退するものではない。

Q 20 養育里親が委託児童に対し数年経過してから養子縁組を希望した場合、里親手当の返還は生じるか。

A 具体的に養子縁組に向けた手続き等始める時点から、里親手当は支給されなくなるものであり、それ以前についての里親手当の返還は生じない。（Q 5 参照）

Q 21 短期間の里親委託又は月途中の委託解除でも手当額は満額支給（1人目であれば月額 72,000 円）となるのか。

A お見込みの通り。

Q 22 養育里親対象児童と専門里親対象児童を同時に受託した場合の手当額の考え方は？

A 同時に受託している場合であっても、養育里親対象児童として1人目は 72,000 円、専門里親対象児童として1人目は 123,000 円となる。

例① 養育里親対象児童 1 人（72,000 円）＋専門里親対象児童 1 人（123,000 円）  
＝ 195,000 円

例② 養育里親対象児童 2 人（72,000 円＋ 36,000 円）＋専門里親対象児童 1 人（123,000 円）＝ 231,000 円

例③ 養育里親対象児童 1 人（72,000 円）＋専門里親対象児童 2 人（123,000 円＋ 87,000 円）＝ 282,000 円

Q 23 受託中の里親が施行日までに認定前研修を受講できない場合、新しい手当額にはならないのか。

A 施行日（平成 21 年 4 月 1 日）までに研修を受講できない場合、制度上は平成 22 年 3 月 31 日まで養育里親とみなされることとなるが、手当については研修を受講するまでの期間は旧里親手当額となる。なお、養育里親とみなされている平成 22 年 3 月 31 日までに何の手続きも行わない場合、里親登録は取り消されることとなる。

## (4) 養育里親研修における養育実習の受入の協力について (各施設団体宛依頼)

雇児福発第 1212001 号

平成20年12月12日

全国児童養護施設協議会会長

中田 浩 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

家庭福祉課長

### 養育里親研修における養育実習受入の協力について (依頼)

児童家庭福祉行政の推進につきましては、日頃よりご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、先般、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が第170回国会において成立し、一部の規定を除き平成21年4月1日より施行されることとなりました。

この児童福祉法改正により里親制度が見直されることとなり、養育里親については都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が行う研修を修了したことを登録の要件とすることとなりました。同研修の内容については、厚生労働省告示を定め、講義・演習のほか、施設における養育実習を科目とすることを予定しております。

厚生労働省といたしましては、虐待を受けた子どもなど家庭養育が必要な子どもを受け入れる養育里親について、基礎的知識や技術の修得等、その資質の向上を図るために施設現場で養育実習を実施することは、極めて重要であると考えております。

つきましては、都道府県が行う養育里親研修の、施設における養育実習の受入について、貴団体会員施設のご協力をいただきたく、よろしくご配慮をお願い申し上げます。あわせて、各都道府県団体及び会員施設に対して本旨を周知いただきますよう、お願い申し上げます。

雇児福発第 1212001 号

平成20年12月12日

全国乳児福祉協議会会長

長井 晶子 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

家庭福祉課長

養育里親研修における養育実習受入の協力について（依頼）

児童家庭福祉行政の推進につきましては、日頃よりご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、先般、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が第170回国会において成立し、一部の規定を除き平成21年4月1日より施行されることとなりました。

この児童福祉法改正により里親制度が見直されることとなり、養育里親については都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が行う研修を修了したことを登録の要件とすることとなりました。同研修の内容については、厚生労働省告示を定め、講義・演習のほか、施設における養育実習を科目とすることを予定しております。

厚生労働省といたしましては、虐待を受けた子どもなど家庭養育が必要な子どもを受け入れる養育里親について、基礎的知識や技術の修得等、その資質の向上を図るために施設現場で養育実習を実施することは、極めて重要であると考えております。

つきましては、都道府県が行う養育里親研修の、施設における養育実習の受入について、貴団体会員施設のご協力をいただきたく、よろしくご配慮をお願い申し上げます。あわせて、各都道府県団体及び会員施設に対して本旨を周知いただきますよう、お願い申し上げます。

雇児福発第 1212001 号

平成20年12月12日

全国児童自立支援施設協議会会長

西田 達朗 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

家庭福祉課長

養育里親研修における養育実習受入の協力について（依頼）

児童家庭福祉行政の推進につきましては、日頃よりご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、先般、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が第170回国会において成立し、一部の規定を除き平成21年4月1日より施行されることとなりました。

この児童福祉法改正により里親制度が見直されることとなり、養育里親については都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が行う研修を修了したことを登録の要件とすることとなりました。同研修の内容については、厚生労働省告示を定め、講義・演習のほか、施設における養育実習を科目とすることを予定しております。

厚生労働省といたしましては、虐待を受けた子どもなど家庭養育が必要な子どもを受け入れる養育里親について、基礎的知識や技術の修得等、その資質の向上を図るために施設現場で養育実習を実施することは、極めて重要であると考えております。

つきましては、都道府県が行う養育里親研修の、施設における養育実習の受入について、貴団体会員施設のご協力をいただきたく、よろしくご配慮をお願い申し上げます。あわせて、各都道府県団体及び会員施設に対して本旨を周知いただきますよう、お願い申し上げます。

雇児福発第 1212001 号

平成20年12月12日

全国情緒障害児短期治療施設協議会会長

細江 逸雄 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

家庭福祉課長

養育里親研修における養育実習受入の協力について（依頼）

児童家庭福祉行政の推進につきましては、日頃よりご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、先般、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が第170回国会において成立し、一部の規定を除き平成21年4月1日より施行されることとなりました。

この児童福祉法改正により里親制度が見直されることとなり、養育里親については都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が行う研修を修了したことを登録の要件とすることとなりました。同研修の内容については、厚生労働省告示を定め、講義・演習のほか、施設における養育実習を科目とすることを予定しております。

厚生労働省といたしましては、虐待を受けた子どもなど家庭養育が必要な子どもを受け入れる養育里親について、基礎的知識や技術の修得等、その資質の向上を図るために施設現場で養育実習を実施することは、極めて重要であると考えております。

つきましては、都道府県が行う養育里親研修の、施設における養育実習の受入について、貴団体会員施設のご協力をいただきたく、よろしくご配慮をお願い申し上げます。あわせて、各都道府県団体及び会員施設に対して本旨を周知いただきますよう、お願い申し上げます。

## ○ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）及び児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の単価の考え方について

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）及び児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の単価の詳細については、後日交付要綱にてお示しする予定であるが、単価の中に含まれているものについては次のとおりである。

### 1. 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

施設と同様に事務費、事業費と分けて支弁することとし、その内訳は次のとおりである。

#### (1) 事務費

常勤職員 1 名、非常勤職員 2 名の人件費、その他旅費、庁費、職員研修費、補修費等の管理費

概ね、児童一人当たり月額約15万円程度（地域により異なる）

#### (2) 事業費

一般生活費、教育費、医療費等里親と同様の単価

### 2. 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）

施設と同様に事務費、事業費と分けて支弁することとし、その内訳は次のとおりである。

#### (1) 事務費

常勤職員 2 名、非常勤職員 1 名の人件費、その他旅費、庁費、職員研修費、補修費等の管理費

概ね、児童一人当たり月額約19万円程度（地域により異なる）

#### (2) 事業費

一般生活費（概ね 1 万円程度）のみ

○ 被措置児童等虐待について

(1) 被措置児童等虐待対応ガイドライン(案)  
～都道府県・児童相談所設置市向け～

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

## 目次

I	被措置児童等虐待の防止に向けた基本的視点	
1.	被措置児童等虐待防止対策の制度化の趣旨	1
2.	基本的な視点	3
1)	虐待を予防するための取組	
2)	被措置児童等が意思を表明できる仕組み	
3)	施設における組織運営体制の整備	
4)	発生予防から虐待を受けた児童の保護、安定した生活の確保までの継続した支援	
3.	留意点	6
1)	被措置児童等の安全確保のための優先・迅速な対応	
2)	都道府県の組織的な対応・関係機関との連携	
II	被措置児童等虐待に対する対応	
1.	被措置児童等虐待とは	8
2.	児童虐待防止法との関係	10
3.	被措置児童等虐待対応の流れ（イメージ）	12
4.	早期発見のための取組と通告・届出に関する体制	13
1)	通告等受理機関及び通告等への対応を行う機関	
2)	被措置児童等虐待に関する窓口の周知	
3)	早期発見のための体制整備	
4)	都道府県児童福祉審議会の体制整備	
5.	初期対応	15
1)	相談・通告・届出への対応	
ア	情報の集約・管理の仕組みの整備	
イ	通告等の受理時に確認する事項等	
ウ	守秘義務及び個人情報保護との関係並びに通告による不利益取扱いの禁止等について	
2)	通告等受理機関及び届出受理機関から都道府県（担当部署）への通知	
3)	通告等を受理した後の都道府県（担当部署）等の対応	

4) 措置等を行った都道府県と被措置児童等の所在地の都道府県が異なる等の場合		
6. 被措置児童等の状況の把握及び事実確認	.....	2 2
7. 被措置児童等に対する支援	.....	2 3
8. 施設等への指導等	.....	2 4
9. 都道府県児童福祉審議会の体制・対応	.....	2 9
1) 都道府県（担当部署）による都道府県児童福祉審議会への報告		
2) 都道府県児童福祉審議会による意見、調査等		
3) 都道府県児童福祉審議会の体制		
10. 被措置児童等虐待の状況の定期的な公表	.....	3 2
11. 被措置児童等虐待の予防等	.....	3 2
1) 風通しのよい組織運営		
2) 開かれた組織運営		
3) 職員の研修、資質の向上		
4) 子どもの意見をくみ上げる仕組み等		
III 参考資料		
・被措置児童等虐待通告等受理票（例）	.....	3 5

## I 被措置児童等虐待の防止に向けた基本的視点

### 1. 被措置児童等虐待防止対策の制度化の趣旨

(はじめに)

「児童の権利宣言」(1959年)においては、児童は、「健康に発育し、かつ、成長する権利」及び「適切な栄養、住居、レクリエーション及び医療を与えられる権利」を有することとされており、全ての子どもについて、これらの権利が守られる必要があります。また、「児童の権利に関する条約」においても、「児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的な虐待を含む。)からその児童を保護する」ことが規定されています。

何らかの事情により家庭での養育が受けられなくなった子ども等被措置児童等についても、これらの権利が守られる必要があります。施設等※は、子どもたちが信頼できる大人や仲間の中で安心して生活を送ることができる場でなければなりません。

しかし、子どもが信頼を寄せるべき立場の施設職員等が入所中の子どもに対して虐待を行うということが起きており、こうしたことは子どもの人権を侵害するものであり、絶対にあってはならないことです。このため、今般、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)により被措置児童等虐待の防止のための枠組みが規定されました(平成21年4月施行)。今後はこの枠組みに基づき取組を進めることとなります。

被措置児童等虐待防止の対策を講じるに当たっては、子どもの権利擁護という観点から、子どもたちが安心して生活を送り、適切な支援を受けながら、自立を支えるために環境を整えるとの観点を持って、取組を進めることが必要です。

このガイドラインは、「被措置児童等虐待」に着目した、都道府県・政令市・児童相談所設置市(以下単に「都道府県」とする。)が準拠すべきガイドラインとして作成したものです。各都道府県においては、このガイドラインを参考とし、都道府県内の関係者と連携して幅広く被措置児童等のための適切な支援策を推進することが求められます。

今般の制度化は、防止に向けた「枠組」を規定したものです。今後、国や都道府県の行政や施設等の関係者が協働して具体的な取組・事例を積み重ね、子どもの権利擁護を促進するための取組について、関係者間で共通認識を図りながら、対策を実効性のあるものとしていくことが必要であることを申し添えます。

※施設等～小規模住居型児童養育事業者、里親、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等(知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設を総称する。以下同じ)、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、指定医療機関、一時保護所

(経緯)

施設等における被措置児童等虐待に関しては、平成19年5月にとりまとめられた「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会中間とりまとめ」において、「昨今、相次いで施設職員による虐待事件が起こっているが、子どもの抱える課題の複雑さに対応できていない職員の質や教育に問題があったこと、施設におけるケアを外部から評価・検証する仕組みがなく施設運営が不透明になっていること等がその要因として指摘されています。関係者にはこのような問題が二度と起こらないようにするための真摯な努力が求められることはもちろんであるが、さらに、このような課題を解決するため、制度的な対応も視野に入れて検討する必要がある」ことが指摘され、平成19年6月に公布された「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成19年法律第73号）」においても、「政府は、児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、・・・児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の質的向上に係る方策・・・その他必要な事項について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」ことが附則で規定されて、政府における検討事項とされました。

さらに、平成19年11月にとりまとめられた社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書においては、「社会的養護の下にいる子どもたちは、措置によりその生活が決定されること等を踏まえ、また、近年起こっている施設内虐待等を予防するとともに、これに対応するため、下記のような施策を講じることにより、子どもの権利擁護の強化、ケアの質の確保を図る必要がある。」ことが指摘されました。

これらを受け、政府では、今回の児童福祉法等の一部を改正する法律案に被措置児童等虐待の防止に関する事項を盛り込み、被措置児童等の権利擁護を図るため、適切な対応のための仕組みを整備することとしました。

(主な内容)

今回の制度化では、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）が対応していない施設職員等による虐待に対応することをはじめとして、社会的養護に関する質を確保し、子どもの権利擁護を図るという観点から、下記のような事項が規定されています。

- ・ 被措置児童等虐待の定義
- ・ 被措置児童等虐待に関する通告等
- ・ 通告を受けた場合に都道府県等が講ずべき措置
- ・ 被措置児童等の権利擁護に関して都道府県児童福祉審議会の関与

そもそも、保護を要する子どもたちの権利擁護を図るということは、当然、施設等の役割に含まれているものでありますが、今般の改正では、「施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。」ことが改めて明確に規定されています（児童福祉法第33条の11）。

さらには、事業者や施設の設置者、里親は、児童、事業を利用する者及び施設に入所する者の人格を尊重するとともに、児童福祉法又は同法に基づく命令を遵守し、忠

実に職務を遂行しなければならないことが明確に規定されました（児童福祉法第44条の3）。

都道府県においては、このような基本となる考え方を踏まえ、子どもの福祉を守るという観点から、被措置児童等の権利が侵害されている場合や生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなどの場合には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境を確保する必要があります。また、不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設を監督する立場から、児童福祉法に基づき適切な対応を採る必要があります。

本ガイドラインは被措置児童等虐待に着目したものであることから、指導監査全般に係る具体的内容には言及していませんが、都道府県における指導監査体制を見直し、各施設等におけるケアの質についても適切に監査を行い、施設等と関係機関がケアの質についての理解・認識を高めながら改善を図ることも重要です。

児童の権利擁護を図り、児童の福祉の増進を進めることが目的であることをすべての関係者がしっかりと認識し、法律事項についてはもちろんのこと、運用面での取組も含め、被措置児童等虐待の発生予防から早期発見、迅速な対応等のための様々な取組が総合的に進められることが重要です。

## 2. 基本的な視点

### 1) 虐待を予防するための取組

被措置児童等の中には、保護者から虐待等を受けて心身に深い痛手を受け、保護された子どももおり、またそのような背景はなくとも、施設職員等から虐待等を受けた場合の心の傷は計り知れないものがあります。したがって被措置児童等虐待への対応で最も重要な課題は、子どもの権利擁護の観点からの被措置児童等虐待を予防するための取組であるといえます。

被措置児童等虐待の予防については、直接的に被措置児童等虐待に対応するという観点だけではなく、被措置児童等に対するケアについて、組織として対応し、常日頃から、複数の関係者が被措置児童等の様子を見守り、コミュニケーションがとれる体制を作ること等、ケアの質の向上や、施設等における適切な体制整備を進めることが被措置児童等虐待の予防へつながることになります。

具体的には、施設等での養育実践において負担が大きいと感じている職員や経験の浅い職員などに対し、施設内でアドバイスすることや、里親に対し、里親支援機関や里親会などが関わること等により、施設職員等が一人で被措置児童等を抱え込まず、複数の関係者や機関が被措置児童等に関わる体制が必要です。

また、被措置児童等からの苦情や要請に対して適切に解決に努めるため、施設においては、苦情解決体制（苦情解決責任者、第三者委員の設置等）を確保するほか、第三者による評価を導入するなどの取組が必要です。

被措置児童等は学校に通ったり、医療機関を利用するなど地域で生活を送っています。このため、在宅の子どもと同じように、学校の関係者、地域福祉の関係者、医療関係者等の関係者が常に連携を取りながらチームとして被措置児童等に関わるようにし、チームの構成員として各々が適切な役割分担をしつつ、なすべきことをなすという認識の下に、対応することが重要です。

また、都道府県や児童相談所、市町村、学校、医療関係者、児童家庭支援センター、里親支援機関・児童委員など被措置児童等と関わる機会が多い関係者が定期的に集まり、被措置児童等の権利擁護や虐待への対応等に関する研修やケーススタディを実施すること、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機会を利用して、被措置児童等虐待の防止や権利擁護に関しても協議する機会を設けることなども必要です。関係者が普段から共通の認識を持ち、具体的な取組が図れるように積極的な取組を進めることが重要です。

#### <被措置児童等虐待予防のための取組例>

- ・ 研修を通じた子どもの権利についての施設職員等の意識向上
- ・ 「子どもの権利ノート」の作成、配布
- ・ 被措置児童等虐待について説明するための「しおり」などの作成、施設に入所等している子どもの保護者や子どもへの説明、配布
- ・ 被措置児童等を対象とした「子どもの権利ノート」を活用することなどによる子どもの権利についての学習会の開催（年齢に応じた理解・周知の反復）
- ・ 「子どもの権利ノート」に関するポスター掲示
- ・ 「子どもの自治会」等の開催を通じた被措置児童等による主体的な取組や、「意見箱」の設置など、子どもの意見を汲み取る仕組みづくり
- ・ 困難事例への対応についてのケースカンファレンスの開催、専門家によるスーパービジョン等施設職員の資質向上のための取り組み
- ・ 児童相談所による定期訪問調査、その際の被措置児童等との面接
- ・ ケアの孤立化・密室化の防止（複数体制の確保）
- ・ 職員のメンタルヘルスに対する配慮
- ・ 法人・施設や団体で定める倫理綱領、行動規範などについて、保護者や子どもに説明する  
など

\* 滋賀県においては、全ての施設に対して、権利擁護委員会が年1回、施設の自己評価に基づいて実地調査を行い、施設職員および子どもと意見交換を行った後、子どもの権利の実態の評価を行うとともに、子どもの権利擁護に向けて必要な助言指導を行う「滋賀県児童養護施設等の子どもの権利擁護事業」が実施されています。

特に被措置児童等の状態の変化などが発見のきっかけとなることから、児童相談所や里親支援機関は平素から被措置児童等の状況を適時に把握することが必要です。

また、被措置児童等と関わる機会が多い関係者が、前述のように普段から共通の認識を持つことが、虐待の防止と早期発見につながります。

その上で、虐待が起こった場合には、早期に事実関係を確認し対応することが、最も重要です。

## 2) 被措置児童等が意思を表明できる仕組み

被措置児童等が安心して生活を送るためには、被措置児童等が自分の置かれた状況をよく理解できるようにするとともに、被措置児童等の意見や意向等も含め、自らの存在が尊重されていると感じられる環境の中で生活を送ることができるようにすることが重要です。

このような子どもの意見や意向に沿った支援を行う際、権利と義務、自由と制約など子どもと大人の間に大きな葛藤が起こるのではないかと、という危惧もありますが、子どもの言い分を適切に受けとめ、子どもと向き合って客観的な視点で、かつ、子どもの最善の利益の視点から援助していくという姿勢が必要です。

具体的には、一時保護した際や、入所措置の際に、子どもの気持ちをよく受けとめつつ、自分（子ども）の置かれた状況を可能な限り説明すること、自立支援計画の策定や見直しの際には、子どもの意向や意見を確認すること、子どもが理解できていない点があれば再度説明すること、「子どもの権利ノート」等の活用により、子どもの発達に応じて、被措置児童等が自らの権利や必要なルールについて理解できるよう学習を進めることなどが重要です。

このほか、都道府県や都道府県児童福祉審議会による電話相談を周知する、「子どもの権利ノート」にはがきを添付するなど、権利侵害があった場合や、子どもの意見と施設職員の意見が異なる場合に被措置児童等が第三者に意見を述べやすい仕組みを整えることが重要です。

さらに、虐待の届出が行われた場合には、届け出た被措置児童等の権利が守られるようにするなど適切な対応を取る必要があります。

このようにして、都道府県、児童相談所、施設、里親等それぞれがケアの質の向上という観点からも、子ども自身の意見や意思を尊重しつつ、支援を進める必要があります。

## 3) 施設における組織運営体制の整備

施設において被措置児童等に適切な支援を行うためには、個別の職員の援助技術が必要です。その上で施設等は、組織として子どもを支援する体制を整えることが重要です。

施設運営そのものについては、施設職員と施設長が意思疎通・意見交換を図りながら方針を定めること、相互理解や信頼関係を築き、チームワークのとれた風通しのよい組織作りを進めること、第三者委員の活用や、第三者評価の積極的な受審・活用など、外部の目を取り入れ、開かれた組織運営としていくことが重要です。

また、職員各々の援助技術の向上のための研修、スーパーバイズやマネージメントの仕組み、職員の意欲を引き出し、活性化するための取組なども進めることが必要です。

このように、組織全体として、活性化され風通しがよく、また地域や外部に開かれた組織とすることによって、より質の高い子どもへの支援を行うことが可能となり、被措置児童等虐待も予防されるものと考えられます。

逆に言えば、組織全体としてこのような体制ができていない施設で被措置児童等虐待が起こった場合には、個々の職員の援助技術や資質の不足等の問題にとどまらないことが想定されます。都道府県においては、子どもの保護や施設に対する指導等を行った後にも、法人・施設の運営や組織体制等の見直し・改善が適切に進み、再発が防止されるよう、法人・施設側からの提案も促しながら継続して指導を行っていく必要があります。

被措置児童等虐待については、問題を個々の子どもに対する個々の職員の援助技術の不足等の問題と決めてかからずに、組織運営とその体制に関し、必要な検証を行い、改善を図ることが重要です。

#### 4) 発生予防から虐待を受けた児童の保護、安定した生活の確保までの継続した支援

被措置児童等虐待への対応における基本的な目標は、被措置児童等を心身に有害な影響を及ぼす行為から守り、被措置児童等が安全で安心な環境の中で、適切な支援を受けながら生活を送ることができるようにすることです。

被措置児童等虐待の発生予防から始まり、虐待の早期発見、虐待発見後の適切な保護、さらに保護後も被措置児童等が安心して生活できるようになるまでの継続した支援が必要です。

特に、施設など複数の子どもが生活を送る場で被措置児童等虐待が発見された場合には、被害を受けた被措置児童等のほかにも、当該施設等で生活を送っている他の被措置児童等に対しても適切な経過説明ときめ細やかなケアを実施することが必要です。

個々の被措置児童等のケアの具体的な方針については、基本的に児童相談所が責任主体となります。施設運営そのものの見直し、改善等については、都道府県（担当部署）が責任主体となって、児童相談所と連携して対応することが求められます。その場合、外部の専門家や都道府県児童福祉審議会の委員等からの協力を得ながら、法人や施設等が主体的に行う改善に向けた取組に対し、継続して支援を行うという姿勢が必要です。

### 3. 留意点

#### 1) 被措置児童等の安全確保のための優先・迅速な対応

被措置児童等虐待については、在宅の児童虐待と同様、被措置児童等の生命に関わるような緊急的な事態が生じる可能性もあり、そのような状況下での対応は一刻を争うものとなります。

虐待の発生から時間が経過するにしたがって虐待の内容が深刻化することや当該児童に与える影響が大きくなることも予想されるため、通告や届出がなされた場合には、都道府県における迅速な対応が必要です。

このような事態に対応できるよう、夜間や休日においても、在宅の児童虐待に関する夜間・休日通告受理体制を活用するなど、被措置児童等虐待に係る相談や通告・届出に対応できる仕組みを整え（緊急的な一時保護体制も含め）、関係者や住民などに十分周知する必要があります。

## 2) 都道府県の組織的な対応・関係機関との連携

被措置児童等虐待については、都道府県（担当部署）においては、担当者が1人で対応するのではなく、組織的な対応を行うことが必要であり、相談、通告や届出（情報提供、連絡も含む）があった場合にはどのような体制で事実確認等を行うかについてあらかじめルールを定めておき、組織内で認識を共通にしておく必要があります。

また、被措置児童等虐待への対応については、都道府県（担当部署）はその内容を速やかに都道府県児童福祉審議会へ報告することとされていることから（児童福祉法第33条の15第2項）、報告の内容、緊急の際の報告体制等のルールをあらかじめ定め、的確な対応が取れるようにする必要があります。

実際に虐待が起こってからではなく、あらかじめよく情報を共有することにより、実際に被措置児童等虐待が起こった場合において迅速に対応することができるようになるものと考えられます。

被害を受けた被措置児童等はもちろんのこと、同じ施設に入所するほかの被措置児童等についても適切な支援を行うことができるような体制を組むこと、施設運営等の見直しに関し、施設に都道府県児童福祉審議会等の専門家を加えた検証・改善委員会の設置を促すことなど組織全体に関わる対応が必要となる場合も想定されるため、関係者が連携しながら取り組むことが求められます。

都道府県（担当部署）においては、関係機関とも連携し、実践事例の収集や蓄積、研修などの取組を通じて被措置児童等虐待に対する認識の共通化を図るとともに、都道府県内における関係機関の連携及び体制についてあらかじめルールを定めておくことなどが重要です。

<被措置児童等虐待、事故などに関するマニュアル等を作成し、関係機関の間で認識の共有等を進めている自治体の取組例等>

- ・ 事件、事故      ～埼玉県「児童養護施設危機管理マニュアル」
- ・ 被措置児童虐待   ～大阪府「児童福祉施設における人権侵害等対応マニュアル」

## II 被措置児童等虐待に対する対応

### 1. 被措置児童等虐待とは

児童福祉法の改正により規定された被措置児童等虐待の防止等（児童福祉法第2章第6節）における「施設職員等」、「被措置児童等」の範囲は以下のとおりです。「施設職員等」については、児童福祉法第27条第1項第3号又は第2項の規定に規定される事業者・里親・入所施設・医療機関・一時保護施設で業務に従事する者（同居人も含む。）が対象となります。

- 「施設職員等」とは、以下の①～⑤をいいます。
  - ①小規模住居型児童養育事業に従事する者
  - ②里親若しくはその同居人
  - ③乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等<sup>1</sup>、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者
  - ④指定医療機関の管理者その他の従業者
  - ⑤児童福祉法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者
- 被措置児童等とは、以下の①又は②をいいます。
  - ①以下の者に委託され、又は以下の施設に入所する児童
    - ・小規模住居型児童養育事業者
    - ・里親
    - ・乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等<sup>1</sup>、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設
    - ・指定医療機関

※なお、自立生活援助事業（自立援助ホーム）や母子生活支援施設については、法律上は対象事業者・施設には含まれていませんが、対象事業者・施設の対応に準じ、今回の制度化の考え方を踏まえた対応をするものとします。

- ②以下の施設等に保護（委託）された児童
  - ・児童福祉法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設
  - ・第33条第1項又は第2項の規定により一時保護委託を受けた者

---

<sup>1</sup>知的障害児施設等とは、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設の総称。

○ 被措置児童等虐待とは、施設職員等が被措置児童等に行う次の行為をいいます。

- ① 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- ④ 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

① 身体的虐待

- ・ 打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭部外傷、たばこによる火傷など外見的に明らかかな傷害を生じさせる行為を指すとともに、首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、冬戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為を指します。

② 性的虐待

- ・ 被措置児童等への性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行うなど
- ・ 性器や性交を見せる
- ・ ポルノグラフィの被写体などを強要する又はポルノグラフィ等を見せるなどの行為を指します。

③ ネグレクト

- ・ 適切な食事を与えない、下着など長時間ひどく不潔なままにする、適切に入浴をさせない、極端に不潔な環境の中で生活をさせるなど
  - ・ 同居人や生活を共にする他の被措置児童等による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する
  - ・ 泣き続ける乳幼児に長時間関わらず放置する
  - ・ 視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらずに授乳や食事介助を行う
- などの行為を指します。

④ 心理的虐待

- ・ ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど
- ・ 被措置児童等を見下したり、拒否的な態度を示すなど
- ・ 被措置児童等の心を傷つけることを繰り返し言う
- ・ 被措置児童等の自尊心を傷つけるような言動を行うなど
- ・ 他の被措置児童等とは著しく差別的な扱いをする
- ・ 適正な手続き（強制的措置）をすることなく子どもを特定の場所に閉じ込め隔

離する

- ・他の児童と接触させないなどの孤立的な扱いを行う
- ・感情のままに、大声で指示したり、叱責したりするなどの行為を指します。

## 2. 児童虐待防止法との関係

児童虐待防止法においては、保護者がその監護する児童に対し、その身体に外傷を生じるおそれのある暴行やわいせつな行為、ネグレクト、著しい心理的外傷を与える行為等を行うことを「児童虐待」として定義しています。

ここで言う「保護者」とは、親権を行う者のほか、児童を現に監護する者とされており、児童が施設に入所している場合又は里親に委託された場合には、当該施設の長又は里親は一定の監護権を有し、かつ、現に監護していることから、保護者に該当するものです。

一方、施設職員として養護に従事する者については、施設長の指揮命令に従い、一定の業務に従事していることから、保護者には該当するものではありません。

したがって、

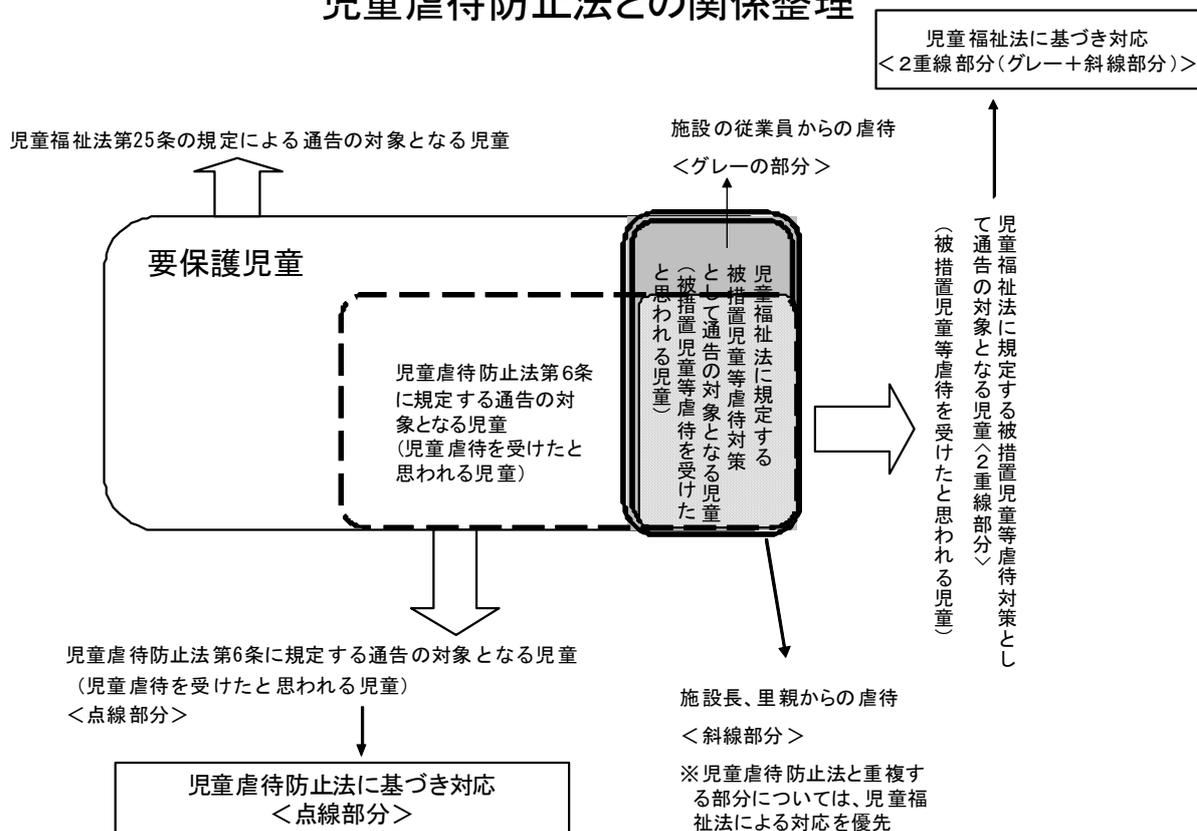
- ① 施設職員が行う虐待については、児童虐待防止法に規定する児童虐待の対象ではありませんが、今回新たに被措置児童等虐待の対象に該当することになります。
- ② 里親や施設長については、児童を現に監護する者として、児童虐待防止法に規定する「保護者」となることから、これらの者が行う虐待については、児童虐待防止法に規定する児童虐待であるとともに、今回、さらに被措置児童等虐待に該当することになります。

児童虐待防止法及び児童福祉法の双方が適用される里親や施設長による虐待については、行政が措置した児童について措置や委託中もその養育の質の向上と権利擁護を図るという観点から、措置を行う根拠法である児童福祉法において被措置児童等虐待の対策を講じるという今回の改正の趣旨を踏まえ、第一義的には、児童福祉法に基づく措置を優先して講じることとします。

ただし、万が一、「保護者」に該当する里親や施設長が虐待を行い、児童福祉法に基づく事業規制等による対応を行っても、十分に対応できないような事態が起こった場合は、さらに児童虐待防止法に基づく臨検・搜索等の対応も行うことが可能です。

なお、児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待であっても、被措置児童等虐待のいずれかに該当すると考えられるケースについては、児童福祉法に基づく被措置児童等虐待として通告すれば、別途児童虐待防止法第6条第1項の規定に基づく通告をすることを要しないものとされています。(児童福祉法第33条の12第2項)

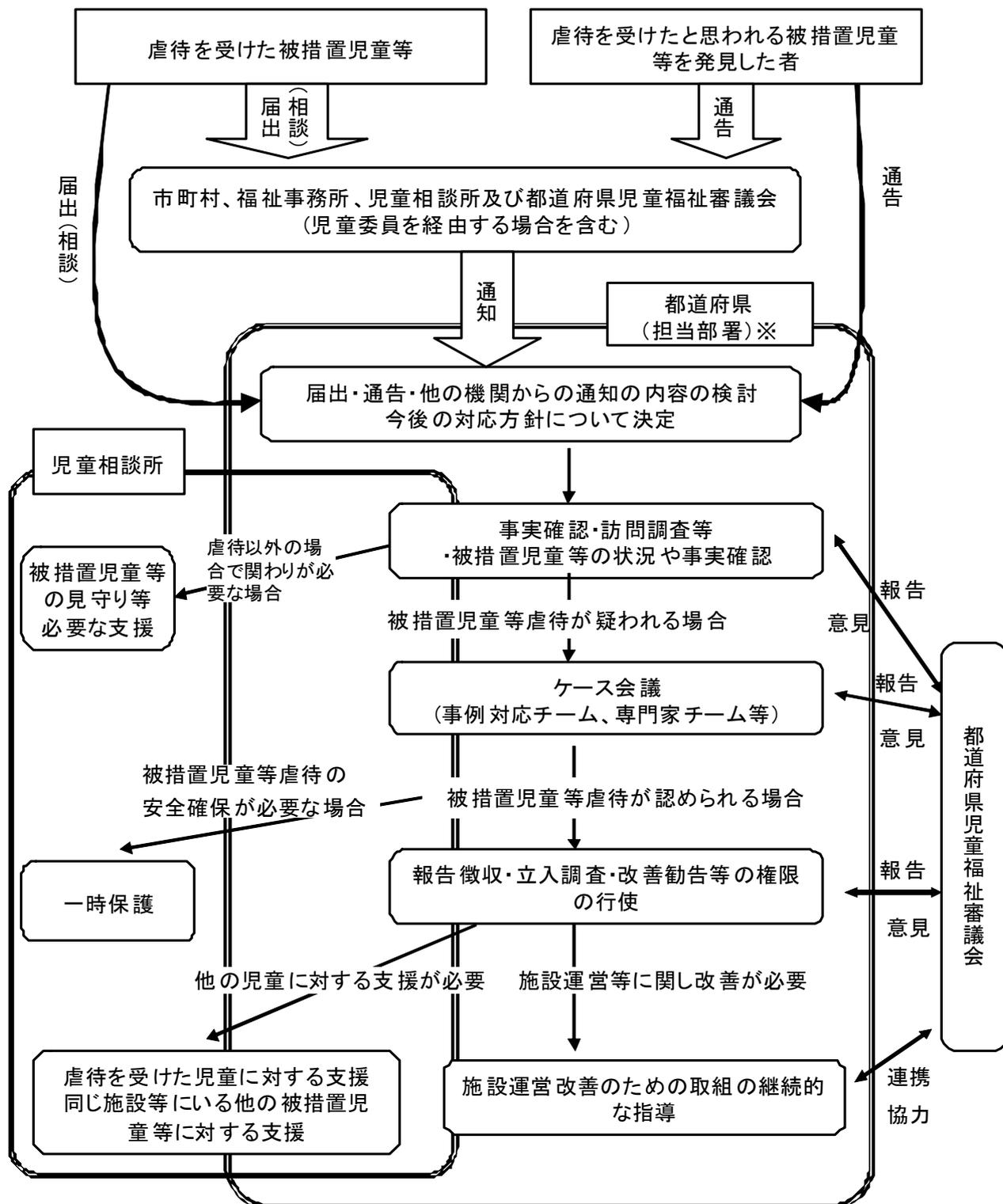
## 児童虐待防止法との関係整理



### 3 被措置児童等虐待対応の流れ（イメージ）

以下4.～9.に記載する対応等に関する全体の流れのイメージは以下の通りとなります。

#### 被措置児童虐待対応の流れ（イメージ）



※ 各都道府県において担当の主担当となる担当部署を定めておく必要があります。

#### 4. 早期発見のための取組と通告・届出に関する体制

被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者については、通告義務が課せられており、発見した者は速やかに、1)の①の通告受理機関へ通告しなければならないこととされています。発見者が施設職員等の場合であっても同じです。このうち「都道府県の設置する福祉事務所」及び「市町村」（政令市及び児童相談所設置市を除く。以下同じ。）は、都道府県（担当部署）に通知します。「都道府県（担当部署）」、「都道府県児童福祉審議会」及び「児童相談所」は、1)の③の対応を行います。

また、被措置児童等は、1)の②の届出受理機関へ虐待を受けた旨を届け出すことができます。

これらの詳細や通告の前段階としての取組などについては、2)以下のとおりとなっています。

なお、都道府県によっては、施設等の監督を行う部署、都道府県児童福祉審議会を所管する部署など担当課が複数にまたがるため、被措置児童等虐待の通告・届出・通知を受ける担当をあらかじめ定めておくことが必要です。

##### 1) 通告等受理機関及び通告等への対応を行う機関

###### ①発見者からの通告受理機関

- ・ 都道府県の設置する福祉事務所
- ・ 児童相談所
- ・ 都道府県（担当部署）（あらかじめ主担当を都道府県において定めること）
- ・ 都道府県児童福祉審議会
- ・ 市町村

（なお、児童委員を介して上記機関が通告を受理することもある。）

###### ②被措置児童等からの届出受理機関

- ・ 児童相談所
- ・ 都道府県（担当部署）
- ・ 都道府県児童福祉審議会

###### ③通告等への対応を行う機関における対応

- ・ 都道府県（担当部署）は、発見者からの通告、通告受理機関からの通知、被措置児童等からの届出を受け、調査、都道府県児童福祉審議会への報告、同審議会からの意見聴取、施設等に対する必要な指導等を実施します。
- ・ 都道府県児童福祉審議会は、通告や届出を受理した場合の都道府県（担当部署）への通知、対応についての意見陳述、必要に応じ関係者からの意見聴取や資料提供を求める等の対応を行います。
- ・ 児童相談所は、通告や届出を受理した場合の都道府県（担当部署）への通知を行うとともに、都道府県（担当部署）の求めに応じ、被措置児童等の調査や子どもの安全確保、施設等に対する必要な指導、家族や関係機関との調整等を行います。

## 2) 被措置児童等虐待に関する窓口の周知

都道府県（担当部署）、児童相談所においては、

- ① いわゆる「子どもの権利ノート」を活用する（相談先電話番号の記載、相談内容を記載して送ることができるはがきの添付等により被措置児童等が届出を行いやすくする）
- ② 休日・夜間においても対応できる電話相談を設ける
- ③ メールやはがき等様々な方法で届出ができるよう工夫する
- ④ 関係機関においても、周知・広報を行うよう依頼する

等により、被措置児童等に対し届出ができることの周知を図るとともに、被措置児童等虐待に関する情報が速やかに集まるような体制を整える必要があります。

また、発見者から速やかに通告が受けられるように、被措置児童等虐待を発見した者に通告義務がかかることについて、十分な周知・広報を行います。具体的には、通告受理機関の機関名や連絡先、夜間・休日の連絡先となる電話番号などを市町村や学校、その他の公的な機関などを通して周知する必要があります。

被措置児童等虐待の通告受理機関は、都道府県（担当部署）と都道府県児童福祉審議会以外は、児童虐待防止法の通告受理機関と同様の機関としていることから、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）などによく連携を図りつつ、在宅の児童虐待に関する通告の連絡先が被措置児童等虐待の通告の連絡先も兼ねるようにするなど、適宜工夫しながら適切な体制を整備することが必要です。

## 3) 早期発見のための体制整備

都道府県（担当部署）においては、被措置児童等虐待の早期発見・早期対応を図るため、虐待が起こる前から、関係者の連携と対応の体制を整え、被虐待児童等も地域の子どもの同様な地域で見守るといった共通認識をつくっておく必要があります。

都道府県（担当部署）や児童相談所は、定期的に関係者が集まる場（例えば、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会））などを活用し、被措置児童等の状況についての認識の共有を働きかけるほか、子どもの通う学校と、子どもの担当の児童相談所が普段から連絡を取り合うなど、子どもの状況の変化に関係者がすぐに気づくことができるような体制としておくことが必要です。

また、都道府県（担当部署）や児童相談所は、被措置児童等の措置・委託先である施設等ともよく連絡・コミュニケーションを図り、被措置児童等の状況や、施設等における養育の体制等についてよく把握するとともに、勉強会の開催等を通じて子どもの権利擁護の観点からの認識共有を進めることが必要です。

こうした取組を通じて、被措置児童等虐待がどのような場合に起こりやすいか、子どもがどのようなシグナルを発するのか、虐待に気づいた場合にはどのような対応が必要か等について、関係者に十分に理解してもらっておくことが必要であるとともに、それぞれの関係者の役割分担や対応方法についてルールを定め、具体的な

対応のシミュレーションをしておくことが考えられます。

#### 4) 都道府県児童福祉審議会の体制整備

被措置児童等虐待について、都道府県児童福祉審議会は、通告受理機関、届出受理機関とされています（児童福祉法第33条の12第3項）。同審議会が受理した通告や届出については、都道府県（担当部署）へ速やかに通知することになります（児童福祉法第33条の15第1項）。

また、都道府県（担当部署）は、被措置児童等虐待に関する事実確認や保護等の措置を採った場合には、都道府県児童福祉審議会へ報告しなければなりません（児童福祉法第33条の15第2項）。

被措置児童等虐待に対応するため、都道府県児童福祉審議会の体制（都道府県児童福祉審議会そのもので審議するのか、専門の部会を設置するのか、現行の被措置児童等の措置を決定する部会の審議事項を拡大するのか等）については、各都道府県において判断いただくこととなりますが、通告・届出の受理を適切に行うことや都道府県（担当部署）からの報告に速やかに応じることができることなどを含め、実効性の高い体制を整えておく必要があります。

※ 都道府県児童福祉審議会の体制等についての詳細は9. を参照

### 5. 初期対応

#### 1) 相談・通告・届出への対応

##### ア 情報の集約・管理の仕組みの整備

被措置児童等虐待については、都道府県（担当部署）において、通告や届出の受理から、情報収集、決裁・方針決定などに至る仕組みについての基本的なルールを定め、通告や届出がされた事案に係る児童等の情報から個別ケースへの対応の内容に及ぶ記録等を整備し、運用の管理を行うことが必要です。

最終的に情報を集約・把握し、必要な対応を講じるのは都道府県（担当部署）であるので、各都道府県（担当部署）が主体となって、本ガイドラインを参考に、通告や届出があった際に何を把握する必要があるのか、受理機関は、都道府県（担当部署）の誰にいつまでに何を連絡する必要があるか等についてあらかじめ定め、通告や届出の受理機関のいずれもが都道府県（担当部署）へ必要な事項を連絡することができるようにしておくことが重要です。

##### イ 通告等の受理時に確認する事項等

(通告受理機関及び届出受理機関が通告等を受理する際に留意すべき点について)

被措置児童等虐待に関する通告者や届出者は、通告や届出をすることによって責任を問われたり、恨まれることがあるのではないかな等の不安をもっている可能性もあります。また、通告や届出の内容が虚偽であったり、事案が過失による事故である可能性も考えられます。

いずれにしても、通告受理機関及び届出受理機関においては、通告者や届出者に不安を与えないように配慮するとともに、正確な事実を把握することが必要です。

このため、通告や届出を受理した場合は、まず通告者や届出者から虐待を発見等した状況等について詳細に説明を受け、被措置児童等虐待に該当するかどうか等の判断材料となるよう情報を整理します。

また、被措置児童等虐待を受けているかどうかの確証が得られていない状況であっても、通告や届出のあった場合においては同様に、「虐待を受けたと思われる」状況について詳細に説明を受け、被措置児童等虐待に該当するかどうか等の判断材料となるよう情報を整理します。

被措置児童等本人からの電話の場合には、自分のことではなく、友人のこのように装ったり、いたずらやふざけているような内容で連絡がある場合があります。特に、性的虐待のケースの場合、最初から性的虐待を受けているという訴えをすることは少ないと考えられます。

このような電話の場合には、被措置児童等虐待かどうかの結論を急がず、子どもが安心して話せると感じるように受容的に話を聞き、子どもの訴えの内容が把握できるまで、また、子どもの居場所等が特定できるような情報を子どもが話すようになるまで丁寧に配慮をもって話を聞くことが必要です。さらに、相談の電話に対しては、まず、よく電話してくれたこと、その勇気をたたえることが大切です。

また、被措置児童等に関する一般的な相談を装った電話がある場合もあります。施設職員の場合、他の職員等との関係から、被措置児童等虐待の疑いを持っていても通告をためらっていることも考えられます。

このような場合、相談者が「虐待」という言葉を使わないとしても、少しでも気になる点があれば、よく話を聞き、子どもが特定できるような情報を可能な限り把握するほか、情報が不足しているままで電話を切られそうになる場合などには、再度電話をしてもらうことをお願いするなど、被措置児童等の安全が確保されるように留意します。

いずれの場合であっても、相談を受けた職員は、被措置児童等の状況等相談の内容から虐待が推測される場合には、その後の対応を念頭において相談を進める心構えが必要です。

また、通告者や届出者が匿名を希望する場合がありますが、匿名による通告や届出、情報提供や連絡であっても、できるだけ丁寧に内容を聞く必要があります。

この場合、匿名でも良いことを伝え、安心感を与えた上で、相談者との関係が切れないように繋ぐことを最優先とします。

#### (通告受理機関及び届出受理機関が受理の際に確認する事項)

被措置児童等虐待に関する通告や届出を受けた職員は、相談受付票等に記入し、虐待の状況や被措置児童等の状況、通告者や届出者の情報等可能な限り詳細な情報を記録しておきます。単なる相談であっても、受付票による記録を取ることが必要です。

なお、相談受付票の例については、「被措置児童等虐待通告等受理票」(Ⅲ参考資料)を参照して下さい。

以下は、被措置児童等本人以外の者からの相談・通告を受理する際に最低限確認すべき情報の例です。

- ・虐待を受けていると思われる被措置児童等の氏名、居所(施設名等)
- ・虐待の具体的な状況(虐待の内容、時期、施設等の対応)
- ・被措置児童等の心身の状況
- ・虐待者と被措置児童等の関係、他の関係者との関係
- ・相談者、通告者の情報(氏名、連絡先、虐待者や被措置児童等との関係等)

特に、被措置児童等の生命や身体等に危険がないか等の被措置児童等の状況については、可能な限り詳細に把握します。

被措置児童等本人が届出を行ってきた場合には、届出受理機関が必ず被措置児童等の安全や秘密を守ることを伝えた上で、以下の事項について子どもの状況を把握します。

- ・虐待の内容や程度
- ・被措置児童等に協力してもらえる人がいるか
- ・被措置児童等との連絡方法

また、可能な範囲で、上述の被措置児童等本人以外の者からの相談・通告を受理する際の確認事項と同じ事項について把握します。

#### (児童相談所において確認する事項)

被措置児童等から電話により届出があった場合においては、可能であれば被措置児童等が児童相談所へ来所するよう、あるいは来所できないとしても、児童相談所から被措置児童等の居所に向くことを伝え、具体的な段取り等について相談し、またその際に被措置児童等の意思を尊重して対応することを十分に伝えます。届出を受理する際には、子どもに二次被害(届出受理機関の職員の配慮に欠ける対応によって傷つくこと)が生じないように、配慮することが必要です。

手紙による届出があった場合には、子どもが特定できる場合には、子どもの状況を把握するとともに、可能であれば子どもに連絡を取り、電話等による場合と同様、児童相談所への来所等について子どもと相談します。届出をした子どもに施設職員等に知られたくないというような意向がある場合には、学校の登下校時

等に子どもに接触する等の配慮も必要です。

被措置児童等が児童相談所に来所等した場合には、被措置児童等の状況や意向等をよく確かめ、被措置児童等の状況の緊急性に応じて児童相談所においてすぐに一時保護を行う必要があるか等について判断します。ただちに一時保護を行う必要があるとは判断されない場合も、今後の連絡方法や対応について子どもが理解できるよう丁寧に説明します。

#### ウ 守秘義務及び個人情報保護との関係並びに通告による不利益の取扱いの禁止等について

前述のとおり、被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者については、通告義務が課せられています。(児童福祉法第33条の12第1項)

通告義務と、公務員や医師等の守秘義務、行政機関や事業者等における個人情報保護の関係は以下のとおりです。また、施設職員等による通告については、通告を理由として不利益な取扱いをうけないこととされています。

#### (守秘義務との関係)

都道府県職員や市町村職員は、法律で守秘義務を課せられています。地方公務員法第34条は、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」と規定し、違反した場合は、同法第60条で罰則がかかります。さらに、児童相談所の職員の場合は、児童福祉法第61条で、「児童相談所において、相談、調査及び判定に従事した者が、正当の理由なく、その職務上取り扱ったことについて知得した人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する」と規定されています。

医師、助産師、弁護士等についても、刑法第134条で、「医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。」と規定されています。

在宅の児童虐待に関し、児童福祉法第25条(要保護児童発見者の通告義務)の通告を行うことは、守秘義務違反や秘密漏示には当たらないとの解釈が平成9年の厚生省児童家庭局長通知(平成9年6月20日児発第434号)で示されていましたが、現実には通告者が躊躇することがあり得るのではないかとの観点から、児童虐待防止法の制定の際に、「刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」ことが規定されました。(児童虐待防止法第6条第3項)

被措置児童等虐待についても、今回の法改正で通告義務が規定されましたので、地方公務員や医師等が通告を行うことは「正当な理由」に該当し、守秘義務違反や秘密漏示には当たらないと解されますが、さらに、児童虐待防止法と同様の観

点から、被措置児童虐待を発見した者が都道府県等に通告することは守秘義務違反に当たらないことを法律上明記し、躊躇なく通告を行うこととしています。(児童福祉法第33条の12第4項)

なお、児童福祉法第33条の13においては、「・・都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と規定されています。

これは、被措置児童等虐待を行っている施設職員等に対して通告をしたことが漏れることにより、同じ施設の施設職員等が、通告を躊躇することがあってはならないとの趣旨から設けられたものです。

#### (個人情報保護との関係)

「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」をいいます。(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、以下「個人情報保護法」という。)

被措置児童等虐待の通告は、こうした個人情報を含むことが通常ですが、民間医療機関や私立学校等民間事業者の職員等が、被措置児童等虐待の通告を行う場合、個人情報保護法の「個人情報取扱事業者」として、同法の規制との関係が生じます。公立学校等地方公共団体の機関の職員等が被措置児童等虐待の通告を行う場合も、各自治体の個人情報保護条例の規制との関係が生じます。

民間事業者については、個人情報保護法で、あらかじめ本人の同意を得ないで、①特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないこと(同法第16条第1項)、②個人データを第三者に提供してはならないこと(同法第23条第1項)が規定されています。ただし、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされているので(同法第16条第3項第1号、第23条第1項第1号)、被措置児童等虐待の通告を行う場合は、この「法令に基づく場合」に該当するものであり、個人情報保護法に違反することにはならないものと考えられます。

地方公共団体の機関については、各自治体の条例の規定によりませんが、個人情報の目的外の利用や外部への提供の制限についてはほとんどの自治体の条例で「法令等に定めのある場合」は制限の対象外としているなど、基本的には支障が生じることはないものと考えられます。

#### (通告による不利益取扱いの禁止)

児童福祉法第33条の12第5項においては、「被措置児童等虐待を通告した施設職員等は、通告をしたことを理由に解雇その他不利益な取扱いを受けないこと」

が規定されています。

この規定は、被措置児童等虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

ただし、この規定が適用される「通告」については、「虚偽であるもの及び過失によるもの」が除かれていることに留意が必要です。(児童福祉法第33条の12第4項カッコ書き)

被措置児童等虐待の事実もないのに虚偽の通告した場合には、そもそも第33条の12第1項に規定する「被措置児童等虐待を受けたと思われる児童」について通告したことにはなりません。通告が「虚偽であるもの」については、不利益取扱いを受けないとする第33条の12第5項は適用する理由がないこととなります。

また、「過失によるもの」とは「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通告」と解されます。虐待があったと考えることに合理性がないと認められる場合も、同規定を適用する対象とはなりません。

都道府県においては、施設職員等に対して、虚偽や過失によるものでない限り、通告を理由とする不利益な取扱いを受けないことを周知し、施設や法人に対しても啓発に努める必要があります。

なお、「虚偽であるもの及び過失によるものを除く」との取扱は、通告と守秘義務との関係を規定した児童福祉法第33条の12第4項でも規定されています。法律で守秘義務を課せられている者が、虚偽の通告や過失による通告を行った場合は、守秘義務違反を問われうることとなります。

## 2) 通告受理機関及び届出受理機関から都道府県（担当部署）への通知

都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県児童福祉審議会、市町村（児童委員を介して通告等がされた場合を含む。）に通告や届出があり、都道府県による事実確認等の必要があると認めるときは、通告や届出の受理機関は速やかに都道府県（担当部署）に通知する必要があります（児童福祉法第33条の14第3項、第33条の15第1項）。

このため、通告受理機関及び届出受理機関は、都道府県（担当部署）が適切な対応を採ることができるよう、必要な情報の的確な把握に努めなければなりません。

都道府県（担当部署）は、通告受理機関及び届出受理機関からの通知を速やかに受けられることができるよう、通知を受ける体制をあらかじめ整え、夜間・休日も含めた連絡先を周知しておく必要があります。

また、被措置児童等からの届出を受理する機関は児童相談所、都道府県（担当部署）、都道府県児童福祉審議会ですが、仮に、市町村等に相談があった場合には、届出受理機関ではないからと言って、当該児童からの話を聞かないということではなく、可能な限り子どもからの聞き取りを行い、通告された場合と同様に速やかに都

道府県（担当部署）へ連絡する必要があります。

さらに、虐待されている児童を「被措置児童等」と通告者が認識せずに通告し、通告受理機関が児童虐待防止法に基づく対応を講じている過程において、当該児童が被措置児童等であったことが明らかになった場合には、速やかに都道府県（担当部署）へ連絡し、被措置児童等虐待としての対応を講じることが必要です。

### 3) 通告等を受理した後の都道府県（担当部署）等の対応

都道府県（担当部署）は、通告、届出、通知を受けた場合には、速やかに担当部署の管理職（又はそれに準ずる者）等に報告します。

また、①当該県内の児童相談所が担当する被措置児童等に係る通告、届出、通知であれば、速やかに担当児童相談所へ連絡し、②県外から措置された被措置児童等に係る通告、届出、通知であれば、措置した都道府県（担当部署）へ連絡します。

個別の事案の緊急性等を踏まえ、都道府県（担当部署）は、担当チームの編成や児童相談所との連携・役割分担を行うなど体制を整備し、被措置児童等の状況の把握や事実確認等を的確に実施できるようにします。

この際、

- ・被措置児童等について生命・身体に危険が及んでいる
- ・施設等に入所する他の被措置児童等についても危険がある
- ・被措置児童等が精神的に追いつめられている

など、緊急的な対応が必要な場合には、直ちに一時保護等の必要な措置を講じることができるよう児童相談所と連携します。

また、通告、届出、通知からは緊急的な対応の必要性が認められない場合にも、速やかに事実確認を行うための体制を整え、対応方針を立てます。

### 4) 措置等を行った都道府県と被措置児童等の所在地の都道府県が異なる等の場合

被措置児童等が入所等している施設等の所在地と当該児童の措置等を行った都道府県が異なる場合（例：A県の児童相談所からB県の施設に措置）や、施設の所在地と所管する都道府県が異なる場合（例：児童相談所設置市C市（D県内）が所管する施設がD県内のE市に設置されている）があります。この場合、いずれの都道府県の受理機関に通告や届出が寄せられるかは予測できません。

通告や届出への最終的な対応は、被措置児童等が在籍する施設等を所管する都道府県（担当部署）が行うこととし、措置等を行った都道府県内にある受理機関や施設が所在するが当該施設を所管していない都道府県内にある受理機関に通告や届出がなされた場合には、速やかに被措置児童等が在籍する施設等を所管する都道府県（担当部署）に引き継ぐこととします。被措置児童等が住民票を移していない場合にも、通告や届出への最終的な対応は、被措置児童等が実際に在籍する施設等を所管する都道府県が行います。

里親についても、里親認定を行った都道府県の所在地と当該児童を委託した都道

府県が異なる場合は、通告や届出への具体的な対応は、里親認定を行った都道府県（担当部署）が行います。当該都道府県（担当部署）においては、当該都道府県内の里親への委託状況等を日頃から十分把握しておく必要があります。

事実確認や保護等必要な対応を被措置児童等が在籍する施設等を所管する都道府県（担当部署）が行った後、被措置児童等について措置変更等が必要な場合には、措置を行った都道府県が、被措置児童等が在籍する施設等を所管する都道府県（担当部署）と連携を図りながら、対応することとします。

## 6. 被措置児童等の状況の把握及び事実確認

都道府県（担当部署）と児童相談所は協力して、虐待を受けていると思われる被措置児童等の安全の確認を速やかに行い、事実を的確に把握します。

その際、必ず複数の職員による体制を組み、対応することとします（都道府県の施設監督担当者と児童相談所のケースワーカーがチームを組むなど）。

また、通告、届出、通知の内容から被措置児童等に対する医療が必要となる可能性がある場合には、施設等を訪問した際に的確な判断と迅速な対応が行えるよう、医療職（嘱託医、保健師等）が立ち会うことも望まれます。

一時保護所における虐待の通告、届出、通知があった場合には、当該一時保護を実施している児童相談所の職員以外の職員が調査を行うことや事実確認の段階から都道府県児童福祉審議会委員の協力を得るなど、調査の客観性が担保できる体制となるように配慮することが必要です。

また、同様に県立施設等における虐待についても客観性を担保できるような体制で調査を実施するよう配慮することが必要です。

調査に関しては以下の項目を実施します。

（調査手法の例）

- ・ 虐待を受けたと思われる被措置児童等や他の被措置児童等への聞き取り
- ・ 施設職員等への聞き取り
- ・ 施設等における日誌等の閲覧
- ・ 被措置児童等の居室等の生活環境の確認

（把握が必要な情報の例）

- ・ 被措置児童等の状況（被害の訴えの内容、外傷の有無、心理状態等）
- ・ 当該被措置児童等に対する施設等の対応（医師の診断等を受けている場合には治療の状況、当該被措置児童等へ謝罪等を行っている場合にはその対応状況）
- ・ 被措置児童等の保護者等に対する施設等の対応
- ・ 施設等から関係機関への連絡の状況（被措置児童等の措置等を行った都道府県が異なる場合には当該都道府県、事案によっては警察）

- ・他の被措置児童等の虐待被害の有無
- ・他の被措置児童等への影響

なお、聞き取り調査を行う際には、全ての被措置児童等や施設職員等を実施するなど、通告者や届出者が特定できないように十分配慮した方法で実施する必要があります。特に、子どもからの聞き取りでは、二次被害（調査に際しての配慮に欠けた対応によって傷つくこと）が生じないよう、子どもの状況や心情に配慮した対応が必要です。また、聞き取りを行う際に、複数の職員が行う場合、質問事項をあらかじめ決めておき、職員の間で差異が生じないように工夫することも必要です。

場合によっては、被措置児童等虐待を行ったと思われる施設職員が聞き取りを拒否したり、事実を認めない場合や、被措置児童等虐待を受けたと思われる子どもが、聞き取りを拒否したりするなどの場合も考えられますが、改めて聞き取りを行う、他の子どもや職員からできるだけ多くの情報を収集するなどの工夫が必要です。また、被措置児童等虐待を受けているかどうかの確証が得られていない状況であっても、通告者や届出者をはじめできるだけ詳細に聞き取りを行い、被措置児童等虐待に該当するかどうか等の判断材料となるよう情報を整理します。

被措置児童等や施設等について把握した状況と事実を踏まえ、都道府県（担当部署）と児童相談所において方針を検討します。

なお、事実が隠蔽されたり、被措置児童等に対する影響があるなどの懸念がある場合には、調査の方法や時期等について慎重な検討が必要となりますが、その場合においても、被措置児童等の安全の確保に十分な配慮が必要です。

## 7. 被措置児童等に対する支援

事実確認等を踏まえ、被措置児童等虐待の事実が明らかになった場合には、都道府県（担当部署）は児童相談所等と協力し、都道府県児童福祉審議会等の第三者からの意見も取り入れながら被措置児童等に対し、以下のような支援を必要に応じて行います。

- ・虐待を受けた被措置児童等の心情等の聴取と事実の説明
- ・当該被措置児童等や他の被措置児童等の心的外傷の状況の把握と対応
- ・必要な場合には当該被措置児童等や他の被措置児童等の措置変更や一時保護
- ・当該被措置児童等や他の被措置児童等に対し、専門機関や医療機関による支援が必要である場合には支援を受けられるような条件整備
- ・児童同士の間での加害・被害等の問題がある場合には、加害児童へのケア 等

特に、緊急に保護が必要であると認められる場合には、虐待を受けた被措置児童等について直ちに一時保護等の措置を講じるとともに、同じ施設に入所している他の被措置児童等についても、一時保護等の措置や、加害者として特定された職員を指導から外す等の対応の必要がないかを確認し、子どもの安全を確保します。

施設で被措置児童等虐待の事案が発生した場合には、当該施設に入所する他の被措置児童等への影響等があることから、継続した支援を行う体制が必要になることが多いと考えられます。

さらに、都道府県（担当部署）は、被措置児童等（虐待を受けた被措置児童及び必要な場合は当該施設に入所する他の被措置児童）への対応方針を検討し、児童相談所、施設等とよく連携した上で、被措置児童等の保護者に対して対応方針の説明を行い、了解を得ます。

## 8. 施設等への指導等

被措置児童等虐待の事実確認等を踏まえ、都道府県（担当部署）は、児童相談所等と協力し、都道府県児童福祉審議会等の第三者からの意見も取り入れながら、以下の観点から当該被措置児童等虐待に関する検証を行うこととします。

- ・当該被措置児童等虐待が起こった要因
- ・施設等のケア体制や法人の組織運営上の問題
- ・再発防止のための取組（施設等における関係者への処分、職員への研修、施設や法人における組織・システムの見直し等）

これらの検証を踏まえ、施設等や法人に対し、児童福祉法第46条の規定に基づく権限を適切に行使しながら、必要な対応を行います。

再発防止策については、特に、施設の場合は、引き続き入所する被措置児童等への影響や施設職員への影響等にも留意しながら、施設全体として、被措置児童等虐待等の問題が起りにくい組織・システムとすること等が必要です。

組織・システムの見直しを進める場合には、例えば、法人として子どもの権利擁護に関して詳しい第三者を加えた「検証・改善委員会」を立ち上げる等の対応が求められるところですが、その際には都道府県（担当部署）としても人選などについて協力・アドバイスしたり（例：弁護士、学識経験者、当該法人以外の施設関係者等）、委員会の議論をフォローすること（再発防止に向けた施設の再建の過程での運営への助言や職員のメンタルヘルスへの配慮等についての助言）等が必要です。

また、都道府県において施設に対する指導・勧告・命令等を行うに当たっては、法人が、実際に虐待を行った職員等に対する処分のほか、必要な場合には法人の理事や施設長に対する処分など、組織としてどう対応しているかを踏まえ、行政としての対応を行う必要があります。

都道府県においてこれらの対応を行った後は、速やかに都道府県児童福祉審議会に報告する必要があります。

また、これらの対応については、口頭や文書による指導、勧告、命令等を一度限り行って終わるのではなく、都道府県（担当部署）は、都道府県児童福祉審議会ともよく連携を図りながら、当該施設等や法人のケアのあり方、運営のあり方の見直しの進

捗状況を継続して見守り、確認していく必要があります。最終的には、施設等や法人からの報告を求め、具体的にどのように改善されたか等について実際に確認することが必要です。

<児童福祉法による権限規定>

第30条の2		都道府県知事	小規模住居型養育事業を行う者、里親、児童福祉施設の長、一時保護を行う者に対する必要な指示又は報告
第34条の4	第1項	都道府県知事	小規模住居型児童養育事業を行う者、児童自立生活援助事業を行う者に対する報告徴収、立入検査等
第34条の5		都道府県知事	小規模住居型児童養育事業を行う者、児童自立生活援助事業を行う者に対する事業の制限又は停止命令
第46条	第1項	都道府県知事	児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対する報告徴収、立入検査等
	第3項	都道府県知事	児童福祉施設の設置者に対する改善勧告、改善命令
	第4項	都道府県知事	児童福祉施設の設置者に対する事業停止命令

なお、被措置児童等虐待のうち、身体的虐待は、刑法の「傷害罪」、「暴行罪」にあたり、死に至れば、「殺人罪」や「傷害致死罪」などに問われます。また性的虐待の場合は、「強姦罪」、「強制わいせつ罪」、「準強制わいせつ罪」などに問われます。刑事訴訟法第239条では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思科するときは、告発する義務のあることが規定されています。

被措置児童等虐待においては、都道府県（担当部署）が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、子どもの最善の利益の観点から告訴、告発が必要な場合には、躊躇なく判断し、被害者による告訴の支援や行政として告発を行うことが必要です。（なお、被害者による告訴の支援については、二次被害が生じないよう配慮した対応が必要です。）

また、警察との連携については、何かあってから突然に連絡するのではなく、日頃から意見交換等の機会を持ち、円滑な協力関係を作ることが必要です。

## 被措置児童等虐待事案の対応例

### ①施設長も含めた複数の職員による体罰、暴言の事案の対応例

発見・通告（届出）	○施設に入所している3名の児童（小学生男児1名、女児2名）が権利ノートに記載されていた児童福祉審議会の連絡先の電話番号に連絡(届出)。児童福祉審議会の事務局である県児童福祉課が届出を受け、児童福祉審議会委員に緊急連絡。
事実確認（調査）	○児童福祉審議会委員の指示の下、県児童福祉課職員と児童相談所児童福祉司は、児童の通っている学校に出向き、事実確認を実施。 ○3名の児童からの聞き取り調査の結果、施設長や指導員2名、保育士3名がたたき、蹴る等の暴力や、暴言等の行為を訴えのあった児童以外の児童にも日常的に行っていたことが確認された。 ○県児童福祉課は、施設長の懲戒権濫用の疑いがあるとして立入調査を実施し、施設長及び職員に調査を実施したところ、虐待行為について事実を認めた。
被措置児童等に対する支援	○最初の訴えを行った児童らは、訴えたことにより不安が高くなり、情緒不安定になったため、児童相談所の児童心理司によるケアを開始した。
児童福祉審議会への報告・意見聴取	○県児童福祉審議会において検証委員会を開催し、今回の事態が起きた背景や施設の管理・指導体制について検証を行い、改善に向けての提言を受けた。
都道府県による指導	○県児童福祉審議会検証委員会の提言を受け、具体的な再発防止に向けての取り組みを実施するよう指導 ・法人に対し改善勧告 ・法人の設置する「検証・改善委員会」の人選や運営等についての助言や参画
施設の対応	○法人及び施設は、県児童福祉審議会検証委員会の提言に基づく県からの指導により、以下の対応や取り組みを実施。 ・臨時に理事会を開催し、施設の指導体制の改善に向けて第三者も含めた「検証・改善委員会」の設置と、施設長の交代と施設長及び職員の処分を決定 ・施設運営についての改善計画書の作成、提出 ・法人の他施設から職員を配置転換するなど指導体制の強化 ・体罰によらない援助技術獲得のための研修の実施
フォロー	○県と児童相談所が協力し、再発防止のための事後指導を実施。 ・県児童福祉課による施設の改善状況の確認 ・児童相談所による被措置児童等の経過観察及び心理ケア ○法人及び施設の「検証・改善委員会」の継続、改善状況の確認

## ②職員による性的虐待の事案の対応例

発見・通告（届出）	○被害児童（中2女兒）が中学校の教員に施設の男性職員から性的虐待を受けているとの訴えがあり、教員が児童相談所に相談。
事実確認（調査）	○児童相談所は通告の事実について県児童福祉課に連絡。 ○県児童福祉課職員と児童相談所児童福祉司は、児童の通っている学校で事実確認を実施。 ○児童からの聞き取り調査の結果、半年にわたり、性関係を強要されていることが判明。 ○女兒は、事実を打ち明けたことで、その日は施設に帰りたくないと訴えたため、児童相談所の一時保護所で一時保護を開始。 ○県児童福祉課は、施設長に対し当該職員を指導から外すよう指示するとともに、事実関係や他の被害児童がいないかどうかについての報告を求め、施設長から当該職員に確認したところ、当初は否認していたが、被害児童からの具体的な聴取内容について突きつけるとようやく事実を認めた。また、調査の結果、他の児童への被害については確認されなかった。
被措置児童等に対する支援	○被害児童に対しては、被害状況や妊娠及び性感染症について確認するために婦人科の受診をさせるとともに、児童心理司によるケアを実施。 ○被害児童の意向を十分聴取した上で刑事告訴を支援し、後日男性職員強制わいせつ罪で逮捕された。 ○他の入所児童に対し、同様の被害を受けていないかどうか確認するとともに、本件について、被害児童の立場に配慮しつつ説明を行った。
児童福祉審議会への報告・意見聴取	○県児童福祉審議会に報告し、検証委員会を開催し、今回の事態が起きた背景や施設の管理・指導体制について検証を行い、改善に向けての提言を受けた。
都道府県による指導	○検証委員会の提言を受け、具体的な再発防止に向けての取組を実施するよう指導（管理指導体制の改善） ・法人に対し改善勧告
施設の対応	○法人及び施設は、検証委員会の提言に基づく県からの指導により、以下の対応や取り組みを実施。 ・当該職員の処分（懲戒免職） ・施設運営についての改善計画書の作成、提出
フォロー	○県と児童相談所が協力し、再発防止のための事後指導を実施。 ・県児童福祉課による施設の改善状況の確認 ・児童相談所による被措置児童等の経過観察及び心理ケア ・子どもの権利擁護をテーマとした研修会の開催

③他の被措置児童等による身体的虐待と心理的虐待を放置した事案の対応例

<p>発見・通告（届出）</p>	<p>○被害児童（小1男児）が、施設職員に同じ施設に入所している児童（中1男児）から暴力をふるわれ、言葉の暴力もあると相談した。施設職員が加害児童に確認したが事実を否認したため特に指導せず、被害が継続する。小学校の担任が、被害児童の顔面に内出血があることから、被害児童に確認したところ、これまでの経過について担任に話した。校長は施設長に事情を説明し、加害児童への指導をするよう話をしたが、施設長からも加害児童に事実を確認するも否定したため、その後は特に指導をしなかった。その後、再度被害児童が足に怪我をしていたため、担任が確認すると、加害児童から蹴られたと判明し、校長が児童相談所に相談。</p>
<p>事実確認（調査）</p>	<p>○児童相談所は通告の事実について県児童福祉課に連絡。          ○県児童福祉課職員と児童相談所児童福祉司による被害児童からの聞き取り調査の結果、1年間にわたる暴力・暴言の被害を確認。          ○県児童福祉課職員と児童相談所児童福祉司は、施設長及び施設職員に調査。          ○児童相談所児童福祉司は、加害児童に事実を確認したところ、加害行為を否認したが、他の児童に対し、被害を受けていないかどうかについても確認したところ、他の児童も含め数名が加害児童からの暴力被害を継続的に受けていたことが判明した。</p>
<p>被措置児童等に対する支援</p>	<p>○被害児童に対しては、児童心理司による面接と心理検査の実施後、施設の心理療法担当職員が心理ケアを実施。          ○加害児童については、心理検査や行動観察のため一時保護を実施。加害児童は、これまで言わなかった在宅時の父親からの被虐待経験について話し出し、一時保護解除後は施設から児童相談所に通所し、心理ケアを継続的に実施。</p>
<p>児童福祉審議会への報告・意見聴取</p>	<p>○県児童福祉審議会に報告し、検証委員会を開催し、今回の事態が起きた背景や施設の管理・指導体制について検証を行い、改善に向けての提言を受けた。</p>
<p>都道府県による指導</p>	<p>○検証委員会の提言を受け、具体的な再発防止に向けての取り組みを実施するよう指導（管理指導体制の改善）          ・法人に対し改善勧告</p>
<p>施設の対応</p>	<p>○法人及び施設は、検証委員会の提言に基づく県からの指導により、以下の対応や取り組みを実施。          ・施設運営についての改善計画書の作成、提出          ・職員研修の実施（テーマ：児童間暴力、児童相談所との連携）</p>
<p>フォロー</p>	<p>○県と児童相談所が協力し、再発防止のための事後指導を実施。          ・県児童福祉課による施設の改善状況の確認          ・児童相談所による被害児童の経過観察と加害児童への心理ケア</p>

## 9. 都道府県児童福祉審議会の体制・対応

### 1) 都道府県（担当部署）による都道府県児童福祉審議会への報告

被措置児童等虐待について、事実確認等や被措置児童等の保護等の必要な措置を講じた場合には、都道府県（担当部署）は、以下の事項について都道府県児童福祉審議会へ報告しながら引き続き対応を行います。（児童福祉法第33条の15第2項）

#### <報告事項>

- ①通告・届出等がなされた施設等の情報  
（名称、所在地、施設種別等）
- ②被措置児童等虐待を受けていた児童の状況  
（性別、年齢、家族の状況、その他心身の状況）
- ③確認できた被措置児童等虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因）
- ④虐待を行った施設職員等の氏名、年齢、職種
- ⑤都道府県において行った対応
- ⑥虐待があった施設等において改善措置が行われている場合にはその内容

これらの報告については、数か月に1回程度定期的開催する審議会の場で実施するほか、重大な事案の場合や審議会の委員が求めたときには、緊急に審議会を開催し、報告することが必要です。

### 2) 都道府県児童福祉審議会による意見、調査等

都道府県児童福祉審議会においては、必要に応じて都道府県の対応方針等について意見を述べます（児童福祉法第33条の15第3項）。

これは、被措置児童等虐待に対する対応等について、専門的・客観的な立場から意見を述べる仕組みを取り入れることで、都道府県によるよりの確な対応が可能となるよう設けられた仕組みです。

都道府県（担当部署）においては、例えば、施設職員等からの聞き取り内容と被措置児童等からの聞き取り内容に乖離がある場合、施設等が調査に拒否的な場合、専門的・客観的な立場からの意見が有効な場合などについて、専門的・客観的な立場からの意見を踏まえて調査・対応を進めることが可能となります。

さらに、都道府県児童福祉審議会は、都道府県（担当部署）や児童相談所だけでは調査が困難な場合や都道府県から報告された事項だけでは不十分な場合等には、必要に応じて、関係者から意見の聴取や資料の提供を求めることができます。（児童福祉法第33条の15第4項）

虐待等の問題が起こったときに、関係者が可能な限り納得し、協力してその解決と施設等における養育・ケアの改善に取り組むことができるよう、都道府県は、積極的に都道府県児童福祉審議会の意見を求めながら、対応を進めることが必要です。

### 3) 都道府県児童福祉審議会の体制

都道府県児童福祉審議会には大きく分けて4つの役割があります。

- ①被措置児童等虐待の通告・届出を受けること
- ②都道府県の講じた措置等について報告を受けること
- ③必要に応じ、都道府県に対し、意見を述べること
- ④必要に応じ、調査を行うこと

都道府県児童福祉審議会の体制については、

- ①児童福祉、法律、医療等の専門家を含めた数名からなる被措置児童等虐待対応専門の部会を設置する
- ②児童福祉法第27条第6項に規定する措置に関する事項について審議する部会において被措置児童等虐待についても審議する
- ③①、②の部会に被措置児童等虐待対応専門の機動性のある実動チームを置くなどいくつかの方式が考えられます。それぞれの都道府県において実効性が高いと判断した体制で実施します。被措置児童等虐待に関し、専門的・客観的な立場からの意見を必要とする際には速やかな審議ができるよう、可能な限り頻回開催できるような形態を工夫することが必要です。

都道府県児童福祉審議会の委員については、弁護士、医師、児童福祉の専門家（学識経験者、児童福祉行政経験者、児童福祉施設関係者等）も含め、適切に児童の状況や施設の状況を判断できる方になっていただくことが必要です。

また、都道府県児童福祉審議会は、被措置児童等虐待の通告や届出の受理機関となりますが、同審議会の委員が夜間も含めて全ての通告や届出を受けることは困難であると考えられます。

このため、例えば、

- ① 電話受付は審議会事務局が行うが、受理された通告や届出を速やかに委員へ連絡する仕組み
  - ② 審議会から一定の権限を委嘱された者が電話により通告や届出を受理し、軽微な案件については権限の範囲内で対応・事後報告し、重大・困難な事案についてはその都度委員に判断を仰ぐ仕組み
- 等の対応が考えられます。

なお、電話以外にもはがきやメールなどの手段を活用し、委員が速やかにその内容を確認できるようにするなどの仕組みも有効と考えられます。

いずれの場合であっても、一時保護所における虐待に関する通告や届出もあり得ることから、電話受付の際、都道府県児童福祉審議会委員自身が電話を受け付けず、事務局などが受け付ける場合には、都道府県児童福祉審議会事務局（又はその委嘱を受けた者、代理者）という第三者の立場で対応することが求められます。

このほか、一時保護所における虐待に関する通告や届出が行われた場合には、事実確認等の段階から都道府県児童福祉審議会の委員や第三者のより積極的な協力を求めることが考えられます。



## 10. 被措置児童等虐待の状況の定期的な公表

都道府県は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとされています（児童福祉法第33条の16）。

この定期的な公表制度は、各都道府県において、被措置児童等虐待の状況を定期的かつ的確に把握し、各都道府県における被措置児童等虐待の防止に向けた取組を着実に進めることを目的とするものです。したがって、被措置児童等虐待を行った施設名等を公表して施設等に対し制裁を与えるとの趣旨ではありません。

こうした点に留意しつつ、制度を運用することが必要です。

公表の対象となる被措置児童等虐待は、都道府県が事実確認を行った結果、実際に虐待が行われたと認められた事案を対象とし、次の項目を集計した上で、公表します。

（都道府県が公表する項目）

### ①被措置児童等虐待の状況

- ・虐待を受けた被措置児童等の状況（性別、年齢階級、心身の状態像 等）
- ・被措置児童等虐待の類型（身体的虐待、性的虐待、養育放棄、心理的虐待）

### ②被措置児童等虐待に対して都道府県が講じた措置（報告聴取等、改善勧告、改善命令、事業停止等）

### ③その他の事項

- ・施設種別・小規模住居型養育事業・里親・一時保護所の別
- ・虐待を行った施設職員等の職種

なお、この制度は、個別の被措置児童等虐待の事案の発生・発覚の際に、都道府県が虐待を受けた被措置児童や他の児童への影響に配慮した上で適切に事案の公表を行うことを何ら妨げるものでもありません。

## 11. 被措置児童等虐待の予防等

「2. 基本的な視点」で前述した内容とも重なりますが、施設における被措置児童等虐待を予防し、また、虐待が発生した場合も再発防止を図るためには、以下のような取組が進められるよう、都道府県として常に配慮することが必要と考えます。

さらに、本ガイドラインも参考としつつ、各都道府県において、ケアのあり方や権利擁護を図るための取組方法などについてガイドラインを作成すること、関係者の勉強会を行うこと等を通じ、都道府県内の関係者が共通の認識と、連携を深め、それぞれの各地域でよりよいケアが行うことができる体制作りを進めていくことが何よりも重要です。

## 1) 風通しのよい組織運営

施設においては、被措置児童等の支援には、必ずチームを組んで複数の体制で臨むこととし、担当者1人で抱え込むことがないようにします。

このためには、ケアの体制を考える際に、様々な職種がチームとなって1人の子どもに対応するシステムとするとともに、被措置児童等の自立支援計画等の見直しや対応方法の検討が必要な場合には、チームで意思疎通を図りながら行うことが必要です。

被措置児童等の支援に当たっては、個々の職員の援助技術や資質の向上等が求められることはもちろんのことですが、法人の理事会や第三者委員会が十分機能していなかったり、施設長に職員が意見を言えない雰囲気があったり、又は子どもに対する不適切な処遇が日常的に行われており、これが当然という雰囲気があるなど、組織全体として問題があると、深刻な虐待につながる可能性があります。

施設職員と施設長などが意思疎通・意見交換を図りながら、子どものケアの方針を定め、養育内容の実践、評価、改善を進めていくなど、風通しのよい組織作りに努めます。

## 2) 開かれた組織運営

都道府県の監査においては、会計面の監査のみならず、ケアの内容に関しても監査を実施することが必要です。

施設においても、第三者委員の活用や第三者評価の活用など、外部からの評価や意見を取り入れることにより運営の透明性を高めるようにします。

透明性を高めるに当たっては、第三者委員を入れるだけ、第三者評価を受けるだけ、というようにそれぞれの仕組みをばらばらに使うのではなく、第三者委員が述べた意見が、法人の理事会、施設の基幹的職員（スーパーバイザー）に伝わる仕組みを作ることや、それぞれの仕組みで検討した改善事項について関係者が共通認識をもって、取り組むことなどが重要です。

## 3) 職員の研修、資質の向上

職員の子どもに対する対応方法が未熟であったり、職員が子どもを抱え込むことなどが要因となり被措置児童等虐待が起こることがあります。職員個人の主観としては、「子どものため」に行っていることであっても、結果的には被措置児童等虐待につながってしまうこともあります。

このようなことが起こらないよう、まず、職員の意欲を引き出し、これを活性化するための研修や施設の組織的な運営・体制を整えるための研修が必要です。このほか、職員の支援技術向上のための研修を実施することが必要です。また、特定の職員が子どもを抱え込むことがないよう、基幹的職員（スーパーバイザー）が指導することや自立支援計画のマネジメントを実施することなどが必要です。

また、都道府県や地域単位で関係者が集まり、研修会の開催やケーススタディ等を行うことにより、個々の施設職員等の視野が広がるとともに、関係者全体として、被措置児童等虐待への対応や予防に関する認識の共有化やノウハウの蓄積が期待できます。

#### 4) 子どもの意見をくみ上げる仕組み等

子どもの気持ちをよく受け入れつつ、子どもの置かれた状況を可能な限り説明すること、子どもの意向や意見を確認し、子どもが自らの置かれた状況や今後の支援について理解できていない点があれば再度説明すること、子どもが自らの権利や必要なルールについて理解できるよう学習を進めることなどが重要です。

具体的には、

- ・ 措置・委託を実施する際に、子どもの置かれている状況の説明、今後の生活についての理解を深めるようにする
- ・ 定期的に個別に子どもと話をする機会を設け、子どもが現在置かれている状況に関する意見や疑問等に応える
- ・ 自立支援計画の策定や見直しに当たっては、子どもの意見を聴く
- ・ 措置変更や措置解除を行う際には、事前に子どもの意見も踏まえる
- ・ 子どもが現在受けている対応がおかしいと思ったら、それを外部に伝えても訴えても良いということを伝える

等の取組が必要です。

また、子どもの置かれた状況や子どもの権利などを記したいいわゆる「子どもの権利ノート」等を活用し、措置・委託を行う際や措置・委託中に子どもが自らの権利を理解するための学習を進めることも重要です。

いずれの場合でも、自らの意見を明確に述べることと、「わがまま」を言うことは区別されること、権利として主張すべきことと守るべきルールがあることなどについて、子どもがよく理解できるように説明することが必要です。これらの取組を進める前に、子どもの権利の学習についての職員等の対応方法等に関する研修を実施することも考えられます。

#### <具体的な権利ノートへの記載事項や子どもの権利の学習に関する取組例>

- ・ 被措置児童等を対象とした「子どもの権利ノート」や子どもの権利についての学習会の開催（再掲）
- ・ 「子どもの自治会」等の開催を通じた被措置児童等による主体的な取り組みや、「意見箱」の設置など、子どもの意見を汲み取る仕組みづくり（再掲）

なお、子ども自らが被害を訴えることができないような子ども（例：乳児・重度の障害児）もいます。職員の意識向上を図り、相互啓発していくことがより一層望まれるところです。

## 被措置児童等虐待通告等受理票（例）

受付日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分	受理者	
------	--------------------	-----	--

### 通告内容

虐待の種類	1 身体的虐待 2 性的虐待 3 ネグレクト（養育の怠慢・放棄） 4 心理的虐待
-------	--

### 通告の内容及び子どもの状態

（虐待の内容、時期、子どもの心身の状態、施設等の対応、特に注意を要する事項について）

### 子どもについて

氏名		男・女	年齢	歳	生年月日	平成 年 月 日	
学校等	保育所・幼稚園・（ ）学校・その他					学年等	
施設等名称							
施設等住所							
施設等代表者					担当者名・職名		

### 虐待者について

氏名		男・女	年齢	歳	
児童との関係				役職名	

### 通告者について

氏名		男・女	児童との関係	
匿名希望	あり・なし	所属		連絡先

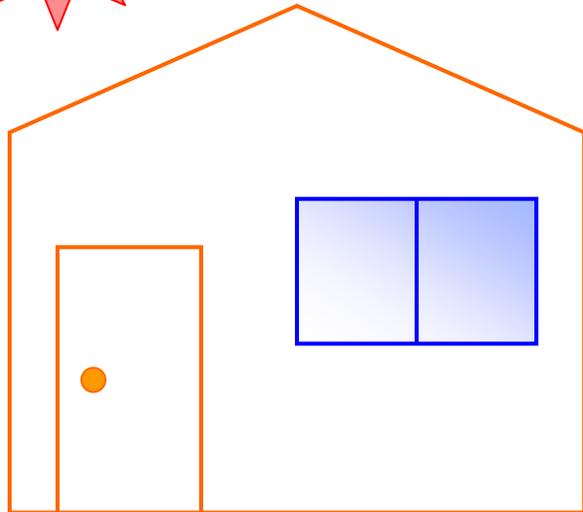
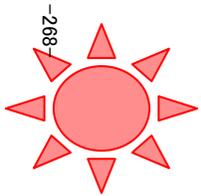
(2) 子ども向けしおり  
(例)「大切なお知らせ」

# どうなるの？

相談したら、あなたが虐待を受けることがない  
ように、考えて対応します。

もし、あなたが相談したことで心配なことが  
あれば、きちんとお話ししましょう。心配なこと  
がないように、一緒に考えます。

あなたの秘密は守ります。安心してね。



子どもたちへの

大切なお知らせ

施設や里親さんのもとで  
暮らしているあなたへ

# ぎゃくたい 虐待とは？

## ぎゃくたい 虐待とは…

- たたかれたり、けられたりすること  
ぼうりよく  
暴力をふるわれること
- むね せいき  
胸や性器をさわられるなど せいてき こうい  
性的な行為  
やいたずらをされること
- お腹がすいてもごはんをもらえなかったり、  
なが じかん  
長い時間ほったらかしにされること
- 269 こころ きず  
心が傷つくようなことを言われたり、  
むし きべつ  
無視されたり、差別されたりすること

どんなことがあっても、施設の職員  
やおやさんがあなたに、このような  
ぎゃくたい  
虐待をしてはいけないことになって  
います。

# もし、ぎゃくたい 虐待を受けたら… どうすればいいの？

ひとりで悩まないで、そうだん  
相談しましょう。



でんわ そうだん ばあい つぎ  
電話で相談する場合には、はじめに次の  
ように伝えましょう。

でんわ で ひと わたし  
電話に出た人に、「私は\_\_\_\_\_という  
しせつ さとおやなど  
施設（里親等）にいますが、ぎゃくたい  
虐待をされたの  
で電話しました。担当のひと  
をお願いします。」と  
ねが  
言ってください。

ほかのこどもから、いじめられ  
たり、いや  
嫌なことがあっても、  
しせつ しょうくいん さとおや  
施設の職員や里親さんに  
い とき  
言えない時も、  
ここにそうだん  
相談していいのです。

# れんらく どこに連絡したらいいの？

そうだん ひと つぎ  
相談する人は次の3つのところにいます。どこ  
れんらく  
に連絡してもいいです。

- しょうどう そうだんじょ こ  
児童相談所：子どもについてのせんもん  
専門の職員  
が  
いるところ  
担当のしょうどう そうだんじょ  
児童相談所  
あなたのだんとう  
担当

でんわばんごう  
電話番号

メール

- とどう ぶけんちやう まどぐち しせつ さとおや しょうどう  
都道府県庁の窓口：施設や里親さんの指導を  
するところ

けん  
県 課

だんとう  
担当

でんわばんごう  
電話番号

メール

- しょうどう ふくしんぎかい とどう ぶけんちやう しょうどう そうだんじょ  
児童福祉審議会：都道府県庁や児童相談所に  
アドバイスするところ

だんとう  
担当

でんわばんごう  
電話番号

メール



○ 児童福祉行政指導監査について

(1) 「児童福祉行政指導監査の実施  
について」

(一部改正通知案 (新旧表))

<p>児童福祉行政指導監査の実施について (平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)</p>	<p>見直し案</p>
<p>児童福祉行政指導監査の実施について 平成12年4月25日児発第471号 各都道府県知事・各指定都市の市長・中核市の市長あて 厚生省児童家庭局長通知 〔一部改正〕平成15年4月1日 雇児発第0401010号</p> <p>児童福祉行政指導監査の実施については、平成10年3月31日児発第250号本職通知に基づき、実施されているところであるが、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）が公布され、平成12年4月1日から施行されたことに伴い、従来機関委任事務として行ってきた児童福祉施設の指導監査は自治事務とされ、さらに児童扶養手当支給事務は機関委任事務から法定受託事務とされたところである。</p> <p>ついては、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言及び勧告として児童福祉行政指導監査実施要綱を定め、平成12年度から実施することとしたので、次の事項に留意の上、管下児童福祉行政の実施機関及び児童福祉施設（児童家庭局所管施設並びに里親及び保護受託者をいう。以下同じ。）に対し、十分指導監督の実を挙げるよう格段の配慮をお願いする。</p> <p>なお、この通知中、指定都市については児童扶養手当に関する部分、中核市については助産施設、母子生活支援施設及び保育所以外の児童福祉施設並びに児童扶養手当に関する部分の定めは適用しないものとする。</p> <p>おって、平成10年3月31日児発第250号本職通知「児童福祉行政指導監査の実施について」及び平成10年3月31日児企第14号厚生省児童家庭局企画課長通知「児童福祉行政指導監査の着眼点及び報告書の様式等について」は廃止する。</p> <p>1 児童相談所及び都道府県の設置する福祉事務所に対する指導監査については、都道府県の監査委員事務局等監査を担当する部局との協力等の下に、児童福祉行政が適正に執行されるようこの通知の定めるところに準じて実施するようお願いする。</p> <p>2 福祉事務所等に指導監査の権限を委任している都道府県においては、指導監査の統一的実施を確保するため監査の実施方針、実施方法及び監査項目等について当該委任機関に対し指導の徹底を図るとともに、十分な連携の下での指導監査をお願いする。</p>	<p>児童福祉行政指導監査の実施について 平成12年4月25日児発第471号 各都道府県知事・各指定都市の市長・中核市の市長あて 厚生省児童家庭局長通知 〔一部改正〕平成15年4月1日 雇児発第0401010号 平成 年 月 日 雇児発第 号</p> <p>児童福祉行政指導監査の実施については、平成10年3月31日児発第250号本職通知に基づき、実施されているところであるが、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）が公布され、平成12年4月1日から施行されたことに伴い、従来機関委任事務として行ってきた児童福祉施設の指導監査は自治事務とされ、さらに児童扶養手当支給事務は機関委任事務から法定受託事務とされたところである。</p> <p>ついては、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言及び勧告として児童福祉行政指導監査実施要綱を定め、平成12年度から実施することとしたので、次の事項に留意の上、管内児童福祉行政の実施機関及び児童福祉施設（雇用均等・児童家庭局所管施設及び里親をいう。以下同じ。）に対し、十分指導監督の実を挙げるよう格段の配慮をお願いする。</p> <p>なお、この通知中、指定都市については児童扶養手当に関する部分、中核市については助産施設、母子生活支援施設及び保育所以外の児童福祉施設並びに児童扶養手当に関する部分の定めは適用しないものとする。</p> <p>おって、平成10年3月31日児発第250号本職通知「児童福祉行政指導監査の実施について」及び平成10年3月31日児企第14号厚生省児童家庭局企画課長通知「児童福祉行政指導監査の着眼点及び報告書の様式等について」は廃止する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p>

<p>児童福祉行政指導監査の実施について (平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)</p>	<p>見直し案</p>
<p>別紙 児童福祉行政指導監査実施要綱</p> <p>1 指導監査の目的 指導監査は、都道府県知事が児童福祉行政の実施機関における児童福祉施設の措置費等についての事務処理状況及び児童扶養手当の支給事務処理状況並びに児童福祉施設についての最低基準等の実施状況が、関係法令等に照らし適正に実施されているかどうかを個別的に詳らかにし、必要な助言・勧告又は是正の措置を講ずることなどにより、児童福祉行政の適正かつ円滑なる実施を確保しようとするものである。</p> <p>2 用語の意義 この通知における用語の意義は、それぞれ次のとおりとすること。 (1) 「都道府県」には指定都市及び中核市を、「都道府県知事」には指定都市及び中核市の市長を、それぞれ含むものとする。 (2) 「児童福祉施設」とは、児童家庭局所管施設並びに里親及び保護受託者をいう。 (3) 「措置費等」とは、児童入所施設措置費及び保育所運営費負担金をいう。 (4) 「入所施設」とは、児童福祉施設のうち保育所を除く施設をいう。 (5) 「実施機関」とは、児童福祉法第22条から第24条までに定める措置を採る市町村及び保育の実施を行う市町村並びに児童扶養手当法による児童扶養手当の支給事務の処理に当たる市町村をいう。</p> <p>3 指導監査の方針 (1) 児童福祉施設の措置費等についての実施機関に対する指導監査は、当該事務の執行が適正に行われているか否かにつき実施するものであるが、併せてこれと密接に関連する当該実施機関の組織・機構、施設入所関係事務、措置費等の関連予算の編成・執行及びその他の事務処理状況等行政全般にわたる状況についても把握するよう努めること。 (2) 児童福祉施設に対する指導監査は、入所者の処遇、職員の配置及び勤務条件、経理状況、設備の状況等施設の運営管理全般にわたって総合的に実施するとともに、施設が民間施設である場合は、当該施設の財政的基盤の状況等についても把握すること。 前記の実施に当たっては、児童福祉施設がその種別、歴史的沿革、立地条件その他の事情により、それぞれ創意工夫のもとに運営されていることに鑑み、個々の施設の運営努力をも勘案し、形式的、画一的指導にならないよう留意すること。</p>	<p>別紙 児童福祉行政指導監査実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 用語の意義 この通知における用語の意義は、それぞれ次のとおりとすること。 (1) 「都道府県」には指定都市、中核市及び児童相談所設置市を、「都道府県知事」には指定都市、中核市及び児童相談所設置市の市長を、それぞれ含むものとする。 (2) 「児童福祉施設」とは、雇用均等・児童家庭局所管施設、小規模住居型児童養育事業を行う者、児童自立生活援助事業を行う者及び里親をいう。 (3) (略) (4) (略) (5) 「実施機関」とは、児童福祉法第22条から第24条までに定める助産の実施、母子保護の実施及び保育の実施を行う市町村並びに児童扶養手当法による児童扶養手当の支給事務の処理に当たる市町村をいう。</p> <p>3 (略)</p>

<p style="text-align: center;">児童福祉行政指導監査の実施について (平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)</p>	<p style="text-align: center;">見直し案</p>
<p>(3) 児童扶養手当支給事務についての指導監査は、市町村における手当に係る認定請求及び諸届等の受理、審査、進達等の処理状況が適正か否かにつき実施するものである。</p> <p>4 指導監査の対象 指導監査は、市町村並びに児童福祉施設の他、必要に応じ児童相談所、福祉事務所等についても対象とすること。</p> <p>5 指導監査の方式及び回数 指導監査は、一般指導監査と特別指導監査に分けて次により実施すること。</p> <p>(1) 一般指導監査は、次のアからエによること。 ア 実施機関（児童福祉法第22条から第24条までに定める措置機関）及び措置費等の指導監査については年1回以上の実地監査を行うこと。</p> <p>イ 実施機関（児童扶養手当の支給事務の処理に当たる市町村）の指導監査については、2年に1回以上の実地監査を行うこと。</p> <p>ウ 児童福祉施設については、児童福祉法施行令第12条の2の規定により年1回以上の実地監査を行うこと。 実地監査の実施に当たっては、必要に応じて、例えば、経理指導監査について現地において集合監査を行い、又は実地監査の際必要な項目についてあらかじめ自主点検表を提出させる等、指導監査の能率的な実施方法を併用して差し支えないこと。 また、指導監査の方法については、監査対象施設の規模及び前回の指導監査の結果等を考慮した弾力的な指導監査を行うこと。</p> <p>エ 民間の児童福祉施設に対する指導監査を行う場合は、法人監査も併せて行うよう配意すること。</p> <p>(2) 特別指導監査は、問題を有する実施機関及び児童福祉施設を対象に必要なに応じて特定の事項について実施すること。</p> <p>6 指導監査の実施計画の策定 (1) 指導監査の実施計画は、毎年度当初に策定すること。 (2) 指導監査実施計画を策定するに当たっては、行政運営の方針、前年度の指導監査の結果等を勘案して当該年度の重点事項を定め、その効果的実施について十分留意すること。 (3) 指導監査の実施時期については、その監査の対象となる実施機関及び児童福祉施設における諸般の事情等を考慮して決定すること。</p> <p>7 指導監査班の編成 (1) 指導監査班は、必要に応じて指導監査事項の区分ごとに関係法令及び関係指導指針について十分な知識及び経験を有する者2名以上をもって編成するものとし、そのうち1名は原則として係長以上の職にある者とする。</p>	<p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1) (略) ア 実施機関（児童福祉法第22条から第24条までに定める助産の実施、母子保護の実施及び保育の実施機関）及び措置費等の指導監査については年1回以上の実地監査を行うこと。 イ (略)</p> <p>ウ 児童福祉施設については、児童福祉法施行令第38条の規定により年1回以上の実地監査を行うこと。 実地監査の実施に当たっては、必要に応じて、例えば、経理指導監査について現地において集合監査を行い、又は実地監査の際必要な項目についてあらかじめ自主点検表を提出させる等、指導監査の能率的な実施方法を併用して差し支えないこと。 また、指導監査の方法については、監査対象施設の規模及び前回の指導監査の結果等を考慮した弾力的な指導監査を行うこと。</p> <p>エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p>

<p>児童福祉行政指導監査の実施について (平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)</p>	<p>見直し案</p>
<p>(2) 児童扶養手当支給事務の指導監査に当たっては児童福祉施設等の指導監査事項と区分して指導監査班を編制すること。 (3) 児童福祉施設の入所者の処遇内容の指導に当たっては、<u>その所掌に当たる技術指導吏員等を必要に応じて参加させる等配慮すること。</u></p>	<p>(3) 児童福祉施設の入所者の処遇内容の指導に当たっては、必要に応じて次のア～ウのいずれかの者を参加させる等により適切な指導が可能となる体制を整えること。 ア 児童福祉施設の所掌に当たる技術指導吏員 イ 児童福祉施設職員(元児童福祉施設職員を含む。) ウ <u>その他児童福祉施設内の入所者の処遇について知見を有する者</u></p>
<p>8 指導監査の事前準備 (1) 指導監査の実施に当たっては、その対象となる者に対し、その期日、指導監査職員の指名その他必要な事項を特別な場合を除き事前に通知すること。 (2) 指導監査職員は、前回の監査結果の問題点その他必要とする事項について事前に検討を加え、指導監査の実行を期すること。 (3) 指導監査に必要な資料(自主点検表を徴することとしている場合は、それを含む。)は、あらかじめ整備を行わせること。なお、提出資料等については、過重なものとならないよう配慮し必要なものに限ること。 (4) 児童扶養手当支給事務の指導監査において、受給資格者等に対する実地調査に当たる職員には、児童扶養手当受給資格調査員証をあらかじめ交付しておくこと。</p>	<p>8 (略)</p>
<p>9 指導監査項目 指導監査は、実施機関及び児童福祉施設に対しては、別紙1「児童福祉行政指導監査事項」に、児童扶養手当支給事務に当たる市町村に対しては、別紙2「児童扶養手当支給事務指導監査項目」に準拠して実施すること。</p>	<p>9 (略)</p>
<p>10 指導監査実施上の留意事項 (1) 指導監査は、公正不偏に指導援助的態度で実施し、努めて関係者の理解と自発的協力が得られるよう配慮すること。 (2) 指導監査の過程においては、直接の担当者からの事情聴取のみに終始することなく、責任者を中心に進めるよう意を用い、相互信頼を基礎として十分意見の交換を行い、一方的判断を押しつけることのないよう留意すること。 (3) 指導監査の結果、問題点を認めたときは、できる限りその発生原因の究明を行うよう努めること。</p>	<p>10 (略)</p>
<p>11 指導監査結果の措置 (1) 講評及び指示等 指導監査職員は、指導監査終了後、幹部及び関係職員の出席を求めて講評及び必要な助言・勧告又は指示を行うこと。 ただし、人事等特に幹部のみに講評を行うことを適当とする事項については、その者に対し別途講評及び助言・勧告又は指示を行うこと。</p>	<p>11 (略)</p>

児童福祉行政指導監査の実施について  
(平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)

- (2) 指導監査の復命  
指導監査職員は、帰庁後速やかに指導監査結果について復命書を作成し、かつ、これに指導監査職員の所見及び現地における意見、要望等を付して都道府県知事に提出するものとする。
- (3) 指導監査結果の検討及び措置  
指導監査結果については、綿密に検討してその問題点を明らかにし、これに対する監査の対象となった実施機関及び児童福祉施設又は都道府県が採るべき措置を具体的に決定して、速やかに問題点の解消に努めるよう必要な措置をとること。
- (4) 指導監査結果の指示及び確認  
ア 指導監査結果の指示は、前項の検討に基づき、必要な事項の内容及び改善方法を具体的に文書をもって速やかに行うこと。  
イ 指示事項に対する是正改善の状況は、期限を付して報告を求めるほか、重要事項については必要に応じてその改善状況等を確認するために特別指導監査等の措置を採ること。  
ウ 指導監査において繰り返し是正措置を採るよう指示したにもかかわらず、なお改善がなされていないものについては、必要に応じて法令等に基づく処分を行うこと。

別紙1

児童福祉行政指導監査事項

1 市町村児童福祉行政指導監査事項

主眼事項	着眼点
第1. 児童福祉行政事務処理体制	児童福祉行政主管課の業務体制が適切か。 ア 児童福祉行政主管課の業務処理体制が適切か。 イ 内部組織相互間における連携がとられているか。 ウ 児童福祉施設に対する指導が適切に行われているか。 エ 関係機関等との連携が適切に行われているか。

見直し案

別紙1

児童福祉行政指導監査事項

1 市町村児童福祉行政指導監査事項

主眼事項	着眼点
第1. (略)	(略)

児童福祉行政指導監査の実施について  
(平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)

見直し案

第2. 保育の実施の確保

1. 要保育児童の把握状況

- (1) 要保護児童（数）等が適切に把握されているか。
  - ア 保育の実施条例の制定及び運用が適切に行われているか。
  - イ 保育所等の情報提供の方法、内容等が適切に行われているか。
  - ウ 学齢前児童及び要保育児童数の把握が適切に行われているか。
- (2) 保育所の適正配置等が行われているか。
  - ア 保育所の配置状況が適切であるか。
  - イ 定員見直し、統廃合等が適切に行われているか。
  - ウ 認可外保育所等関連施設の把握が適切に行われているか。

2. 保育の実施事務処理状況

- 保育の実施事務処理が、適切に行われているか。
- ア 保育所入所手続（申込窓口（保育所の代行も含めて）、申込書、申込時期、保育の実施機関、入所承諾書の交付等）が利用者の利便に配慮しているか。
- イ 入所申込書の受付から入所決定までの事務処理が迅速に処理されているか。
- ウ 希望した保育所への入所のため、入所の円滑化に努めているか。
- エ 入所の選考（選考する場合の条件、選考基準の制定・内容・公表）が適正に行われているか。
- オ 「保育に欠ける状況」の確認が適正に行われているか。
- カ 待機児童の解消等に向けた適切な対応、低年齢児（0～2歳）の入所状況を適切に把握し、これらに対する対応計画を立案しているか。  
また、開所・閉所時間、育休・産休明け保育・途中入所等の保育需要に対応しているか。

第2. (略)

(略)

児童福祉行政指導監査の実施について  
(平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)

見直し案

3. 保育所運営費の  
事務処理状況

キ 広域入所を行っているか。関係市町村との連絡調整等が行われているか。

- (1) 支弁対象児童の把握等の状況が適切に行われているか。
- (2) 保育単価の設定、通知等が適切に行われているか。
- (3) 支弁台帳（総括表、施設表）の記載が適正に行われているか。
- (4) 運営費の支弁（時期、各種加算費（特に民改費の設定、額の算定等）、額の算定、支弁方法等）が適正に行われているか。
- (5) 同一世帯内の扶養義務者の把握、その課税確認（特に住宅取得控除）、減免の方法が適正に行われているか。
- (6) 保育料の徴収方法等が適切に行われているか。
- (7) 運営費の精算（実支出額、支弁額、徴収金基準）が適正に行われているか。
- (8) 保育児童に関する台帳等の関係書類が適正に整備・保存されているか。

第3. 入所施設措置費の事務処理状況

- (1) 母子生活支援施設、助産施設への要措置者の実態把握及び措置者（世帯）の入所状況が適正に行われているか。
- (2) 母子生活支援施設、助産施設への措置者（世帯）の徴収金算定基礎が適正に行われているか。
- (3) 支弁対象者（世帯）の事務処理が適正に行われているか。  
ア 入所措置事務（入所申請の受理、調査、判定、指導、措置等）が適正に行われているか。  
イ 措置解除、停止、変更等の事務処理が適正に行われているか。
- (4) 支弁台帳（総括表、施設表）の記載が適正に行われているか。

第3. 入所施設措置費の事務処理状況

- (1) 母子生活支援施設、助産施設への要利用者の実態把握及び利用者（世帯）の入所状況が適正に行われているか。
- (2) 母子生活支援施設、助産施設への利用者（世帯）の徴収金算定基礎が適正に行われているか。
- (3) 支弁対象者（世帯）の事務処理が適正に行われているか。  
ア 入所申込事務（入所申請の受理、調査、判定、指導等）が適正に行われているか。  
イ 母子保護の実施及び助産の実施の解除、停止、変更等の事務処理が適正に行われているか。
- (4) （略）

児童福祉行政指導監査の実施について  
(平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)

見直し案

- (5) 措置費支弁（時期、額の算定、支払方法等）が適正に行われているか。
- (6) 同一世帯内の扶養義務者の把握、その課税確認が適正に行われているか。
- (7) 措置費の積算（実支出額、支弁額、徴収金基準）が適正に行われているか。

- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)

2 施設指導監査事項  
(1) 社会福祉施設共通事項

2 施設指導監査事項  
(1) 社会福祉施設共通事項

主眼事項	着眼点
第1. 適切な入所者処遇の確保	施設の処遇について、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向希望等を尊重するよう配慮がなされているか。 施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限していないか。
1. 入所者処遇の充実	(1) 処遇計画は、適切に策定されているか。 ア 処遇計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び入所者本人等の希望に基づいて策定されているか。 また、処遇計画は、入所後、適正な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえたうえで策定され、必要に応じて見直しが行われているか。 イ 処遇計画は医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策定され、かつその実践に努めているか。 ウ 入所者の処遇記録等は整備されているか。

主眼事項	着眼点
第1. (略)	(略)
1. (略)	(1) (略)

児童福祉行政指導監査の実施について  
(平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)

見直し案

- (2) 機能訓練が、必要な者に対して適切に行われているか。
- (3) 適切な給食を提供するよう努められているか。  
 ア 必要な栄養所要量が確保されているか。  
 イ 嗜好調査、残食(菜)調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。  
 ウ 入所者の身体状態に合わせた調理内容になっているか。  
 エ 食事の時間は、家族生活に近い時間となっているか。  
 オ 保存食は、一定期間(2週間)適切な方法(冷凍保存)で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。  
 カ 食器類の衛生管理に努めているか。  
 キ 給食関係者の検便は適切に実施されているか。
- (4) 適切な入浴等の確保がなされているか。  
 入所者の入浴又は清拭(しき)は、1週間に少なくとも2回以上行われているか。特に、入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設けるなど週2回の入浴等が確保されているか。
- (5) 入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われているか。  
 排泄の自立についてその努力がなされているか。トイレ等は入所者の特性に応じた工夫がなされているか。また、換気、保湿及び入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。
- (6) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。

- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)

児童福祉行政指導監査の実施について (平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)		見直し案	
	<p>(7) 医学的管理は、適切に行われているか。                      ア 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。                      イ 施設の種別、入所定員の規模別に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれているか。(必要な日数、時間が確保されているか。)また、個々の入所者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、<u>看護婦等</u>への指示が適切に行われているか。                      (8) <u>レクリエーション</u>の実施等が適切になされているか。                      (9) 家族との連携に積極的に努めているか。また、入所者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。                      (10) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。                      (11) 実施機関との連携が図られているか。</p>		<p>(7) 医学的管理は、適切に行われているか。                      ア (略)                      イ 施設の種別、入所定員の規模別に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれているか。(必要な日数、時間が確保されているか。)また、個々の入所者の身体状況・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、<u>看護師等</u>への指示が適切に行われているか。                      (8) (略)                      (9) (略)                      (10) (略)                      (11) (略)</p>
2. 入所者の生活環境等の確保	<p>施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。                      ア 入所者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。また、障害に応じた配慮がなされているか。                      イ 居室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。                      ウ 居室等の清掃、衛生管理、保湿、換気、採光及び照明は適切になされているか。</p>	2 (略)	(略)
3. 自立、自活等への支援援助	<p>入所者個々の状況等を考慮し、施設種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。</p>	3 (略)	(略)

<p>児童福祉行政指導監査の実施について (平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)</p>		<p>見直し案</p>	
<p>第2. 社会福祉施設 運営の適正実施の 確保 1. 施設の運営管理 体制の確立</p>	<p>健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう務めているか。 (1) 入所定員及び居室の定員を遵守しているか。 (2) 必要な諸規程は、整備されているか。 管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。 (3) 施設運営に必要な帳簿は整備されているか。 (4) 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。 (5) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。 (6) 施設長に適任者が配置されているか。 ア 施設長の資格要件は満たされているか。 イ 施設長は専任者が確保されているか。施設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。 (7) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。 (8) 施設設備は、適正に整備されているか。また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。 (9) 運営費は適正に運用され、弾力運用も適正に行われているか。 ア 施設の運営が適正に行われた上で、運営費の弾力運用が行われているか。 イ 運用収入の本部会計への繰入額は妥当であるか。また、その積算根拠は明確にされているか。 ウ 繰越金は、優先的に各種引当金に充てられているか。</p>	<p>第2. 社会福祉施設 運営の適正実施の 確保 1. 施設の運営管理 体制の確立</p>	<p>(略) (1) (略) (2) (略)  (3) (略) (4) (略)  (5) (略) (6) (略)  (7) (略) (8) (略) (9) 運営費は適正に運用され、弾力運用も適正に行われているか。 ア (略) イ (略)  ウ 繰越金は、優先的に各種積立金に充てられているか。</p>

児童福祉行政指導監査の実施について  
(平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)

見直し案

	<p>エ 繰越金及び引当金は、安全確実な方法で管理運用されているか。また、取り崩し等についての県（市）への協議は適正に行われているか。</p> <p>(10) 高額繰越金等を有している場合、入所者処遇等に必要な改善を要するところはないか。高額繰越金等を有している場合及び当期繰越金等が運営費の収入決算額の5%以上の施設について、設備、職員処遇、入所者処遇に改善を要するところはないか。</p> <p>(11) 施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。</p>		<p>エ 繰越金及び積立金は、安全確実な方法で管理運用されているか。</p> <p>(10) 高額繰越金等を有している場合、入所者処遇等に必要な改善を要するところはないか。</p> <p>(11) (略)</p>
<p>2. 必要な職員の確保と職員処遇の充実</p>	<p>(1) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努められているか。 ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。 イ 職員への健康診断等健康管理は、適正に実施されているか。</p> <p>(2) 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。</p> <p>(3) 職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。</p> <p>(4) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。</p>	<p>2 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>3. 防災対策の充実強化</p>	<p>防災対策について、その充実強化に努めているか。 ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。 イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。</p>	<p>3 (略)</p>	<p>(略)</p>

児童福祉行政指導監査の実施について  
(平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)

見直し案

ウ 消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。

(略)

(2) 児童福祉施設事項

主眼事項	着眼点
第1. 適切な入所者 <u>処遇</u> の確保	施設の処遇等について、児童の保護者等及び関係機関（児童相談所・福祉事務所等）との連絡調整が図られているか。
1. 入所者 <u>処遇</u> の充 実	[児童入所施設] (1) <u>児童の意見を表明する機会が十分確保されているか。</u> (2) <u>体罰等懲戒権が濫用されていないか。</u> ア <u>施設の規程に懲戒に係る権限の濫用の禁止に係る事項が盛り込まれているか。</u> イ <u>児童の権利擁護に関する施設内研修が実施されているか。</u> (3) <u>生活指導、職業指導が適切に行われているか。</u>

(2) 児童福祉施設事項

主眼事項	着眼点
第1. 適切な入所者 <u>支援</u> の確保	施設入所者への支援等について、児童の保護者等及び関係機関（児童相談所・福祉事務所等）との連絡調整が図られているか。
1. 入所者 <u>支援</u> の充 実	[児童入所施設] (1) <u>子ども一人一人の権利を尊重し、その意見や訴えをくみ取る仕組みが設けられているか。</u> (2) <u>懲戒に係る権限の濫用及び被措置児童等虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等）防止に向けての取り組みが行われているか。</u> (3) <u>個々の子どもの特性に応じた支援を行うための専門的知識や援助技術の習得など職員の資質向上に努めているか。</u> (4) <u>施設長が子どもの権利擁護や子どもの指導、職員の管理、危機管理に関して十分な見識を有し、適切に指導・監督ができているか。</u> (5) <u>子どもの生命を守り、安全を確保するために、事件や事故防止、健康管理に関して必要な措置が講じられているか。</u>

児童福祉行政指導監査の実施について  
(平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)

見直し案

- (6) 個々の子どもの特性や家庭状況に応じた生活指導、職業指導、家庭復帰又は自立支援に向けた適切な指導・援助が行われているか。
- (7) 子どもの指導・援助の際に、必要に応じ児童相談所等関係機関との連携が適切に行われているか。

児童福祉行政指導監査の実施について  
(平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)

見直し案

- [保育所]
- (1) 開所・閉所時間、保育時間、開設日数が適切に設けられているか。
  - (2) 入所児童の年齢制限を行っていないか。
  - (3) 入所児童の発達に応じた適切な保育が行われているか。
  - (4) 保護者との連絡（登所、降所等）が適切に実施されているか。
  - (5) 定員を超えて私的契約児を入所させていないか。
  - (6) 調理の業務委託が行われている場合、契約内容等が遵守されているか。

- [共通事項]
- (1) 健康診断の結果の記録・整理・保管が適切に行われているか。
  - (2) 乳幼児突然死症候群の事故防止に配慮しているか。
  - (3) 給食材料が適切に保管されているか。
  - (4) 給食日誌の記録及び脱脂粉乳の受払記録が適正に行われているか。
  - (5) 3歳未満児に対する献立、調理（離乳食等）についての配慮がされているか。
  - (6) 食中毒対策が適切に行われているか。

第2. 社会福祉施設  
運営の適正実施  
の確保  
1. 施設の運営管理  
体制の確立

- 措置費等を財源に運営する児童福祉施設の経理事務は、適切に事務処理され、措置費等が適切に使われているか。
- (1) 予算及び補正予算の編成の時期と積算は適切に行われているか。
    - ア 措置費等の請求金額が適正に行われているか。
    - イ 事業費と事務費の流用が適正に行われているか。

(略)

(略)

児童福祉行政指導監査の実施について  
 (平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)

見直し案

<p>2. 必要な職員確保と職員処遇の充実</p> <p>3. 防災対策の充実強化</p>	<p>ウ 利用者負担金（職員給食費等＝共通事項）・（延長保育、一時保育利用料、私的契約児利用料＝保育所）が適正な額となっているか。                  エ 他の会計間の貸借が適正に行われているか。                  オ 現金、預金等の保管が適正に行われているか。                  カ 内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか。</p> <p>(1) 通勤・住宅手当等の各種手当が規定され、適正に支払われているか。                  (2) 労働基準法第24条・第36条の労使の協定が締結され、労働基準監督署へ提出されているか。                  (3) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度へ加入しているか。</p> <p>(1) 非常時に対する避難設備（階段、避難器具）が整備され、点検されているか。                  (2) 防犯について配慮されているか。</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
---	---	------------	------------

児童福祉行政指導監査の実施について (平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)		見直し案	
別紙2		別紙2	
児童扶養手当支給事務指導監査事項		児童扶養手当支給事務指導監査事項	
1 市等監査事項		1 市等監査事項	
主眼事項	着眼点	主眼事項	着眼点
1 主管課の業務体制の状況	支給事務に必要な業務体制が取られているか。	(略)	(略)
2 関係機関等との連携の状況	関係部課、関係機関との連携が図られているか。		
3 広報の状況	(1) 制度の広報が十分に行われているか。 (2) 受給者に対し制度(各種届を含む。)周知が十分行われているか。		
4 機関委任事務に対する指導状況	認定事務を行政区等に事務委任している指定都市等においては、国の指導通知及び市内の取扱い水準を統一するための連絡会議、研修会議等が行われているか。		
5 規則に定める諸様式用紙等の作成、記入、整理及び保管の状況	認定請求書、現況届等及び関係書類提出受付処理簿、受給資格者台帳等の整理・保管が適切に行われているか。		
6 認定請求書の受理状況	(1) 窓口における認定請求書の作成指導が適切に行われているか。 (2) 認定請求書の受理時において添付書類が整備されているか。		
7 認定請求書の審査及び認定の状況	(1) 配偶者、子、扶養義務者との身分関係及び生計維持関係等についての事実関係の確認が十分行われているか。 (2) 受給資格者、配偶者及び扶養義務者の所得等の確認が適切に行われているか。		

児童福祉行政指導監査の実施について (平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)		見直し案	
8 現況届の処理状況	(3) 戸籍担当部門、住民基本台帳担当部門、年金担当部門、施設入所担当部門等関係機関との連携が十分図られているか。 (4) 却下処分は適切に行われているか。	(略)	(略)
9 受給資格喪失者に係る事務処理の状況	(1) 処理状況は的確に行われているか。 (2) 未提出者の取扱いは適正に行われているか。 (3) 時効処理は適切に行われているか。		
10 債権管理事務処理の状況	(1) 資格喪失届の提出指導が適切に行われているか。 (2) 資格喪失届の審査(資格喪失時点の調査・確認を含む。)が適切に行われているか。		
11 負担金及び事務取扱交付金の経理状況	(1) 債権管理事務は適正に行われているか。 (2) 債権発生防止に関する対策が行われているか。  支出が適切に行われているか。		
12 その他	差額追求及び内払調整に基づく減額支給は適切に行われているか。		
2 町村監査事項		2 町村監査事項	
主眼事項	着眼点	主眼事項	着眼点
1 主管課の業務体制の状況	支給事務に必要な業務体制が取られているか。	(略)	(略)
2 関係機関等との連携の状況	関係部課、関係機関との連携が図られているか		

児童福祉行政指導監査の実施について  
(平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)

見直し案

<p>3 制度の広報の状況</p>	<p>(1) 制度の広報が十分行われているか。 (2) 受給者に対し制度（各種届を含む。）周知が十分行われているか。</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>4 規則に定める諸様式用紙等の作成、記入、整理及び保管の状況</p>	<p>認定請求書、現況届等及び関係書類提出受付処理簿、受給資格者名簿等の整理・保管が適切に行われているか。</p>		
<p>5 認定請求書の受理状況</p>	<p>(1) 窓口における認定請求書の作成指導が適切に行われているか。 (2) 認定請求書の受理時において添付書類が整備されているか。</p>		
<p>6 認定請求書の審査及び進達の状況</p>	<p>(1) 配偶者、子、扶養義務者との身分関係及び生計維持関係等についての事実関係の確認が十分行われているか。 (2) 受給資格者、配偶者及び扶養義務者の所得等の確認が適切に行われているか。 (3) 戸籍担当部門、住民基本台帳担当部門、年金担当部門、施設入所担当部門等関係機関との連携が十分図られているか。 (4) 受理から進達までの事務処理期間が適切か。</p>		
<p>7 現況届の処理状況</p>	<p>(1) 現況届の受理時における添付書類が整備されているか。 (2) 受給者及び扶養義務者の所得、年金の確認が適切に行われているか。 (3) 未提出者に対する提出指導及び受給資格を喪失していることが公簿等により確認されている者の扱いが適切に行われているか。</p>		
<p>8 受給資格喪失者に係る事務処理の状況</p>	<p>(1) 資格喪失届の提出指導が適切に行われているか。 (2) 資格喪失届の審査（資格喪失時点の確認を含む。）が適切に行われているか。</p>		

児童福祉行政指導監査の実施について (平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)		見直し案	
9 証書の取扱い状況	(3) 資格喪失届の進達処理が適切に行われているか。 国支給分手当証書が適切に保管されているか。	(略)	(略)
10 事務取扱交付金の経理状況	支出が適切に行われているか。		

(2) 「児童福祉行政指導監査の実施  
について」の着眼点について  
(案)

(案)

「児童福祉行政指導監査の実施について」の着眼点について

「児童福祉行政指導監査実施要綱」の別紙1 児童福祉行政指導監査事項 2 施設指導監査事項 (2) 児童福祉施設事項 第1. 適切な入所者支援の確保 1. 入所者支援の充実 の着眼点については、(1) から (7) それぞれについて、以下のとおりより具体的な内容を示すので、これらの事項を参考にし適正な指導監査の実施を図られたく通知する。

[児童入所施設]

**(1) 「子ども一人一人の権利を尊重し、その意見や訴えをくみ取る仕組みが設けられているか」について**

ア 子どもや保護者に対しその権利や入所後の支援内容等に関して、入所後及びその後定期的に適切な情報提供を行い、説明責任を果たしているか。特に、子どもに対してはいわゆる「権利ノート」の活用等により、子どもが自分の状況や支援内容等を理解できるよう説明されているか。また、その記録が残されているか。

イ 個人情報の保護について十分配慮されているか。

ウ 子ども自身の意に反して行動を制限する等の指導（外出を制限する等）を行う場合があることを、入所時に伝えているか。

エ 施設の行事や食事等、施設の運営に子どもの意見を反映させるようにしているか。また、子どもの意見を取り入れられないときには、子どもにその理由を説明しているか。

オ 苦情解決のための仕組みを設けて（窓口を設置する等）いるか。

カ 苦情解決の仕組みを保護者、子どもに説明するとともに、苦情受付窓口に寄せられた内容について適切に対応し、その結果を公表しているか。

キ 苦情解決に当たって、第三者委員を必要に応じて関与させているか。

**(2) 「懲戒に係る権限の濫用及び被措置児童等虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等）防止に向けての取り組みが行われているか」について**

ア 施設の規程に懲戒に係る権限の濫用の禁止に関する事項が盛り込まれているか。

イ 施設内虐待及び子ども間のいじめの早期発見、予防するための取り組み方針が明文化されているか。また、適切に取り組むための体制の整備がされているほか、取り組み状況が記録されているか。

ウ 施設内虐待を発見したときに職員が取るべき対応や手続が定められているか。

エ 施設内虐待や体罰の禁止、その他子どもの権利擁護に関する研修が実施されているか。

オ 第三者評価を受審し、評価結果に基づいた改善計画が作成され、実施されているか。

**(3) 「個々の子どもの特性に応じた支援を行うための専門的知識や援助技術の習得など職員の資質向上に努めているか」について**

ア 基幹的職員を配置する等により、職員に対し子どもに対する支援の内容等に関する適切な指導（スーパーバイズ）が行われているか。また、職員の精神的負担を軽減するための助言等が行われているか。

イ 子どもの状況に応じた指導方法の習得等について研修等を実施し、職員の援助技術の向上が図られているか。

ウ 職員への就業規則、諸規程の周知は適切に行われているか。

**(4) 「施設長が子どもの権利擁護や子どもの指導、職員の管理、危機管理に関して十分な見識を有し、適切に指導・監督ができているか」について**

ア 懲戒に係る権限の濫用の禁止と施設内虐待の防止について、施設長として事件の発生を想定して具体的な対応策を定め職員に周知しているか。

イ 個々の子どもに対する援助について、その課題、要因、今後の方針及び具体的内容について、ケース会議や職員の報告を通し、職員全員が共有していくように指導・助言を行っているか。

ウ 施設における事件・事故の発生について、職員間の情報伝達、報告を速やかに行うよう徹底しているか。

エ 施設における指導や運営の方針について、施設全体が理解できるようにしているか。

オ 職員の勤務状況等の職員の状態を施設長（管理的立場にあるもの）が把握しているか。

**(5) 「子どもの生命を守り、安全を確保するために、事件や事故防止、健康管理に関して必要な措置が講じられているか」について**

ア 入所している子ども及び職員への安全教育等、安全確保・事故予防のための組織的体制が整備されているか。

イ 入所している子どもの病気・事故等に対応するための研修や、事件・事故予防のための研修等が行われているか。

ウ 事件・事故が起きた際の対応を具体化した危機管理マニュアルは作成されているか。

エ 事故防止のため危険箇所点検リストを作成し、定期的に施設内の安全点検を実施し、その記録は整備されているか。

**(6) 「個々の子どもの特性や家庭状況に応じた生活指導、職業指導、家庭復帰又は自立支援に向けた適切な指導・援助が行われているか」について**

ア 子どもの個々の年齢や成熟の度合、特性に応じた自立支援計画を作成し、子ども

- に対し行った支援の内容等を定期的に検証し、必要に応じて自立支援計画を見直しているか。また、その際子ども及び保護者の意向が十分に尊重されているか。
- イ 子ども自身の意に反して行動を制限する等の指導（外出を制限する等）を行わなければならないとき、その適否を合議により判断し、指導の内容・方法・結果を記録にしているか。
- ウ 家庭環境の調整、退所後の子どものアフターケアが適切に実施されているか。

**(7) 「子どもの指導・援助の際に、必要に応じ児童相談所等関係機関との連携が適切に行われているか」について**

- ア 子どもの指導・援助にあたって、自立支援計画の見直し等の際に児童相談所との連絡・調整が適切に行われているか。
- イ 子どもの指導・援助にあたって、学校、幼稚園、医療機関、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）等との連携が適切に行われているか。



## Ⅷ. 社会保障審議会少子化対策特別部会 の検討の状況について



# 社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告(案)

第21回社会保障審議会  
少子化対策特別部会

資料1

平成20年12月16日

## 一次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けて— (概要)

- 本部会は、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計のため、本年3月に検討開始、5月に「基本的考え方」をとりまとめ。
- その後「経済財政改革の基本方針2008」の「保育サービスの規制改革について平成20年内に結論」等、各方面より様々な指摘。
- 「基本的考え方」やこうした指摘も踏まえ、本部会は9月に検討を再開、制度の具体化に向け、保育を中心に、●回に渡り議論。今後の新たな制度体系の詳細設計に向け、保育を中心に議論の中間的なとりまとめを行うもの。

### 1 これからの保育制度のあり方について

#### (1) これまでの保育制度が果たしてきた役割

- 現在の保育制度は、昭和20年代、女性の雇用労働者としての就労が一般的でなかった当時、特に支援を要する「保育に欠ける」子どものために骨格がつけられた。その後、関係者の尽力により、家庭の状況等に関わらず子どもの健やかな育ちを支援。
- 平成9年に、従来の措置制度を一部見直し、市町村が利用者の希望を勘案して入所決定する制度へ。  
しかしながら、待機児童の解消や地域の保育機能の維持など、近年の社会環境の変化による課題に対応しきれていない現状。

#### (2) 検討に際しての前提

- 「基本的考え方」に基づき、すべての子どもの健やかな育ちの支援を基本に置くこと、保育の公的性格・特性を踏まえること、人口減少地域等を含めた保育機能の維持、選択できるだけの「質」の確保された「量」の保障・財源確保が不可欠であること等を前提。

#### (3) 保育をとりまく近年の社会環境の変化（検討の背景）

##### ① 保育需要の飛躍的増大

- i) 共働き世帯の増加…特に支援を要する子どもの措置としての性格から、多くの子育て家庭が広く一般的に利用するサービスへ
- ii) 大きな潜在需要…未就学児のいる母親の「就業希望の高さ」と現実の「就業率の低さ」との大きなギャップ  
→女性の就業率の高まりに対応し、子どもに健やかな育ちを支える環境を保障するためには、スピード感ある抜本的拡充が不可欠。

##### ② 保育需要の深化・多様化

- i) 働き方の多様化…子育て期の女性の相当部分はパート等非正規雇用、母親の多くも子どもが小さい間、短時間勤務を希望
- ii) 親支援の必要性の高まり…子育て環境が変化する中、一人ひとりの親と向き合い、成長を支援する必要性
- iii) すべての子育て家庭への支援の必要性…核家族化・地域のつながりの希薄化の中、子育ての孤立感・不安感・負担感が増大

- ③ 地域の保育機能の維持…待機児童がいる都市部等の一方、人口減少が進み、地域の保育機能の維持が困難となる地域も。

### (3) 保育をとりまく近年の社会環境の変化（検討の背景）（続き）

#### ④ 急速な少子高齢化への対応－社会経済の変化に伴う役割の深化

…女性が「就労」を断念せずに「結婚・出産・子育て」ができる社会の実現を通じ、我が国の社会経済や、年金・医療・介護を含む社会保障制度全体の持続可能性を確保していくという緊急的・国家的課題に関わる新たな役割が期待されるように。

#### ⑤ 多額の公費投入を受ける制度としての透明性・客観性等の要請…年間1兆円の公費投入がある制度となったことに伴う要請

### (4) 現行の保育制度の課題

#### ① スピード感あるサービス量の抜本的拡充が困難

##### i) 利用保障の弱さ

現行制度は、市町村に「保育の実施義務」を課し、市町村の義務履行を通じ、保護者に保育所が利用される仕組み。ただし、「保育の実施義務」には「例外」が有り、保育所が足りなければ、「その他適切な保護」もあり得る(認可外のあつせんでも可)。このように、個人に対する利用保障が弱い上、厳しい財政状況との兼合いから市町村の基盤整備も困難な仕組み。

\* 他の社会保障制度(医療・介護・障害)では、認定等でサービスの必要性が客観的に認められれば、例外なく受給権が生じ、保険者又は行政が、義務的にサービス利用に伴う費用を支払う仕組み。

##### ii) 認可の裁量性による新規参入抑制

保育所の認可権者である都道府県に広い裁量有り。待機児童がいる市町村で客観的基準を満たしていても、必ずしも認可されず。

\* 他の社会保障制度(医療・介護・障害)では、客観的基準を満たした事業者は、原則として給付対象として指定される仕組み。

##### iii) 主体間の補助格差や運営費の使途制限等による新規参入抑制

NPOや株式会社は施設整備補助の対象外。また、運営費収入の使途制限により、既存施設による経験を活かした新規開設に制約。

##### iv) 保育の必要性の判断と受入保育所決定の一体実施に伴う需要の潜在化

市町村が保育の必要性の判断と受入保育所決定を一体的に実施。定員より過剰になると、窓口等で需要を潜在化させやすい側面。

#### ② 深化・多様化したニーズへの対応

##### i) 保育の必要性の判断基準のあり方

「保育に欠ける」か否かの判断基準が条例に委ねられており、保育所が足りないと短時間就労は認めないなど、財政状況との兼合い等で基準を厳しくせざるを得ない傾向。また、地域により、母子家庭や虐待事例等の十分な利用確保がなされていない。

##### ii) 保育の必要性の判断基準の内容

夜間や短時間、求職者だと認められにくい、同居親族がいると認められない等。

##### iii) 保護者と保育所との関係性

実情を最も良く理解している保護者・保育所の当事者間で、より良い保育に向けた相互理解や協働をより深めていけるような、より向き合った仕組みの制度的な保障

等

#### (4) 現行の保育制度の課題（続き）

##### ③ 認可保育所の質の向上

i) 最低基準のあり方（居住地域にかかわらず子どもに健やかな育ちを支援する環境を保障しつつ、地域の創意工夫を活かせる 仕組みの要請）

ii) 最低基準の内容（子どもの発達保障のための施設設備・従事者の資質・配置のあり方）

iii) 保育士の養成・研修・処遇等（保育の量の抜本的拡充に向けた計画的養成、専門性向上に向けた研修、処遇改善等）

等

##### ④ 認可外保育施設の質の向上

- ・ 現在、約1万箇所の認可外保育施設を約23万人の子どもが利用（認可保育所の施設数の1/2、利用児童数の約1割）。一部の補助・助成を除き、制度的な公費投入はない。
- ・ 個人立の小規模施設が多く、面積基準を満たしているのは6割以上、調理室は約半数、保育士比率は約6割という現状。
- ・ 利用者の6割は、認可保育所と比較の上で、空がない等の理由で認可外保育施設を利用しており、すべての子どもに健やかな育ちを支える環境を保障するため、最低基準の到達に向けた支援が必要。また、公平性確保のための方策も要検討。

##### ⑤ 人口減少地域における保育機能の維持・向上

- ・ 現行制度では、過疎地域等のための「小規模保育所」（認可保育所）の制度があるが、定員20人以上が求められる。また、「へき地保育所」（認可外保育施設）であれば10人で足りるものの、財政支援が一定水準にとどまる。一方、人口減少地域では、一般に非常に厳しい財政状況を抱えている中、すべての子どもに地域の子ども集団の中での成長を保障する必要性。

##### ⑥ 多様な保育サービスについて

###### i) 休日保育・夜間保育等

- ・ 現行制度では、実施の要否を市町村の判断に委ねているが、整備が進まず（認可保育所に占める実施率は休日保育3.8%、夜間保育0.3%）。事実上、休日・夜間は認可外保育施設の利用とならざるを得ない場合が多く見られる。

###### ii) 病児・病後児保育

- ・ 現行制度では、実施の要否を市町村の判断に委ねているが、整備が進まず（認可保育所の利用児童約2700人に1箇所、1市町村当たり0.4箇所）。また、現行の補助制度は、施設類型毎の単一な単価設定で、受入人数規模や実績に対応せず。
- ・ 一方、病児・病後児保育は、利用者数の変動が大きく、運営が安定し難い特質。こうした特質と事業実績の双方に配慮した拡充方策が必要。

#### (5) 今後の保育制度の姿（※その実現には財源確保が不可欠であることに留意が必要）

→ 別添

## 2 放課後児童クラブについて

### (1) 現行制度の課題

- 保育と同様に、大きな潜在需要に対応した量の抜本的拡充に向け、場所・人材の確保が大きな課題。
- 制度上の位置づけも、市町村の努力義務にとどまっており、利用保障が弱い。質の確保はガイドライン等で対応している。
- 財源面についても、裁量的補助であり、国庫補助基準額と運営費用の実態の乖離が指摘。従事者の処遇も厳しい状況。

### (2) 新たな制度体系における方向性

- 質の確保を図りつつ、量的拡充を図ることが重要。小学校の活用とともに、財源確保と併せ人材確保のための処遇改善が必要。
- 基準の必要性やあり方等、制度上の位置づけ(実施責任、利用・給付方式等)、財源面の強化について、さらに検討が必要。

## 3 すべての子育て家庭に対する支援について

### (1) 現行制度の課題

- 各種の子育て支援事業は、市町村の努力義務にとどまっており、実施状況に大きな地域格差。
- とりわけ、一時預かりについては、保育との公費投入の公平性の観点からも、一定の利用保障が求められる。

### (2) 新たな制度体系における方向性

- すべての子育て家庭に対し、子育ての孤立感・不安感・負担感の解消に向け、支援を強化する必要性。
- 一時預かりの保障強化に向け、制度上の位置づけ(実施責任、利用・給付方式等)・財源面の強化について、さらに検討が必要。
- 相談援助やサービス利用調整等を含む子育て支援のコーディネート機能の位置づけ、地域子育て支援拠点事業の量的拡充や機能充実、各種事業の担い手の育成等についてさらに検討が必要。制度上の位置づけ、財源のあり方についてもさらに検討。

## 4 情報公表・評価の仕組みについて

- 利用者のより良い選択、サービスの質の確保・向上等に向け、公的主体による情報公表制度の具体化に向けさらに検討。
- 第三者評価制度については、評価機関の質の向上、受審促進の方策等についてさらに検討。

## 5 財源・費用負担・新たな制度体系について

- 社会保障国民会議最終報告の指摘のとおり、少子化対策は国の社会経済や社会保障全体の持続可能性の根幹に関わるもの。新たな制度体系の実現には財源確保が不可欠であるが、必要な負担を次世代に先送りすることはあってはならない。社会全体(国・地方・事業主・個人)で重層的に支え合う仕組みが必要であることを前提に、新たな制度体系の全体像を検討する中で、以下の点について、引き続き検討。
  - ・ 地方負担については、不適切な地域差が生じないような仕組み、また、公立保育所一般財源化の影響を踏まえた議論
  - ・ 事業主負担については、働き方と関連の深いサービスなど受益と負担の連動、働き方の見直しを促進するような仕組み
  - ・ 新たな制度体系に求められる「包括性・体系性」「普遍性」「連続性」の要素の制度設計上の具体化 等

- 今後、本報告を踏まえ、新たな制度体系のさらなる詳細設計に向け、税制改革の動向も踏まえながら、検討を続けていく。

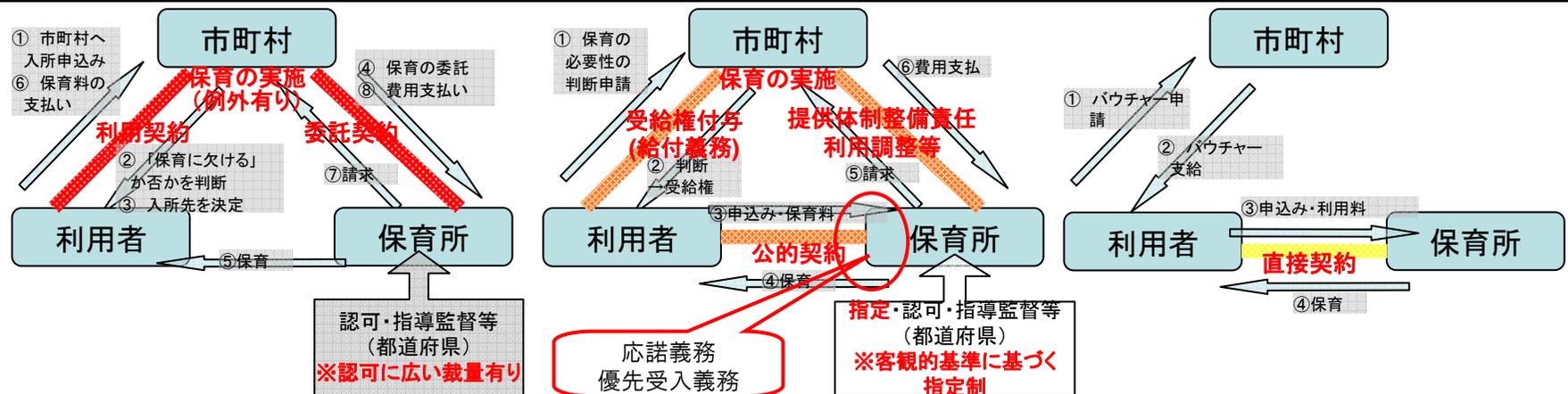
# 今後の保育制度の姿(案) (事務局の整理による考え方の比較表)〈概要〉

※関係者の多様な考え方の中から典型的なものを事務局において整理したもの。

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
保育制度のあり方に関する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 量の拡充や、多様なニーズへの対応が進まないのは、<u>制度的問題ではなく、財源が不十分であるため。</u></li> <li>○ 財源確保とともに、運用改善を行うべき(現行制度を基本的に維持)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 量の拡充や、多様なニーズへの対応が進まないのは、<u>財源が不十分であるだけでなく、制度に起因する問題もある。</u></li> <li>○ 財源確保とともに、現行制度について必要な改革を行うべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 量の拡充や、多様なニーズへの対応は、<u>市場原理に委ねることにより達成されるべき。</u>(価格を通じた需給調整に委ねる)</li> </ul>

<p>1 保育の必要性等の判断</p> <p>(1) 基本的仕組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村が、               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 保育の必要性・量</li> <li>② (需要が供給を上回る場合)利用希望者間の優先度</li> <li>③ 受入先保育所の決定を一体として判断。</li> </ul> </li> <li>※ 受入先保育所が足りない場合は、<u>保育の必要性・量について、独立した判断はなされず</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村が、               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 保育の必要性・量</li> <li>② 優先的に利用確保されるべき子ども(母子家庭・虐待等)かどうかを判断。</li> </ul> </li> <li>※ 保育の必要性・量について、受入先保育所の決定とは<u>独立して判断</u>を実施。 → 客観的に必要性が判断された者に対する例外ない受給権付与により、需要も明確化。</li> <li>※ 保育所に<u>応諾義務(正当な理由なく拒んではならない)</u>と、優先的に利用確保されるべき子どもの<u>優先受入義務</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村が、就労家庭か専業主婦家庭か等の粗い確認の下に<u>バウチャー額を決定。</u></li> <li>○ 利用確保されにくい者には、<u>バウチャー額を上乗せ。</u></li> </ul>
<p>(2) 判断基準の設定</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ すべての子育て家庭を対象。(既存の財源を、就労家庭か専業主婦家庭か等の粗い区分により、均等にバウチャー等で配分。)</li> </ul>
<p>(3) 判断基準の内容 (給付対象範囲)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 給付対象範囲(短時間就労者、求職者等)、優先的に利用確保すべき子ども(母子家庭・虐待事例等)の基本的事項については国が基準を設定。(その上で、<u>地域の実情に応じた基準の設定を可能に(人口減少地域での子ども集団の保障、きめ細かな判断基準等)</u>)</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就労を理由とするものについては、以下のとおり整理。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間就労者に対しても就労量に応じた必要量を判断。</li> <li>・昼間の保育を基本としつつ、<u>早朝・夜間</u>など時間帯にかかわらず必要量を判断。</li> <li>・求職者に対しても必要性を認める。</li> </ul> </li> <li>○ 就労以外の事由(同居親族の介護、保護者の疾病・障害等、虐待事例等)についても保障。</li> <li>○ <u>同居親族の有無を問わず</u>必要性を認める。</li> <li>○ <u>専業主婦家庭</u>に対しても一定量の一時預かりを保障。</li> </ul>		

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
2 保育の提供の仕組み (1)利用保障の基本的仕組み  (2) 利用方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行制度維持(市町村による「保育の実施義務」の履行を通じた保障)</li> <li>○ 現行の「保育の実施義務」に関する例外規定(付近に保育所がない等やむを得ない場合は、その他適切な措置で足りる)については、より厳格な運用を行うよう市町村に周知徹底。 ※ 過去、市町村の事業で同化・定着したものは、一般財源化される傾向</li> <li>○ 市町村-利用者、市町村-保育所-間に契約関係があり、利用者-保育所-間には利用契約なし) 【現行制度維持】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 客観的に必要性が判断された者に、<u>受給権を例外なく付与。</u></li> <li>○ 市町村に保育の費用の給付義務や、地域の提供基盤の整備計画等を通じた提供体制整備責任や利用支援(利用調整等)からなる実施責任を課す。</li> <li>○ 市町村-利用者、市町村-保育所-間の関係・適切な関与に加え、利用者が保育所と受給権に基づく公的契約を結び、より向合う関係に。【新たな三者関係】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人に一定額のバウチャーの受給権を付与。【バウチャー制】</li> <li>○ 利用者が、一定額のバウチャーに自己負担を上乘せし、市中の事業者と直接契約。【市場原理の直接契約】</li> </ul>
3 参入の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 将来の児童数減少等を勘案し、裁量性ある現行の都道府県の認可制度を存置(待機児童がいても認可拒否が可能) 【現行制度維持】</li> <li>○ 施設整備費や運営費の国庫負担引上げ等で参入を期待。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 客観的基準を満たす事業者は、給付対象とする仕組みとする。【客観的基準による指定制】</li> <li>※ 施設整備費(減価償却費)については、運営費に相当額を上乗せを検討。</li> <li>※ 突然の撤退等により子どもの保育の確保が困難とならないような措置(指定の際の基準のあり方、公的関与のあり方、事業者に対する監査のあり方等)について、さらに検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幅広く利用者が選択した事業者のサービスにバウチャーの充当を可能とする。(市町村と保育所の間には 給付等に関する関係性なし) 【自由市場】</li> </ul>
4 最低基準	○ 客観的基準を満たす事業者を給付対象とし、保育の質を確保。		○ 幅広く利用者が選択した事業者のサービスにバウチャーを充当。



	<p style="text-align: center;">現行制度維持 （「運用改善+財源確保」案）</p>	<p style="text-align: center;">新たな保育の仕組み （「サービス保障の強化等+財源確保」案）</p>	<p style="text-align: center;">市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式</p>
5 費用設定	○ 所得にかかわらず一定の質の保育を保障するため、保育の <u>価格（公費による補助額+利用者負担額）</u> を公定。【 <u>公定価格</u> 】		○ 事業者が自由に価格を設定。
6 給付方法（補助方式）	○ 現行制度を維持。 （市町村が保育所に月単位で運営費を支払い、市町村が利用者から保育料徴収。）	○ 市町村が利用者に対する給付義務を負うが、実務上は市町村が保育所に対して支払い（代理受領）。 <u>利用量（必要量）に応じた単価設定を基本としつつ、安定的運営に配慮。</u> ○ <u>保育料徴収は、保育所が行うことを基本としつつ、未納があっても子どもの保育が確保されるよう、また、事業者への影響に配慮した方策（市町村の関与等）をさらに検討。</u>	○ 市町村が利用者へバウチャーを支給（直接補助）。 ○ 利用者が、一定額のバウチャーに自己負担を上乘せし、市中の事業者に支払い。
7 認可保育所の質の向上	○ 子どもの最善の利益を保障し、子どもの健やかな育ちを支援するため、保育を直接受ける子どもの視点をいかに担保できるかという視点に立って、保育の質の維持・向上を図っていくことが必要。 その上で、保育の質を考える上では、子どもとともに親が成長することの支援、子どもと親が地域社会とのつながりを強める場としての機能、保護者と保育所がともに子どものことを考える環境、保護者の満足感等の視点も重要。 ○ 認可保育所は、保育を必要とする子どもの健やかな育ちを支援する場の要であり、今後とも、その「質」を確保しながら「量」の拡充を図っていくことが必要。 ○ 親支援の必要性、障害児の受け入れの増加、一人親家庭の増加等、家庭環境の変化等に伴って保育所に求められる役割や、専門性の高まり等に対応した <u>保育の質の向上（職員配置、保育士の処遇、専門性の確保等）</u> について、財源確保と併せさらに検討。 ○ 施設長や保育士に対する <u>研修の制度的保障の強化や、実務経験と研修受講を通じてステップアップが図れる仕組み（専門性ある保育士や、現場の保育士を指導助言する役割など）</u> について、また、研修の受講を可能とするためにも <u>配置基準の見直し</u> について、財源確保と併せさらに検討。 ○ さらに、実務経験と研修受講を通じステップアップした者の配置に関しては、 <u>給付において評価する等により、処遇改善を併せて進めていくこと</u> について、財源確保と併せさらに検討。		○ 競争（市場において選択されない事業者の撤退）により、質の確保を図る。
8 認可外保育施設の質の引上げ	○ 最低基準を満たした施設を給付対象とすることを基本。 ○ 認可外保育施設に対しては、 <u>指導強化</u> により対応すべき。	○ 認可外保育施設を現に利用している子どもを含め、すべての子どもに健やかな育ちを保障する観点から、 <u>最低基準への到達に向け、一定水準以上の施設に対して、一定期間の経過的な財政支援が必要。</u>	○ 認可・認可外を問わず、バウチャーを充当可。
9 地域の保育機能の維持・向上	○ <u>小規模サービス類型の創設、多機能型の支援</u> などによる地域の核としての役割を支援。 ○ 人口減少地域の実情に応じ、保育所が担ってきた機能のあり方について、認定こども園の活用も含め、さらに検討。		○ 需要に見合った最適なサービス提供が市場を通じてなされることに期待。

第21回社会保障審議会 少子化対策特別部会	資料4
平成20年12月16日	

# 今後の保育制度の姿(案)

## (事務局の整理による考え方の比較表)

※関係者の多様な考え方の中から典型的なものを事務局において整理したもの。

# 1 保育の必要性等の判断

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
(1) 基本的仕組	<p>○ 市町村が、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 保育の必要性・量</li> <li>② (需要が供給を上回る場合)利用希望者間の優先度</li> <li>③ 受入先保育所の決定</li> </ul> <p>を<u>一体として判断</u>。</p> <p>※ 受入先保育所が足りない場合は、<u>保育の必要性・量について、独立した判断はなされず</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育の必要性・量の判断が独立してなされないため、需要が明確にならない。</li> <li>● 保育の実施義務の例外ともあいまって、十分なサービス量の拡充が進まない。</li> </ul> </div>	<p>○ 市町村が、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 保育の必要性・量</li> <li>② <u>優先的に利用確保されるべき子ども</u> (母子家庭、虐待等)かどうかを判断。</li> </ul> <p>※ 保育の必要性・量について、受入先保育所の決定とは<u>独立して判断</u>を実施。 → 客観的に必要性が判断された者に対する<u>例外ない受給権付与</u>により、需要も明確化。</p> <p>※ 保育所に<u>応諾義務</u> (正当な理由なく拒んではならない)と、優先的に利用確保されるべき子どもの<u>優先受入義務</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● これまで抑制されてきた潜在的な保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。</li> </ul> </div>	<p>○ 市町村が、就労家庭か専業主婦家庭か等の粗い確認の下に<u>バウチャー額を決定</u>。</p> <p>○ 利用確保されにくい者には、<u>バウチャー額を上乘せ</u>。</p> <p>◇ 保育所が保育の必要性・量について確認する方法も考えられる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 実際の保育の利用の可否・量・質等は、事業者の設定する価格の支払いの可否により決まるため、所得による階層化が避けがたい。</li> <li>● 優先的に利用確保されるべき子どもについて、バウチャー額の上乗せでは、確実な利用確保が図られないおそれ。</li> <li>◆ 保育所が確認する方法の場合、確実な確認が難しく、財政膨張のおそれ。</li> </ul> </div>
(2) 判断基準の設定	<p>○ 給付対象範囲(短時間就労者、求職者等)、優先的に利用確保されるべき子ども(母子家庭・虐待事例等)の基本的事項については国が基準を設定。</p> <p>○ その上で、<u>地域の実情に応じた基準の設定を可能に</u>(人口減少地域での子ども集団の保障、きめ細かな判断基準等)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● これまで抑制されてきた潜在的な保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。</li> </ul> </div>	<p>○ <u>すべての子育て家庭を対象</u>。(既存の財源を、就労家庭か専業主婦家庭か等の粗い区分により、均等にバウチャー等で配分。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● バウチャー額が不十分であれば、多額の自己負担を上乘せなければ利用できず、女性の労働市場参加が十分進まない(いわば価格により需給調整が図られる)。</li> <li>● 一方、十分なバウチャーを支給するためには、財源確保が必要。</li> </ul> </div>	

# 1 保育の必要性等の判断（続き）

	現行制度維持 （「運用改善+財源確保」案）	新たな保育の仕組み （「サービス保障の強化等+財源確保」案）	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
(3) 判断基準の内容 (給付対象範囲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就労を理由とするものについては、以下のとおり整理。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間就労者に対しても就労量に応じた必要量を判断。</li> <li>・昼間の保育を基本としつつ、早朝・夜間など時間帯にかかわらず必要量を判断。</li> <li>・求職者に対しても必要性を認める。</li> </ul> </li> <li>○ 就労以外の事由(同居親族の介護、保護者の疾病・障害等、虐待事例等)についても保障。</li> <li>○ 同居親族の有無を問わず必要性を認める。</li> <li>○ 専業主婦家庭に対しても一定量の一時預かりを保障。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 優先的に利用確保すべき子ども(母子家庭、虐待事例等)に加え、需要が供給を上回る地域における対象者間(例：フルタイム勤務者と短時間勤務者)の優先度の判断の必要性の有無・方法等についてさらに検討。</li> <li>※ 短時間勤務者など定期的・短時間利用や、不定期勤務者について、フルタイム利用と受け皿を別とすかどうかは、基本的に個々の事業者の判断と考えられるが、新たな給付類型を設けるかどうかさらに検討。</li> <li>※ 専業主婦家庭など不定期・一時的利用については、就労者など定期的利用とは、別の受け皿とすることを基本とし、一時預かりとして保障。</li> <li>※ 保護者が非就労である障害児については、障害者施策との関係も含め、さらに検討。</li> </ul> </li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● これまで抑制されてきた潜在的な保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ すべての子育て家庭を対象とする。(既存の財源を、就労家庭か専業主婦家庭か等の粗い区分により、均等にバウチャーで配分。)</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● バウチャー額が不十分であれば、多額の自己負担を上乘せなければ利用できず、女性の労働市場参加が十分進まない(いわば価格により需給調整が図られる)。</li> <li>● 一方、十分な額のバウチャーを支給しようとするれば、財源確保が必要。</li> </ul> </div>	
(4) 給付上限量	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行制度を維持。 (11時間の開所時間内における8時間の利用を基本。11時間の開所時間を超える利用(延長保育)については、実施の有無・保育料の設定ともに、各市町村又は保育所の判断による。)</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該市町村又は保育所の設定する開所時間(例:7時～18時)に利用時間帯が合致するか否かで、利用できる量や保育料が決まり、不公平な側面(早朝・夜間にまたがった利用者等)。</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者ごとに、給付上限量(時間)を、例えば週当たり2～3区分程度で判断。</li> <li>○ 働き方の見直しが同時に進められるべきであることを踏まえ、就労時間と通勤に要する時間を考慮し、さらに検討。</li> <li>※ 当該時間を超える利用(超過勤務等に伴う利用)に対する財政支援のあり方についてはさらに検討。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 給付上限量を超える利用に一定の支援を行う場合、働き方の見直しの観点も踏まえ、負担のあり方を併せて検討。</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村が、就労家庭か専業主婦家庭か等の粗い確認の下にバウチャー額を決定。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記と同様。</li> </ul> </div>

# 1 保育の必要性等の判断（続き）

	現行制度維持 （「運用改善+財源確保」案）	新たな保育の仕組み （「サービス保障の強化等+財源確保」案）	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
(5)優先的に利用確保されるべき子どものための仕組み	<p>○ 優先的に利用確保されるべき子ども（母子家庭・虐待事例等）については、市町村が保育の必要性・量の判断と併せ、<u>優先度を判断</u>。</p> <p>○ 市町村が、入所保育所を決定。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 優先的に利用確保されるべき子どもについて、<u>選択権が十分保障されない場合</u>があり得る。</li> </ul> </div> <p>○ 虐待事例など、<u>保護者の自発的な利用申込みが期待できないケース</u>については、<u>市町村が保育の利用申込みの勤奨等により意思決定を補佐するとともに、必要な場合は児童養護施設等への措置を実施</u>。（こうした市町村としての公的関与の中で、虐待事例等について、関係機関が連携する市町村の支援のネットワークに適切につないでいく仕組みが必要。）</p> <p>※ 低所得者、障害などを理由に、事業者の不適切な選別により、サービス利用ができなくなることはないよう、公正な選考を保障する仕組みについて、さらに検討。</p>	<p>○ 保育所に、<u>応諾義務</u>（正当な理由なく利用を拒んではならない）を課すとともに、優先的に利用確保されるべき子どもから、<u>受入れを行う優先受入義務</u>を課す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 優先的に利用確保されるべき子どもが緊急に生じた場合の<u>受け皿の確保策</u>についてさらに検討。</li> </ul> </div>	<p>○ 保育の必要性が高い子どもについては、<u>バウチャー額を上乗せ</u>。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 優先的に利用確保されるべき子どもについて、<u>確実な受入れが担保されず、選択権も保障されない</u>。</li> <li>● 保護者の自発的な利用申込みが期待できないケースの解決が困難。</li> </ul> </div>
(6)「欠ける」という用語の見直し	<p>○ 「保育に欠ける」という用語について、例えば「保育を必要とする」など、今後の保育制度の姿にふさわしいものに見直すこととする。</p>		

## 2 保育の提供の仕組み

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
(1)利用保障の 基本的仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行制度維持(市町村による「<u>保育の実施義務</u>」の履行を通じた保障)</li> <li>○ 現行の「<u>保育の実施義務</u>」に関する例外規定(付近に保育所がない等やむを得ない場合は、その他適切な措置で足りる)については、<u>より厳格な運用を行うよう市町村に周知徹底</u>。</li> <li>※ 過去、市町村の事業で同化・定着したものは、一般財源化される傾向</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町村の判断に委ねる仕組みを維持する以上、より厳格な運用を求めても、厳しい市町村財政の中、自ずと限界がある。(長期にわたり、市町村の努力が続けられてきた結果として、待機児童の解消に至らない現状)</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>客観的に必要性が判断された者に、受給権を例外なく付与</u>。</li> <li>○ 市町村に保育の費用の給付義務や、地域の提供基盤の整備計画等を通じた<u>提供体制整備責任</u>や<u>利用支援</u>(利用調整等)からなる実施責任を課す。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● これまで抑制されてきた潜在的な保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人に<u>一定額のバウチャーの受給権を付与</u>。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● バウチャー額が不十分であれば、多額の自己負担を上乗せしなければ利用できず、女性の労働市場参加が十分進まない(いわば価格により需給調整が図られる)。</li> <li>● 一方、十分な額のバウチャーを支給しようとするれば、財源確保が必要。</li> </ul> </div>
(2)利用方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村—利用者、市町村—保育所との間に<u>契約関係</u>があり、<u>利用者と保育所の間には契約関係なし</u>。)【現行制度維持】</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護者と保育所が協働して機動的により良い保育を目指していく関係になりにくい(保育所においてニーズに即応した対応がしづらいという声もある。)</li> <li>● 今後の需要動向が個別の保育所に伝わりにくいなど、供給増が適切になされにくい。</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村—利用者、市町村—保育所との間の<u>関係・適切な関与に加え、利用者が保育所と受給権に基づく公的契約を結び、より向合う関係に</u>。【新たな三者関係】</li> <li>※ 利用者の保育所への申込み手続や、保育所の募集・選考等の円滑・公平な実施のため、市町村の関与や、第三者も含めたコーディネート等の仕組みについてさらに検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者が、一定額のバウチャーに自己負担を上乗せし、市中の事業者と<u>直接契約</u>。【市場原理の直接契約】</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育の必要性が高い子どもの利用が確保されないおそれ</li> <li>● 需要が供給を上回る地域において、利用者の申込みや、事業者の募集・選考における混乱が生じるおそれ</li> </ul> </div>
(3) 利用者の手続負担や保育所の事務負担に対する配慮	— (現行制度を維持)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者の申込み手続や、事業者の募集・選考等の円滑・公平な実施のため、<u>市町村の一定の関与</u>(利用調整等)や、<u>第三者によるコーディネート</u>の仕組みについて、さらに検討。</li> </ul>	—

### 3 参入の仕組み

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
(1)参入の基本的 仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 将来の児童数減少等を勘案し、裁量性ある現行の都道府県の認可制度を存置(待機児童がいても認可拒否が可能) 【現行制度維持】</li> <li>○ 施設整備費や運営費の国庫負担引上げ等で参入を期待。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要な保育量の拡充が図られず、女性の労働市場参加が進まないことにより、我が国の社会経済が縮小均衡に陥り、ひいては社会保障全体の持続可能性にかかわる。</li> <li>● 税源委譲・地方分権の強い流れの中で、国庫負担割合の大幅な引き上げは非現実的。</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 客観的基準を満たす事業者は、給付対象とする仕組みとする。【客観的基準による指定制】</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● これまで抑制されてきた保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幅広く利用者が選択した事業者のサービスにバウチャーの充当を可能とする。(市町村と保育所の間には 給付等に関する関係性なし) 【自由市場】</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育の質が担保されず、子どもの良好な育成環境が保障できない。</li> </ul> </div>
(2) NPO法人 等に対する 施設整備補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行制度を維持。 (施設整備費補助は、解散時に財産を国庫返納することとなっている社会福祉法人に限定すべき。)</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 初期投資費用が回収できないため、多様な主体の参入が図られず、必要な保育量の拡充が進まない。</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設整備費(減価償却費)については、運営費に相当額を上乗せを検討。</li> <li>○ 集中的な整備を促進するための補助や、経過期間における改修費用等の補助は維持。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● これまで抑制されてきた供給が顕在化するため、財源確保が必要。</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業者が、自由に設定する利用料において、施設整備費用も回収。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業者の設定する価格の支払いの可否により決まるため、所得による階層化が避けがたい。</li> </ul> </div>
(3)運営費の 使途制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行制度を維持。 (保育所運営費の当該保育所以外の充当を制限する現行の仕組みを維持。)</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 運営実績を有する法人による新規の保育所開設が行いにくく、必要な保育量の拡充が進まない。</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 他制度の例も参考に見直し。</li> <li>※ 社会福祉法人会計基準の適用については、指導監督の適切性が確保できるかどうか等の観点も含め、引き続き検討。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 株式配当の可否等について、事業運営の安定性確保、保育事業以外への資金の流出の妥当性等の観点も含めさらに慎重に検討。</li> <li>● 保育士の処遇へ与える影響について、さらに検討が必要。</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 株式配当等を含め、自由。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 不適切な水準の株式配当等が行われるおそれ。</li> </ul> </div>

### 3 参入の仕組み（続き）

	現行制度維持 （「運用改善+財源確保」案）	新たな保育の仕組み （「サービス保障の強化等+財源確保」案）	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
(4)多様な提供主体の参入や、量の抜本的拡充に際しての「質」の担保・指導監督	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 突然の撤退等により子どもの保育の確保が困難となることがないように措置（指定の際の基準のあり方、公的関与のあり方、事業者に対する監査のあり方等）について、さらに検討。</li> <li>○ また、公費による給付の適正性を確保するための方策のあり方についても、併せて、さらに検討する必要がある。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 競争（市場において選択されない事業者の撤退）により、質の確保を図る。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市場を通じた淘汰には時間を必要とし、悪質な事業者によるサービス提供を受けた子どもの不利益は撤回が困難。</li> </ul> </div>

## 4 最低基準、5 費用設定、6 給付方式

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
4 最低基準	<p>○ 客観的基準を満たす事業者を給付対象とし、保育の質を確保。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ただちに基準を満たすことが困難な認可外保育施設の質の引き上げ</li> <li>● 給付対象となるサービスのみでは需要を満たし得ない地域における公平性の確保</li> </ul> </div>		<p>○ 幅広く利用者が選択した事業者のサービスにバウチャーを充当。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育の質が担保されず、子どもの良好な育成環境が保障できない。</li> </ul> </div>
5 費用設定	<p>○ 所得にかかわらず一定の質の保育を保障するため、保育の価格(公費による補助額+利用者負担額)を公定。【公定価格】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 付加的サービスについての価格設定等の取扱いについて、さらに検討。</li> </ul> </div>		<p>○ 事業者が自由に価格を設定。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育の利用の可否・量・質等は、支払い能力により決まるため、所得によるサービスの階層化が避け難い。</li> <li>● 需要が供給を上回る地域における価格の高騰が避けられず、価格により需給が調整される結果として、女性の労働市場参加が十分進まない。</li> <li>● 低所得層の負担軽減が十分でない。</li> </ul> </div>
6 給付方法 (補助方式)	<p>○ 現行制度を維持。 (市町村が保育所に月単位で運営費を支払い、市町村が利用者から保育料徴収。)</p>	<p>○ 市町村が利用者に対する給付義務を負うが、実務上は市町村が保育所に対して支払い(代理受領)。利用量(必要量)に応じた単価設定を基本としつつ、安定的運営に配慮。</p> <p>○ 保育料徴収は、保育所が行うことを基本としつつ、未納があっても子どもの保育が確保されるよう、また事業者への影響に配慮した方策(市町村の関与等)をさらに検討。</p>	<p>○ 市町村が利用者へバウチャーを支給(直接補助)。</p> <p>○ 利用者が、一定額のバウチャーに自己負担を上乗せし、市中の事業者を支払い。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 上欄に同じ。</li> <li>● 保育料未納の場合に、子どもの保育が確保されない可能性。</li> </ul> </div>

## 7 認可保育所の質の向上

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
最低基準のあり方	○ 地域によって子どもに保障される保育の質が異なることはあってはならず、最低限の水準を確保すべき。		○ 幅広く利用者が選択した事業者のサービスにバウチャーの充当を可能とする。
保育の質の具体的な向上	○ 子どもの最善の利益を保障し、子どもの健やかな育ちを支援するため、保育を直接受ける子どもの視点をいかに担保できるかという視点に立って、保育の質の維持・向上を図っていくことが必要。 その上で、保育の質を考える上では、子どもとともに親が成長することの支援、子どもと親が地域社会とのつながりを強める場としての機能、保護者と保育所がともに子どものことを考える環境、保護者の満足感等の視点も重要。 ○ 認可保育所は、保育を必要とする子どもの健やかな育ちを支援する場の要であり、今後とも、その「質」を確保しながら「量」の拡充を図っていくことが必要。 ○ 親支援の必要性、障害児の受け入れの増加、一人親家庭の増加等、家庭環境の変化等に伴って保育所に求められる役割や、専門性の高まり等に対応した保育の質の向上(職員配置、保育士の処遇、専門性の確保等)について、財源確保と併せさらに検討。 ※ 保育の実施に責任を有する市町村が保育所の質の確保のために取り組むことや第三者評価も含めた各保育所の運営の検証・評価の取組を進めることなども重要。 ※ 保育の質の維持・向上のためには、行政による監査の徹底・強化、保育士と子どもとの間の安定的関係の観点から離職率といった点を把握・点検できる仕組み、保育士の職場環境が変わる中実際の保育現場で実践できる保育士の育成・研修、保育士の特性と能力を最大限発揮するための職場のマネジメントなども重要。 ○ 施設長や保育士に対する研修の制度的保障の強化や、実務経験と研修受講を通じてステップアップが図れる仕組み(専門性ある保育士や、現場の保育士を指導助言する役割など)について、また、研修の受講を可能とするためにも配置基準の見直しについて、財源確保と併せさらに検討。 ○ さらに、実務経験と研修受講を通じステップアップした者の配置に関しては、給付において評価する等により、処遇改善を併せて進めていくことについて、財源確保と併せさらに検討。 ※ 量の抜本的拡充を進めるに当たり必要な保育士の計画的養成につき、さらに検討。 ※ 研修の制度的保障の強化に当たっては、認可保育所のみならず、認可外保育施設まで含め、地域内のすべての保育従事者に対して行うものとする方向で、さらに検討。	【想定される課題】 ● 財源確保と併せてさらに検討。	【想定される課題】 ● 保育の質が担保されず、子どもの良好な育成環境が保障できない。 ○ 競争(市場において選択されない事業者の撤退)により、質の確保を図る。 【想定される課題】 ● 市場を通じた淘汰には時間を必要とし、悪質な事業者によるサービス提供を受けた子どもの不利益は撤回が困難。 ● コスト削減を目的に、従事者の処遇が悪化し、結果として子どもの不利益になるおそれ。
保育の質に関する継続的な検証の仕組みの構築	○ 保育の質が子どもの育ちに与える影響等について、科学的・実証的な調査・研究により、継続的に検証を行っていく仕組みを構築する。		-

## 8 認可外保育施設の質の引上げ

	現行制度維持 （「運用改善＋財源確保」案）	新たな保育の仕組み （「サービス保障の強化等＋財源確保」案）	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
認可外保育施設の質の引上げ	<p>○ 最低基準を満たした施設を給付対象とすることを基本。</p> <p>○ 認可外保育施設に対しては、指導強化により対応すべき。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 財政支援なしに指導強化のみで質の引上げを図るのは困難と考えられる。</li> </ul> </div>	<p>○ 認可外保育施設を現に利用している子どもを含め、すべての子どもに健やかな育ちを保障する観点から、最低基準への到達に向け、一定水準以上の施設に対して、一定期間の経過的な財政支援（最低基準到達支援）が必要。</p> <p>※ どの水準の施設まで経過的な最低基準到達支援の対象とするかはさらに検討。</p> <p>※ 無資格の従事者が業務に従事しながら資格取得を図れる仕組みを含め、認可外保育施設の従事者に対する研修のあり方等をさらに検討。</p> <p>※ 最低基準を満たす保育の量の拡充や、認可外保育施設の経過的な最低基準到達支援を行ってもなお、給付対象サービスのみでは需要を満たし得ない地域における利用者間の公平性の確保の方法については、さらに検討。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一定期間経過後も移行できない施設をどうするかさらに検討。</li> </ul> </div>	<p>○ 認可・認可外を問わず、バウチャーを充当可。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育の質が担保されず、子どもの良好な育成環境が保障できない。</li> </ul> </div>
	<p>○ 認可外保育施設の質の確保・向上に向けて、都道府県の指導監督の強化とともに、地域内のすべての保育従事者を対象とした研修の実施や、地域内の認可保育所や子育て支援に関わる者とのネットワーク形成など、市町村と連携した取組をさらに検討。</p>		
小規模サービス類型の創設	<p>○ 家庭的保育（保育ママ）事業に加え、新たな小規模保育サービス類型を創設。（※必要な基準等については、さらに検討。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 財源確保と併せてさらに検討。</li> </ul> </div>		<p>○ 認可・認可外を問わず、バウチャーを充当可。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育の質が担保されず、子どもの良好な育成環境が保障できない。</li> </ul> </div>
早朝・夜間保育	<p>○ 早朝・夜間帯の保育については、その特性を踏まえ、必要な基準等について、さらに検討。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 財源確保と併せてさらに検討。</li> </ul> </div>		<p>○ 認可・認可外を問わず、バウチャーを充当可。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育の質が担保されず、子どもの良好な育成環境が保障できない。</li> </ul> </div>

## 9 地域の保育機能の維持・向上

	現行制度維持 （「運用改善+財源確保」案）	新たな保育の仕組み （「サービス保障の強化等+財源確保」案）	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
小規模サービス類型 の創設	<p>○ 家庭的保育(保育ママ)事業に加え、新たな小規模保育サービス類型を創設することにより、人口減少地域における生活圏域での保育機能の維持を図る。（※必要な基準等については、さらに検討。）</p> <p style="text-align: center;">↑</p> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 財源確保と併せてさらに検討。</li> </ul>		<p>○ 需要に見合った最適なサービス提供が市場を通じてなされることに期待。</p> <p style="text-align: center;">↑</p> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育基盤が維持されないおそれ。</li> </ul>
多機能型の支援	<p>○ 人口減少地域において、保育所が、地域子育て支援拠点や児童館、放課後児童クラブなどの役割を併せて担う「多機能型」を支援することにより、地域の子育て支援の拠点として、また、地域社会の核としての役割を果たすことを支援する。（※必要な基準等については、さらに検討。）</p> <p style="text-align: center;">↑</p> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 財源確保と併せてさらに検討。</li> </ul>		<p>○ 需要に見合った最適なサービス提供が市場を通じてなされることに期待。</p> <p style="text-align: center;">↑</p> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育基盤が維持されないおそれ。</li> </ul>
人口減少地域における 保育機能のあり方	<p>○ 人口減少地域の実情に応じ、保育所が担ってきた機能のあり方について、認定こども園の活用も含め、さらに検討。</p>		-

# 10 多様な保育サービス

	<p>現行制度維持                      (「運用改善+財源確保」案)</p>	<p>新たな保育の仕組み                      (「サービス保障の強化等+財源確保」案)</p>	<p>市場原理に基づく                      直接契約・バウチャー方式</p>
<p>休日保育                      夜間保育</p>	<p>○ 保育のサービス保障の基本的な仕組みが以下のとおり。</p> <p>（現行制度を維持。(市町村による「保育の実施義務」の履行を通じた保障)</p> <p>ただし、現行の「保育の実施義務」に関する例外規定（付近に保育所がない等やむを得ない場合は、その他適切な措置で足りる）については、より厳格な運用を行うよう市町村に周知徹底。</p> <p>○ 認可保育所の中での実施の可否を市町村の判断に委ねた上で、必要なかかり増し経費を奨励的に補助する仕組み。実施保育所数は抑制可（認可に裁量性。また補助対象も裁量的判断。）。</p> <div data-bbox="398 1061 922 1145" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 量の拡充が十分に進まない。</li> </ul> </div>	<p>○ 保育のサービス保障の基本的な仕組みが以下のとおり。</p> <p>（客観的に必要性が判断された者に、受給権を例外なく付与（保育の給付義務）</p> <p>市町村に保育の費用の給付義務や、地域の提供基盤の整備計画等を通じた提供体制整備責任や利用調整等の支援からなる実施責任を課す。</p> <p>○ 曜日や時間帯を問わず、個人に必要な保育量が認められ、受給権が付与される仕組み。（裁量性のない指定制。）</p> <p>※ 利用者が限られ、需要が分散していることにかんがみ、市町村による計画的な基盤整備の仕組みをさらに検討。</p> <p>※ 児童人口が少ない等により、市町村単位では需要がまとまらない地域における実施方法について、さらに検討。</p> <p>※ 夜間保育については、その特性を踏まえ、必要な基準等について、さらに検討。</p> <div data-bbox="981 1077 1527 1220" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● これまで抑制されてきた潜在的な保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。</li> </ul> </div>	<p>○ 保育のサービス保障の基本的な仕組みが以下のとおり。</p> <p>（個人に一定額のバウチャーの受給権を付与。(市町村にバウチャーの給付義務)</p> <p>○ 利用者が一定額のバウチャーに自己負担を上乗せし、市中の事業者と直接契約。実施保育所数は、市場に委ねられる。</p> <div data-bbox="1585 933 2110 1220" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● バウチャーの額が不十分であれば、多額の自己負担を上乗せしなければ利用できず、女性の労働市場参加が十分進まない（いわば価格により需給調整が図られる）。</li> <li>● 一方、十分な額のバウチャーを支給するためには、財源確保が必要。</li> </ul> </div>

## 10 多様な保育サービス（続き）

	現行制度維持 （「運用改善＋財源確保」案）	新たな保育の仕組み （「サービス保障の強化等＋財源確保」案）	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
延長保育 特定保育	○ 基本的に休日・夜間保育と同じ。	<p>○ 基本的枠組みは休日・夜間保育と同じ。 （就労量に応じ、保育の必要量が認められることに伴い、連続的にサービス保障がなされる。）</p> <p>○ 延長保育については、利用者ごとに、給付上限量（時間）を、例えば週当たり2～3区分程度で判断。働き方の見直しが同時に進められるべきであることを踏まえ、就労時間と通勤に要する時間を考慮し、さらに検討。</p> <p>※ 当該時間を超える利用（超過勤務等に伴う利用）に対する財政支援のあり方についてはさらに検討。</p> <p>※ 延長保育利用者が少ない場合に、ファミリーサポートセンター等を含め、子どもにどのように最適な保育を提供していくか、さらに検討。</p>	○ 基本的に休日・夜間保育と同じ。
		 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 給付上限量を超える利用に一定の支援を行う場合、働き方の見直しの観点も踏まえ、負担のあり方を併せて検討。</li> </ul> </div>	
小規模なサービス類型の創設	○ 家庭的保育（保育ママ）事業に加え、新たな小規模保育サービス類型を創設。（※必要な基準等については、さらに検討。）		○ 基本的に休日・夜間保育と同じ。
病児・病後児保育	—	<p>○ 事業者参入に関し、裁量性のない指定制を導入。</p> <p>○ 実績を評価しつつ、安定的運営も配慮した給付設定を行う。</p> <p>※ 働き方の見直しを同時に進めていく必要。</p> <p>※ 子どもの健康・安全が確保される水準の保障とともに、利用しやすい多様なサービスの量の拡充に向けた仕組みをさらに検討。</p>	○ 利用者が一定額のバウチャーに自己負担を上乗せし、市中の事業者と直接契約。実施保育所数は、市場に委ねられる。
		 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● これまで抑制されてきた潜在的な保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。</li> </ul> </div>	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● バウチャーの額が不十分であれば、多額の自己負担を上乗せしなければ利用できず、女性の労働市場参加が十分進まない（いわば価格により需給調整が図られる）。</li> <li>● 一方、十分な額のバウチャーを支給しようとするれば、財源確保が必要。</li> </ul> </div>

## 11 情報公表・評価の仕組み

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
情報公表・評価の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="371 276 2134 363">○ 利用者のより良い選択、情報の公表を通じたサービスの質の確保・向上等に向け、<u>職員の雇用形態や経験年数等を含め、サービスの質に関する一定の情報について、事業者自身による情報公表の仕組みとともに、公的主体が事業者からの情報を集約して、客観的にわかりやすく情報提供する仕組みを制度的に位置づけ、具体化していくことを検討</u></li> <li data-bbox="371 403 2134 459">○ 第三者評価については、質の向上を図るための重要な仕組みであり、評価機関の水準の向上や評価項目のあり方、受審促進の方策等、より実効ある制度となるよう、さらに検討。</li> </ul>		

# 次世代育成支援のための新たな制度体系の検討について

## 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(平成19年12月少子化社会対策会議決定)

- 国民の結婚・出産・子育てに関する希望と現実の乖離を解決するためには、「就労」と「結婚・出産・子育て」の二者択一構造の解決が不可欠であり、①働き方の改革による「仕事と生活の調和」の実現と、②仕事と子育ての両立、家庭における子育てを支援する社会的基盤の構築の2つの取組を「車の両輪」として取り組むことが必要。
- このため、仕事と生活の調和の実現と、希望する結婚・出産・子育ての実現を支える給付・サービスを、体系的・普遍的に提供し、必要な費用について、次世代の負担とすることなく、国・地方公共団体・事業主・個人の負担・拠出の組み合わせによって支える具体的な制度設計の検討に直ちに着手の上、税制改革の動向を踏まえつつ速やかに進めるべき。

## 社会保障審議会 少子化対策特別部会における検討

- 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を踏まえ、社会保障審議会に少子化対策特別部会を設置(平成19年12月)。平成20年3月より新たな制度設計に向けた検討を開始。(※3月までは重点戦略で示された「先行して取り組むべき課題」について検討。)

### 《検討経過》

- 3/14(第4回)ーこれまでの議論の紹介とフリーディスカッション
- 3/21(第5回)ー現物サービスの現状と課題／サービス利用者・提供者のヒアリング
- 4/9(第6回)ー現金給付の現状と課題／費用負担の現状と課題
- 4/21(第7回)ー第4回～第6回を踏まえた議論
- 5/9(第8回)・5/19(第9回)ー次世代育成支援のための新たな制度設計に向けた基本的考え方

- 平成20年5月20日に新たな制度設計に向けた基本的考え方をとりまとめ。  
(※平成20年3月までは、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略において同時に示された「先行して取り組むべき課題」についての議論を実施。)
- その後も、税制改革の動向を踏まえつつ、速やかに検討を進める(9月5日より議論を再開)。

### (社会保障審議会 少子化対策特別部会 委員構成)

岩 淵 勝 好	東北福祉大学教授	庄 司 洋 子	立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授
岩 村 正 彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授	杉 山 千 佳	有限会社セレーノ代表取締役
内 海 裕 美	吉村小児科院長	野 呂 昭 彦	三重県知事
大 石 亜希子	千葉大学法経学部准教授	福 島 伸 一	日本経済団体連合会少子化対策委員会企画部会長
大日向 雅 美	恵泉女学園大学大学院教授	宮 島 香 澄	日本テレビ報道局記者
清 原 慶 子	三鷹市長	山 縣 文 治	大阪市立大学生活科学部教授
駒 村 康 平	慶應義塾大学経済学部教授	山 本 文 男	福岡県添田町長
佐 藤 博 樹	東京大学社会科学研究所教授	吉 田 正 幸	有限会社遊育代表取締役
篠 原 淳 子	日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局局长		

(五十音順 敬称略)

## 少子化対策特別部会の経過

- 第10回 9月5日(金) 15:00~17:00
  - ・最近の動きの報告
  - ・ヒアリング(全国私立保育園連盟、全国保育協議会、日本保育協会)
- 第11回 9月18日(木) 17:00~19:00
  - ・次世代育成支援施策の全体像の確認、「基本的考え方」を踏まえた具体化が必要な検討事項の確認
  - ・ヒアリング(横浜市・保育園を考える親の会 普光院亜紀氏・全国学童保育連絡協議会 真田祐氏)
- 第12回 9月30日(火) 17:00~19:00
  - ・保育サービスの提供の新しい仕組みについて①(保育サービスの必要性の判断基準・利用方式等について①)
- 第13回 10月6日(月) 17:00~19:00
  - ・保育サービスの提供の新しい仕組みについて②(保育サービスの必要性の判断基準・利用方式等について②、事業者参入について①、保育サービスの質の向上について①)
- 第14回 10月14日(火) 17:00~19:00
  - ・保育サービスの提供の新しい仕組みについて③(事業者参入について②、認可外保育施設について①)
  - ・ヒアリング(東京都)
- 第15回 10月22日(水) 15:00~17:00
  - ・保育サービスの提供の新しい仕組みについて④(認可外保育施設について②、保育サービスの質の向上について②)
  - ・ヒアリング(東京大学名誉教授 小林登氏、新宿せいが保育園園長 藤森平司氏)
- 第16回 10月29日(水) 15:00~17:00
  - ・放課後児童クラブについて①
  - ・すべての子育て家庭に対する支援について
  - ・ヒアリング(パオバブ保育園ちいさな家園長 遠山洋一氏、特定非営利活動法人びーのびーの事務局長 原美紀氏)
- 第17回 11月11日(火) 17:00~19:00
  - ・放課後児童クラブについて②
  - ・地域の保育機能の維持・向上について
  - ・情報公表、第三者評価等について
  - ・これまでの議論の項目と保育サービス全体について①
- 第18回 11月21日(金) 10:00~12:00
  - ・これまでの議論の項目と保育サービス全体について②
  - ・経済的支援について①
  - ・社会全体での重層的負担・「目的・受益」と連動した費用負担について①
- 第19回 12月3日(水) 15:00~17:00
  - ・経済的支援について②
  - ・社会全体での重層的負担・「目的・受益」と連動した費用負担について②
  - ・これまでの議論の整理
- 第20回 12月9日(火) 17:00~19:00
  - ・社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告(案)(議論のたたき台)について
- 第21回 12月16日(火) 15:00~17:00
  - ・社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告(案)について

## 保育事業者検討会の経過

- 第1回 9月29日(月) 17:00~19:00
  - ・最近の動きの報告
  - ・少子化対策特別部会の議論について
- 第2回 10月21日(火) 17:00~19:00
  - ・保育サービスの提供の新しい仕組みについて(保育サービスの必要性の判断基準・利用方式について、事業者参入について)
  - ・少子化対策特別部会の議論について
- 第3回 10月27日(月) 13:00~15:00
  - ・保育サービスの質の向上について
  - ・認可外保育施設について
  - ・少子化対策特別部会の議論について
- 第4回 11月17日(月) 13:00~15:00
  - ・すべての子育て家庭に対する支援について
  - ・地域の保育機能の維持・向上について
  - ・情報公表、第三者評価等について
  - ・保育サービス全般について
  - ・少子化対策特別部会の議論について
- 第5回 12月3日(水) 17:30~19:30
  - ・保育サービス全般について
  - ・少子化対策特別部会の議論について
- 第6回 12月10日(水) 15:00~17:00
  - ・保育サービス全般について
  - ・少子化対策特別部会の議論について

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計  
に関する保育事業者検討会  
開催要綱

1 目的

現在、地方自治体関係者や労使関係者などからなる社会保障審議会少子化対策特別部会において、『「子どもと家族を応援する日本」重点戦略』等に基づき、国・地方・事業主・個人の負担の組み合わせによって支える包括的な次世代育成支援のための具体的な制度設計について、税制改革の動向を踏まえつつ検討が進められているところであり、本年5月に「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方」がとりまとめられたところである。

「経済財政改革の基本方針 2008」等において、「保育サービスに係る規制改革については、子どもの福祉への配慮を前提に、利用者の立場に立って、平成 20 年以内に結論を出す」こととされており、今後、これに基づき、少子化対策特別部会においてさらに議論を進めることとしているが、この議論に資するため、雇用均等・児童家庭局長が、保育事業者等の参集を求め、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関して議論を行うため、本検討会を開催することとする。

2 構成

- (1) 検討会の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 検討会に座長を置く。

3 検討事項

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関する検討等

4 運営

検討会の庶務は、雇用均等・児童家庭局保育課が行う。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が雇用均等・児童家庭局長と協議の上、定める。

(別紙)

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計  
に関する保育事業者検討会 名簿

伊東 安男	全国保育協議会副会長・建昌保育園園長
岩淵 勝好	東北福祉大学教授
岡 健	大妻女子大学家政学部准教授
木原 克美	全国私立保育園連盟常務理事・御池保育所園長
坂崎 隆浩	日本保育協会保育問題検討委員会委員長・野木保育園 理事長
佐久間貴子	株式会社 <sup>へ</sup> ネットスタイル <sup>ア</sup> チャイルド <sup>ク</sup> ケア事業部長
庄司 洋子	立教大学大学院 21 世紀社会 <sup>テ</sup> ザ <sup>イ</sup> 研究科教授
菅原 良次	全国私立保育園連盟常務理事・たんぽぽ保育園園長
永野 繁登	日本保育協会理事・玉川保育園園長
西田 泰明	全国保育協議会副会長・わかば保育園園長
西村 重稀	仁愛女子短期大学教授
宮島 香澄	日本テレビ報道局解説委員
棕野 美智子	大分大学教授
山口 洋	株式会社 JP ホールディングス代表取締役

(五十音順 敬称略)

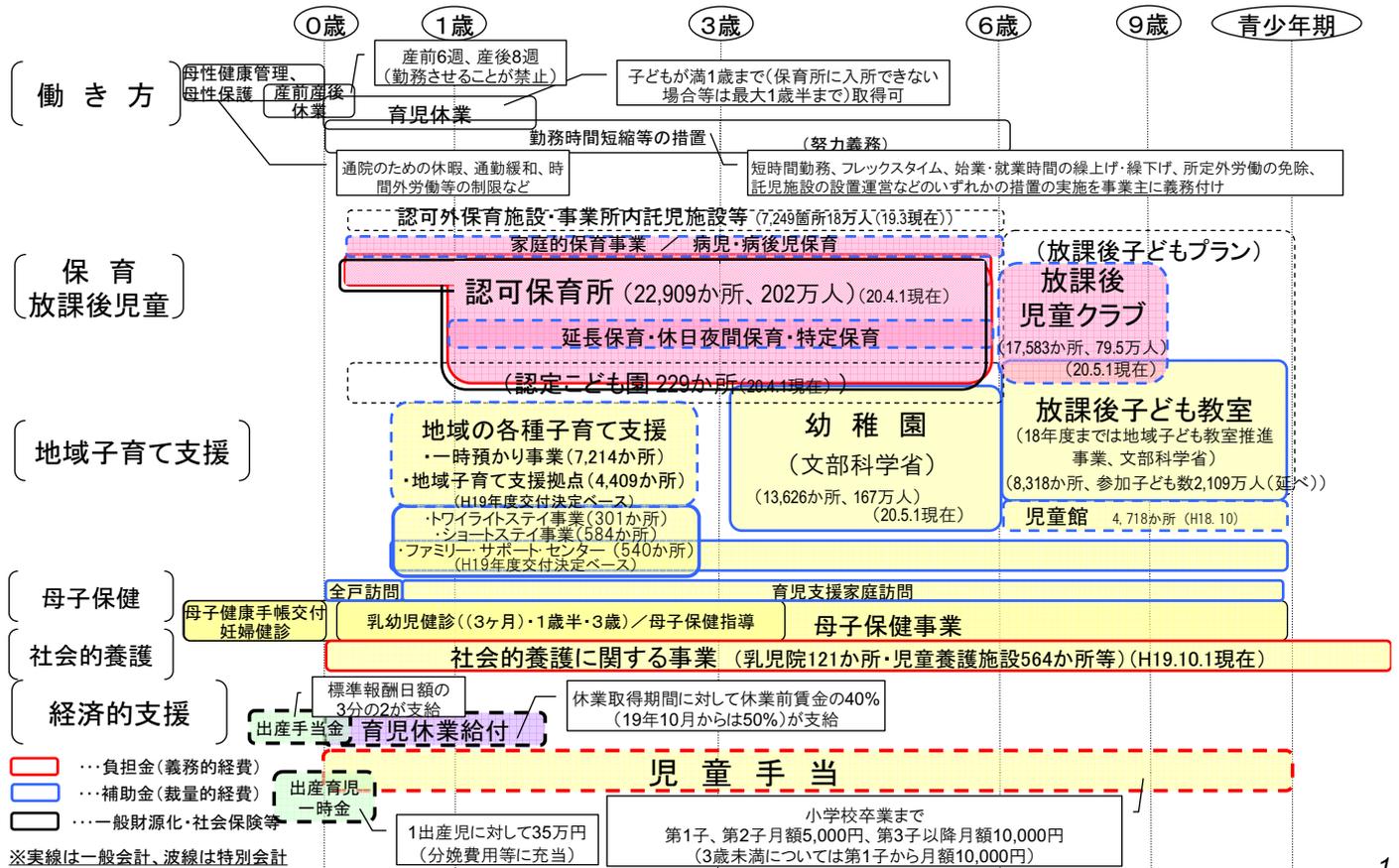
社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告(案)  
一次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けて—  
参考資料集(抜粋)

目 次

・次世代育成支援に係る制度の現状	1
・「基本的考え方」を踏まえた具体化が必要な検討事項(平成20年9月18日 少子化対策特別部会資料)	2
・子どものいる女性の就業希望	3
・労働市場参加が進まない場合の労働力の推移	4
・女性の就業希望を実現するために必要なサービス量(新待機児童ゼロ作戦)	5
・保育所待機児童の現状	6
・次世代育成支援の社会的コストの推計(給付の種類及び現金給付・現物給付別分類) (「子どもと家族を応援する日本」重点戦略)	7
・社会保障の機能強化のための追加所要額(試算)(平成20年11月4日社会保障国民 会議提出資料)	8
・保育サービスの全体像	9
・多様な保育の取組の現状	10
・認可外保育施設数・利用児童数の推移	11
・認可外保育施設の規模	12
・認可外保育施設の年齢別入所児童数・設置主体	13
・認可外保育施設の開所時間	14

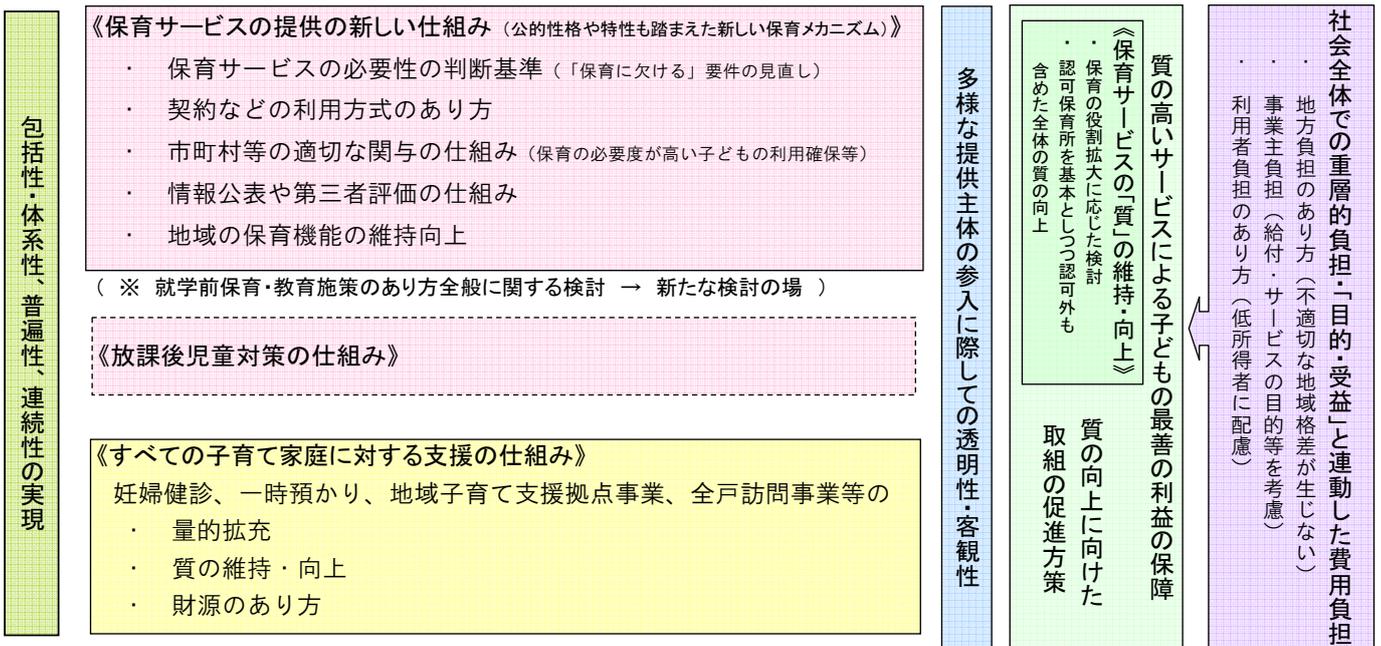
・人口減少地域に関連する保育制度の概要①(小規模保育所(認可保育所))	15
・人口減少地域に関連する保育制度の概要②(へき地保育所(認可外保育施設))	16
・過疎地域を含む市町村における認可保育所の現状(定員・在所児数規模別の分布)	17
・へき地保育所の現状(定員・在所児数規模別の分布)	18
・過疎地域における幼児教育経験者比率	19
・放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移	20
・放課後児童クラブの実施状況	21
・子育ての孤立感	31
・子育ての負担感	32
・就学前児童が育つ場所	33
・他の社会保障制度における市町村事業の仕組み	34
・各種子育て支援事業の取組の現状	35
・各自治体における多様な取組(事例)	36

# 次世代育成支援に関する制度の現状



1

## 「基本的考え方」を踏まえた具体化が必要な検討事項



特別な支援を必要とする子供や家庭に対する配慮を包含

働き方の見直しの必要性

# 子どものいる女性の就業希望

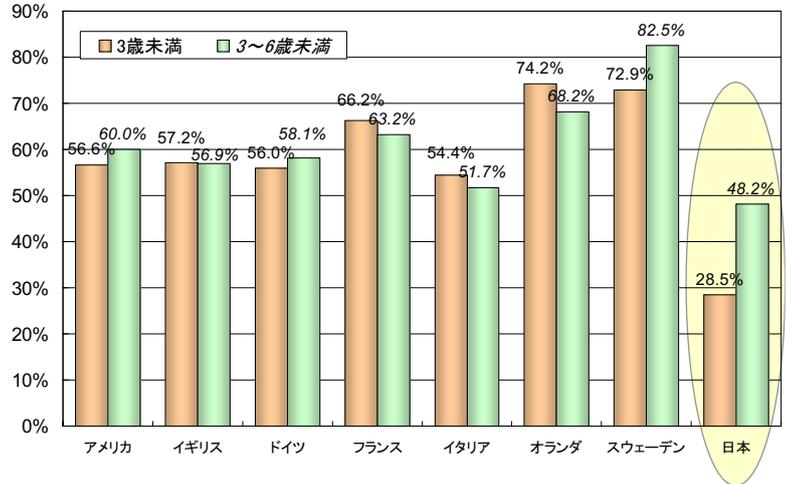
○ 我が国では、諸外国に比べ、幼い子どものいる母親の就業率が相当低い水準にあるが、現在、働いていない母親であっても就業希望のある者は多い。

末子の年齢別子どものいる世帯における母の就業状態(平成18年)

	末子の年齢			
	0~3歳	4~6歳	7~9歳	10~12歳
子どものいる世帯総数	100.0	100.0	100.0	100.0
労働力人口	32.5	51.4	62.9	71.2
就業者	31.0	50.3	61.6	70.5
完全失業者	1.2	1.7	1.3	1.4
非労働力人口	67.5	47.4	36.5	28.1
就業希望者	24.9	19.7	13.2	9.4

出典:総務省「労働力調査詳細調査」(平成18年、年平均)

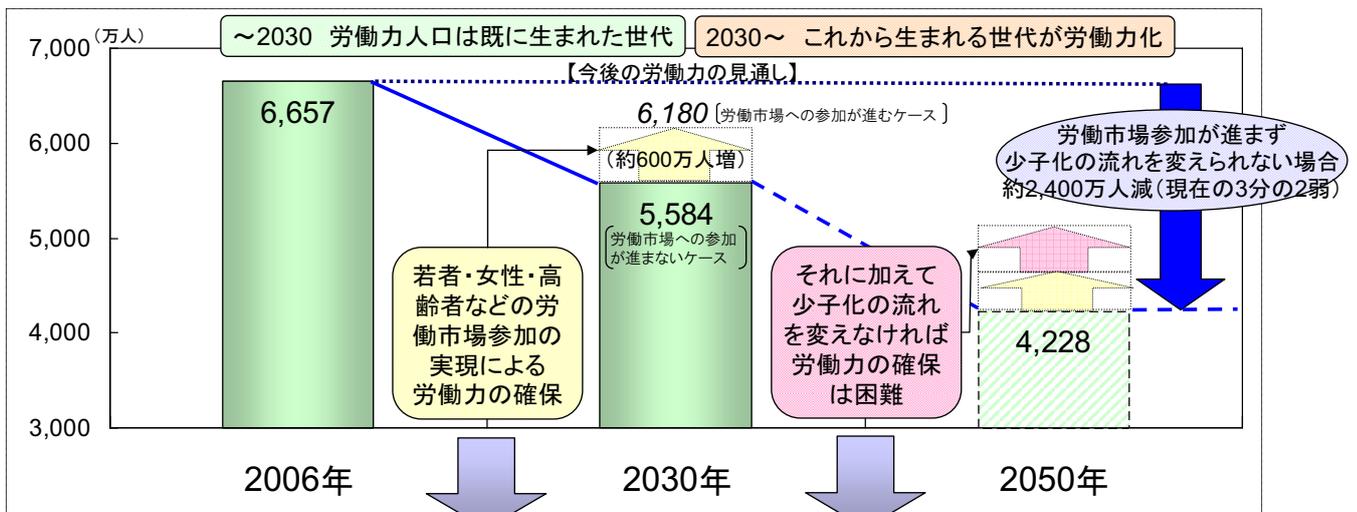
6歳未満の子を持つ母の就業率の比較(2002年)



出典: OECD: Society at a Glance 2005

## 労働市場参加が進まない場合の労働力の推移

- 「就業」と「結婚や出産・子育て」の「二者択一構造」が解決されないなど労働市場への参加が進まない場合、日本の労働力人口は今後大きく減少(特に、2030年以降の減少は急速)。
- 若者や女性、高齢者の労働市場参加の実現と、希望する結婚や出産・子育ての実現を同時に達成できなければ、中長期的な経済発展を支える労働力確保は困難に。その鍵は仕事と子育ての「二者択一構造」の解決。



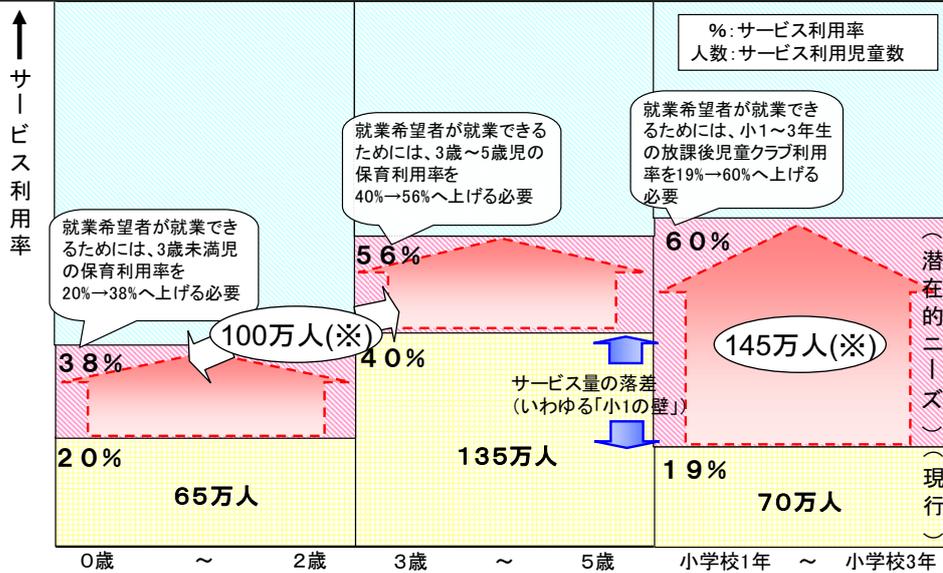
この2つの要請を同時に達成する必要 → 「二者択一構造」の解決が不可欠

- ① 「結婚・出産」のために「就業」を断念すれば、女性の労働市場参加が実現せず、中期的(~2030年頃)な労働力人口減少の要因となり、
- ② 「就業」のために「結婚・出産」を断念すれば、生産年齢人口の急激な縮小により、長期的(2030年頃以降)な労働力確保が困難に。

(注)2030年までの労働力人口は雇用政策研究会報告(平成19年12月)。ただし、2050年の労働力人口は、2030年以降の性・年齢階級別労働力率が変わらないと仮定して、平成18年将来推計人口(中位推計)に基づき、厚生労働省社会保障担当参事官室において推計。

# 女性の就業希望を実現するために必要なサービス量 (新待機児童ゼロ作戦)

○ 現在働いていない幼い子どものいる母親の就業希望を実現するためには、相当量のサービス基盤が必要。  
(「新待機児童ゼロ作戦」では、これらの就業希望を実現するための抜本的なサービス基盤の拡充の必要性を提示。)



※潜在的ニーズの量は、現在の児童人口にサービス利用率を乗じたものであり、将来の児童数により変動があり得る。

(参考)

児童数 (2006年)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3
	108万人	105万人	109万人	112万人	115万人	117万人	118万人	118万人	119万人

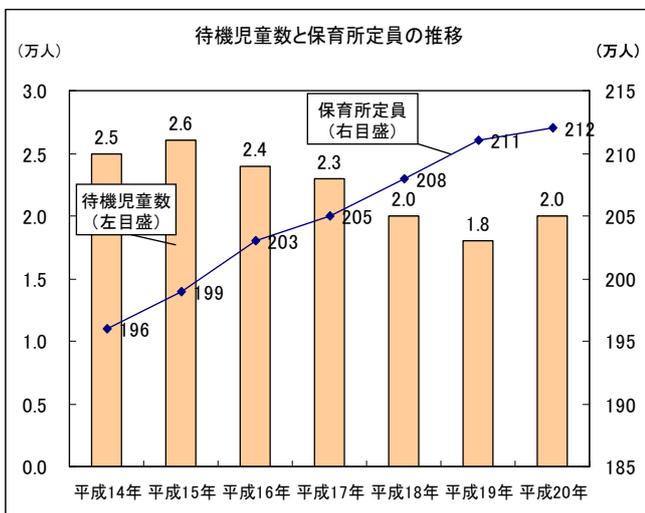
【保育所、放課後児童クラブ単価(円)】

単価(事業費ベース・月額)	171,250円	101,417円	101,417円	49,417円	42,417円	42,417円	10,000円	10,000円	10,000円
単価(公費負担ベース・月額)	136,833円	67,000円	67,000円	22,000円	17,250円	17,250円	5,000円	5,000円	5,000円

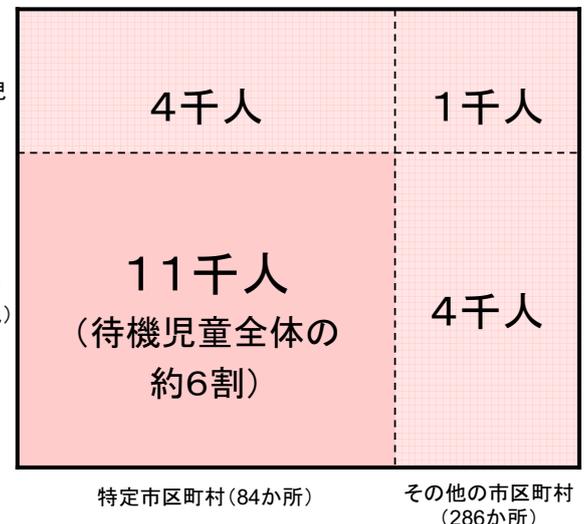
## 保育所待機児童の現状

- 平成20年4月1日現在の待機児童数は1万9,550人(5年ぶりに増加)。
- 過去5年間(H15→20年)で13万人分の保育所定員を整備したが、待機児童数は7千人しか減少していない。(保育所定員が整備されても、潜在需要の顕在化が続き、待機児童が解消されない状況。)
- 待機児童が多い地域は固定化(待機児童50人以上の特定市区町村(84市区町村)で待機児童総数の約76%)。
- 低年齢児(0~2歳)の待機児童数が全体の約76%。

### 【保育所待機児童数と保育所定員の推移】

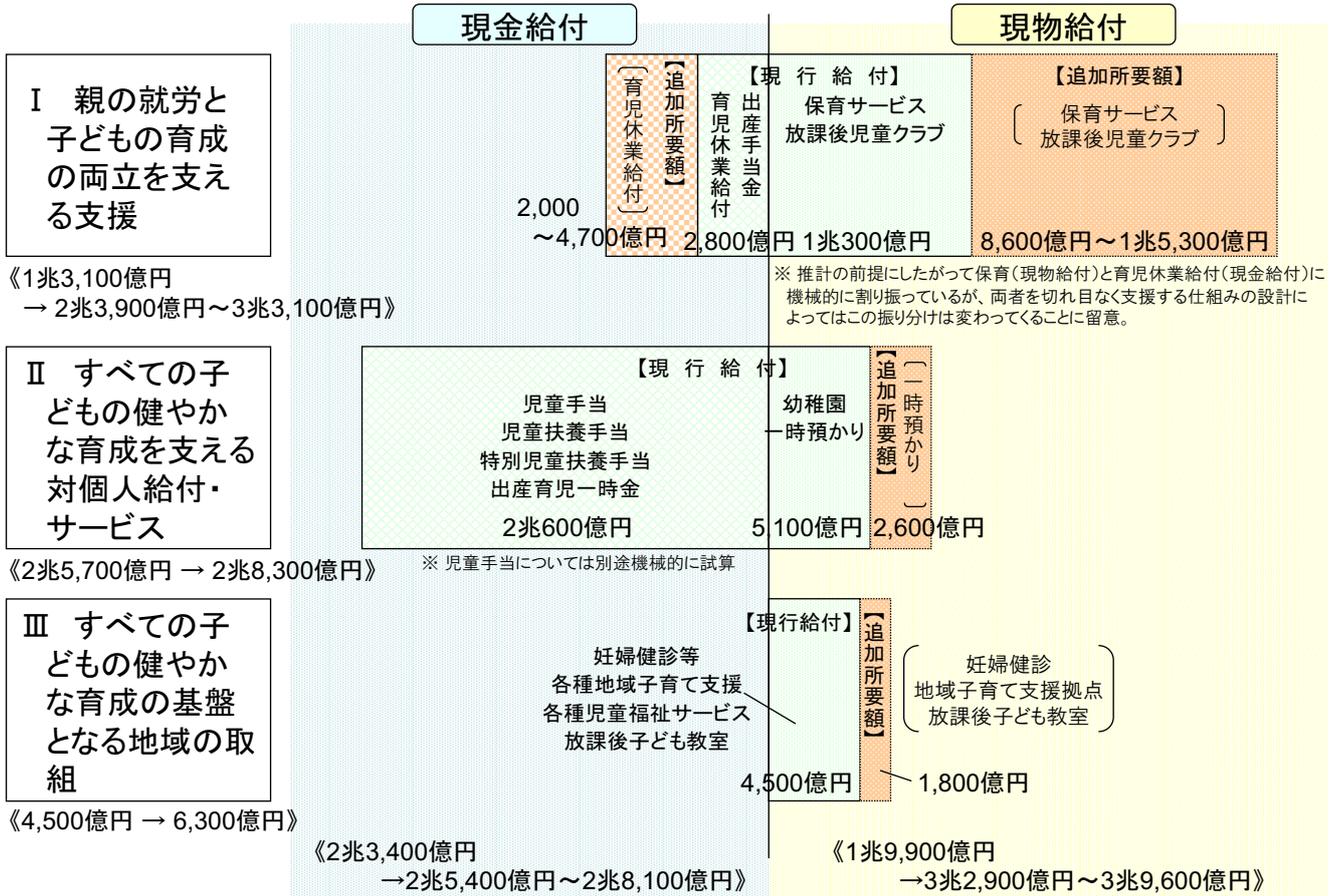


### 【保育所入所待機児童 2万人の内訳】



※ 特定市区町村の待機児童数は、全待機児童数のうち約8割。  
※ 低年齢児の待機児童数は、全待機児童数のうち約7割。

# 次世代育成支援の社会的コストの推計(給付の種類及び現金給付・現物給付別分類)



7

## (11/4 第9回社会保障国民会議 提出資料)

### 社会保障の機能強化のための追加所要額(試算)

2025年度

(社会保障国民会議及び「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に基づく整理)

※下記の追加所要額に加え、基礎年金に係る国庫負担割合の2分の1への引上げ分(消費税率換算1%程度(2009年度で2.3兆円))が必要となる。

	改革の方向性 (新たな施策)	2025年度	
		必要額 (公費ベース)	消費税率換算
基礎年金	○税方式を前提とする場合	約15~31兆円	3 1/2~8%程度
	○社会保険方式を前提とする場合 低年金・無年金者対策の強化 ・最低保障機能の強化 ・基礎年金額の改善 ・受給権確保に係る措置の強化 (免除の活用、厚生年金適用拡大、強制徴収) 等	約2.9兆円	1%弱
医療・介護	医療・介護の充実強化と効率化を同時に実施 急性期医療の充実強化、重点化、在院日数の短縮化 (スタッフの充実等) 機能分化・機能連携による早期社会復帰等の実現 (地域包括ケア、訪問介護・訪問看護、訪問診療の充実等) 在宅医療・介護の場の整備とサービスの充実 (グループホーム、小規模多機能サービスの充実等) 等	約14兆円	4%弱
少子化対策	親の就労と子どもの育成の両立を支える支援 (3歳未満児の保育サービスの利用率 20%→38~44%) (学齢期(小1~3年生)の放課後児童クラブ利用率 19%→60%) (出産前後に希望どおりに継続就業でき、育児休業を取得 (第1子出産前後の継続就業率38%→55%)) すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組 (望ましい受診回数(14回)を確保するための妊婦健診の支援の充実) 等	約1.6~2.5兆円	0.4~0.6%程度
合計	○税方式を前提とする場合	約31~48兆円	8~12%程度
	○社会保険方式を前提とする場合	約19~20兆円	5%程度
社会保障の機能強化に加え基礎年金の国庫負担割合引上げ分を加味	○税方式を前提とする場合		9~13%程度
	○社会保険方式を前提とする場合		6%程度

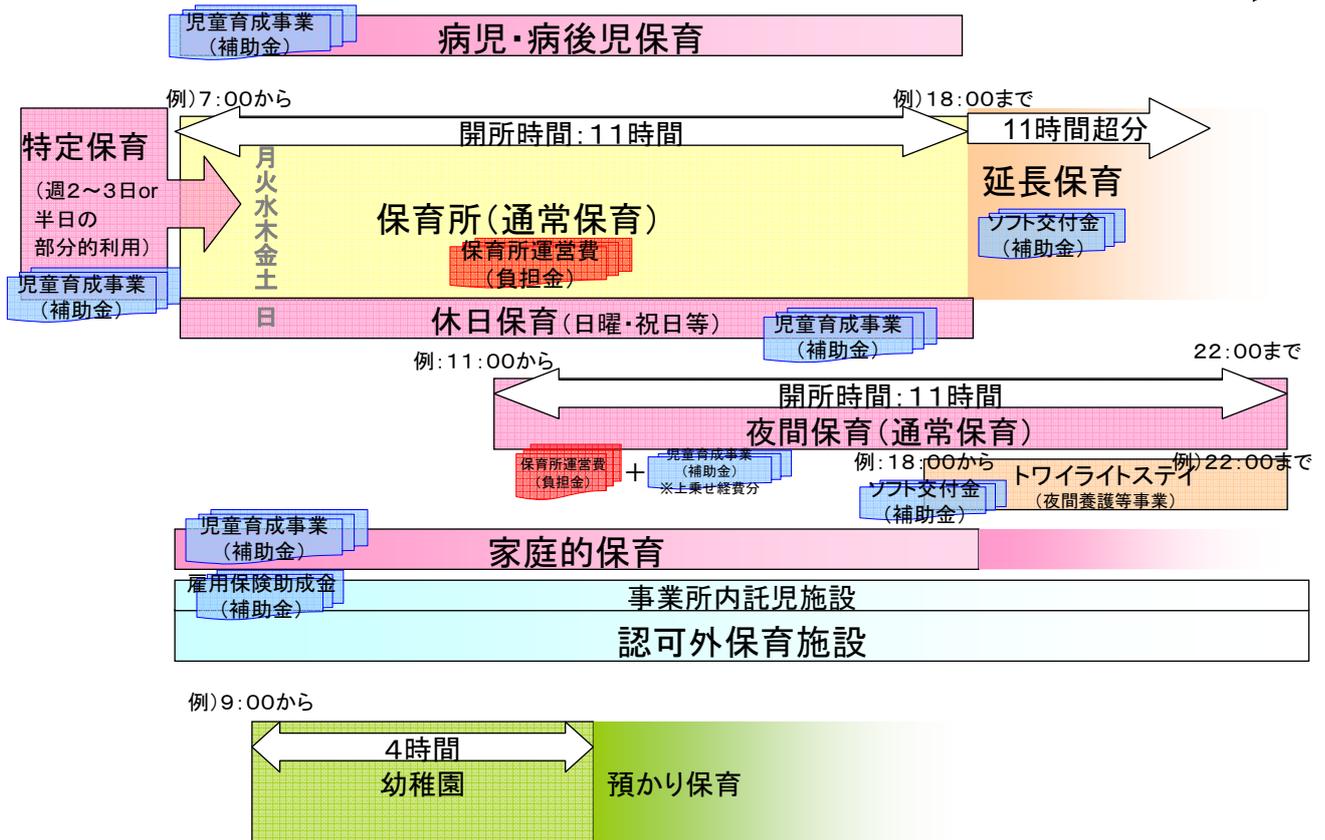
(注1)「社会保障国民会議における検討に資するために行う公的年金制度に関する定量的なシミュレーション」、「社会保障国民会議における検討に資するために行う医療・介護費用のシミュレーション(B2シナリオ)」等に基づく。経済前提は「ケースⅡ-1(医療の伸びはケース①)」を用いた。

(注2)少子化対策に係る追加費用については、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略において示した次世代育成支援の社会的コストの推計を基に、現行の関連する制度の公費負担割合を当てはめて算出した。なお、ここには児童手当等の経済的支援の拡充に要する費用は計上していない。

# 保育サービスの全体像

時間軸: (早朝)

(深夜) →



9

## 多様な保育の取組の現状

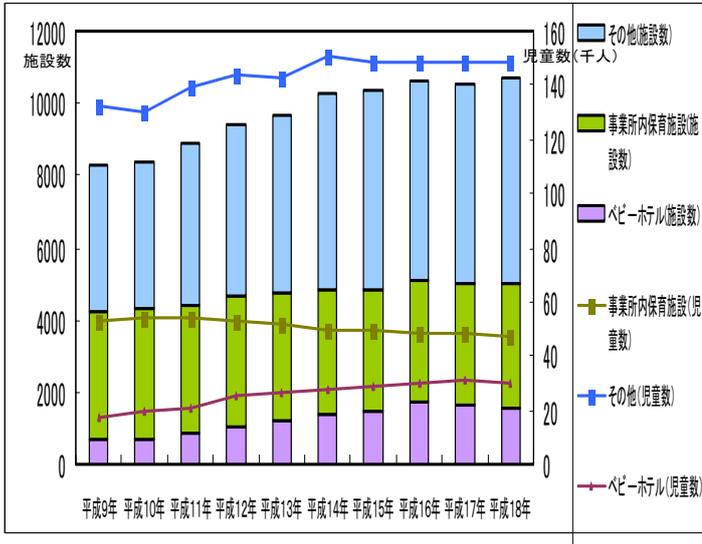
《事業名》	《事業内容》	《19年度実績》	《地域における箇所数》
認可保育所	日中就労等している保護者に代わって、保育に欠ける乳幼児を保育する施設(原則として、開所時間11時間、保育時間8時間、開所日数約300日)	保育所数: 22,909箇所 利用児童数: 202万人 (平成20年4月1日現在)	◆ 1小学校区当たり1.03か所
延長保育事業	11時間の開所時間を超えて保育を行う事業	15,076箇所 (平成19年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所の65.8%
休日保育事業	日曜・祝日等の保育を行う事業 (※年間を通じて開所する保育所が実施)	875箇所 (平成19年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所の3.8% ◆ 1市区町村当たり0.48か所
夜間保育事業	22時頃までの夜間保育を行う事業 (※開所時間は概ね11時間)	74か所 (平成20年3月31日現在)	◆ 認可保育所の0.32% ◆ 1市区町村当たり0.04か所
特定保育事業	週2~3日程度又は午前か午後のみ、必要に応じて柔軟に保育を行う事業	927か所 (H19年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所の4.0% ◆ 1市区町村当たり0.51か所
病児・病後児保育事業	《病児対応型》病院・保育所等の付設の専用スペースで、看護師等が地域の病児を一時的に預かる事業 《病後児対応型》病院・保育所等の付設の専用スペースで、地域の病後児を一時的に預かる事業 《体調不良児型》保育所において、体調不良となった児童を一時的に預かる事業	745箇所 (H19年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所利用児童2,714人当たり1か所 ◆ 1市区町村当たり0.41か所
家庭的保育事業	保育に欠ける乳幼児について、保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者の居宅等において、保育所と連携しながら、少数の主に3歳未満児を保育するもの	家庭的保育者数: 99人 利用児童数: 331人 (H19年度交付決定ベース)	◆ 1市区町村当たり家庭的保育者0.05人

注: 市区町村の総数は1,827(平成19年4月1日現在)。小学校区としての国公立小学校数は22,270(文部科学省「平成20年度学校基本調査(速報)」(平成20年5月1日現在)。

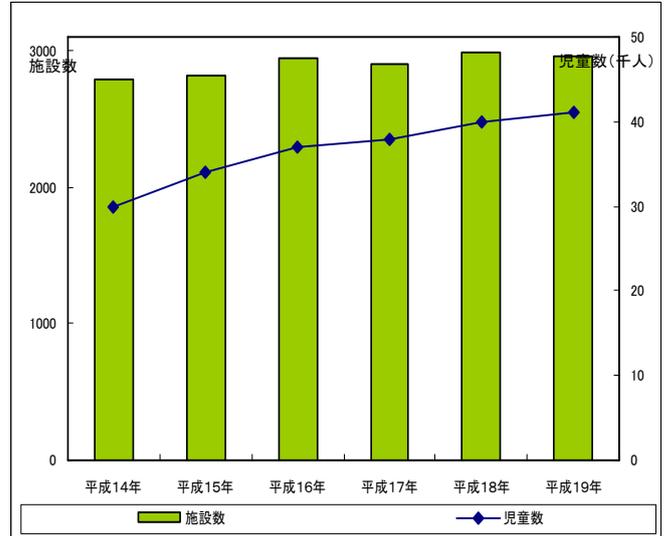
## 認可外保育施設数・利用児童数の推移

- 認可外保育施設数は約1万箇所、利用児童数は約23万人。認可保育所数の約1/2、利用児童数で約1割を占める。
- 利用児童数の近年の推移をみると、事業所内保育施設は減少傾向、ベビーホテルは増加傾向にあるが、全体としては横ばい傾向にある。
- そのうち、自治体独自の補助を受けるいわゆる「自治体単独保育室」の利用児童数は増加傾向にある。

認可外保育施設・利用児童数の推移



うち自治体単独保育室の推移

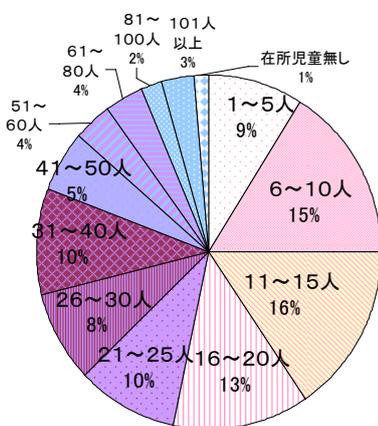


(資料) 保育課調べ 11

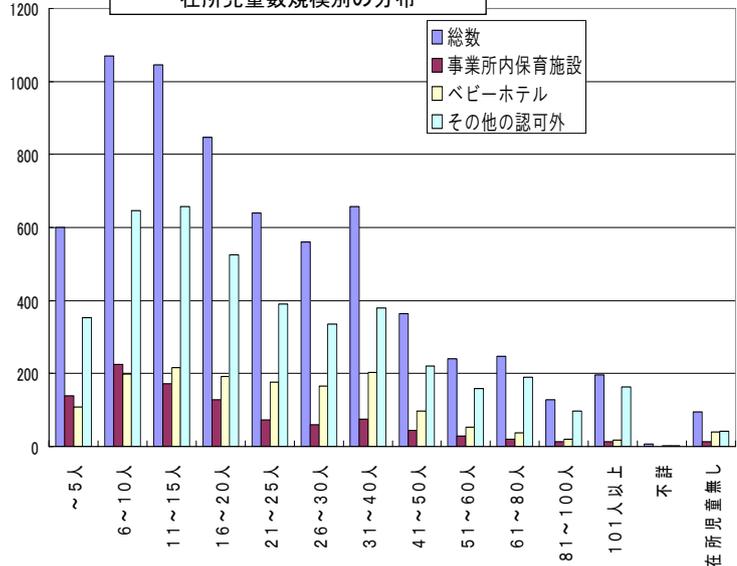
## 認可外保育施設の規模

- 認可外保育施設の在所児童数を見ると、20人以下が53%を占めている。
- 認可保育所の原則的な定員である60人超の規模は1割に満たない。

認可外保育施設の  
在所児童数規模別の構成比



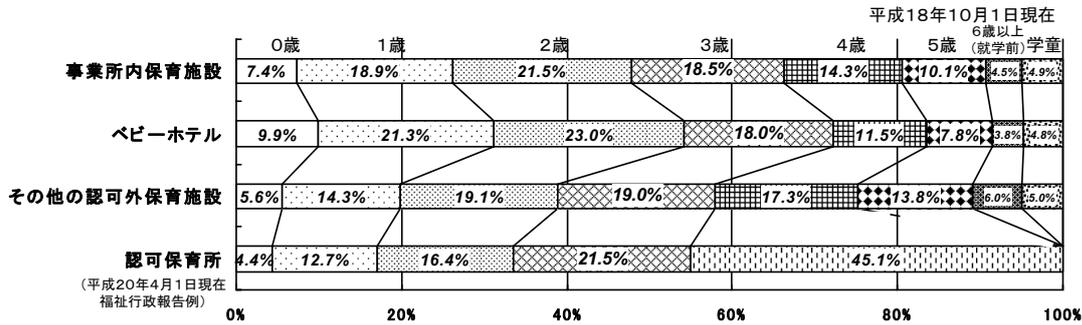
(施設数) 認可外保育施設の  
在所児童数規模別の分布



(資料) 平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの  
-331-

# 認可外保育施設の年齢別入所児童数

○ 認可外保育施設の年齢別入所児童数を見ると、認可保育所に比べ、ベビーホテルを中心に低年齢時の割合が高い。



## 認可外保育施設の設置主体

○ 認可外保育施設の設置主体を見ると、全体としては、約6割が個人、約2割が企業となっている。

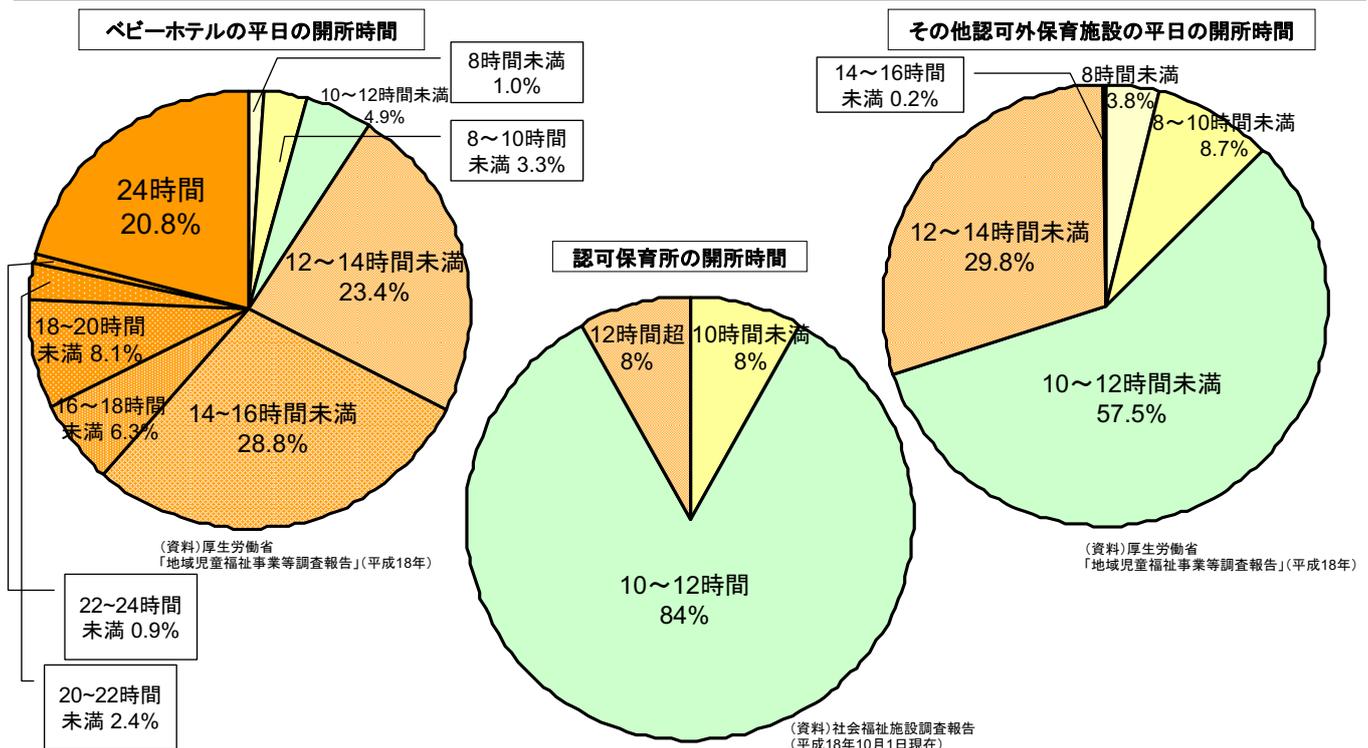
施設の類型別設置主体の状況

	総数			事業所内保育施設			ベビーホテル			その他の認可外保育施設		
	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減
総数	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...
個人	56.3	58.1	△ 1.7	22.7	4.0	18.8	46.4	53.9	△ 7.5	68.1	71.3	△ 3.2
会社	26.1	23.5	2.5	40.2	51.1	△ 10.9	45.8	37.3	8.5	15.4	13.0	2.4
任意団体	3.7	5.4	△ 1.7	2.3	2.5	△ 0.2	1.6	2.9	△ 1.3	4.8	6.8	△ 2.0
その他	13.9	13.1	0.9	34.8	42.5	△ 7.7	6.2	5.8	0.4	11.7	8.9	2.8

(資料)厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成18年)

## 認可外保育施設の開所時間

○ 開所時間は、ベビーホテルのみならず、その他認可外保育施設であっても、認可保育所に比して長く、早朝や夜間の保育ニーズに対応している状況が伺える。



## 人口減少地域に関連する保育制度の概要① (小規模保育所(認可保育所))

○ 認可保育所の定員は、原則60人以上とされているが、定員60人以上とすることが困難であり、20人以上の保育需要が継続することが見込まれ、他に適切な方法がない場合、以下の要件を満たせば、小規模保育所を設置することが可能。認可保育所として地域・定員規模等に応じた保育所運営費を支弁。

- (1) 設備・運営について児童福祉施設最低基準に適合
- (2) 次のいずれかに該当
  - ① 要保育児童が多い地域に所在し、入所児童の概ね4割以上が3歳未満児
  - ② 過疎地域をその区域とする市町村内に所在
  - ③ 入所児童の概ね8割以上が3歳未満児、1割以上が乳児
- (3) 定員20人以上
- (4) 施設長は保育士を配置するよう努め、保育士その他の職員については最低基準等に定める所定数を配置

保育所の定員規模、設置、運営主体別施設数

定員規模別	公 営		私 営		計	
	実 数 (か所)	構成比 (%)	実 数 (か所)	構成比 (%)	実 数 (か所)	構成比 (%)
～30	(613) 569	(5.2) 4.9	(631) 642	(5.8) 5.7	(1,244) 1,211	(5.5) 5.3
31～45	(1,215) 1,190	(10.3) 10.3	(842) 874	(7.7) 7.8	(2,057) 2,064	(9.1) 9.1
46～60	(2,155) 2,073	(18.3) 18.0	(2,635) 2,676	(24.2) 23.9	(4,790) 4,749	(21.2) 20.9
61～	(7,769) 7,678	(66.1) 66.6	(6,764) 7,018	(62.3) 62.6	(14,533) 14,696	(64.2) 64.6
計	(11,752) 11,510 (50.7)	(100.0) 100.0	(10,872) 11,210 (49.3)	(100.0) 100.0	(22,624) 22,720 (100.0)	(100.0) 100.0

資料 : 社会福祉施設調査報告(平成18年10月1日現在)  
上段括弧書きは、前年10月1日現在

15

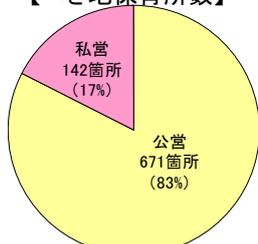
## 人口減少地域に関連する保育制度の概要② (へき地保育所(認可外保育施設))

○ へき地保育所(認可保育所の設置が著しく困難な地域に設置される保育施設であって、市町村長が以下の基準に適合するものと認め、指定した認可外保育施設)に対して、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)において補助(※20ポイント)。

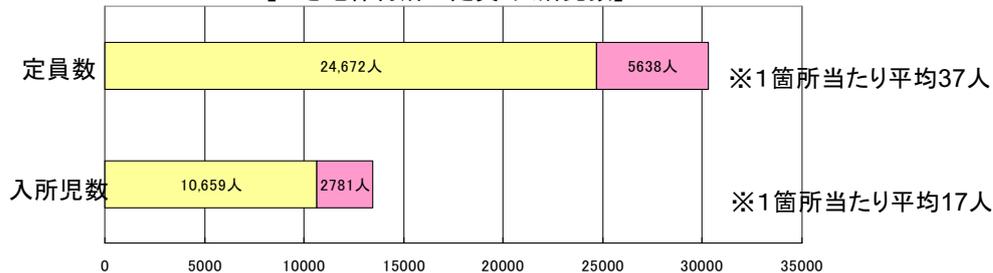
- (1) 設置場所が、以下の①～④にあること
  - ① へき地教育振興法の規定によるへき地手当の支給の指定を受けているへき地学校の通学区域内、
  - ② 一般職の職員の給与に関する法律の規定による特勤手当の支給の指定を受けている公官署の4キロメートル以内、
  - ③ ①・②を受けることとなる地域内
  - ④ ①～③に準ずるものとして市町村長が認める地域内
- (2) 設備・運営が以下の基準に合致すること
  - ① 平均入所児童数が10人以上(※10人を下回る場合2年間は経過的に対象)であること
  - ② 既存建物(学校等)の一部に設置する場合、設備をへき地保育所のために常時使用できること
  - ③ 保育室・便所・屋外遊戯場(付近にある代わるべき場合含む)その他必要な設備を設けること
  - ④ 必要な用具(医療器具、医薬品、机、椅子等)を備えること
  - ⑤ 保育士を2人以上配置すること(※やむを得ない事情があるときは、うち1人は保育士以外の者で代えることができる)
  - ⑥ 保育時間等については、地方の実情に応じて定めること

○ 入所決定は、市町村長が、保育を要する児童のほか、特に必要があるときはその他の児童につき実施。

【へき地保育所数】



【へき地保育所の定員・入所児数】



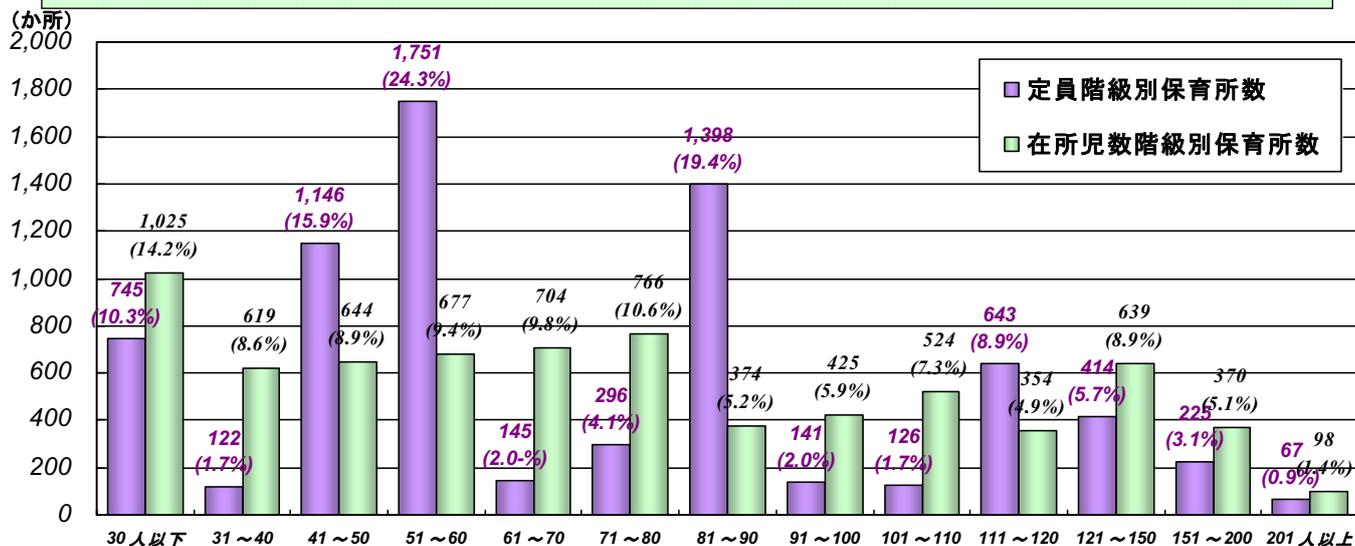
※なお、次世代育成支援対策交付金の平成18年度交付決定数は676箇所

【出典:平成18年社会福祉施設等調査】

16

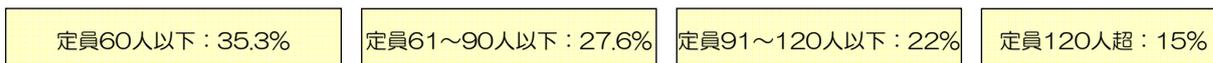
## 過疎地域を含む市町村における認可保育所の現状 (定員・在所児数規模別の分布)

○ 過疎地域を含む市町村にある認可保育所の規模をみると、定員規模では51～60人の規模が多いが、在所児数規模では、30人以下が多い。



(出典)厚生労働省「平成18年 社会福祉施設等調査」における認可保育所の定員階級・在所児数階級ごとの保育所数につき、過疎地域を含む市町村(平成20年11月時点:731市町村)に係る数を特別集計したもの。  
※なお、「過疎地域を含む市町村」には、過疎地域以外の地域を含む市町村が約3割ある。

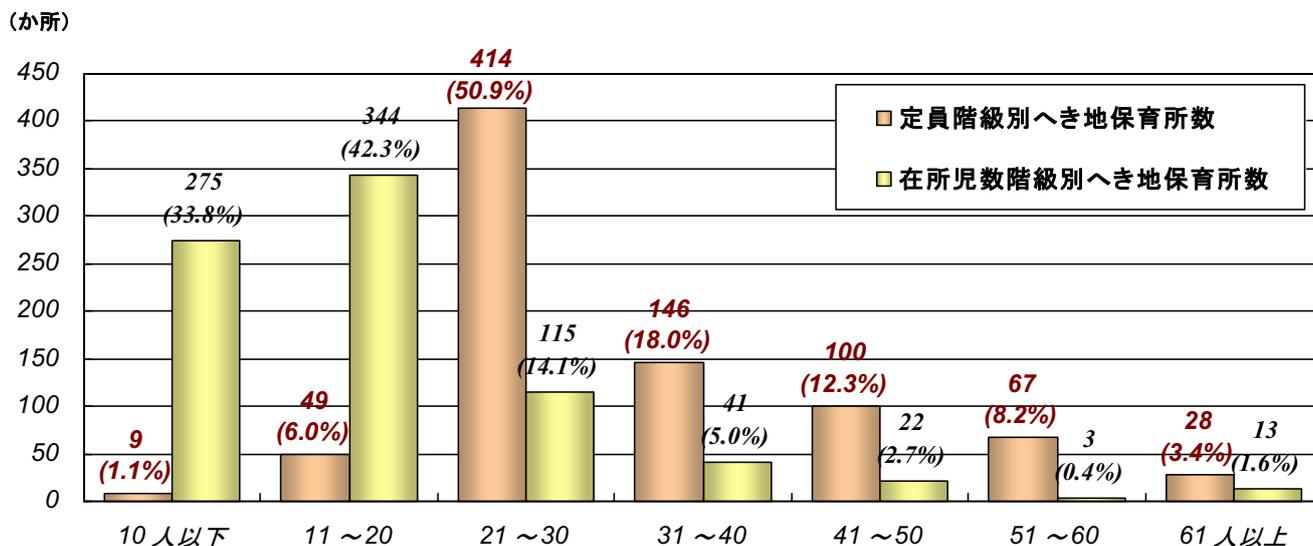
(参考)  
全国の定員  
規模別分布



17

## へき地保育所の現状 (定員・在所児数規模別の分布)

○ へき地保育所の規模をみると、定員規模は21～30人が多いが、在所児数規模は20人以下が約8割を占める。



(出典)厚生労働省「平成18年 社会福祉施設等調査」におけるへき地保育所数を定員階級・在所児数階級ごとに特別集計したもの

## 過疎地域における幼児教育経験者比率

- 小学校就学前に幼稚園又は保育所(へき地保育所含む)を経験した比率を見ると、1970年頃は過疎地域と全国とで大きな格差があったが、近年はほぼ格差がなくなっている。
- 過疎地域においては、全国と比べ、幼稚園就園率が低く、保育所在籍比率が高い。

図表21 幼児教育経験者比率

区分	昭和45年度		昭和55年度		平成2年度		平成7年度		平成14年度		平成18年度	
	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
幼児教育経験者比率	57.4	76.1	87.6	91.2	95.0	95.6	95.5	95.0	98.3	96.7	97.1	96.5
幼稚園就園率	18.3	53.8	35.4	64.4	34.9	64.0	34.2	62.8	34.9	59.9	36.1	57.7
保育所在籍率	39.1	22.4	52.2	26.8	60.1	31.5	61.3	32.2	63.4	36.8	61.0	38.8

(備考) 1 全国は文部科学省「学校基本調査」及び「社会福祉施設等調査」による。  
2 過疎地域は総務省調べ。

※備考

<幼児教育経験者比率>

①全国は、各年度の文部科学省「学校基本調査」(数値は各年度5月1日)及び前年度の厚生労働省「社会福祉施設等調査」による。

②過疎地域は総務省調べ。

③それぞれの数値は、次の算式による、なお、保育所にはへき地保育所を含む。

幼児教育経験者比率 = 幼稚園就園率 + 保育所在籍率

$$\text{幼稚園就園率} = \frac{\text{幼稚園修了者数}}{\text{小学校第1学年児童数}}$$

$$\text{保育所在籍率} = \frac{\text{前年度保育所在所児数(5歳/2+6歳)}}{\text{小学校第1学年児童数}}$$

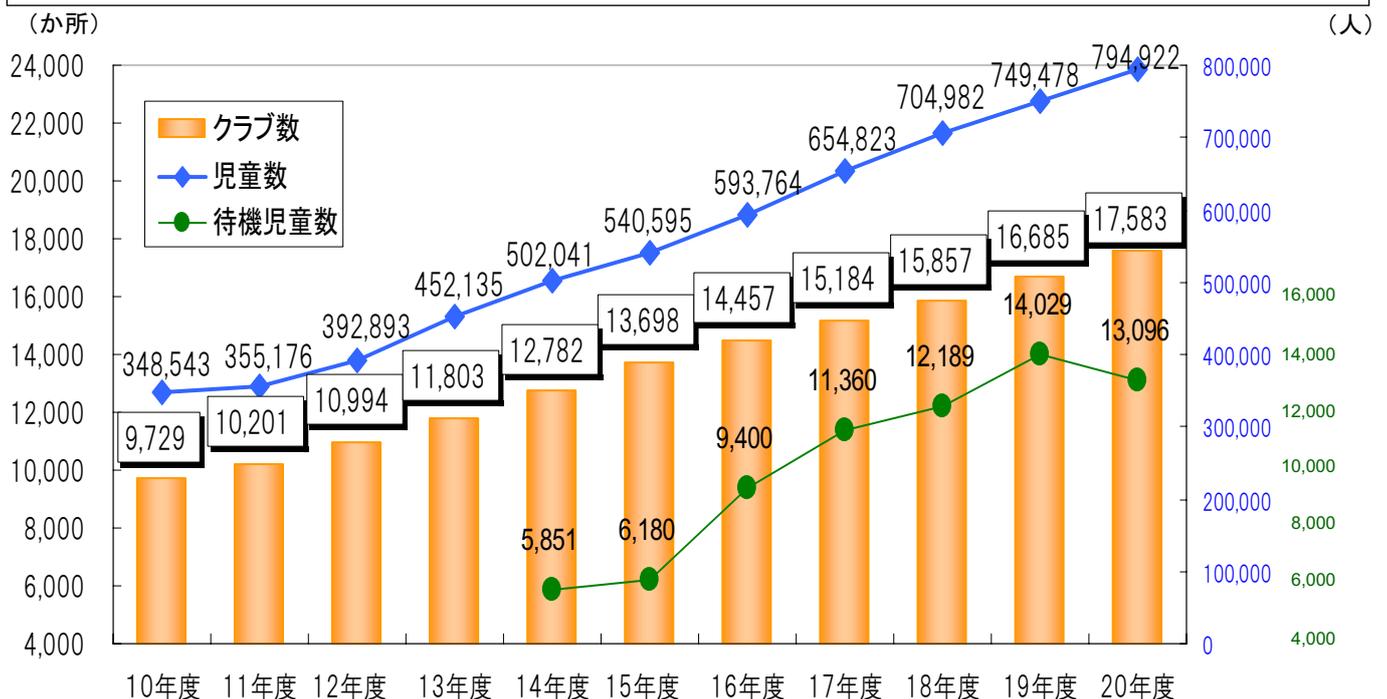
【出典:総務省『「過疎対策の現況」について』(平成20年9月)】

【出典:総務省「時代に対応した新たな過疎対策に向けて(これまでの議論の中間的整理)」(平成20年4月)】

19

## 放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移

- 平成20年では、クラブ数は17,583か所、登録児童数は79万4,922人となっており、平成10年と比較すると、クラブ数は約8,000か所、児童数は約45万人の増となっている。また、クラブを利用できなかった児童数(待機児童数)は対前年933人減の1万3,096人となった。



※各年5月1日現在(育成環境課調)

## 放課後児童クラブの実施状況①

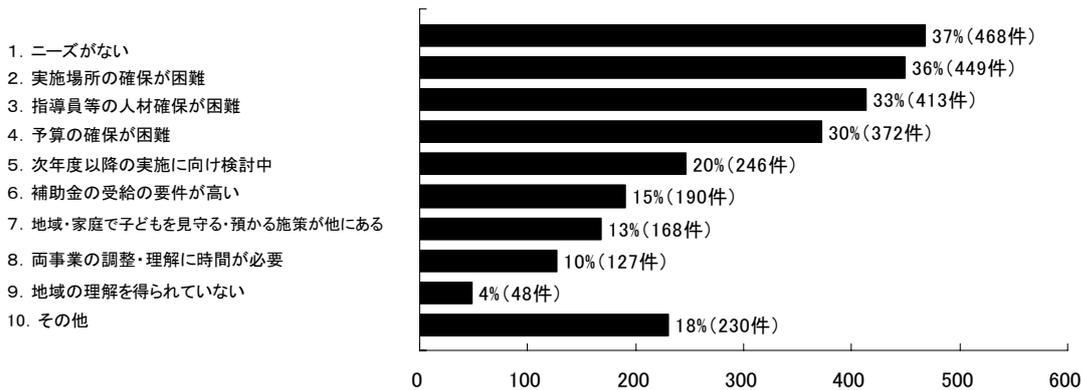
### (1) 放課後児童クラブに係る小学校区別実施状況

31.5%の小学校区において放課後児童クラブが未実施となっている。

	小学校で実施	小学校外で実施	未実施
小学校区数 (割合)	7,766小学校区 (35.5%)	7,227小学校区 (33.0%)	6,881小学校区 (31.5%)

### (2) 放課後児童クラブを実施していない理由

放課後児童クラブを実施していない小学校区における未実施の理由については、「ニーズが無い」が37%、「実施場所の確保が困難」が36%、「指導員等の人材確保が困難」が33%となっている。

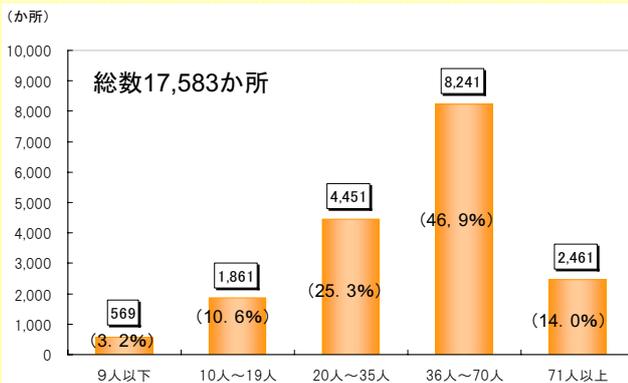


※放課後子どもプラン実施状況調査(平成20年6月23日 文部科学省・厚生労働省。調査基準日平成19年12月1日)

## 放課後児童クラブの実施状況②

### 実施規模別クラブ数の状況

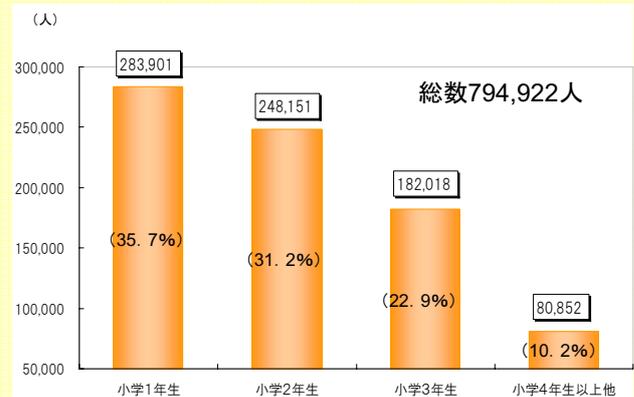
児童数36~70人のクラブが全体の46.9%を占めているが、71人以上の大規模クラブも14%に上っている。



注:( )内は総数に対する割合。

### 学年別登録児童数の状況

登録児童は、約9割が3年生以下となっている。

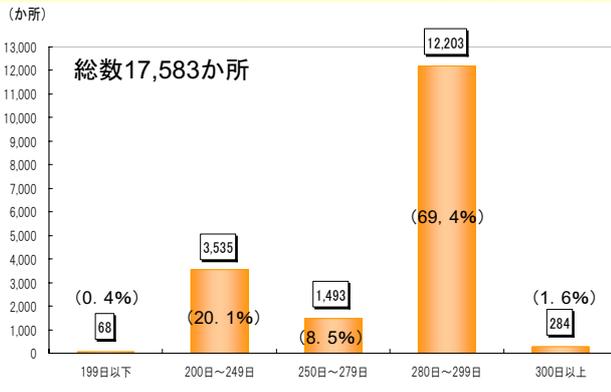


注:( )内は総数に対する割合。計数には、障害児数も含む。

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

### 年間開設日数別クラブ数

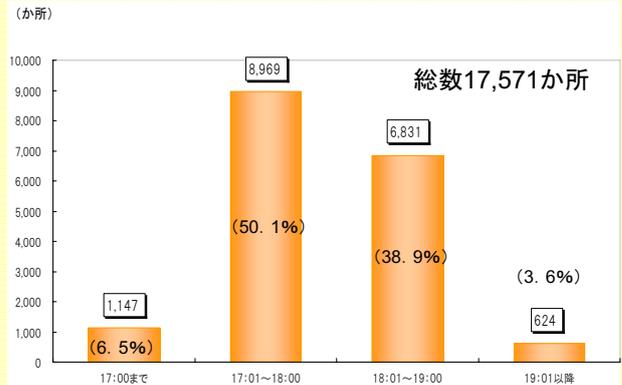
年間の開設日数は7割以上のクラブが280日以上となっているが、250日未満のクラブも約2割に上っている。



注：( )内は総数に対する割合。

### 平日の終了時刻の状況

18:00までに閉所するクラブが5割を超えている。



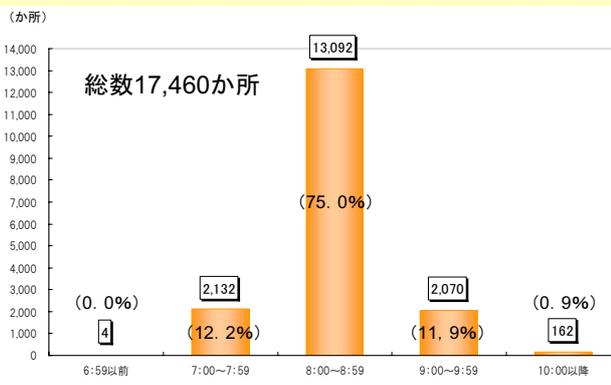
注1：( )内は総数に対する割合。

注2：総数の17,571か所は平日に開所しているクラブ数

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

### 土曜日等の開所時刻の状況

土曜日等については、8時台に開所するクラブが7割を超えている。



注1：( )内は総数に対する割合。

注2：総数の17,460か所は土曜日等に開所しているクラブ数

### 土曜日等の終了時刻の状況

土曜日等においても、18:00までに閉所するクラブが5割を超えている。



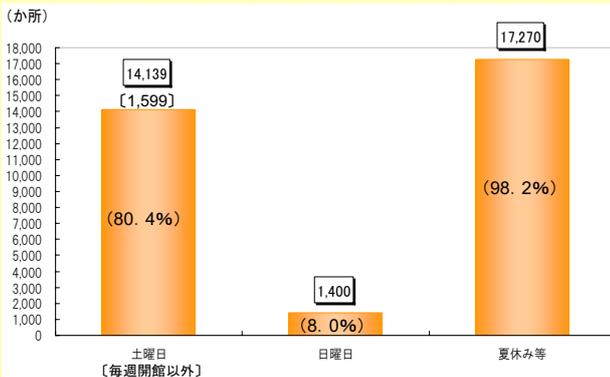
注1：( )内は総数に対する割合。

注2：総数の17,460か所は土曜日等に開所しているクラブ数

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

### 土曜日等の開館状況

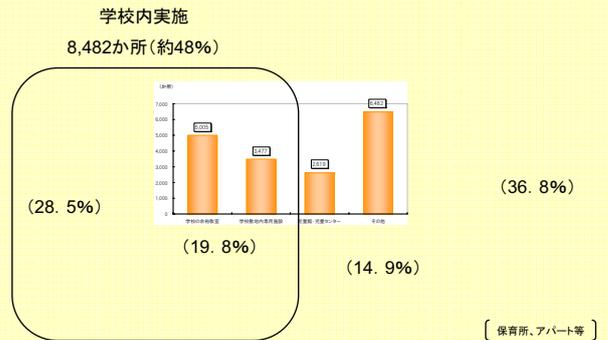
土曜日については8割以上が、夏休み等については、ほぼ全てのクラブが開所している。



注1: ( )内は全クラブ数(17,583か所)に対する割合。  
注2: [ ]内は毎週開館以外のクラブ数であり、内数である。

### 実施場所の状況

実施場所については、約半数が学校内で実施されている。

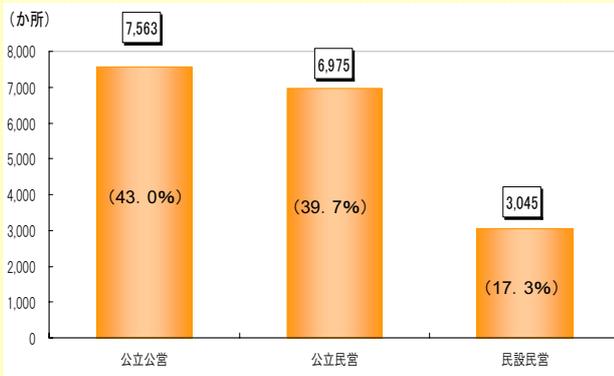


注: ( )内は全クラブ数(17,583か所)に対する割合。

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

### 設置・運営主体別クラブ数の状況

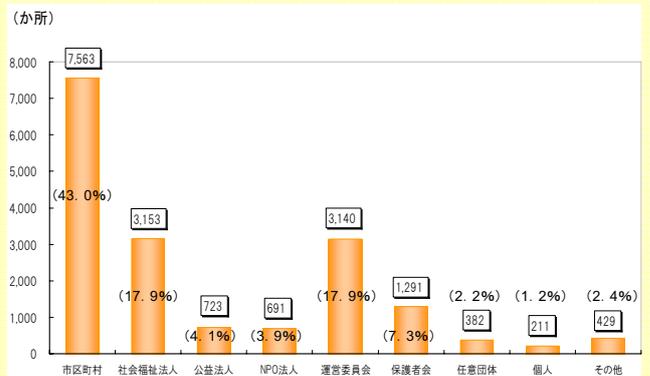
公立による実施が8割を超えている。



注: ( )内は全クラブ数(17,583か所)に対する割合。

### 運営主体別クラブ数の状況

運営主体については、市区町村が約4割、社会福祉法人、運営委員会がそれぞれ約2割となっている。



注1: ( )内は全クラブ数(17,583か所)に対する割合。

注2: 運営委員会とは、保護者や地域住民等により構成される組織が運営を行うもの。

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

### 放課後児童指導員の資格の状況

保育士、幼稚園教諭、幼稚園教諭以外の教諭の資格を有する者が5割を超えている。



注1：( )内は総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・非常勤を区別しない。また、1人の指導員に対し、1つの資格を計上。  
注2：「その他38条」は「保育士・幼稚園教諭」、「幼稚園以外の教諭」、「児童福祉経験有り」以外で児童福祉施設最低基準第38条第2項に該当する者。

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

### 放課後児童指導員の雇用形態

公営・民営ともに非正規職員(非常勤、臨時、嘱託、パートなど)の割合が多い。



注：( )内は総数(64,300人)に対する割合。

※平成19年5月1日現在(全国学童保育連絡協議会調)

27

### 放課後児童クラブの実施状況③

放課後児童クラブに係る利用者負担については、2,000円～10,000円の間で設定されている割合が高い。

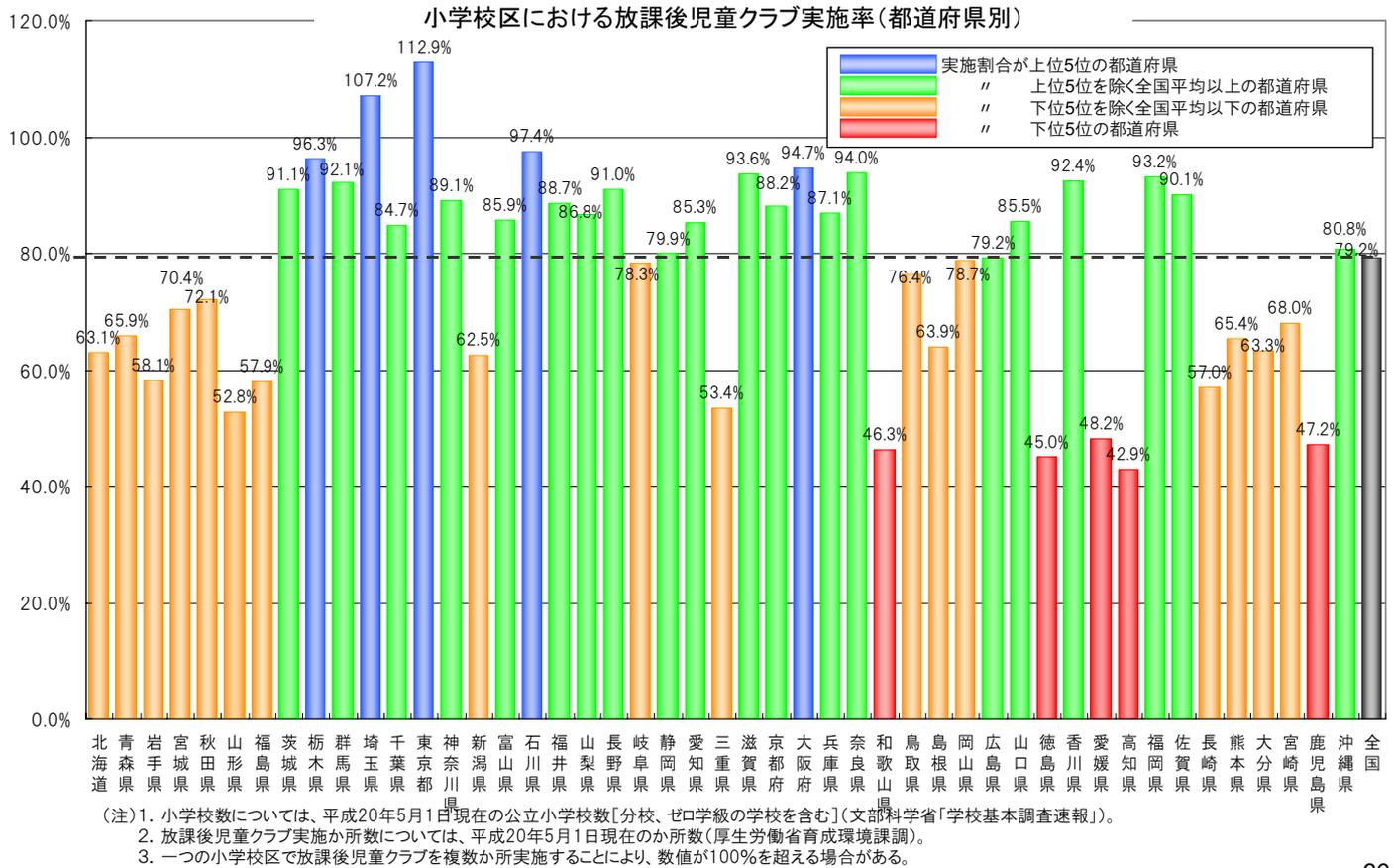
	2003年調査	2007年調査
5,000円未満	49.1%	41.8%
5,000～10,000円未満	40.3%	46.4%
10,000～15,000円未満	9.4%	10.1%
15,000～20,000円未満	1.1%	1.7%
20,000円以上	0.1%	0%

<平成15年及び平成19年(全国学童保育連絡協議会調べ)>

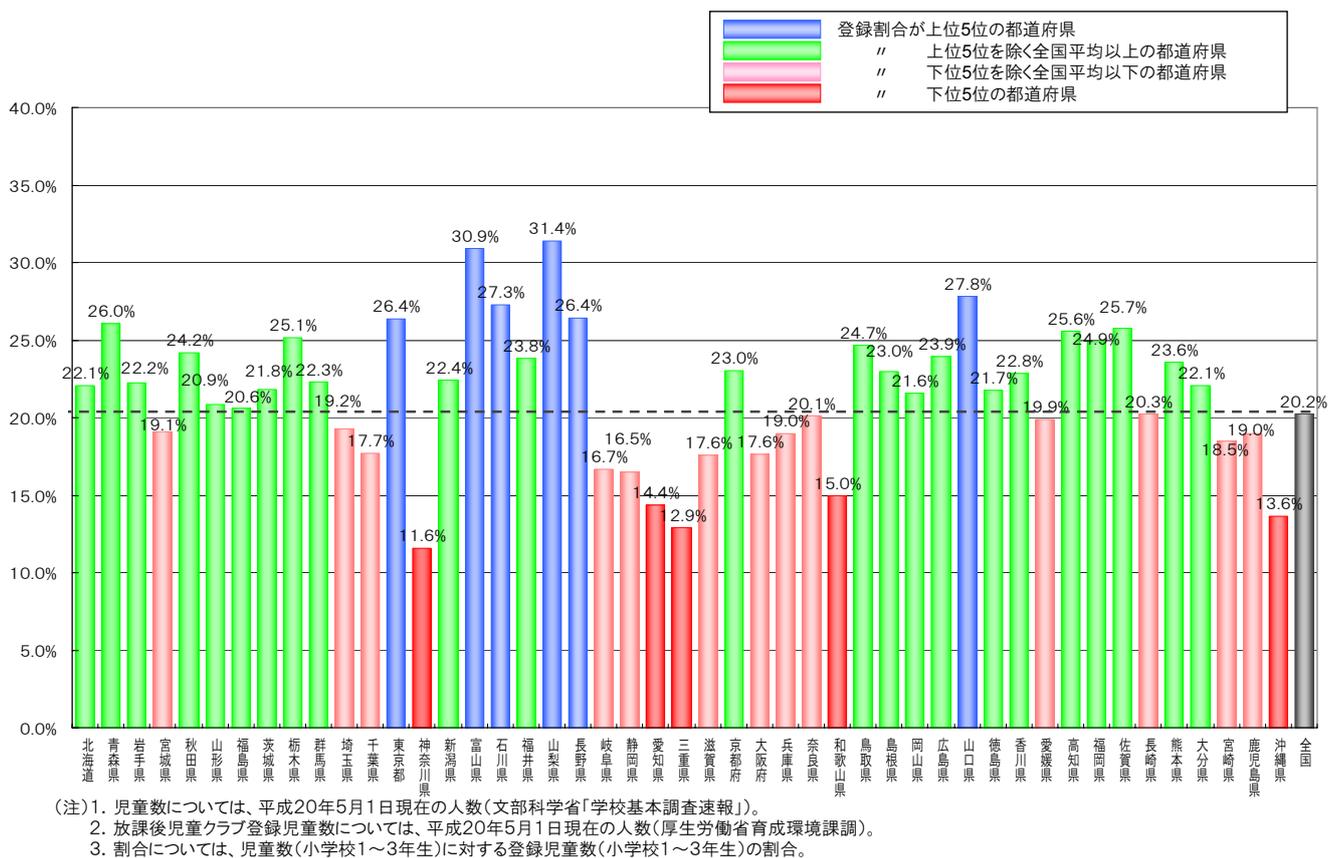
	割合
利用料なし	9.4%
2,000円未満	8.0%
2,000～4,000円未満	19.8%
4,000～6,000円未満	20.1%
6,000～8,000円未満	15.4%
8,000～10,000円未満	6.9%
10,000～12,000円未満	7.8%
12,000～14,000円未満	3.6%
14,000～16,000円未満	2.9%
16,000円以上	3.1%

<平成13年地域児童福祉事業等調査(厚生労働省)>

# 放課後児童クラブの実施状況④



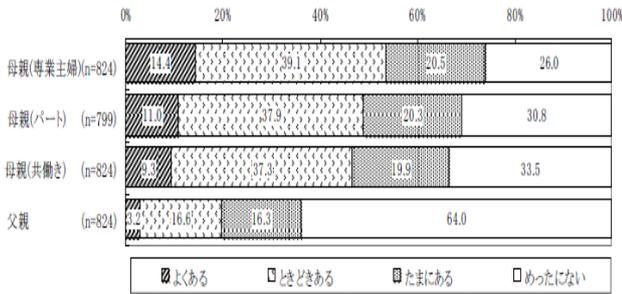
### 小学校1～3年生の児童数に占める放課後児童クラブ登録児童数の割合(都道府県別)



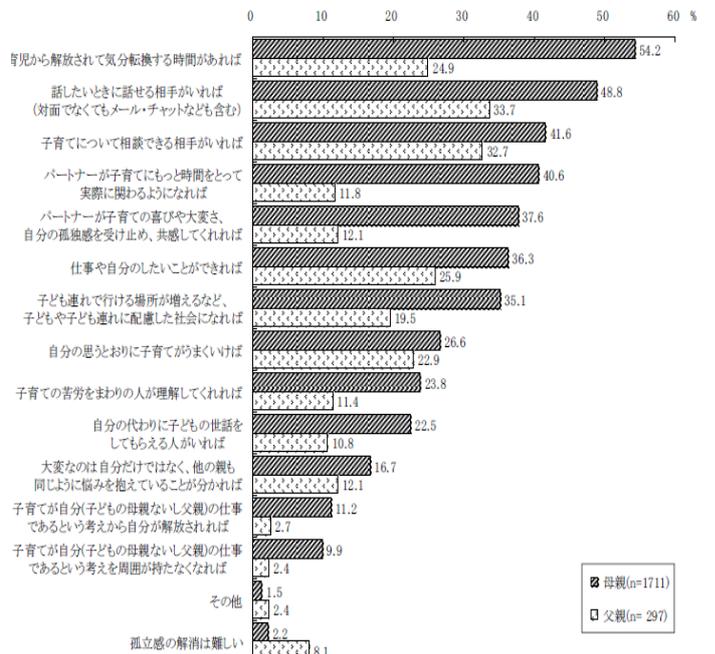
# 子育ての孤立感

- 子育てに関する孤立感を感じる母親の割合は高い(特に専業主婦)。
- 孤立感を解消するために求められているのは、「育児から解放されて気分転換する時間」、「話せる相手」「相談できる相手」、「パートナーの子育ての関わり」等が上位を占めている。

図表 229 孤立感を感じることもあるか



図表 242 孤立感を解消するには

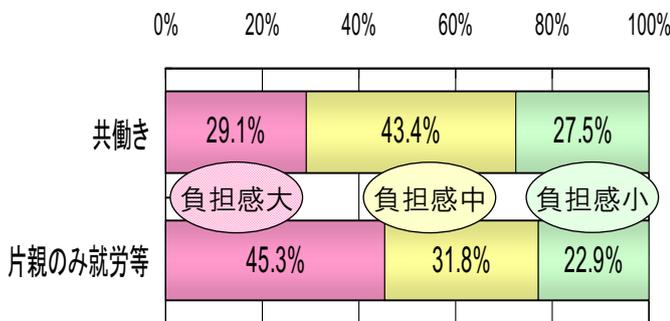


(資料)平成18年度 子育てに関する意識調査報告書

# 子育ての負担感

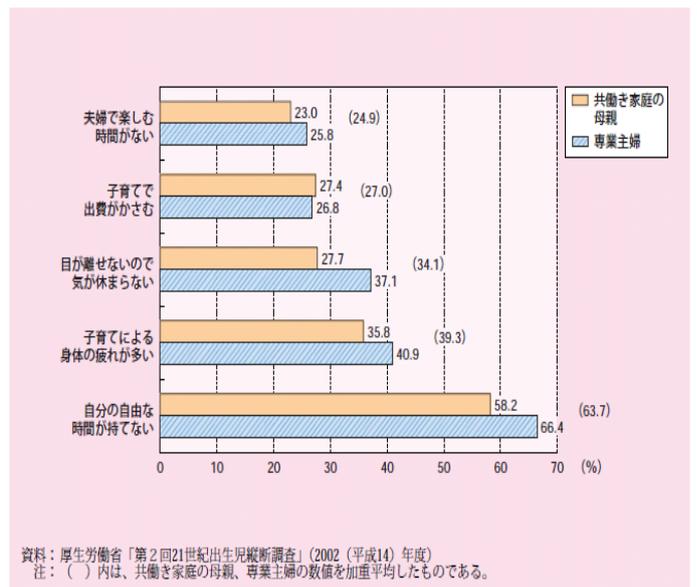
- 専業主婦家庭の方が、子育ての負担が大きいと感じる者の割合が高い。
- 負担感の内容を見ると、「自由な時間が持てない」「身体の疲れ」「気が休まらない」が上位を占める。

女性の子育ての負担感



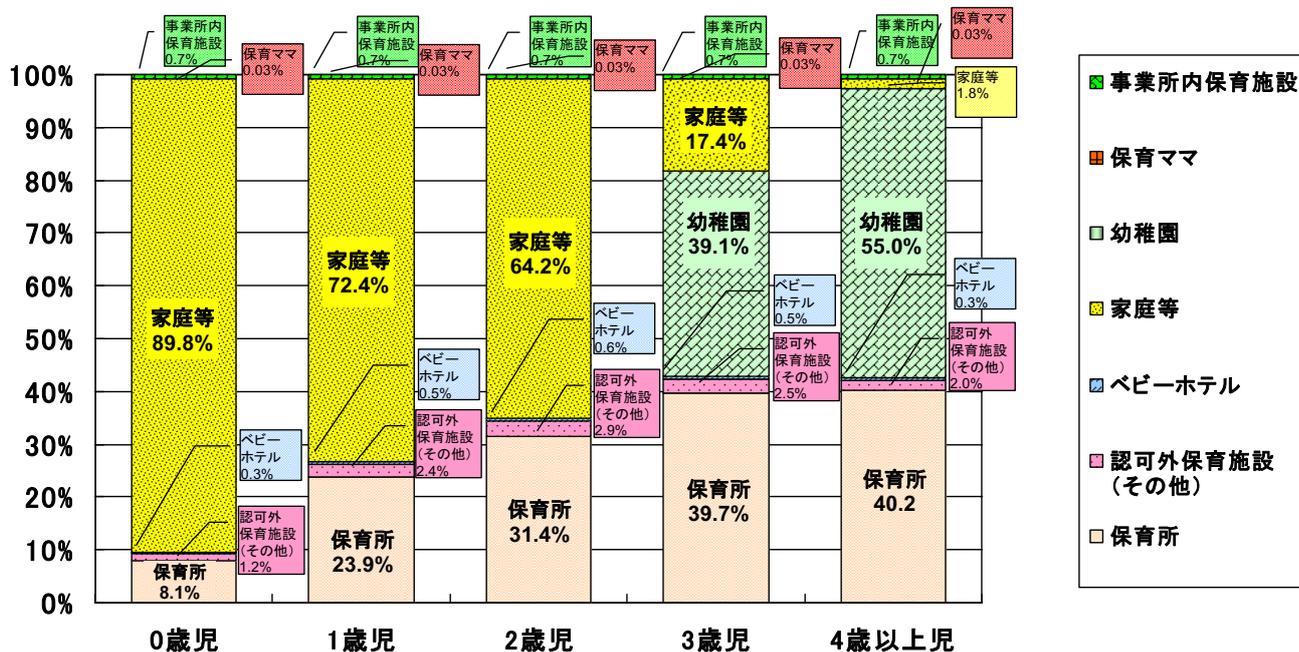
(資料)(財)こども未来財団「平成12年度子育てに関する意識調査事業調査報告書」(平成13年3月)

第1-2-35図 子育ての負担感の状況



# 就学前児童が育つ場所

○就学前児童が日中育てられている場所を年齢別に見ると、以下のとおり。



出典) 就学前児童数: 平成19年人口推計年報【総務省統計局(平成19年10月1日現在)】  
 幼稚園就園児童数: 学校基本調査(速報)【文部科学省(平成20年5月1日現在)】  
 保育所利用児童数: 福祉行政報告例(概数)【厚生労働省(平成20年4月1日現在)】  
 認可外保育施設、ベビーホテル: 厚生労働省保育課調べ  
 保育ママ、事業所内保育施設: 厚生労働省保育課調べの年齢計の入所児童数を按分した数値  
 家庭等: 就学前児童数と各施設入所児童数総計との差

## 他の社会保障制度における市町村事業の仕組み

介護保険制度	障害者自立支援法	次世代育成支援
<p>〔地域支援事業〕                      (事業内容)                      市町村において実施する以下の事業                      1. 必須事業                      ①介護予防事業                      ②包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務)                      2. 任意事業                      ①介護給付費等費用適正化事業                      ②家族介護支援事業                      ③その他の事業(※各自自治体の創意工夫による事業実施が可能)</p> <p>(財政支援・財源構成)                      地域支援事業の実施に必要な費用について、上限額(※)の範囲内において、以下の財源構成により、関係者が負担。                      ※当該市町村の介護給付費の3%以内</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>介護予防事業</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>包括的支援事業・任意事業</p> </div> </div> <p>※「1号」…65歳以上の保険料                      ※「2号」…40～64歳の保険料</p>	<p>〔地域生活支援事業〕                      (事業内容)                      市町村において実施する以下の事業                      1. 必須事業                      ①相談支援事業                      ②コミュニケーション支援事業                      ③日常生活用具給付等事業                      ④移動支援事業                      ⑤地域活動支援センター機能強化事業                      2. 任意事業                      福祉ホーム事業などのメニュー事業のほか、各自自治体の創意工夫による事業実施が可能。</p> <p>(財政支援・財源構成)                      地域生活支援事業の実施に必要な費用について、一定の算定基準に基づいた額を国が補助。                      具体的には、事業実績と人口による基準により、各年度の国庫予算額を配分                      (国:1/2、都道府県:1/4、市町村:1/4)</p> <p>※なお、市町村による事業のほか、都道府県による事業(専門性の高い相談支援事業や研修事業等)あり。</p>	<p>〔次世代育成支援対策交付金〕                      (事業内容)                      市町村において実施する以下の事業                      (※必須事業はなく、すべて任意。)                      ・乳児全戸家庭訪問事業                      ・養育支援家庭訪問事業                      ・ファミリー・サポート・センター事業                      ・子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)                      ・延長保育促進事業 等                      ・その他事業(※各自自治体の創意工夫による事業実施が可能。)</p> <p>(財政支援・財源構成)                      市町村が地域行動計画に基づき策定した毎年度の事業計画に対し、一定の算定基準に基づいた額を国が補助するもの。                      具体的には、事業量と児童人口等により、各年度の国庫予算額を配分。                      ※事業毎に一定額が補助される仕組みではない。                      (国:1/2、市町村:1/2)</p>

# 各種子育て支援事業の取組の現状

	《事業名》	《事業内容》	《19年度実績》	《地域における箇所数》	
訪問支援	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うもの。	1,063市区町村 (平成19年度交付決定ベース)	全市区町村の 58.2%	
	養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や技術指導等を行うもの。	784市区町村 (平成19年度交付決定ベース)	全市区町村の 42.9%	
親や子の集う場	地域子育て支援拠点事業	地域において子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談・援助等を行うもの。	4,409か所 (平成19年度交付決定ベース)	1小学校区当たり 0.20か所	
	児童館事業	児童に対する遊びを通じた集団的・個別的指導、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等。	4,718か所 (公営3,125か所、 民営1,593か所) (平成18年10月現在)	1小学校区当たり 0.21か所	
預かり	一時預かり(一時保育)事業	保護者の疾病、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等による緊急・一時的な保育サービスを提供するもの。	7,214か所 (平成19年度交付決定ベース)	1小学校区当たり 0.32か所	
	支子育て事業	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う(原則として7日以内)。	584か所 (平成19年度交付決定ベース)	1市区町村当たり 0.32か所
	夜間養護等(トワイライトステイ)事業	保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。	301か所 (平成19年度交付決定ベース)	1市区町村当たり 0.16か所	
相互援助	ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施するもの。	540か所 (平成19年度交付決定ベース)	1市区町村当たり 0.30か所	

注:市区町村の総数は1,827(平成19年4月1日現在)。小学校区としての国公立小学校数は22,270(文部科学省「平成20年度学校基本調査(速報)」(平成20年5月1日現在)。

## 各自治体における多様な取組み(事例) ①

○ 各自治体においては、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)や児童育成事業費によるメニュー事業のほか、多種多様な取組がなされている。

事業名	取組自治体	事業概要	事業名	取組自治体	事業概要
地域在宅子育て支援制度「みなとつ子」	港区	妊娠時からの「かかりつけ保育園」制度。一時保育体験、各種育児体験への参加、看護師、栄養士、保育士による育児相談、保育園の行事への参加、「保育園であそぼう」への参加、毎月のお便り送付などがある。	協定家庭による子どもショートステイ事業	新宿区	(1)病気や出産のため入院、(2)家族の病気の介護、(3)冠婚葬祭、(4)事故や災害、(5)そのほか、家庭で養育できない事情ができた場合、0歳から小学校6年生までの子どもをショートステイ協力家庭で預かる(1日3000円、減免あり)。
マイ保育園登録事業	石川県内市町村	妊娠中から出産後の育児不安を解消するために、身近な保育所で育児教室や育児相談を受けることができる制度。保育所は登録制になっており、「マイ保育園利用券」を使って平日午前保育を無料で3回受け取ることができる。	すみずみ子育てサポート事業	福井県	NPO法人やシルバー人材センターなどが行う、一時預かりや家事支援等の利用料を助成。(標準利用料1時間350円)
マイ保育園みんなで子育て応援事業	石川県	子育てコーディネーターを配置し、「子育て支援プラン」を作成する。これは、介護保険のケアプランの育児版のようなもので、継続的・計画的な保育サービスの利用を促し、育児不安を解消し、子どもの発達を支援するもの。	子育て応援券	杉並区	就学前の子どもがいる家庭に、一時保育や親子コンサートなど、地域の子育て支援サービスに利用できる券を配付。
派遣型一時保育事業	港区	保護者の傷病、入院等により、一時的に保育が必要となる子どもの自宅に保育者を派遣して保育を行う。一時保育の他、病後児保育、新生児保育もあり。	子育てファミリー世帯居住支援	鹿沼市、新宿区、大阪市他	転居一時金、家賃の差額及び引越し費用を助成(条件あり)。
派遣型保育サービス	七尾市	市に保育ママとして登録されている子育て経験者が、子どもを預かる派遣型保育サービス。(1)産後の母親の身の回りの世話や新生児の世話(産後・安心ヘルパー派遣サービス)、(2)病気の回復期にある子どもの一時預かり(病後児在宅保育サービス)、(3)保護者が病気の時や冠婚葬祭の時などの子どもの一時預かり(訪問型一時保育サービス)が含まれる。保育の実施場所は、保育ママの自宅もしくは子どもの自宅。	子育て世帯に適した住宅・住環境ガイドライン	愛知県	子育て世帯に適した住まいの基本的な考え方を県民・事業者にガイドラインとして提示。
			子育て支援マンション認定制度	墨田区	区内に供給される、ソフト・ハードの両面で子育てに配慮されたマンションを認定・支援することにより、子育てしやすい居住環境を整備。
			高齢者世帯と子育て世帯の住替えモデル事業	横浜市	高齢者住み替え相談、子育て世帯への転賃支援、高齢者向け優良賃貸住宅の供給を一体的に実施。
			道営であえる	北海道	道営住宅について、子育て支援仕様の住空間、子育て支援サービスを一体的に整備。子どもの年齢に基づく期限付き入居を導入。

## 各自治体における多様な取組み(事例) ②

事業名	取組自治体	事業概要	事業名	取組自治体	事業概要
妊婦健康診査費用助成制度		妊娠健康診査健診費用を自治体で負担。	「子ども条例」制定に向けた子どもの参画	豊田市	子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合う地域社会を実現することを目的に制定。検討過程で、公募子ども委員、地域子ども会議(26 中学校区)、3 回のパブリックコメントなどを実施。
出産費用助成		分娩や入院にかかる出産費用のうち、出産育児一時金等を差し引いた金額の助成等。			
乳幼児医療費助成		乳幼児にかかる医療費の助成。	子ども部会の討議による知事への提案	北海道	子どもの未来づくり審議会(子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例に基づく設置)の子ども部会で特定のテーマをもとに検討し、知事に提案。
歯科検診		乳幼児健診とあわせて、歯科検診の実施。	子どもを虐待から守る条例	三重県 他	条例に基づき、子育て支援指針、早期発見対応指針、保護支援指針を策定し、未然防止・早期発見・回復・再構築の支援を図る。
聴覚健診	羽島市 掛 保 川 町 他	新生児聴覚検査費の助成。	みえ次世代育成応援ネットワーク	三重県	三重県の企業と地域の団体が連携して、子育てに優しい地域社会づくりに取り組む地域密着型子育て応援ネットワーク。マッチング機能、企画の支援などを実施。
プレーパーク事業	世田谷区	住民との協働により、プレーリーダーや地域ボランティアのもと、子どもたちの好奇心を大切に、自由にやりたいことができる遊び場づくりを実施。	子育てネットの運営・マップづくり	三鷹市 他	様々な子育て情報や子育て相談を行うサイトの運営や、乳幼児のいる子育て家庭を対象にした市内まちあるきマップの作成を企業やNPOと協働して実施。
おもちゃ図書館		障害のある子どもたちにおもちゃを用意し、気に入ったおもちゃを選んで遊ぶ機会を提供し、家でも遊べるよう貸し出しを行う。家族にも仲間作りや情報交換の場となっている。	子育て総合支援センター事業	徳島県	市町村・NPO・子育てサークル等の子育て関係組織の取組を総合的にコーディネートすることや、人材育成、子育て支援情報の集積・発信など、子育て支援活動を支援。
子育て相談室	浦安市	育児相談の総合窓口を開設し、独自に養成した「子育てケアマネージャー」が子育ての悩み全般に対し、適切な支援サービスを案内。	子育て家庭優待事業		子育て家庭にカードを配布し、県内の協賛店舗・施設で商品の割引や優待サービスなど様々な特典が受けられる。
			チャイルドライン		18 歳までの子どもがかけられる電話として、子どもの声に耳を傾ける場の醸成など、子どもの健全な成長のための社会基盤づくりの取組。
			父親の子育て参加促進事業	埼玉県 他	働き方の見直しとともに、地域や職域において父親の意識醸成や父親同士の仲間づくりを進め、子育て参加の意識を高める。
			出合いの場づくり・結婚応援事業		イベント等の開催による結婚を望む男女の出合いの機会提供や結婚相談の実施によるお相手紹介。

## 社会保障審議会少子化対策特別部会における検討の状況について

- 『子どもと家族を応援する日本』重点戦略を受け、平成20年3月より、社会保障審議会少子化対策特別部会において、次世代育成支援に関する給付・サービスを体系的・普遍的に提供し、必要な費用を社会全体で負担していく「新たな制度体系」の検討を進めており、同年の秋以降は、より具体的な議論をしてきていただいています。

- 少子化対策特別部会の会議資料等は

「厚生労働省ホームページ」<http://www.mhlw.go.jp/>



お知らせ「審議会・研究会等」



社会保障審議会



少子化対策特別部会

に随時、掲載しておりますので、御参照ください。

(照会先)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

少子化対策企画室

電話 03-5253-1111

(内線7944)



## Ⅸ. その他





保国発第1226001号  
雇児総発第1226001号  
平成20年12月26日

都道府県民生主管部（局）長 殿

各 { 都 道 府 県  
指 定 都 市 児童福祉主管部（局）長 殿  
児童相談所設置市

厚生労働省保険局国民健康保険課長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

### 国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に係る留意点等について

国民健康保険法の一部を改正する法律（平成20年法律第97号。以下「改正法」という。）の改正の趣旨及び内容については、「国民健康保険法の一部を改正する法律の施行について」（平成20年12月26日付け保発第1226001号）において、別添のとおり通知したとおりであるが、その運用に当たっての留意点等は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴管内市町村並びに関係機関及び関係団体等に周知を図り、運用に当たっては十分留意の上、遺憾なきを期されたい。

なお、本通知については、文部科学省大臣官房総務課に対し幼稚園、小学校及び中学校等の教育機関に対し周知を依頼していることを申し添える。

### 記

#### 1 改正法の施行に当たっての留意点

##### (1) 改正法の施行前の準備

改正法においては、施行の日において改正法による改正前の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定により被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）の交付を受けている世帯主の世帯に属する15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者（同法第9条第3項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。（2）及び（3）において同じ。）

があるときは、改正法の施行後速やかに、世帯主に対し、当該被保険者に係る有効期間を6か月とする被保険者証を交付することとされているところであり、改正法施行後速やかに当該被保険者に被保険者証を交付できるよう、対象者の抽出や有効期間を6か月とする被保険者証の印刷など必要な準備に努めること。

## (2) 中学生以下の子どもへの短期被保険者証の発行

世帯主が国民健康保険法第9条第5項の規定により被保険者証を返還し、資格証明書を発行する際に、その世帯に属する15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者があるときは、世帯主に対し、当該被保険者に係る有効期間を6か月とする被保険者証を交付すること。

有効期間を経過した際に、その世帯に属する他の被保険者に引き続き資格証明書が交付されており、その者が15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者であるときは、有効期間を6か月とする被保険者証を継続して発行すること。新たに発行された被保険者証の有効期間を経過した際も同様の取扱いとすること。

また、有効期間を6か月とする被保険者証を継続して発行する際には、滞納世帯との接触の機会の確保に努めること。その際、世帯主が当該被保険者証を受け取りに来ないなど接触がとれない場合は、時間外や休日等も含め電話連絡を試みるとともに、必要に応じて、家庭訪問を実施するなど、各保険者の実情に応じて、速やかに被保険者証を交付できるよう、きめ細かな対応に努めること。

なお、有効期間を6か月とする被保険者証の発行をもって滞納世帯への接触を断つことなく、引き続き接触の機会の確保に努めるとともに、保険料を納めることができない特別な事情がある場合は、保険料の減免等を行うとともに、被保険者証を交付する一方、保険料を納めることが出来ない特別な事情がない場合は滞納処分も含めた適切な収納に努めること。

## (3) 関係機関からの問い合わせへの対応

(1) 及び (2) の取扱いについて、地域の保険医療機関や中学生以下の子どもに関する関係機関（保育所等の児童福祉施設や幼稚園、小学校、中学校等の教育機関等）からの問い合わせ等があった際には、丁寧な説明に努めるなど適切に対応すること。

## (4) その他

改正法において、世帯主が国民健康保険法第9条第5項の規定により被保険者証を返還した際に、資格証明書を交付せず有効期間を6か月とする被保険者証を交付することとされたのは、15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者であり、当該被保険者がいない世帯については、従前どおり当該世帯に属する被保険者全員に係る被保険者証又は資格証明書を交付することとなるが、その際は、機械的・一律に運用することなく、事業の休廃止や病気など当該世帯に保険料を納付することができない特別な事情があるか否かを適切に把握し判断した上で交付を行うこと。

## 2 「被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について」の改正について

改正法の施行に伴い、「被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について」（平成20年10月30日付け保国発第1030001号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知・雇児総発第1030001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を次のように改正し、平成21年4月1日から適用する。

### 被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について

国民健康保険における被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）の運用については、下記のとおり、その留意点をまとめたので、その内容を御了知いただくとともに、貴管内市町村等関係者への周知徹底について遺憾なきよう配慮されたい。

なお、本通知については、社会・援護局保護課と調整済みであることを申し添える。

### 記

#### 1 資格証明書の運用についての基本的考え方

資格証明書については、事業の休廃止や病気など、保険料を納付することができない特別の事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険料を滞納している方について、納付相談の機会を確保するために交付しているものであり、機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行うこと。

一方、国民健康保険においては収納率の向上はその保険運営上極めて重要であり、悪質な滞納者については、従前どおり、滞納処分も含めた収納対策の厳正な実施に努めること。

#### 2 資格証明書の交付に際しての留意点

資格証明書の交付については、1のとおり、機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行うことが必要であるが、その際は、以下の事項に留意して取り扱うこと。

##### (1) 事前通知及び特別事情の把握の徹底

資格証明書が交付されることについて、滞納者が理解することなく行うことがないよう、可能な限り文書だけでなく、電話督促や戸別訪問等の方法により滞納者との接触を図り、その実態把握に努めるとともに、滞納者に対し滞納が継続すれば資格証明書の交付を行うこととなる旨の周知を図ること。

その際には、納付相談の奨励に加え、保険料の減免制度及び生活保護や多重債務問題等の庁内相談窓口の周知も併せて行い、滞納者が相談を行いやすい環境を整えることや、相談機会の確保に努めること。また、他部門に相談のあった滞納者の事例について、情報共有ができるよう、庁内の連絡体制の整備に努めること。

また、資格証明書の発行に際しては、市町村の実情に応じ、別添の他市町村の取扱いも参考に、より公正な判断が行われるよう努めること。

#### (2) 短期被保険者証の活用

滞納世帯に対しては、短期被保険者証を経ずに資格証明書を交付するのではなく、資格証明書の交付までには、可能な限り短期被保険者証を活用することにより、滞納者との接触の機会の確保に努めること。

#### (3) 中学生以下の子どもへの短期被保険者証の発行

世帯主が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第5項の規定により被保険者証を返還し、資格証明書を発行する際に、その世帯に属する15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者（同条第3項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。以下同じ。）があるときは、世帯主に対し、当該被保険者に係る有効期間を6か月とする被保険者証を交付すること。

有効期間を経過した際に、その世帯に属する他の被保険者に引き続き資格証明書が交付されており、その者が15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者であるときは、有効期間を6か月とする被保険者証を継続して発行すること。新たに発行された被保険者証の有効期間を経過した際も同様の取扱いとすること。

また、有効期間を6か月とする被保険者証を継続して発行する際にも、滞納世帯との接触の機会の確保に努めること。その際、世帯主が当該被保険者証を受け取りに来ないなど接触がとれない場合は、そのような状況を放置することは望ましくないものであることから、時間外や休日等も含め電話連絡を試みるとともに、必要に応じて、家庭訪問を実施するなど、各保険者の実情に応じて、速やかに被保険者証を交付できるよう、きめ細かな対応に努めること。

なお、有効期間を6か月とする被保険者証の発行をもって滞納世帯への接触を断つことなく、引き続き接触の機会の確保に努めるとともに、保険料を納めることが出来ない特別な事情がある場合は、保険料の減免等を行うとともに、被保険者証を交付する一方、保険料を納めることが出来ない特別な事情がない場合は滞納処分も含めた適切な収納に努めること。

#### (4) 養育環境に問題のある世帯に対する対応

子どものいる滞納世帯に対しては、(1)及び(3)のとおり、家庭訪問等により実情把握に努めることとするが、その際、市町村の児童福祉担当部局の助言を得つつ、家庭内が著しく乱れている等の実態がみられるなど養育環境に問題のある世帯を把握した場合には、市町村の児童福祉担当部局や児童相談所と密接な連携を図ること。



保発第1226001号  
平成20年12月26日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長

### 国民健康保険法の一部を改正する法律の施行について

国民健康保険法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が、衆議院厚生労働委員長から議員提案され、平成20年法律第97号として公布され、平成21年4月1日より施行することとされたところである。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴都道府県内の保険者等に周知を図り、運用に当たっては十分留意の上、遺憾なきを期されたい。

#### 記

#### 第一 改正法の趣旨

子どもの心身ともに健やかな育成に資するため、被保険者資格証明書に関し、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者に対する取扱いを見直すものであること。

#### 第二 改正法の内容

世帯主が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第5項の規定により被保険者証を返還した際に、その世帯に属する15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者（同条第3項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。第三の（2）において同じ。）があるときは、世帯主に対し、その者に係る有効期間を6か月とする被保険者証を交付すること。（国民健康保険法第9条関係）

#### 第三 施行期日等

##### （1） 施行期日

改正法は、平成21年4月1日から施行する。（改正法附則第1項関係）

- (2) 改正法の施行の日において、改正法による改正前の国民健康保険法の規定により被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主の世帯に属する15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者があるときは、改正法の施行後速やかに、世帯主に対し、当該被保険者に係る有効期限を6か月とする被保険者証を交付すること。(改正法附則第2項関係)
- (3) 市町村又は特別区は、国民健康保険の保険料について、減免制度の十分な周知を図ること等を通じて滞納を防止するとともに、特別の理由があると認められないにもかかわらず滞納している者からの実効的な徴収の実施を確保するため、必要な措置を講じなければならないこと。(改正法附則第4項関係)